

平成 2 5 年 第 3 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 ( 9 月 2 日 )

1. 議事日程	1
1. 追加議事日程	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定 ( 2 6 日間 )	4
1. 日程第 3. 平成 2 5 年第 2 回定例会付託議案第 1 号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定について	4
○市民福祉常任委員長報告 ( 日根野正敏委員長 )	4
○原案可決	6
1. 休憩宣告	6
1. 再開宣告	6
1. 日程第 4. 行政報告 ( 加藤市長 )	6
1. 休憩宣告	1 8
1. 再開宣告	1 8
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	1 8
○提案理由説明 ( 加藤市長 )	1 8
○原案可決	1 9
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市税外収入徴収条例の一部改正について	1 9
○提案理由説明 ( 加藤市長 )	1 9
○原案可決	1 9
1. 日程第 7. 議案第 3 号 名寄市介護保険条例の一部改正について	1 9
○提案理由説明 ( 加藤市長 )	1 9
○原案可決	1 9
1. 日程第 8. 議案第 4 号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明 ( 加藤市長 )	2 0
○原案可決	2 0
1. 日程第 9. 議案第 5 号 名寄市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について	2 0

○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第10. 議案第6号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	21
1. 日程第11. 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約変更に関する協議について	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○原案可決	21
1. 日程第12. 議案第8号 工事請負契約の締結について	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○補足説明（長内建設水道部長）	22
○質疑（熊谷吉正議員）	22
○原案可決	25
1. 休憩宣告	25
1. 再開宣告	25
1. 日程第13. 議案第9号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	25
○提案理由説明（加藤市長）	25
○補足説明（扇谷総務部長）	26
○原案可決	27
1. 日程第14. 議案第10号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○原案可決	28
1. 日程第15. 議案第11号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○原案可決	29
1. 日程第16. 議案第12号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	29
○提案理由説明（加藤市長）	29
○原案可決	29
1. 日程第17. 議案第13号 平成25年度名寄市病院事業特別会計補正予算（第1号）	29
○提案理由説明（加藤市長）	29
○原案可決	30
1. 日程第18. 議案第14号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）	30

○提案理由説明（加藤市長）	30
○原案可決	30
1. 日程第19. 議案第15号 平成24年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第16号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第17号 平成24年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第18号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第20号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	
議案第21号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について	
議案第22号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第23号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第24号 平成24年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第25号 平成24年度名寄市水道事業会計決算の認定について	30
○提案理由説明（加藤市長）	31
○決算審査特別委員会設置・付託	31
1. 日程第20. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	
報告第2号 専決処分した事件の報告について	31
○提案理由説明（加藤市長）	31
○報告済	32
1. 日程の追加（黒井議長）	32
○決定	32
1. 追加日程第1. 議案第26号 工事請負契約の締結について	
議案第27号 工事請負契約の締結について	
議案第28号 工事請負契約の締結について	32
○提案理由説明（加藤市長）	32
○補足説明（長内建設水道部長）	32
○質疑（熊谷吉正議員）	34
○原案可決	39
1. 休会の決定	39
1. 散会宣告	39

## 第 2 号（ 9 月 1 8 日 ）

1. 議事日程	4 1
1. 本日の会議に付した事件	4 1
1. 出席議員	4 1
1. 欠席議員	4 1
1. 事務局出席職員	4 1
1. 説明員	4 1
1. 開議宣告	4 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4 2
1. 日程第 2. 一般質問	4 2
○質問（日根野正敏議員）	4 2
○質問（大石健二議員）	5 2
1. 休憩宣告	6 3
1. 再開宣告	6 3
○質問（竹中憲之議員）	6 3
○質問（東 千春議員）	7 4
1. 散会宣告	8 6

### 第 3 号（ 9 月 1 9 日）

1. 議事日程	8 7
1. 本日の会議に付した事件	8 7
1. 出席議員	8 7
1. 欠席議員	8 7
1. 事務局出席職員	8 7
1. 説明員	8 7
1. 開議宣告	8 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	8 8
1. 日程第 2. 一般質問	8 8
○質問（佐々木 寿議員）	8 8
○質問（高橋伸典議員）	9 8
1. 休憩宣告	1 0 9
1. 再開宣告	1 0 9
○質問（山田典幸議員）	1 0 9
○質問（奥村英俊議員）	1 2 0
1. 散会宣告	1 3 1

## 第 4 号（ 9 月 2 0 日）

1. 議事日程	1 3 3
1. 本日の会議に付した事件	1 3 3
1. 出席議員	1 3 3
1. 欠席議員	1 3 3
1. 事務局出席職員	1 3 3
1. 説明員	1 3 3
1. 開議宣告	1 3 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 3 4
1. 日程第 2. 一般質問	1 3 4
○質問（川村幸栄議員）	1 3 4
○質問（上松直美議員）	1 4 5
1. 日程第 3. 報告第 3 号 平成 2 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について 報告第 4 号 平成 2 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 5 5
○提案理由説明（加藤市長）	1 5 5
○補足説明（扇谷総務部長）	1 5 6
○報告済	1 5 7
1. 休会の決定	1 5 7
1. 散会宣告	1 5 7

## 第 5 号（ 9 月 2 7 日 ）

1. 議事日程	1 5 9
1. 本日の会議に付した事件	1 5 9
1. 出席議員	1 6 0
1. 欠席議員	1 6 0
1. 事務局出席職員	1 6 0
1. 説明員	1 6 0
1. 開議宣告	1 6 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 6 2
1. 日程第 2. 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度名寄市各会計決算の認定について	
議案第 1 6 号 平成 2 4 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 7 号 平成 2 4 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 8 号 平成 2 4 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 1 9 号 平成 2 4 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 0 号 平成 2 4 年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 1 号 平成 2 4 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について	
議案第 2 2 号 平成 2 4 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 3 号 平成 2 4 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 2 4 号 平成 2 4 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 2 5 号 平成 2 4 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	1 6 2
○決算審査特別委員長報告（竹中憲之委員長）	1 6 2
○認定	1 6 3
1. 日程第 3. 議案第 2 9 号 名寄市職員の給与に関する条例及び名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 6 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 6 3
○原案可決	1 6 3
1. 日程第 4. 意見書案第 1 号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書	
意見書案第 2 号 JR 北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明	

と安全運行を求める意見書

意見書案第3号 札幌航空交通管制部の存続を求める意見書

意見書案第4号 ブラック企業根絶を求める意見書…………… 164

○原案可決…………… 164

1. 日程第5. 報告第5号 例月現金出納検査報告について…………… 164

○報告済…………… 164

1. 日程第6. 閉会中継続審査(調査)の申し出について…………… 164

○決定…………… 164

1. 日程第7. 委員の派遣報告…………… 164

○総務文教常任委員長報告(駒津喜一委員長)…………… 164

○市民福祉常任委員長報告(日根野正敏委員長)…………… 166

○経済建設常任委員長報告(竹中憲之委員長)…………… 168

○報告済…………… 171

1. 閉会宣告…………… 171

1. 質問文書表…………… 173

1. 議決結果表…………… 177

平成25年第3回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成25年9月2日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- |       |   |       |  |
|-------|---|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員指名   | 日程第17 | 議案第13号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）                                      |
| 日程第2  | 会期の決定   | 日程第18 | 議案第14号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）                                      |
| 日程第3  | 平成25年第2回定例会付託議案第1号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定について（市民福祉常任委員長報告） | 日程第19 | 議案第15号 平成24年度名寄市一般会計決算の認定について<br>議案第16号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第4  | 行政報告  |       | 議案第17号 平成24年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について                                    |
| 日程第5  | 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について                             |       | 議案第18号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について                                   |
| 日程第6  | 議案第2号 名寄市税外収入徴収条例の一部改正について                            |       | 議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について                            |
| 日程第7  | 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について                              |       | 議案第20号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について                                  |
| 日程第8  | 議案第4号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                       |       | 議案第21号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について                                |
| 日程第9  | 議案第5号 名寄市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について                        |       | 議案第22号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について                                |
| 日程第10 | 議案第6号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について                      |       | 議案第23号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について                                 |
| 日程第11 | 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約変更に関する協議について                    |       | 議案第24号 平成24年度名寄市病院事業会計決算の認定について                                      |
| 日程第12 | 議案第8号 工事請負契約の締結について                                   |       | 議案第25号 平成24年度名寄市水道事業会計決算の認定について                                      |
| 日程第13 | 議案第9号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第5号）                          | 日程第20 | 報告第1号 専決処分した事件の報告  |
| 日程第14 | 議案第10号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                   |       |  |
| 日程第15 | 議案第11号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）                     |       |  |
| 日程第16 | 議案第12号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）                    |       |  |

について  
 報告第2号 専決処分した事件の報告  
 について

1. 追加議事日程

追加日程第1 議案第26号 工事請負契約の締結について  
 議案第27号 工事請負契約の締結について  
 議案第28号 工事請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
 日程第2 会期の決定  
 日程第3 平成25年第2回定例会付託議案第1号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）  
 日程第4 行政報告  
 日程第5 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について  
 日程第6 議案第2号 名寄市税外収入徴収条例の一部改正について  
 日程第7 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について  
 日程第8 議案第4号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
 日程第9 議案第5号 名寄市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について  
 日程第10 議案第6号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について  
 日程第11 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約変更に関する協議について  
 日程第12 議案第8号 工事請負契約の締結について  
 日程第13 議案第9号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第5号）  
 日程第14 議案第10号 平成25年度名寄市国

民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第11号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 日程第16 議案第12号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第17 議案第13号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）  
 日程第18 議案第14号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）  
 日程第19 議案第15号 平成24年度名寄市一般会計決算の認定について  
 議案第16号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について  
 議案第17号 平成24年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について  
 議案第18号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について  
 議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について  
 議案第20号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について  
 議案第21号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について  
 議案第22号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について  
 議案第23号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
 議案第24号 平成24年度名寄市病院事業会計決算の認定について  
 議案第25号 平成24年度名寄市水道事業会計決算の認定について

日程第20 報告第1号 専決処分した事件の報告  
について

報告第2号 専決処分した事件の報告  
について

追加日程第1 議案第26号 工事請負契約の締  
結について

議案第27号 工事請負契約の締  
結について

議案第28号 工事請負契約の締  
結について

### 1. 出席議員(18名)

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員

### 1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	扇谷	茂幸	君
市民部長	中村	勝己	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	高橋	光男	君
建設水道部長	長内	和明	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院 事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大 学局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	常本	史之	君
上下水道室長	斎藤	一彦	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	手間本	剛	君

### 1. 欠席議員(0名)

### 1. 事務局出席職員

事務局長	益塚	敏
書記	山崎	直文
書記	鷺見	良子
書記	佐藤	潤

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成25年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 川村幸栄 議員

7番 植松正一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月27日までの26日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月27日までの26日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成25年第2回定例会付託議案第1号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より指名をいただきましたので、平成25年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第1号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定について、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、8月7日、8月22日、8月28日の3回にわたり、田邊健康福祉部長を初め担当職

員の出席を願い、本条例の内容について詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第1号は、提案理由の説明にもありましたように、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により市町村は条例で定めるところにより審議会そのほかの合議制の機関を置くように努めるものとするとうたわれております。名寄市でも国が推し進めている新たな子育て支援策に準じ、制度改正におくれないような体制を整えるため、当該条例を制定しようとするものです。

第1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、第8条の会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定めるとあるが、どういうことが考えられるのかの質疑に、国のほうでも同時進行の中内容を確定してきており、今後何が必要になるか未確定で、取り組める段階のものを条例で固めさせていただいて、そのほか必要になってきたものについては随時対応していくこととなるとの答弁がありました。

選任された委員はボランティアか、それとも市の嘱託というような形になるのか、また報酬についてはどうなるのかの質疑では、条例設置の上のことなので、委嘱し、規定されている報酬は4,000円ということになるとの答弁がありました。

3条の2項、委員の委嘱で学識を有する方とか子供関係団体等があるが、どういう団体、関係者を想定されているのか、また他市の先進的条例では正式な委員の方のほか臨時委員を必要に応じて置くこともあるが、その必要性はないのかの質疑には、学識経験者では大学の先生に、子供関係団体に属するということであれば療育的など、教育関係者では学校、幼稚園というところ、保育関係者では保育所の公立、民間それぞれから、子供保護者というところでは名寄地区と風連地区の今子育てをしている最中の方に入っていただきたいと考えている。臨時的な方の御意見を聞くことについては、今のところそういう考えはなく進め

ているとの答弁がありました。

8条で必要な事項は市長が別に定めるとなっているが、この条例には教育委員会も関係してくる。限定をしたわけはの質疑には、教育委員会は文部科学省、保育という部分に限定して言えば厚生労働省ということになりますが、その部分を国が一体となって今後子供たちや子育て世代をどう支援していくのかということを経済の位置で内閣府が取りまとめた国の一政策として実態に応じてきました。名寄市としても教育委員会とか市長部局とかの枠組みを取り払って、一つの大きな名寄市の子供や子育てをしている世代の支援策として大きなくくりで最終的に市長一本にまとめた形で進めていくとの答弁がありました。

2回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、1回目の委員会で質疑のあった任期3年にした理由に訂正があり、内容は任期終了は平成28年10月ごろで、条例が可決されたら遅くともことし10月ごろまでに委員を選任し、会議を立ち上げたいと考えている。任期は、平成25年10月から平成28年10月ごろまでの3年間を予定している。任期3年の理由としては、子供、子育て支援の新制度が平成27年4月から実施を予定しているため、会議の中で地域の子育てニーズ調査を含め、支援事業を策定し、策定後の実施状況の点検、評価も実施するため、相応の期間が必要と判断し、3年としたとの答弁がありました。

国民会議での案を見ると、保育の資格を持たない職員が半数であってもよいというような内容で、公的責任の担保が必要と受けとめているが、あらゆる情報を提供して会議を進めるべきとの質疑には、幼稚園教員、保育士の資格を持っていないければ運営できないと言われている。公的なことも含めしっかりと議論した中で新制度に向けていくとの答弁がありました。

男女共同参画の問題等女性の社会進出などを考えると、この会議の13人ということではなくて、女性枠をトータルとしてフィフティ・フィフティ

にするものの明記が必要だと考えているが、委員の数の検討のときに女性枠についての検討経過はの質疑には、13人枠については他市の例で出ている人口比を参考にさせていただいた。女性枠については、女性に参画して計画を立てていただきたいという気持ちは十分持っているが、特段女性枠という形で規定上過半数とか3分の2とかという規定は考えていないが、この会議に対する女性の役割、そして男性の役割も当然必要なことで、そういう区分なく女性が極端に少なくなることが決してないような形で推薦を図っていくとの答弁がありました。

会議の会議録は求めて公開するというものではなくて積極的な公開をすべきとの質疑には、既にこの子育て会議の会議録を開示している自治体もある。情報公開は、積極的にインターネットなども使いながら、広く市民の皆さんに周知していくような手法をとっていくとの答弁がありました。

2回目の最後にこの条例に委員の男女比率を明記した修正が法的に可能かどうか、次回3回目の審査までに事務局に確認してもらうこととした。

3回目の委員会では、冒頭男女比率を明記した修正が法的に可能かどうか説明を受け、説明では性的マイノリティーな方々の受けとめ方の配慮も検討しなければならないが、法的には可能との見解が示され、委員間の議論を行い、主な意見では、名寄市の男女共同参画推進計画があり、目標数値として各種委員会、審議会での女性参画を推進するため、男女比率の目標50%というのがあり、確実に推進するために委員の男女比率を条例に明記すべき。男女比率を条例に明記すると押しつけることになり、提案されている委員のくくりでよい。この条例だけを考えると女性の割合は高くなると考えられるが、男女の比率を明記することで確実に担保すべきであり、市内の各種委員会、審議会の女性の割合も平成23年28.9%、24年27.3%、ことし27.1%と毎年低下をしている。男女共同参画推進計画の事務事業評価でも積極的

な取り組みや介入が必要で、より高いレベルの意思統一が必要と評価され、今回条例に盛り込むことは初めてのことだが、これが契機となり具体的に進む。法もとの平等や人口比からいくと男女半々ぐらいになることは望ましいが、これをこの個別の条例で強制するものではない。条例の目的から見ると、名寄市全体で安心、安全に子育てができるための会議なので、男女の比率を決める必要はなく、ほかのところでも推進すべき。3条の選任される項目1から6以外にも必要な方々がいることも考えられ、市長が特に認める者という項目も必要ではないのかの発言に、田邊健康福祉部長から発言が求められ、この会議に参画していただきたいという方は6項の公募によるという項目もありますので、そこで対応したい。また、子育ては男女が共同で行うものであり、選考に当たってはこの会議は地域の子供や子育て家庭の実情を十分踏まえ、実施することができるよう子供の保護者や子育て支援の当事者、またこの間この委員会で審議されている男女の比率も十分勘案してバランスよく委員を委嘱していくとの答弁がありました。

委員間議論では、主に市全体の各種委員会、審議会の男女の割合について一般的には半々が望ましいと考えていることは共通していたが、この子ども・子育て会議条例に限り加えることではなく、男女共同参画推進等のほかの計画で補完すべきという意見と男女共同参画推進計画の実態を踏まえると本条例に加えるべきとの意見が分かれ、採決の結果、議案第1号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果について御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成25年第2回定例会付託議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成25年第2回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成25年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成24年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支で3億6,322万7千円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき一般財源2,218万5千円を差し引いた実質収支は、3億4,104万2千円となりました。この額から、名寄市基金条例に基づき財政調整基金へ1億2千万円、減債基金へ6千万円を積み立て、残り1億6,104万2千円を平成25年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で1億494万1千円、介護の保険事業勘定で4,039万9千円それぞれ黒字となり、他の特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支はゼロと

なっています。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における平成24年度末の基金残高は61億7,284万9千円で、前年度末に比べて、7億5,023万8千円の増加となりました。

地方交通確保基金など、基金の設置目的に応じて経常的な経費の財源として取り崩したほか、医療従事者確保の財源として市立総合病院整備基金から、東病院の改修に係る財源として名寄東病院振興基金から、名寄市土地開発公社の保有する土地の購入に係る財源として土地開発基金から、また（仮称）市民ホール整備事業に係る基本設計事業など、公共施設の整備に係る財源として公共施設整備基金からなど、総額1億8,674万3千円を取り崩したものの、減債基金、公共施設整備基金、名寄東病院振興基金、名寄市立大学振興基金などに、合計9億3,698万1千円を積み立てたことから、基金全体では、前年度比13.8パーセントの増となりました。これは、合併算定替の終了を見据えて、地方交付税の増額分、行革効果額の一部を減債基金などに積み立てたことによるものです。

これにより主な基金残高は、財政調整基金10億2,156万1千円、減債基金12億7,901万6千円、公共施設整備基金7億3,925万5千円、名寄東病院振興基金6億2,486万3千円、名寄市立大学振興基金4億577万3千円、合併特例基金12億3,160万円となりました。

このほか、特別会計では、国民健康保険支払準備基金8,900万9千円、介護給付費準備基金1億6,357万6千円となっています。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

名寄市町内会連合会主催による町内会長と行政との懇談会は、6月28日に開催されました。市の事業報告や情報共有を図ったほか、地域の課題

などについて意見交換を行いました。

また、8月30日には、地域連絡協議会代表者等会議を開催し、地域連絡協議会等推進交付金などの支援制度について情報提供したほか、各協議会の現状や課題について情報交換を行いました。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流の東京都杉並区との交流については、6月16日に開催された第34回ふうれん白樺まつりに、東京都杉並区から田中区長をはじめとする代表団8人と東京高円寺阿波おどり親善訪問団33人に加え、東京商工会議所杉並支部からも宇田川会長をはじめ16人が来名され、阿波おどりなどを通じて広く市民との交流を深めました。8月24日、25日に東京都杉並区で開催された第57回東京高円寺阿波おどりには、本市から代表団と市民合わせて42人が参加し、本市のPRと友好自治体との交流を深めてきました。また、杉並区立井草森公園の約1千平方メートルの花壇一面に、都市交流実行委員会が種を提供したひまわり約4千本が8月初旬から次々に開花し、区民の目を楽しませました。

山形県鶴岡市藤島との交流については、少年少女交流事業として、藤島バレーボールスポーツ少年団の児童をはじめ18人が本市を訪れ、7月29日から4日間、市内5つの少年団との交流試合や市立天文台での星空観察、交流会などを通じて友情の絆を深めました。

ふるさと会の交流については、東京なよろ会から23人が恒例のゴルフツアーで来名され、6月28日からの4日間、ゴルフをはじめ市立天文台見学や市民交流会など、ふるさとでの楽しいひとときを過ごしていただきました。

自治体スクラム支援会議による南相馬市との交流については、昨年引き続き「なよろ夏季林間学校」を実施して、児童の受入を行いました。南相馬市の小学5年生から中学1年生25人と引率2人が7月21日から28日まで本市に滞在し、自然体験や牛の乳しぼりなどを通じてのびのびと

活動したほか、市民との交流も深めました。今後  
もさらなる支援と交流のため、事業を継続してま  
いります。

交流居住の推進については、移住体験「ちょっ  
と暮らし」の受入施設として旧風連高等学校教員  
住宅の改修工事が6月に完了し、7月から運用を  
開始しました。奈良県から60歳代の男性2人が、  
7月1日から26日までの26日間、名寄での生  
活を体験しました。

国際交流の姉妹都市カナダ国カワーサレイクス  
市リンゼイとの交流については、名寄・リンゼイ  
姉妹都市友好委員会が主体となり、7月3日から  
8月25日までの54日間にわたり、交換学生2  
人を受け入れました。交換学生は、ホームステイ  
をしながら学校訪問や地域のイベントに参加する  
など、相互の友好と交流を深めました。

友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流に  
ついては、名寄・ドーリンスク友好委員会が主体  
となり、8月21日から26日までの6日間、訪  
問団15人を受け入れました。友好の証である  
「ドーリンスク通り」や「友好の広場」を訪問し  
たほか、名寄南小学校、市立総合病院、市立天文  
台の視察などを通じて、これまで育んできた友好  
の絆をさらに深めました。

台湾との交流については、7月18日から21  
日までの4日間、台湾教育旅行モニターツアーを  
実施し、台湾の高等学校8校から校長先生を含む  
教員8人を招聘しました。名寄高等学校及び名寄  
産業高等学校の両校をはじめ市立天文台や冬期間  
を中心とした体験施設などを視察いただき、今後  
目指す教育旅行の受入に向け、意見交換などを行  
いました。

次に、名寄観光大使及び名寄ふるさと大使につ  
いて申し上げます。

名寄ふるさと大使設置要綱を改正し、各界で活  
躍されている著名人を新たに観光大使、市内在住  
者、本市にゆかりのある方などをふるさと大使と  
しました。ふるさと大使については、意欲ある市

民の発掘と活用を図るため、公募制度を導入し、  
7月23日に、第1号として応募のあった市民2  
人をふるさと大使に委嘱しました。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

新たな外部人材の活用として、新規就農につな  
がる農業支援員2人及び観光振興に携わる地域振  
興支援員1人を募集していた地域おこし協力隊に  
ついては、8月1日付で、寺島裕美さんを地域振  
興支援員に委嘱しました。現在、なよろ観光まち  
づくり協会において、積極的になよろの観光PR  
に携わっていただいています。

また、農業支援員については、8月15日締切  
りの2次募集に道内外から5人の応募がありまし  
た。現在、風連日進地区への移住に向け、選考及  
び委嘱の準備を進めているところです。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシ・オ  
・ペツ賑わい創出協議会」による、夏の「移住モ  
ニターツアー」を7月24日から27日までの3  
泊4日で実施し、カヌー体験など地域の魅力に触  
れていただくとともに、移住に備えた意見交換や  
情報収集のため、地域の方々や先輩移住者との交  
流会を開催しました。

また、天塩川流域が夏休みの自由研究や子育て  
にも最適であることをPRするため、7月28日  
から30日までの3日間、小学館の月刊誌e d u  
の読者モニターによる取材ツアーを実施しました。  
なお、この記事は来年の春に掲載される予定です。

次に、自衛隊関係について申し上げます。

名寄駐屯地創立60周年記念行事は、6月16  
日、市道西3条通及び南広場を会場に開催されま  
した。会場には市内外から1万5千人が訪れ、名  
寄駐屯地との交流を通じて、理解を深める貴重な  
機会となりました。

今後とも、関係機関、団体と連携して体制の維  
持強化を求めるとともに、大規模災害時等におけ  
る派遣隊員の留守家族支援について、調査、検討  
を進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年4月から6月までの第1四半期における一般科の患者取扱い状況については、入院患者数が延べ2万2,687人で前年比53人の増、率にして0.2パーセントの増加となっています。また、外来の取扱い患者数は、4万7,989人で前年比2,943人の増、率にして6.5パーセントの増加となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は12億8,448万円で前年比1億2,125万円の増、率にして10.4パーセントの増加となっています。また、一般科と精神科を合わせた外来収益は5億1,072万円で前年比3,778万円の増、率にして8.0パーセントの増加となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、17億9,520万円となり、前年比1億5,903万円の増、率にして9.7パーセントの増加となっています。

次に、看護師の配置基準について申し上げます。

看護基準7対1については、本年秋頃の導入を予定していましたが、必要となる看護職員数に一定の目処が付いたことから、7月に北海道厚生局へ届出を行い、一般病棟の看護基準は8月1日から10対1を7対1に変更しました。

次に、精神科病棟改築事業について申し上げます。

8月5日現在の精神科病棟改築工事の進捗率は19.8パーセントで、工事別では建築工事が26.9パーセント、空調設備工事が10.9パーセント、給排水衛生設備工事が6.5パーセント、電気設備工事が7.8パーセントとなっています。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

遠距離通園・通所費助成事業については、本年度から3km以上離れた幼稚園・保育所に通園・通所する全世帯を対象を拡大し、名寄地区10世帯、風連地区18世帯の負担軽減につながっています。

今後とも、更なる子育て支援の充実に努めてま

いります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

戦没者追悼事業は、実行委員会を組織して7月10日に実施しました。追悼式は市民文化センターを会場に、御遺族をはじめ約200人の参列のもと、厳粛に執り行いました。

また、第57回を迎える平和音楽大行進では、市内幼稚園、小中学校をはじめ16団体が平和を願い力強く演奏し、沿道の市民とともに悲惨な戦争が繰り返されないよう願いが込められました。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の抛出超過を解消し、国民健康保険事業の安定化を図るために税率を改正しました。

当初賦課の状況は、被保険者数が7,296人で前年度比238人の減、世帯数は4,416世帯で前年度比65世帯の減となっています。

軽減の対象は、7割軽減が1,530世帯、5割軽減が298世帯、2割軽減が624世帯となり、全体では国保加入世帯の55.5パーセントにあたる2,452世帯となりました。

今後とも、市民が安心・信頼できる医療保険制度を確立するため、事業の円滑な運営に努めてまいります。

次に、新エネルギー・省エネルギーについて申し上げます。

太陽光発電普及のモデル実証事業である「住宅用太陽光発電システム支援事業」については、6月末締切りの1次募集に10件の申込があり、うち6件が新築住宅、4件が既存住宅への設置となっています。現在、2次募集中であり、引き続き、建設事業者などの協力の下、事業推進に努めてまいります。

また、家庭用節電モニターを募る「エコチャレンジ2013」については、名寄消費者協会に事業の一部を委託して実施しており、夏季の取組に対し13人の参加となっています。

今後とも、民間と連携・協力しながら、新エネ

ルギー・省エネルギービジョンの推進を図ってまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況について申し上げます。

火災件数は8件で前年比1件の増、負傷者2人となっています。また、火災種別では、建物火災4件、車両火災3件、その他火災1件となっています。

救急件数は651件で前年比141件の増、事故種別では、急病424件、一般負傷84件、転院搬送72件、交通事故23件、その他48件となっています。

救助件数は17件で前年比2件の減、交通事故によるもの9件、その他8件となっています。

火災予防については、4月から7月末までに政令対象物50事業所、危険物施設59事業所の立入検査を実施し、法令違反の対象物に改善指導を行っています。また、一般住宅1,661世帯と高齢者独居住宅229世帯の防火訪問を実施し、住宅防火の指導と併せて住宅用火災警報器の設置推進及び維持管理の重要性について指導しています。

消防事業については、風連消防団第四分団車の更新を進めており、地域防災の要である消防団の充実・強化を図ってまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

本年度の防災訓練は、8月20日に参加者174人で行いました。訓練内容は、大雨による風連日進地区の河川のはん濫を想定し、風連庁舎で市職員の指揮所訓練を実施した後、町内会に避難勧告を伝達して避難訓練を開始するとともに、消防団による土のう設置、作成訓練を行い、400袋を日進地区に備蓄しました。

また、防災研修として、日進コミュニティセンターを会場にAEDの実演を行い、防災への意識と知識を高めていただきました。

次に、生活安全対策について申し上げます。

暴力団は住民の生活や社会活動に介入し、住民

や事業者に多大な脅威を与える存在であることから、全国の自治体で暴力団排除に関する条例の制定が進んでいます。本市においても暴力団を排除するため「名寄市公共施設の暴力団等排除に関する条例」を制定し、5月31日に施行しました。さらに、条例の実効性を高めるため、6月27日に本市と名寄警察署による「名寄市暴力団排除に関する協定書」の調印式を行い、連携強化を図っています。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

8月13日現在における発注状況については、建設・委託事業合わせて96件、事業費で11億2,170万円、発注率は61パーセントとなっています。

今後も引き続き、早期発注に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業の北斗団地については、昨年着手した鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の8月末現在の進捗率は約80パーセントとなっており、9月の完成を予定しています。本年度建設分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸の工事は9月に着手し、平成26年10月の完成を予定しています。

7月に着手した新北斗団地の全面的改善工事については、コンクリートブロック造及びプレキャストコンクリート造平家建て2棟8戸の8月末現在の進捗率は約50パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。

また、7月に着手したノースタウンなよろ団地、1棟30戸の長寿命化型改善工事については、8月末現在の進捗率は約20パーセントとなっており、11月の完成を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく公園施設整備工事は、広報やホームページで周知を図りながら進めています。本年度は、名寄公園の人道橋の更新工事を7月に完了しており、現在は、浅江

島公園のコンビネーション遊具の設置工事を施工中です。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、エルム団地内老朽管更新工事ほか5路線、延長2,473メートルが8月に完了し、現在は16線道路ほか3路線、延長2,299メートルの10月完成に向け、整備を進めています。

配水管網整備については、風連29線配水管網整備工事ほか3路線、延長1,260メートルを9月に着手する予定です。

サンルダム建設事業に伴う上水道2期拡張工事については、名寄から風連地区への送水管の実施設計を進めています。

また、有収水量向上のための漏水調査業務や、清浄な水道水の供給を図るための配水管洗浄作業を継続して実施しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新工事を6月に着手し、来年3月の完成を予定しており、長寿命化更新実施設計の業務委託は6月に着手し、来年2月の完成を予定しています。また、雨水管渠新設工事では、豊栄川3号幹線、延長143メートルの整備を7月に着手し、来年1月の完成を予定しています。

個別排水処理施設整備事業については、名寄地区3基、風連地区4基の合併浄化槽の設置が完了し、現在は、名寄地区2基、風連地区3基の10月完成に向け、整備を進めています。今後、両地区合わせて3基の工事を9月に発注する予定です。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金による道路整備については、国の暫定予算分として、本年度工事が完了している西4条仲通のほか南10丁目西仲通の工事を進めており、通常予算分として、3路線の工事を進めているところです。

地域の元気臨時交付金を活用した道路整備につ

いては、新たに南6丁目仲通ほか1路線について、9月に発注する予定です。

未舗装道路のアスファルト乳剤による防塵処理補修工事については、126路線で延長約30キロメートルを8月中旬に完了しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

昨年から実証運行中のコミュニティバスについては、本年6月末で一年が経過しました。この間の乗車実績は、市内循環3路線合わせると、前年に比べ2,147人増の17万8,599人、うち西回りが1万1,411人減の2万9,411人、東回りが4,525人増の1万4,584人、徳田線が9,033人増の12万6,864人となっています。

今後、これらの実績や緊急雇用創出推進事業を活用した利用者や地域の声の聞き取りを行い、年内を目途に見直しを図るとともに、きめ細かな案内や乗車へのインセンティブを活用して、地域に適した交通体系を目指してまいります。

次に、除排雪について申し上げます。

現在、昨年のお大雪により経験した課題をもとに本年度の除排雪対策について協議を進めています。併せて、4月から毎月のチラシ配布による市民への啓発を行っており、市民との協働のもとに、冬の道路環境の向上による市民生活の安定を目指してまいります。

次に、農業農村行政について申し上げます。

8月15日現在の農作物の生育状況については、基幹作物である水稲はもち米、うるち米ともに平年並となっています。

小麦は、秋まき、春まきともに収量と品質が昨年を上回る見込みで、現在、調整作業が進められています。

馬鈴しょ、玉ねぎ、てん菜は平年並となっていますが、アスパラガスは、6月の干ばつの影響を受けて上位規格の割合は低く、収量も減少となりました。

畑作物全般で融雪の遅れや低温により、移植作業は遅れたものの、6月以降の好天により回復の

兆しが見えています。

また、8月20日の智恵文地区における局地的な大雨と降雹による農作物被害は、スイートコーン15.2ヘクタール、南瓜21.9ヘクタール、キャベツ3ヘクタール、白菜0.1ヘクタール、てん菜1.1ヘクタール、レタス0.3ヘクタールの合計41.6ヘクタールとなり、被害戸数は16戸となりました。被害額は今後の推移によりますが、収穫途中や収穫を目前にした時期であり、被害に遭われた生産者の皆さんにお見舞いを申し上げます。

TPPへの取組については、旭川市や札幌市で開催された総決起大会に参加するとともに、6月27日には、関係機関・団体による実行委員会主催の「TPPを考える名寄市民の集い」を開催し、市民約300人の参加により、改めて農業や生活への影響について考える機会となりました。

今後も引き続き、連携した取組を進めてまいります。

次に、米のブランド化について申し上げます。

もち米作付け日本一のPRと消費拡大、新たな食文化及びマーケットづくりに取り組むために、農林水産省の平成25年度事業「食のモデル地域構築計画」に応募し、全国66カ所の一つに選定されました。

今後、計画を推進するため、食のモデル地域育成事業を活用し、「名寄産もち米」のブランド化に取り組んでまいります。

次に、野菜の振興について申し上げます。

道北なよろ農業協同組合が実施する南瓜選別施設建設工事については、本年度中の完成を目指し、8月に契約が締結されました。

施設の完成にともない、品質の均一化が一層進み、安定出荷やブランド化につながることから、本市としても施設建設に対して補助を行い、野菜の振興と生産者の経営安定に努めてまいります。

次に、有害鳥獣農作物被害防止対策について申し上げます。

8月15日現在で、昨年度より45頭多い37

5頭のエゾ鹿を駆除しており、残滓については焼却処分を実施しています。今後とも関係団体と連携し、被害防止に努めてまいります。

次に、ヒグマの出没等について申し上げます。

本年度の出没報告数は、8月14日現在で、昨年度より13件多い32件となっており、出没箇所への看板設置、周辺への注意喚起をはじめとする必要な対策などを実施しているところです。

今後、農繁期やキノコ採りのシーズンを迎えることから、広報、ホームページによる注意喚起や農業者への周知を行うとともに、警察をはじめ関係機関や団体と連携し、安全対策に努めてまいります。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧場については、受精対象牛を中心に放牧を行っており、名寄市営牧野では6月7日から302頭を、母子里地区共同牧場では、6月18日から100頭をそれぞれ受け入れています。

食肉センターについては、3期工事の係留所改修が6月14日に完成し、全ての工事が完了しました。7月31日には、北海道から1日80頭のと畜許可を受け、9月からは50頭のと畜処理を行っています。

次に、薬草・花まつりについて申し上げます。

独立行政法人医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター北海道研究部との共催による「第3回薬草・花まつり」を6月29日に開催しました。約60人の参加者は、日頃目に触れることの少ない薬草を鑑賞するとともに、施設を見学し、同センターへの理解を深めました。

次に、産業まつりについて申し上げます。

地産地消の推進と地場製品の良さを広め、農業、農村への理解と農産物の消費拡大を目的として、9月1日に「第35回なよろ産業まつり」を開催しました。会場のなよろ健康の森には、各種イベントや地場産品を求めて多くの人々が訪れ、賑わいました。

次に、林業の振興について申し上げます。

木質バイオマスの利活用調査については、7月26日に庁内検討委員会を、8月7日には関係機関・団体で構成する名寄市木質バイオマス利活用検討地域協議会を設立しました。

今後、年度末までに本市における利活用の可能性について検討を進めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

地元金融機関による7月調査時点の管内における景気動向が発表され、DI値で見ると前期の業況については、前年同期比・前期比ともに改善されていますが、売上の低迷・減少及び仕入価格の上昇から利益確保は厳しい状況となっています。次期の見通しでは、今期に比べ大幅な改善予想となり、マイナス基調の中、悪化は下げ止まりつつあるものの、依然として経営環境は厳しい見通しとなっています。

しかし、市の設備資金融資制度の利用状況は、本年度8月末までの利用実績9件、投資事業費7,932万円で、前年同期比では、件数、事業費ともに大きく上回っており、明るい兆しも見られません。

次に、駅前交流プラザ「よろーな」について申し上げます。

Qマート南側の駐車場用地として取得した土地については、7月17日から造成工事に着手し、8月20日に完成、供用を開始しています。また、駅前交流プラザ「よろーな」運営委員会、入居団体懇談会、市民アンケートなどの要望において、特に施設東側の駐輪場が高齢者にとって使用しづらいとの意見を受け、施設南側のイベントスペースに利用者専用駐輪場を設置しました。

今後も利用者の御意見を反映し、さらなる改善に向けて随時取り組むとともに、サービスの向上に努めてまいります。

次に、商店街整備事業について申し上げます。

5丁目・6丁目商店街における歩道のインターロッキングについては、破損や凹凸が激しい箇所、約241㎡の部分改修工事を8月1日に終了しま

した。

年次計画で進める商店街ファサード整備事業については、本年度は「名寄市大通り会」からアーケード改修に係る整備計画書が提出され、7月20日に改修工事が終了しました。

今後も引き続き、商店街との連携を密にして、整備事業に取り組んでまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

来春の新規高卒予定者の求人については、就職希望者率が増加している中、依然として厳しい状況を踏まえ、「高校生のための企業見学会」が公共職業安定所、上川総合振興局、上川教育局と地元自治体の連携により管内4市において開催されました。6月17日開催の本市における見学会には、高校生25人が参加し、JA道北なよろ、グランドホテル藤花での体験を通じ、就職への意欲を高めました。

また、8月26日には、21の企業や団体が参加した企業説明会が駅前交流プラザ「よろーな」において開催されました。市内をはじめ近隣の高等学校から約90人が参加し、各企業の経営理念、求められる人材などについて学ぶ貴重な機会となりました。

今後も関係機関などと連携し、就職活動支援に努めてまいります。

次に、ご当地グルメPR事業について申し上げます。

7月14日に駅前交流プラザ「よろーな」オープン記念事業の一つとして、「第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊」主催の北海道遺産ジンギスカンPRイベント「ジンギあり戦い」が実施されました。

当日は、市内外の様々なジンギスカンが集まり、来場者の食べ比べによる投票の結果、株式会社ニチロ畜産が初代チャンピオンに輝きました。

また、「第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊」は、全国的なご当地グルメイベント「B-1グランプリ」に参加するため、主催団体である一般社

団法人B級ご当地グルメでまちおこし連絡協議会への加盟を目指し、各種イベントやPR活動に取り組んできており、これまでの実績が認められ、今般、北海道で3番目の準会員となりました。

これにより、9月7日と8日に青森県十和田市で開催される北海道・東北B-1グランプリ in 十和田大会への出場が決定となりました。

次に、ひまわり観光について申し上げます。

サンピラーパークひまわり事業については、ひまわりの開花に合わせて、なよろひまわり観光マップの作成や、なよろ観光まちづくり協会による案内所の設置など、各地から訪れる観光客の受入体制の整備を行いました。

一昨年来、好評をいただいている道立サンピラーパークでのライトアップひまわりについては、8月2日から17日までの期間中、11日間実施し、さらに、市立天文台でのペルセウス座流星群観望会と併せてPRするなど、効果的な情報発信に努めてきました。

また、大手旅行会社のクラブツーリズムがライトアップに合わせて企画したツアーも実施され、東京方面から318人の観光客が訪れました。このことは、映画「星守る犬」のロケ地となったことを契機に取り組んできた、ひまわり観光の成果の表れと考えています。

なよろ239ひまわりロード事業については、昨年に引き続き、ひまわりボランティアを募集し、市役所名寄庁舎北側から国道40号に至る国道239号で、6月22日に約70人の御協力により行った苗の移植をはじめとして、7月には名寄高等学校陸上部の協力による草取り作業など、市民参加による景観形成について取り組みました。

ひまわりのまちプロジェクトについては、ひまわりの種の無料配布が3年目を迎え、目標である「どこに行っても“ひまわり”があるまち」に対する各家庭、学校、団体などの協力の輪がさらに広がり、市内各地でひまわりが咲き誇りました。

また、7月27日、名寄ひまわりまちづくり大

使の有森裕子氏を招いて開催した「第1回有森裕子なよろひまわりリレーラン」には、市内外から50チームが参加し、地域資源を活用した交流人口の拡大に取り組みました。

次に、合宿受入事業について申し上げます。

東京の香川調理製菓専門学校では、地域の特産品素材を活用した新商品開発の教科で、昨年度から本市の特産品を活用した新商品開発に取り組んでいます。

本年度は、8月17日から21日まで、本市で合宿が行われ、JA道北なよろの振興作物であるスイートコーンを題材に、11品の新たなメニューが開発されました。8月19日の試食会には、名寄市観光交流振興協議会会員をはじめ市内飲食店等関係者が参加して、様々な視点から学生と意見交換を行い、相互に実り多い交流の場となりました。

次に、イベント関係について申し上げます。

かみかわ「まるごと食べに」よろーなフェスタ in なよろアスパラまつりは、駅前交流プラザ「よろーな」のオープンを記念し、従来のなよろアスパラまつりを拡大して、6月2日に開催されました。市内で活動する団体のステージイベント、市内外から25店舗が出店した食グルメ市、さらには「なよろう」をはじめ、近隣自治体のキャラクターによるPRなどに、多くの来場者が楽しみ、街中に賑わいが生まれました。

「第34回ふうれん白樺まつり」は、6月15日、16日にふうれん地域交流センター及びふうれん望湖台自然公園において開催されました。バンド演奏や歌謡ショー、さらには杉並区代表団をはじめ、高円寺阿波おどり親善訪問団の一行ほか多くの来賓にも参加をいただき、大いに盛り上げていただきました。

名寄の夏を彩る「てっしフェスティバル」は、7月28日に天塩川曙橋下流河川敷において開催されました。野外ライブや各種団体のステージ、さらにはフィナーレを飾る花火などの多彩な催し

が行われ、約1万人の来場者で賑わいました。

第35回を迎える「風連ふるさとまつり・風舞あんどん」は、8月13日夜、14団体15基の行燈がJR風連駅前通り特設会場を練り歩き、多くの市民が夏の風物詩を堪能しました。

道北観光連盟が中心となり昨年度から取り組んでいるシーニックバイウェイについては、6月24日に札幌で開催された「シーニックバイウェイ北海道推進協議会」において提案していた「天塩川流域ミュージアムパークウェイ」が候補ルートに登録されました。

また、8月13日には、上川北部9市町村の構成27団体による「第1回ルート運営代表者会議」が開催され、正式ルート指定に向けた取組がスタートしました。

次に、名寄日進地区再整備基本構想について申し上げます。

名寄日進地区は、平成4年に「ピヤシリヘルシーゾーン構想・基本計画」が策定され、各種事業が進められてきました。その後、高速道路の延伸に加え、道立サンピラーパークの整備により、広域的な利用が促進されるなど、その利用は大きく変化しています。また、近年のスキー需要低迷への対応や温泉施設のリニューアルも大きな課題となっており、地区全体の総合的な見直しが必要になってきていることから、今後の望ましい整備方向を明らかにするため、庁内等検討委員会を8月8日に設立しました。今後、年内を目途に基本構想をまとめてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

名寄市教育改善プロジェクト委員会については、5月27日に第2回会議を開催し、学習指導の工夫改善に関する研究グループでは道教委のチャレンジテストの効果的な活用など、校内研修の充実に関する研究グループでは学校間連携による研修活動など、教育資源などの活用に関する研究グループでは教育施設や地域ボランティアの効果的な活用などの取組を進めています。

また、学校力向上に関する総合実践事業については、8月21日から、実践指定校の名寄小学校及び近隣校である3つの小学校と4つの中学校の初任教員8人を対象に学習指導の方法などに関する研修を始めています。

名寄市特別支援教育専門家チームについては、本年度から言語障害難聴通級指導教室と中学校の特別支援教育コーディネーターの教員2人を加え7人体制で、より機動的かつ効果的に巡回相談を実施しています。また、7月17日に第2回名寄市特別支援教育研修会を開催し、市や小中学校、幼稚園、保育所、名寄保健所などの管理職と特別支援教育推進の中核的な役割を担う教員や職員が参加し、組織全体で取り組む子ども一人ひとりへの適切な支援のあり方などについて理解を深めました。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

名寄南小学校の校舎などの改築については、基本設計において各施設の配置や建物の構造、災害時の活用方法などについて、本年1月から5回にわたる校舎等改築準備委員会を開催し、検討を進めてきました。屋内運動場を校舎が取り囲むコンパクトな学び舎となる予定ですが、今後行われる実施設計の中で、さらに検討を進め、平成26年度からの本体工事に向け、準備を進めてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

大学図書館の整備事業については、6月に建設に係る具体的な検討を行う「大学図書館棟整備検討委員会」を設置し、昨年度策定した大学図書館整備基本構想・基本計画に基づき、建物配置や求められる機能の検討など、基本設計の作業に着手しました。

短期大学部児童学科の4年制化及び保健福祉学部の再編強化に関する検討については、7月に「名寄市立大学短期大学部児童学科の4年制化及び名寄市立大学保健福祉学部再編強化に関する検討準備会議」を設置しました。今後、新学科の設

置に関する所要の調査、具体的な制度設計、設置計画などの検討を進めてまいります。

オープンキャンパスについては、入学を希望する高校生と保護者を対象に7月21日と8月17日の2回実施し、延べ高校生418人、保護者283人が参加しました。高校生には、名寄市立大学をより深く知り、進路決定につなげていただくために、大学紹介をはじめ模擬講義、学長講話、在学生からのメッセージ発表などを行いました。併せて市外から参加された保護者を対象に、市内施設を巡るバスツアーを実施し、本市の住み良さへの理解を深めていただきました。なお、3回目のオープンキャンパスを10月19日に予定しています。

3年目となる特別支援学校教諭免許状の取得につながる免許法認定公開講座については、7月31日から8月11日までの12日間にわたり、関係機関の協力及び北海道教育委員会の後援を得て実施しました。昨年度と同様に、一部を文部科学省の委託事業として行い、市内の現職教員15人をはじめ道内道外の教員、保育士など63人が先進的な教育理論や教育実践の講義を受講しました。

また、11月上旬には、重複障がいと発達障がいに関する発展的な講座の開講を予定しており、教育現場の課題に即した実践的教育手法を学ぶ機会を提供してまいります。

今後も学生確保対策の充実と、名寄市立大学の特色を生かした地域貢献活動に努めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

本年度からスタートした「第2次名寄市食育推進計画」については、ダイジェスト版を全戸配布し周知を図ってきました。

学校給食センターについては、毎日発生する残菜・残食を効率的かつ安定的に処理するため、老朽化した厨芥処理施設の修繕を行いました。これにより、給食調理や提供などの作業がより円滑に推進されることとなりました。

名寄市立大学の給食経営管理論実習生の受入に

ついては、本年も栄養教諭が中心となり、7月1日から5日間、学校給食センターと智恵文小学校で6人の学生を受け入れました。

また、6月14日、本市と関係団体で構成する実行委員会により、「美しく健康になる！50℃洗いと70℃蒸し」講演会を駅前交流プラザ「よろーな」で開催しました。テレビなどで有名な平山一政氏の講演に約130人の市民が参加し、身体ににより調理法について学びました。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

市民講座については、「なよろ入門」「ゆかた着付教室」を開催し、延べ163人の市民が受講しました。また、高齢者を対象に開学している名寄ピヤシリ大学においては、一般市民も対象とした公開講座を2回開講し、延べ127人が受講しました。

本市の夏を締めくくる市民盆踊り大会は、雨天のため8月14日は中止となり8月15日の1日開催となりましたが、子ども盆踊りに約170人、仮装盆踊りには、個人、団体での参加をいただき、観衆を合わせ約1,100人の人出で賑わいました。

御協力いただいた関係団体の皆様に、お礼申し上げます。

次に、市立図書館について申し上げます。

子どもの読書普及のため、読みかかせを行っているボランティア団体と連絡会議を開催し、読み聞かせの活動状況や相互連携について情報交換を行いました。また、7月13日には読み聞かせボランティア団体の会員を対象とした講習会を実施しました。

夏休み中には、本館、分館において「一日司書体験」や「夏のおはなし会」「夏の工作」などの事業を行い、大勢の子どもたちが参加しました。

次に、市立天文台について申し上げます。

日本公開天文台協会主催の第8回全国大会が6月24日から3日間、市立天文台をメイン会場に開催され、南は熊本県をはじめ道外から45人、道内から8人が参加して、天文知識を深めました。

本年初めて開催した特別企画「七夕かざりで星に願いを」は、7月6日と7日の2日間開催し、幼児512人が願いを書いた短冊の飾りつけなどを、幼児や保護者など286人が鑑賞し、楽しみました。

また、7月25日には入館者5万人を達成し、セレモニーを行いました。開館から3年3カ月での大台は、当初計画より約1年早い達成となりました。

7月27日に開催した「きたすばる星と音楽の集い」は、子どもを対象とした企画や夕焼けライブ、プラネタリウムコンサートなど翌朝3時まで開催し、多くの方が星と音楽を満喫しました。

次に、（仮称）市民ホール整備事業について申し上げます。

この間、当初予定していました施設の開館時期が延期となり、事業を予定されていた団体の皆様には、お詫びを申し上げ、事業の実施時期について改めて調整のお願いをさせていただいたところです。

今後は、7月に設置した事業企画委員会を中心に、開館記念事業などの検討を進めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

6月7日から18日間、企画展として「鉱物の世界 上手コレクション展」を開催しました。この企画は、上手二三男さんが旧風連町教育委員会に寄贈した資料の中から鉱物529点を分類したもので、小学生を中心に延べ620人が訪れました。

また、7月20日から8月25日まで、夏の特別展として「名寄の米作り～もち米日本一までの歩み」を開催しました。明治の開拓者による米作りから、戦中戦後の社会情勢や農業行政の変化を克服して、うるち米からもち米に転換を図り、もち米作付け日本一となった歩みなどを、パネルや農機具などの収蔵品とともに展示し、期間中1,642人が訪れました。さらに、8月11日には関連イベントとして、もち米の生産と加工をテーマに、

もち米の里ふうれん特産館代表取締役の堀江英一氏による講演やバスツアーを開催し、延べ69人の参加をいただきました。

8月7日には、夏休みの新企画として「親子で史跡めぐり」を開催し、親子13人が天然記念物出土地や指定文化財など、市内19カ所を巡り、地域の歴史を学びました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育支援講座については、6月4日に、子育て支援センター「さくらんぼ」との共催により、上川教育局から社会教育主事を招き、「親子ふれあい体操」を開催しました。また、8月23日には、市立総合病院の平野診療部長を講師に、家庭教育に必要な知識・技術を学ぶとともに、親同士のコミュニケーションを図りました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

（仮称）市民ホールの整備に伴うスケートリンクの移転については、将来的な配置を見据え、4月から改めて関係団体との協議を進めてきました。最終的に、本年度から3シーズンは豊西小学校のグラウンドに仮設置し、その後は名寄南小学校改築に伴い整備される新グラウンドに移転して、関連施設も整備することで合意いただいたところです。

移転協議に関わり、御理解と御協力をいただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子ども会育成連合会との共催によるリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」については、14人の児童が登録し、第1回目は6月22日に市民文化センター屋外において、第2回目は7月6日から1泊2日で道立トムテ文化の森キャンプ場にて、キャンプなどの野外体験や集団生活におけるリーダーとしての心構えなどを学びました。

第24回を迎える野外体験学習事業「へっちゃLAND」については、小学4年生から6年生27人が参加し、7月30日から3泊4日の日程で、道立トムテ文化の森キャンプ場を中心に野外体験

を行いました。テントでの生活や飯ごう炊飯、ピヤシリ登山、川釣り、キャンプファイヤーなどを体験した子どもたちは、集団生活を通じてたくましく成長し、かけがえのない思い出を作ることができました。

東京都杉並区との都会っ子体験交流事業については、小学4年生から6年生を対象に市内から25人、杉並区から25人が参加し、7月28日から31日までは名寄会場、8月5日から8日までは杉並会場において、相互交流が行われました。高校生・大学生ボランティアをリーダーとした班行動を通して、お互いに協力し合い、友情を深めることができました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月19日に名寄警察署の協力を得て、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施しました。立入調査では、青少年に対して有害となる図書類の販売状況の確認、携帯電話販売店へのフィルタリング機能利用徹底の依頼、カラオケ店への青少年利用の指導などを行いました。

夏休み期間中は、名寄市児童生徒補導協議会との連携で特別巡視を行うとともに、名寄祭り・風連ふるさとまつりでは、各町内会から推薦された指導員とともに街頭指導を実施しました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

適応指導教室では、学校登校に向けて5人の児童生徒が通室しています。7月23日には、調理実習などの体験学習を取り入れたお楽しみ会「ほっと縁日」を実施しました。これまで個々に活動していた通室者が、このお楽しみ会を通じてほかの通室者とともに活動するなど、交流の輪を広げることができました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

なお、最後になりますが、2点追加で報告をさせていただきます。この間、市民の皆様や市議会に御心配をおかけしておりました（仮称）市民ホール整備事業についてであります。8月8日に建

築主体工事を初めとする関連工事の入札に係る再々公告を行っておりましたが、8月30日に無事入札の執行が行われ、それぞれ受注業者が決定をいたしました。既に仮契約を取り交わしておりますが、速やかな工事着手を図るため、本日工事請負契約の締結に係る議会の議決をいただきたく、追加議案として提出をさせていただきます。よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

2点目は、公設地方卸売市場についてであります。公設地方卸売市場については、丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社に施設を貸与し、運営をさせていただいたところでありますが、8月31日に破産手続に入ったとの掲示が市場施設になされたところであります。これについては、8月29日に市内金融機関から連絡をいただき、今般の状況にあることの情報を伺ったところであります。地元生産者や取引先など市内の流通、従業員の方々の生活など地元を与える影響は大きなものがございませぬ。関係者と相談の上、早急に今後の対応について検討を進めてまいります。

以上、概要を申し上げ、報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

---

再開 午前11時30分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年7月9日に住民基本台帳法

の一部改正に伴い外国人登録原票が廃止され、同票の記載事項に係る証明については制度移行から1年が経過をしたことから、当該条項を削除するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第2号 名寄市税外収入徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市税外収入徴収条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月30日に地方税法の一部を改正する法律等が公布をされたことに伴い、名寄市税外収入徴収条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

改正の主な内容につきましては、延滞金の割合に係る特例を引き下げ、あわせて文言整理を行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方税法及び名寄市税条例の改正による延滞金の割合の変更に伴い、名寄市介護保険条例の延滞金に係る条項について割合の変更等の整備を行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第4号  
名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正  
についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市後期  
高齢者医療に関する条例の一部改正について、提  
案の理由を申し上げます。

本件は、地方税法及び名寄市税条例の改正による延滞金の割合の変更に伴い、名寄市後期高齢者医療に関する条例の延滞金に係る条項について割合の変更等の整備を行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第5号  
名寄市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正に  
ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市水洗  
便所改造資金貸付条例の一部改正について、提案  
の理由を申し上げます。

本件は、平成26年1月1日から施行されます地方税法の一部を改正する法律において、延滞金の割合の変更が行われたことに伴い、名寄市水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正をし、名寄市税外収入徴収条例に準じて延滞金の率を引き下げようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第6号  
名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部  
改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成15年12月1日に当時の国立療養所名寄病院を国から本市が移譲を受け、名寄東病院を設置をし、管理を上川北部医師会に委託、平成18年9月1日からは指定管理者の指定方式に変更をしてきているところであります。本条例の指定管理者の管理の期間が平成25年度末となっており、引き続き指定管理者による管理が行えるように期間の見直しを行うもので、指定管理者が長期的な展望に立って管理を行っていくためには一定の期間を必要とするため、10年を期間とし、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 北海道後期

高齢者医療広域連合規約変更に関する協議の件について、提案の理由を申し上げます。

本件は、住民基本台帳の一部改正に伴い、名寄市も組織団体となっている北海道後期高齢者医療広域連合の規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成25年度北斗団地公営住宅建設工事について8月20日、3社による一般競争入札を執行した結果、中館・吉田経常建設共同企業体が1億6,500万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税825万円を加え、1億7,325万円で契約を締結しようとするものであります。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案をするものであります。

なお、詳細につきましては建設水道部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（黒井 徹議員）** 補足説明を長内建設水道部長。

**○建設水道部長（長内和明君）** 議案第8号の提案理由の追加説明を申し上げます。

本工事は、名寄市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した北斗団地、新北斗団地の建てかえ事業により建設をするものであり、昨年の実施設計に基づき平成26年10月下旬の完成に向け工事に着手するものであります。

本日議決をお願いいたします平成25年度北斗団地公営住宅建設工事業の事業概要について御説明いたします。本工事は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積は住宅部分が1,032.88平方メートル、物置、自転車小屋が55.98平方メートルの合計1,088.86平方メートルであり、住宅戸数は2DKが8戸、2LDKが2戸、3LDKが2戸で合計12戸の建築工事であります。全体工事費は2億4,980万円を計上しており、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、建具工事、駐車場整備の5工事に分けて発注を予定しております。本件は、一般競争入札により7月23日に公示をし、3社から応募がありましたので、入札等審議委員会において入札参加資格者3社を認定し、8月20日に入札を執行いたしました。結果、中館・吉田経常建設共同企業体と消費税込み1億7,325万円で契約を行ったものであります。

なお、工事期間は議決後の翌日から平成26年10月17日までを予定しております。

次に、お手元の説明資料について御説明をいたします。図面1番の配置図をお開きください。図面上部は、来年度発注する駐車場であり、台数は全住宅分を確保しております。図面中、中央は公

営住宅で、図面下部は入居者が自由に使える菜園スペースとなっております。

図面2番の1階平面図をお開きください。図面上部は各戸の物置、自転車置き場などの共用スペースであり、下部は住宅となっております。住宅の配置は、2DKが4戸、2LDKが1戸、3LDKが1戸となっております。

図面3番の2階平面図をお開きください。各住戸の配置図は1階と同様となっております。

図面4番の立面図をお開きください。落雪による事故防止及び除排雪軽減に配慮して、雪庇切り金具や無落雪屋根及び雁木通路を採用し、外壁面は塗装仕上げをしたいと思います。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（黒井 徹議員）** これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

**○13番（熊谷吉正議員）** 契約の締結に当たって何点かお聞きをしたいと思います。

1つは、参考までに3社でそれぞれ入札をされていますけれども、入札、落札の状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、2つ目には、これで3棟目になるのですね、北斗団地は。それで、もう既に1棟目からそれぞれ入居されておりますけれども、当初の建てたものと現在これから来年10月完成ということで、特に入居者の要望、希望などで全く当初のものと同じものが設計されたのか、あるいは改善点などが幾つかあったのかどうかお聞かせをいただきたいというように思います。

それから、3つ目には、3.11以降特にオール電化問題やら、今月からまた電気料金の値上げが始まりましたけれども、当初から10年計画ということで1年でも2年でも財源次第では前倒しをという全体計画があったのですが、いわゆるオール電化がいいのか、あるいはガスか、台所関係でガスの利用がいいのかということなど、あるいは

再生エネルギーの活用の問題なんかについて、この3棟目の実施設計の中ではどういう検討経過があるのかどうかお知らせをいただきたいと思います。

それから、前倒しの見通しみたいのが全体計画の中で見通しが立っているのかどうか、4点目にお聞かせをいただきたいと思います。

今既存の旧北斗団地の入居者を全部取り込むことになって、最終的には何戸を新規に、現在の入居状況からして既存の入れかえだけで終わる状況かどうか、もう少し進捗が徐々に進んでいますので、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 契約の関係の落札率を含めてのお話、私のほうから説明させていただきます。

3社のJVの参加があったというお話を今御説明させていただきましたけれども、入札に当たっては2回目で落札者が決まったということで、落札率につきましては99.48%となっております。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 入居者の要望による改善点ということで御質問いただきました。

これは、北斗団地につきましては、あくまでも老朽化ということで、構造体、全体的な芯となる部分については一切変えていないので、壁だとか屋根、そういったところを変えております。ただ、改善点はどこかといいますと雁木で、玄関先から出たら雪や雨に耐えられるということも含めまして、そういう整備をさせていただいてございます。

あと、オール電化の関係につきましては、これまでもいろいろと議論をされておりますけれども、今回のように北電さんの値上げなんかによりますと、オール電化というのは非常に厳しい状況になるのかなと思っておりますけれども、今の状況下の中ではもともとの設計自体は変えておりませんので、そのままの推移でこれからもやっていき

いなと思っておりますけれども、総体的には今後まだ値上げも含めてそういう上昇する部分があれば検討していかなければならないのかなと思ってございます。

それと、前倒しの見通しということでありませけれども、今うちの計画期間につきましては平成22年から平成32年を計画期間としてございます。現在24年度までは2棟22戸、25年は1棟12戸です。先ほど議員が言われた3棟が25年度に終わる状況になっておりますけれども、残り8棟についてはこれから整備ということになっておりますので、前倒しという部分ではできればやっていきたいなと思っておりますけれども、それも財政状況によるものと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

それと、既存の、新規の状況でございますけれども、今現在その状況で言いますけれども、11戸の既存住宅における、現在3棟ということで、これはこれからも新築はそのまま、北斗団地については新築ということで整備はしていきますけれども、新北斗については改善ということで整備をしていくということでございますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、1棟目、2棟目、3棟目で一定の年数もたってきていますから、入居者の、実際入居されている人たちの使い勝手の問題も含めて、少しでもやっぱり要望来ているものというのは2棟目、3棟目、これから4棟目以降に反映をされていかなければならないというふうに思うのですが、何か屋根の部分とか雁木という話だけではしたか。特に大きな設計変更は見られなかったということなのか、ちょっと確認をして、基本的には改善をされていかれるだろうというふうに、当然求められると思っておりますが、その基本的な考えについてだけまず1つお聞きをしておきたいと思

それから、今回3棟目はオール電化の見直しについては特に検討経過はないということなのですが、電気料金がどうだとかこうだということばかりでなくて、地元の経済的な効果だとか、あるいは入居者が棟によってしか選べませんけれども、燃料関係をどう選ぶか、使い勝手の問題も含めて。特に電気料金がこのままずっとまた値上げが続くということになると、当然要望、希望も出てくるのではないかと思いますので、これまでも担当課長なんかの話では絶対オール電化で最後までということではないと。しっかり見直していくのだというお答えもいただいているところなのですが、これはこれですぐ今月からスタートをするということをやむを得ないかもしれませんけれども、4棟目以降もっと具体的な見直しに言及をされた上で、地域経済の関係、あるいは入居者の利便は当然相絡みますけれども、再生エネルギーのいわゆる太陽光、例えば太陽光を活用しながら、それとあわせてガスの活用なんかも含めて、矛盾しないことだというふうに思いますけれども、しっかり見直しに対する、見直しに対する基本的な考えを少し整理をされたほうがよろしいのではないかとこのように思いますので、改めて御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、ちょっとこれも聞き漏らしたのではないと思うのですが、最終的に完成年度前倒しについての基本的な考えは持っておられると思いますので、その再確認と既存の、旧の今入っている人、移転をされる方も途中いるかもしれませんが、お亡くなりになる方もいるかもしれませんが、非常に高齢化も進んでいる団地ですので、最終的には全く新規に入られる枠というのはどのぐらい出るという想定でおられるのか、入れかえだけではなくて。入れかえは当然充当をしっかりとしなければなりませんけれども、新規に入れる枠の可能性について少し言及いただければと思います、見直しとして。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） このたびの北斗団地のケースの要望、市民要望も含めてどのような変更があったかという御質問でございますけれども、先ほど言いましたけれども、要望的には実に中身の要望的なことは伺っておりませんが、総体的には先ほど言いましたけれども、老朽化に伴ってそれは改善をしていくということで事業を実施させていただいております。

それと、地元のエネルギーということでありますけれども、これも先ほど言いましたけれども、あくまでもオール電化ということで進めている中では、当然地元のLPガスを含めて、それは検討しなければならないと思っておりますけれども、ただ毎年毎年1棟、2棟、3棟とやっていく中では、当初の設計の段階では一定程度の検討はさせておりますけれども、これから先ほども言いましたけれども、議員は値段ではないというお話をしておりましたけれども、最終的にはどれだけのコストが上がるかということも含めて検討していかねばならないものと思っておりますけれども、議員言われたとおり4棟目あるいは5棟目、これから残りの部分についても検討はしていかなければならないものと考えております。

それと、前倒しの部分ということでありますけれども、最終年度が先ほど32年ということではなかったけれども、その部分については今の段階で前倒しという考え方というか、検討は申しわけありませんけれども、してございません。できるものであれば、財政事情もつけば前倒しも考えております。

それとあと、入居者の関係でありますけれども、今全てに入居者が戻ってくるというのは考えておりませんし、南団地も含めて、2棟目を含めて検討しておりますので、その分については今後どのようなかわかりませんが、ただ新規の枠についてということでお話をいただきましたけれども、今ここで資料持ってきておりませんが、数はわかりませんが、そこも含めて今回の

戸数的になっておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 当初計画10年なので、特に北斗、新北斗以上に北斗は高齢化は高い地域ですから、1年目に1棟目でき上がって入る方と10年後、予定では入る方では本当はかなり実際に入れるのかと、元気であればあれですけども。そういう意味では、やっぱり1年、2年の前倒しというのは財源、財政状況次第ですけども、基本的にはそういう方向でしっかり向かっていくということで、私は今まで議会や私的な調査でも聞いておりますので、そこら辺は特に財政に責任ある市長なり副市長なり、基本的な考えだけ、現在の時点で結構でございますけれども、基本的な考えを御表明をいただければなというように思っております。ぜひ当初1棟目建てた住宅に住んでおられる方のいろんな、大きな変化がなければ、設計全体に変更ということでなければ従前どおりで結構なのかもしれませんけれども、できるだけ新しくこれからできていく住宅に反映をしていくという基本的な考え方についてはいただいておりますから、前倒しの関係について少しお答えをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今熊谷議員おっしゃるとおり、高齢化社会の中における公営住宅のありようと、それから若干まちの中から外れた新北斗と北斗団地の建てかえ事業ということでありますので、できるだけ財政の許す範囲で前倒し対応ということについては可能であれば検討したいというふうに思っておりますけれども、合併したまちであるということも含めて平成28年から32年にかけて17億円程度の合併算定がえの大幅な削減ということも同時進行で作業を進めていまして、片方では合併してから風連地区における本町地区の再開発も含めて、今回の市民ホールも含めて、さまざまなハード事業の関係も取り組んでおりま

すので、この辺毎年毎年のローリングと、それから住宅マスタープラン等も含めて、ちょっといろいろな検討はしてみたいと思いますけれども、相当大きい。公営住宅の関係につきましては、国からの住宅交付金が出るのですけれども、有利な起債がほとんど使えないで家賃で対応すると、こういう状況でもありますので、改めて総合計画のローリングの中でさまざまな検討はしてみたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13 議案第9号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 平成25年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ9億9,620万円を追加し、予算総額200億8,782万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして一般管理事業費で備荒資金組合超過納付負担金1億円の追加は、今後見込まれる地方交付税の合併算定がえの終了など将来の安定的な財政運営に備えて負担金の超過納付を行おうとするものであります。同じく2款総務費におきまして一般管理事業費で公共施設整備基金積立金1億100万円の追加は、今後見込まれる公共施設の老朽化に備え基金の積み立てを行おうとするものであります。

同じく2款総務費におきまして地域総合整備資金貸付事業費2億4,700万円の追加は、現在工事中の株式会社アイ・ジーによるメガソーラー発電施設建設に対し、新エネルギー活用推進の観点等から資金を貸し付けしようとするものでありまして、国の地域総合整備資金貸付制度を活用しようとするものであります。財源として同額を市債で計上しております。

6款農林業費におきまして強い農業づくり事業費2億5,910万円の追加は、道北なよろ農業協同組合の実施をするカボチャ集出荷施設の整備事業に対し補助しようとするもので、財源として道支出金で1億7,400万円と市債で8,510万円を計上しております。

同じく6款農林業費におきまして有害鳥獣・ヒグマ等対策事業費176万円の追加は、昨年度に比較し、既に市内各地域で頻発をしているヒグマによる農業被害防止及び地域の安全確保を図るため、ハンターの出勤経費等の総額を早期に確保し、体制を整えてヒグマ対策に当たろうとするものであります。

7款商工費におきましてよろ一な管理運営事業費467万4,000円の追加は、このたび完成を

いたしました南側よろ一な駐車場を含めた除排雪に係る経費及び供用開始後入居者の方々との意見交換を受けて実施をする施設の一部改良に係る経費を補正をしようとするものであります。

8款土木費におきまして河川維持管理事業費500万円の追加は、豪雨等により河岸の崩壊や土砂の流入があった河川の改修を実施をし、安全な交通の確保や農作業被害の事前防止等を図ろうとするものであります。

10款教育費におきまして大学一般行政経費で備荒資金組合超過納付負担金2億円の追加は、今後予定される大学図書館等の強化、充実に係る財源の確保及びこれに係る起債償還に対応するため負担金の超過納付を行おうとするものであります。

同じく10款教育費におきまして図書館建設事業費400万円の追加は、現在基本設計が行われております大学図書館建設に係る地質調査を実施をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の調整のほか、収支不足を地方交付税で調整をいたしました。

20款繰越金で前年度繰越金1億6,104万1,000円の追加は、平成24年度一般会計決算に係る剰余金を全額計上しようとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正では、名寄市立大学の大学案内作成業務につきまして大学案内に掲載をする情報を早期に収集する必要があることなどから、年度を前倒しで契約をするために追加をしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、地域総合整備資金貸付事業ほか1件を追加をし、臨時財政対策債を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部

長。

○**総務部長（扇谷茂幸君）** それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第9号の14ページから15ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費で水稻の乾田直播技術向上機械整備事業補助金900万円の追加は、名寄市内の曙乾田組合の取り組む技術向上事業に対し補助しようとするものでありまして、財源として同額を道支出金で計上するものであります。同じく6款農林業費、1項2目農業振興費で経営体育成支援事業補助金1,472万3,000円の追加は、名寄市農業の中心的な経営体6者に対し機械、施設の購入に係る費用を補助しようとするものでありまして、財源として同額を道支出金で計上するものであります。

16ページから17ページをお開きください。7款商工費、1項3目スキー場費で第4ロマンスリフト常用制動機分解整備工事167万円及び第1・第2リフト電気部品交換工事151万2,000円の追加は、シーズン終了後の点検においてそれぞれ不良箇所が発見されたため、安全な運行管理のために改修を実施しようとするものであります。

18ページから19ページをお開きください。8款土木費、4項3目公園費で公園施設整備工事450万円の追加は、風連地区緑町公園内にある池周辺の護岸柵が老朽化し、危険な状態にあるため、これを改修しようとするものであります。

20ページから21ページをお開きください。10款教育費、1項4目教育研究指導事業費の嘱託職員報酬及び共済費合わせて135万4,000円の追加は、名寄西小学校において新たに児童の在籍数がふえた情緒学級に対して指導体制の強化を図るため、学習支援員の増員をしようとするものであります。

10款教育費、7項2目体育施設費で名寄スケ

ートリンク場管理運営事業費の備品購入費で515万円の追加は、移転するスケートリンクに必要なプレハブ棟及びリンク用除雪機等を購入しようとするものであります。同じく名寄スケートリンク場管理運営事業費で名寄スケートリンク管理棟新設工事を800万円減額し、予算の組み替えをしようとするものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページから7ページをお開きください。11款地方交付税で普通交付税3億6,891万円の追加は、収支不足を調整するものであります。

8ページから9ページをお開きください。18款寄附金469万3,000円の追加は、市民の皆様からいただきました寄附金として一般寄附金で301万3,000円、社会福祉費寄附金で1万4,000円、農林業費寄附金で16万7,000円、教育費寄附金で149万9,000円を追加補正し、それぞれ活用させていただくものであります。

19款繰入金で財政調整基金繰入金1億円の減額は、今後の財政状況を勘案し、財政調整基金の取り崩しを減少させようとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○**議長（黒井 徹議員）** これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（黒井 徹議員）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（黒井 徹議員）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（黒井 徹議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第10号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして各種負担金、納付金及び交付金の精算を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ616万6,000円を増額をし、予算総額を33億3,632万円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、国保連合会負担金の決定により11万7,000円を追加をしようとするものであります。

3款後期高齢者支援金では、支援金額の決定により142万6,000円を減額しようとするものであります。

4款前期高齢者納付金等では、納付金額の決定により14万6,000円追加しようとするものであります。

6款介護納付金では、納付額の決定により70万1,000円減額しようとするものであります。

11款諸支出金では、主に平成24年度保険給付費等の確定に伴う精算還付金として803万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。9款繰越金では、前年度繰越金のうち616万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定について申し上げます。直診勘定におきましては、歳入歳出それぞれ529万1,000円を追加し、総額を1億8,291万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容について歳出から申し上げます。1款総務費では使用料及び賃貸料で21万7,000

円を、3款施設整備費では医療機器等の備品購入費で507万4,000円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款繰入金では、一般会計繰入金で529万1,000円追加をして調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第11号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれに2,721万7,000円追加をし、予算総額を22億8,348万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。平成24年度の介護給付費負担金の精算等に伴い、6

款諸支出金では返還金として2,721万7,000円を追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。歳出と同様、平成24年度の介護給付費負担金の精算等に伴い、6款道支出金では1,697万円を、9款繰越金では1,024万7,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第12号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、地域の元気臨時交付金事業による道路改良舗装工事に伴い、公共柵取りかえ工事を追加をし、補正をしようとするものであり、歳入歳出にそれぞれ252万円を追加をし、予算総額を11億6,845万5,000円にしようとする

ものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、南6丁目仲通道路改良舗装工事等に伴う公共柵取りかえ工事費として252万円を追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款繰入金では、歳入歳出予算調整のため一般会計繰入金で252万円追加をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第13号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市立病院における精神科病棟改築事業に伴い整備をするヘリポート設置費用に対する補助金収入等について補正をするとともに、地方公営企業法第33条第2項の規定に基づき予

算に定める取得する重要な資産に内視鏡システム、検体検査システムを追加しようとするものであります。

補正の内容について収益的支出から申し上げます。2款病院事業費用では、精神科病棟改築工事中の駐車場管理、休日案内業務委託、老朽化が進んでいる院長公宅の解体費及びそれに伴う資産除却費777万6,000円を追加し、総額を89億8,197万8,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入では、3款資本的収入におきましてヘリポート設置費用に対して補助金が採択をされる見通しとなったことから、企業債の借入れで7,500万円を減額、道補助金で7,500万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第14号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、地域の元気臨時交付金事業による道路改良舗装工事に伴う支障水道管移設工事に係る工事負担金の増額及び当該工事の追加について補正をしようとするものであります。

まず、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入では、工事負担金に700万円追加をし、総額を3億3,446万9,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では、南6丁目仲通道路改良舗装工事に伴う支障水道管移設工事費として700万円追加をし、総額を6億3,585万2,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第15号 平成24年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第16号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第1

7号 平成24年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第18号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第20号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第21号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について、議案第22号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第23号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第24号 平成24年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第25号 平成24年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号から議案第25号までの平成24年度名寄市一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算の認定について及び名寄市水道事業会計決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、議案第15号から議案第23号までは平成25年5月31日、議案第24号及び議案第25号は平成25年3月31日をもってそれぞれ出納閉鎖をし、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第15号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号外10件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 報告第1号 専決処分した事件の報告について、報告第2号 専決処分した事件の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号及び報告第2号 専決処分した事件の報告について、一括して提案の理由を申し上げます。

初めに、名寄市営住宅栄町55団地に入居していた借家人について申し上げます。本件借家人は、平成18年1月分から平成21年3月分までのうち33カ月分の家賃を滞納したまま退去をし、退去後においても再三にわたり納付催告を行ってまいりましたが、納入の意思を確認できないため、道北法律事務所と委任契約を交わし協議を進めていたところ、和解の申し出があり、訴え提起前の和解が成立をいたしました。

次に、名寄市営住宅新北斗団地に入居していた借家人に対する事件について申し上げます。本件借家人は、平成19年8月分から平成24年8月分までのうち48カ月分の家賃を滞納したまま退去、退去後においても再三にわたり納付催告を行ってまいりましたが、納入の意思を確認できないため、道北法律事務所と委任契約を交わし和解をしようとするものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号及び報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 市長より議案第26号、議案第27号、議案第28号 工事請負契約の締結について提出されました。これについては、さきに行われた議会運営委員会にて日程に追加し、議題とすることを決定しております。

お諮りいたします。お手元に配付の追加日程のとおり日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。議案第26号、議案第27号、議案第28号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 追加日程第1 議案第26号、議案第27号、議案第28号 工事請負契約の締結についてを一括して議題といたします。提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第26号及び議案第27号並びに議案第28号 工事請負契約の締結について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、（仮称）市民ホール整備事業における建築主体工事及び電気設備工事並びに空調換気設備工事の工事請負契約を締結しようとするものでありまして、まず議案第26号の建築主体工事につきましては、8月30日に4社指名による競争入札を執行した結果、岩倉・盛永・大野特定建設工事共同企業体が11億2,400万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税5,620万円を加え、

11億8,020万円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第27号の電気設備工事につきましては、同じく本年8月30日に4社による一般競争入札を執行した結果、末廣屋・新光特定建設工事共同企業体が2億250万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税1,012万5,000円を加えて2億1,262万5,000円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第28号の空調換気設備工事につきましては、同じく本年8月30日に4社による一般競争入札を執行した結果、日比谷・池田・扶桑特定建設工事共同企業体が3億4,400万円で落札し、これに消費税及び地方消費税1,720万円を加え3億6,120万円で契約を締結しようとするものであります。

以上3件について名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては建設水道部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 議案第26号、（仮称）市民ホール整備事業（建築主体工事）、議案第27号、（仮称）市民ホール整備事業（電気設備工事）、議案第28号、（仮称）市民ホール整備事業（空調換気設備工事）の提案理由の追加説明を一括して申し上げます。

（仮称）市民ホールは、これまで議会や委員会でも御報告させていただきましたが、老朽化した市民会館の代替施設にとどまらず、隣接する既存市民文化センターと一体的な施設としてすぐれた文化芸術の鑑賞機会や文化創造の拠点、地域コミュニティの醸成の場、まちの活力の創出の場と

して担っていく施設をつくるものであります。

建物の構造、規模は、鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上4階建て、延べ面積4,360平方メートルと新築棟東側の既存名寄市民文化センターの内外部改修を一括して工事に着手いたします。

なお、本事業の発注区分につきましては、工事請負として建築主体工事、電気設備工事、空調換気設備工事、給排水衛生設備工事、舞台機構工事、舞台照明工事、舞台音響工事の7工事と委託請負として現場管理の計画内容を熟知している実施設計業者と随意契約を行い、事業を進めてまいります。

このうち本日議決をお願いします建築主体工事、電気設備工事、空調換気設備工事につきまして入札の経過と結果について申し上げます。最初に、議案第26号、（仮称）市民ホール整備事業（建築主体工事）でございます。入札等審議委員会が入札参加資格者と認定した者の中から8月8日に4社に指名し、指名通知を行い、平成25年8月30日に指名競争入札により入札を執行いたしました。結果、岩倉・盛永・大野特定建設工事共同企業体と消費税込み11億8,020万円で契約を行ったものであります。

次に、お手元の説明資料の建築主体工事について御説明いたします。図面1番の配置図をお開きください。新築棟が図面中央にあり、その右手に既存名寄市民文化センターとなる位置関係を示しております。新築棟、既存棟は渡り廊下で接続し、双方の施設機能を補完できるように配慮しております。

図面2番の1階平面図をお開きください。新築棟の床面積は約3,000平方メートルで、中心にホールを構え、上部を倉庫や楽屋ゾーンと中央左手には機械室、下部と右手は市民利用空間として事務室、多世代交流スペース、音楽スタジオ、展示スペースを配置しております。既存棟の改修につきましては、多目的ホールのステージ拡張及び

防音改修や和室、市民工芸室、トイレなどの機能向上を図ってまいります。

図面3番の2階平面図をお開きください。新築棟の床面積は約860平方メートルで、ホール、客席を中心に下部に親子観覧室、トイレ、電気、空調機械室などを配置しております。既存棟は、研修室の簡易防音ドア化、映写室の収納庫など一部改修を行います。

図面4番の3階平面図をお開きください。床面積は約340平方メートルの中に照明操作と音響操作をするための調整室と空調機械室を設けております。主には、舞台と客席の上部空間で形成されておりますが、客室内壁の外側には管理用の点検通路を設けております。

次に、図面5番の4階平面図をお開きください。床面積は約45平方メートルの中にフォロースポット室を設けてございます。3階と同様に主には舞台と客席の上部空間で形成をされております。

次に、図面6番の立面図をお開きください。一番上の図は南側から、中央の図は浅江島公園側から、下の図の左手は東側から、右手の西側は豊西小学校側からそれぞれ見た図面であります。

続きまして、議案第27号、（仮称）市民ホール整備事業（電気設備工事）につきまして入札の経過と結果について申し上げます。本件は、一般競争入札により道内規定の入札参加特定建設工事共同企業体を公募し、4社から応募がありましたので、入札等審議会において入札参加資格者4社を認定し、8月30日に入札を執行いたしました。結果、末廣屋・新光特定建設工事共同企業体と消費税込み2億1,262万5,000円で契約を行ったものであります。

次に、お手元の説明資料の電気設備工事について御説明いたします。図面1番の1階、2階幹線動力設備図をお開きください。本工事は、配電盤から各機器等に電気を送る電路をつくる幹線設備や動力設備、照明器具設置、コンセントの設備、避雷保護設備、情報通信など整備を行うものであ

ります。また、既存棟の建築改修にあわせて各電気設備も改修してまいります。

図面2番の3階、4階の幹線動力設備図につきましては、図面1番と同様でございます。

次に、図面3番の1階から2階の照明設備をお開きください。照明設備については、ギャラリーや廊下などはLED照明を採用し、省電力化を図っております。また、LED以外の照明につきましてはダウンライトや蛍光灯を採用しております。

次に、図面4番の3階、4階の照明設備図につきましては、図面3番と同様でございますので、省略させていただきます。

続きまして、議案第28号、（仮称）市民ホール整備事業（空調換気設備工事）についての入札の経過と結果について申し上げます。本件は、一般競争入札により道内限定の入札参加特定建設工事共同企業体を公募し、4社から応募がありましたので、入札等審議委員会において入札参加資格者4社を認定し、8月30日に入札を執行いたしました。結果、日比谷・池田・扶桑特定建設工事共同企業体と消費税込み3億6,120万円で契約を行ったものであります。

次に、お手元の説明資料の空調換気設備工事について御説明をいたします。図面1番の空調換気設備系統図をお開きください。空調換気設備工事は、熱源設備を電力準化や災害への備えができる仕様とし、主熱源はA重油を燃料とした設備、事務室や楽屋などへの熱源はLPGを採用し、エネルギーの多様化を図っております。図面1番におきましては、空調設備の配管や機器の設置を建物の断面に写し模式化した系統図を添付してございます。

図面2番の空調配管系統図をお開きください。こちらは、冷暖房の系統図になり、各室までの配管と設置する機器を示しております。

なお、工事期間は3件いずれも議決後の翌日から平成27年2月25日まで予定をしております。

以上、追加説明といたします。よろしく御審議

くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第26号外2件について一括して質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 何点かお尋ねいたします。

建築本体の関係、1回目、2回目失敗をされて3回目ということで、いろいろ御努力もあったのですが、結果として99.93%ということで、予定価格との差70万円、11億円という大きな予算規模の中での99.9何%という評価についてまずお伺いをしたいと思います。

2つ目には、1回目、2回目の臨時会等の関係などで市民周知のその後の経過、これまでの執行者の説明によりますと対外的な要因を中心に説明をされて、3回目はまさに失敗ができない入札行為ということでありましたけれども、正式に1回目、2回目の原因調査なども含めて市民説明もいただくことになっておりますから、その辺についての結果についてお知らせをいただきたいと思っております。

それから、3つ目には1回目、2回目の関係で、3回目結果的には8,000万円上積みをされてという経過がございますけれども、業者のランクによりそれぞれ判断をされ、1回目、2回目それぞれ指名等されてはいますが、最終的には現場段階でのいろいろ積み上げの努力、そして最終的にどのような入札行為を行うかというのは市長なり副市長、最高責任者での判断があったのではないかと思います。その辺についての経過についてもお知らせをいただきたいというふうに思います。

まず、この3点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） まず、今回再々入札という形で無事終わりましたけれども、結果として高い落札率になっているということでありまし

て、この辺の考え方について御説明をさせていただきたいと思いますが、これまで何回か繰り返しお答えをしておりますが、予定価格の積算の考え方でありませけれども、これはあくまで私ども従前からの既定のルールにのっとった形で積算をしております。今回約7,000万円を超える上積みをして入札に、結果として落札に至ったという話で形としてはなっておりますが、非常に厳しい入札の結果であると。落札率が予定価格ぎりぎりということでは、非常に厳しい認識を持っております。この間さまざま報道機関等でも報道されておりますけれども、私ども従前の一般的なルールの中では読み切れない部分が相当あったというふうにも結果としては考えざるを得ないというところでありませし、積算上なかなかこれもまた織り込むことができないような中でそれぞれ資材の問題ですとか、それから技能労働者の確保等の問題がやはり出てきているのかというふうに考えております。こういったことから、高い落札率の背景にしましては今説明申し上げたような影響があったのかなというふうには結果として考えざるを得ないというふうに考えております。

それから、市民周知の考え方でありませけれども、この間2回の入札が中止に至るということに関しましては、議会等々とのやりとりを含めて、また市民の皆さんにはホームページ等を通じて、それぞれ市長のこれまでの経緯、今後の考え方については周知をさせていただいたというふうに考えております。しかしながら、この間2回の入札の延期に係る、特に2回目につきましては事情聴取も行われたということでありませけれども、3回目入札に係るさまざま細かい内容についてもいわゆる事情聴取をさせていただいたということで、こうした内容につきましては3回目入札に一定程度予断を与える部分も多く含まれているということでありませ、細かい2回までの内容につきましてはなかなか周知しにくい状況であったということにつきましては一定程度御理解いた

けるものなのかなというふうに考えております。しかしながら、そういった経過も含めて3回で何とか入札にこぎつけたということがありますから、今後の考え方、対応等につきましてはしっかりとまた市議会初め市民の皆さんに周知できるような形で、ぜひホームページ等を含めてこれについては対応してまいりたいというふうに考えております。特にきょう議決をいただきましたならば、速やかに工事のほうに入るということでありませから、工事の安全性含めて改めて町内会等の対応も含めて必要になってくるというふうに考えておりますので、そうした細かい機会を捉えてしっかりとこの間の経緯なり今後の対応なりを説明申し上げるような機会もまた持っていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 2回入札が行われなかった、この調査とその結果についてということでお話をいただきました。1回目の公募につきましては、4月25日から5月15日まで公募を行いまして、その間電気設備、空調、それから給排水につきましては応募がございました。建築主体工事については応募がなかったということでありませ。この建築主体工事の公募につきましては、評定値は1,500点とさせていただきます。これは、市民会館建設以降50年ぶりのホール建設ということもありませ、市民の市民ホールに対する期待も非常に大きいということ、過去20年間のホールなどの建設実績や特に構成企業体の代表が進めるところであること、さらにはホール建設に伴う音響、照明、舞台などの調整や取り扱いなどの高い技術なども考慮して評定値を決定したところでありませ。また、建築以外の附帯工事もございまして、その取り扱いなど調整をしながらの施行となりますので、非常にスケジュールに大きく影響するのではないかとということで、実績を積んだ業者とさせていただきますけれども、結果として1,500点以上の業者の応募がご

ございませんでした。これは、これまでの政権下における公共事業の縮減の影響あるいは政権が変わり、国の施策によって公共事業が増額して全国各地で防災、安全対策などの大型事業が増えたことも加え、震災復興などによって多くのゼネコンも参加している時期であったと考えてございます。それぞれの支店などの技術者や労務者を東北地方に異動させ、道内での発注に対する準備が整わなかったと考えてございます。

2回目の公募につきましては、当初と同様の公募条件とすることは非常に困難という判断をさせていただきまして、評定値を緩和して1,200点以上とさせていただきました。建築主体工事に係る入札の公告で2つのJVにより参加申請がありましたけれども、そのうちの1社から辞退ということで申し出があり、入札の延期を決めたところでもあります。これらの実態を受けまして、その要因などについて調査あるいは時点修正を行ったところがございますけれども、入札辞退につきましては先ほど総務部長からもお話ありましたけれども、辞退された業者から事情聴取をさせていただきました。具体的な内容まではお話しすることはできませんけれども、予定価格との乖離があった。また、労務不足から工期の延長が必要であるということも確認をさせていただいております。全道的な状況を見ますと、震災復興の関係、あるいは民主党政権下における公共事業の圧縮などによって雇用の削減あるいは重機の維持ができなくなり、技術者やオペレーターなども不足しているという状況もございました。さらには、鉄筋工や型枠工などの技能工不足も拍車をかけておりまして、それらが顕在化している状況でもございました。辞退した業者からの事情聴取では、予定価格に乖離がありましたけれども、名寄市における積算につきましてはこれまでもお話しさせていただいておりますけれども、営繕単価あるいは刊行物、これは公共建築物の設計積算に使用されているものがありますけれども、これらにないものについては

メーカー3社から見積もりをとる。そして、実勢価格を加味して設計単価を行うということになってございます。全道的にも同じルールのもとに積算を実施してございまして、これは昨年12月に執行されました市立病院の精神科病棟改築工事についても同じルールに基づき積算をさせていただいたところでもあります。しかしながら、予定価格に乖離があるということでございましたので、当然ながら時点修正も行わせていただきました。予定価格も含めてみますと、認める中では大まかでありませけれども、4%以上の物価上昇ということで、資材関係が上がっていた状況であります。ただ、労務単価につきましては、北海道のほうから営繕単価が来ておりますけれども、ほとんど変わっていない状況ということでございましたので、これらに基づき時点修正を行った結果、このたびの補正額となったところでもありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） この間議員の皆さん、市民の皆さん方に大変御心配をおかけしましたけれども、3回目ですらうじて落札者が出たということで、これからは議決いただいた後、速やかに工事着手に向けて進めてまいりたいと思います。この間市民ホールの建設につきましては、たび重なる議員協議会、それから市民委員会での相当な議論をしまして、これまでも議会にお示ししましたように、地元調達可能なものについては地元業者を最大限活用するというところで、技術的には音響、それから照明関係も含めて、舞台も含めて相当技術レベルの高い工事ということにつきましては、この間議会の皆さん方にも総務部長、建設水道部長のほうからお答えをさせていただきました。そういう状況の中で過去20年間の道内の劇場型の市民ホールの設置につきましては、朝日町さんも含めてスーパーゼネコンさんを活用しているという例もありましたので、高い技術力と地元の地域の経済、雇用にも配慮して、その高い技術を地元

の業者のほうにも経験を積ませるといことも含めて、今回公募型で1回目、2回目をさせていただきました。残念ながら2回目の業者につきましては前日の辞退ということでありまして、それも価格的に相当予定価格と大きな開きもあって、民間企業であるがゆえに一定の差が大き過ぎることについては諸経費等の中でののみ込みも不可能だと、こういう状況でありましたので、先ほど建設水道部長が言いましたように道の営繕単価を予定価格の根拠にしている関係もありまして、この間1回目、2回目では予定価格を見直すだけの道から単価の改正がなかったものですから、3回目につきましてはしっかり落札すべく道から示されている単価について時点を修正させていただきました。今回の入札に臨ませていただきました。公平、公正な入札であるということと、それから先ほど述べましたように市民期待の大きな施設でありますので、この辺しっかり考えて、打てるべき手は全部打って臨んだつもりでありますので、ぜひこの辺については御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） お聞きしました1点目の落札99.93%の関係については、電気設備や給排水設備等が大体他の2件は95%で一定の競争性が担保されたのかなという感じはしますが、本体のほうの99.93%という率については、業者さんの積算能力、熟度が高まったというよい評価もすることもできるし、逆に言えば税金をぎりぎりのところまで支出をせざるを得ない状況の結果でもあるし、両面そういう意味では競争性が非常に乏しかったなという印象は拭えないのですけれども、出た結果については尊重はしますけれども、やっぱり両面の評価が出るのではないかという感じがしております。特に2回目の問題の関連も含めて、地元JV、入ったJVが1社という状況については、そういう面では競争性に多少欠けるのかなという印象が拭えませんけれども、副市長いわく公明、公正に情報収集をしながら対応し

たということでしょうから、結果として尊重いたしますけれども、ただ1回目、2回目の判断、2回目は特定の業者さんが辞退をされたということで行政側としての責めはないのかもしれませんが、1回目はやっぱり事前の情報収集等を含めてかなり判断に誤りがあったのではないかという印象を受けざるを得ませんけれども、それについての認識を改めてお聞きをしたいと思っています。それは、結果として買い手市場につながることに、あるいは道単価の見直しという経過も中に入っておりますけれども、トータルとして税金を7,000万円から8,000万円上積みをしなればならぬという結果になったり、当初26年10月完成予定が大幅に数カ月ずれるということでは、大変準備をされていた、あるいは期待をされている市民からすると、これについても一定の行政的な責めについてはやっぱりけじめをつける必要もあるのではないかというふうに考えておりまして、考え方についてお知らせをいただきたいというふうに考えます。

それと、もう一点は、市民説明、これから総務部長から懇切丁寧に御説明はいただきましたけれども、改めてやっぱり出た結果以降、特にあす以降、きょう成立するとすればあすからということになるわけで、これから具体的にもう既に新聞にも具体的な運用や完成以降のソフトの関連などを含めた準備が始まっているようでありますけれども、市民説明についてはしっかりあらゆる方法を通して理解をしていただくような努力を、説明責任を果たしていただかなければなりませんけれども、責任者の立場で改めてその点についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 1回目のスーパーゼネコンを使ったことが判断が間違っただのではないかという御意見ですが、先ほども述べましたように、これまでも議会説明で述べましたように、やはり通常の一般の建物とは違って相当ハイレベル

な技術を要するというので、過去20年間の実績を調べさせていただきました。その中で結果として北海道、それから東北に近い北海道ということも含めて、北海道の業者さんも東日本大震災の復興事業のほうに人的なものも導かれていると。その片方で国全体として公共事業の圧縮傾向の中で削減されている傾向の中で、やはりスーパーゼネコンといえどもかち合うような仕事の中で、特に東北地方におきましては港湾の関係で大きく工事の進捗がおくれているということもありましたので、大手スーパーゼネコンの皆さん方におかれましてはそういう面では受けたくても自分たちの抱えている業務量が相当かち合いをしまして、新たな分野のところまで来ることについては難しかったのかということにつきましては、実際に応募がなかった段階で改めてその関係については認識をさせていただきました。決してその関係につきましては、地元の業者を含めたJVということもありましたけれども、やはり改めて公共事業の仕事が担う業者が少なく大変だということにつきましては、この間も言いましたけれども、昨年9月段階で東北のほうにおきましては2割の入札不調が起きていると。その情報を会計検査が報告をして、何らかの対策が必要だなということを検討を始めているという情報を聞いたのは、たしか7月でなかったかなというふうに思っています。それぐらい出ている情報は薄かった。そういう中で市民の皆さん、議員の皆さんも含めてさまざまな方たちから立派な施設をということでの強い要望も含めて、いろんなものを取り込んだことも含めて、スーパーゼネコンという選択をさせていただきましたので、結果を見てそれは申し込みがなかったので、間違っただけではないかという御意見はあろうかもしれませんが、私たちとしては近隣の朝日町もスーパーゼネコンさんが手がけたことも含めまして、できるだけ立派な劇場型の市民ホールということも含めて対応したいということで考えておりましたので、この辺については御理解賜

りたいと思っています。

それから、市民説明の関係につきましては、まずはホームページ等につきまして御説明を申し上げたいなと思っています。その後例年総合計画のローリングも含めて新年度の予算の住民要望の聞き取りも含めましてまちづくり懇談会を予定しておりますので、その機会にもこちらのほうから説明という形で対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 若干私とのやりとりの中ですれ違いもあるような気がしますけれども、今年度入ってからの1回目、2回目、3回目の行為でありますから、わずかの期間だったという感じします。年度末の時点あるいは新年度立ち上がりの時点で、今言われたようなことについては巷間伝えられていたような気がいたしますし、改めて1回目、2回目の段階で大きな変化があったというふうに私は認識しておりませんので、やっぱりこの判断に一定のそごを来していたのではないかという感じがしております。その結果、7,000万円なり8,000万円なり、道単価の見直しはあったにしろ、あるいは市場動向の変化も作用はしていたのでしょうけれども、やっぱり一定の判断ミスがここに残ったような気がします。あるいは数字の上でも残ったし、完成、開演の準備をされた多くの市民に一定の迷惑、言葉としては何回も一定の反省のものが伝わってきますけれども、本問題に関する一定のけじめはやっぱり市長としても市民に対してすることによって、この問題の最終決着の信頼関係、あるいは再来年の2月完成に向けた大きな期待が、またしぼんだものが大きく膨らんでいくのではないかという気がいたしまして、この問題の1点目のけじめ、行政責任みたいのは求めざるを得ないというふうに考えております。これについてはお答えをいただきたいと思っておりますし、あとこの後は了とされるでしょうから、

議会全体としてもしっかりした施設の完了とそれに向けた市民的な盛り上がりをもたせ、再構築をしていくという、あるいは地域経済へ大きくやっばり反映をしていくということなども含めて私自身も期待をするものでありますけれども、一定の行政責任についてのけじめについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来から部長、副市長の答弁をさせていただいておりますが、この間3回目の入札で無事落札業者が出たということでありまして、本当にうれしく思っています。この間先ほど来説明させていただいているとおり、十分さまざまな情報を得ながら精査をし、持ち得る情報に基づいてしっかりとした適切な入札のほうを行ってきたというふうに思っております。結果として事態の急激な変化等が読み切れなかったということはありますが、それにしてもそれを労務単価を積み直す機会もなかったということも含めて、その都度、都度ベストな判断をしてきての今回の結果だというふうに思っております。決してそれに伴って結果、税金がふえたという、市民の負担がふえたということではなくて、結果としてこれがベストな選択、結果に落ちついたのだろうというふうに私は考えております。その中でオープン日を26年10月というふうにお話をいたしましたから、このことに関しては結果として市民の皆さんの期待を裏切る結果になった。このことに関しては、何度もおわびをさせていただいているところであります。この後のやはり何十年来の建物であって、市民の夢でありますから、これをしっかりとソフトも含めて市民皆さんによかったと喜んでいただける形のあるものにしていくことが我々これからとらなければならない責任だというふうに考えておりました。ぜひこのことを御理解いただきたい。また、この完成に向けて議員各位の皆さんの御協力もあわせてお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

関連がありますので、議案第26号、議案第27号、議案第28号を一括して採決を行います。原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号、議案第27号、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月3日から9月17日までの15日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月3日から9月17日までの15日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時08分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 植 松 正 一

平成25年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年9月18日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 鷺 見 良 子  
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 佐々木 雅 之 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君  
市 民 部 長 中 村 勝 己 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経 済 部 長 高 橋 光 男 君  
建設水道部長 長 内 和 明 君  
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君  
市立総合病院 松 島 佳 寿 夫 君  
事 務 部 長  
市 立 大 学 鹿 野 裕 二 君  
事 務 局 長  
営 業 戦 略 室 常 本 史 之 君  
長  
上 下 水 道 室 齋 藤 一 彦 君  
長  
会 計 室 山 崎 真 理 子 君  
長  
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 奥 村 英 俊 議員  
3番 上 松 直 美 議員  
4番 大 石 健 二 議員  
5番 山 田 典 幸 議員  
6番 川 口 京 二 議員  
7番 植 松 正 一 議員  
8番 竹 中 憲 之 議員  
9番 佐 藤 靖 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒 津 喜 一 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏  
書 記 山 崎 直 文

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 山田 典幸 議員

10番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

加藤市長の今後について外2件を、日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） おはようございます。ただいま議長より指名がありましたので、本定例会において大項目3件について通告に沿った質問をさせていただきます。

初めに、加藤市長の今後についてお伺いをいたします。平成22年4月に加藤市長が初就任以来、3年半が経過をいたします。就任当初の市政執行所信表明にもありましたように、民間会社名寄市的発想のもと、これまでの市政運営の取り組みをどう評価されているのか、また改選任期もあと残すところ約半年を迎え、来春予定されている市長選挙についてみずからの進退についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、名寄市公設卸売市場の今後の対応についてお伺いをいたします。先月8月末日で営業廃止の張り紙が出され、破産をした丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社が委託管理を受けていた公設卸売市場については、関係者に衝撃を与え、現在も今後どのように解決されるのか不透明であります。公設卸売市場ということもあり、利用者は信頼し、安心をして利用されていたということは言うまで

もありません。今後の市の対応についても関係者や多くの市民が関心を持って注視をしているところであります。これまでに至る市の対応と経過についてお伺いをいたします。

また、この市場を頼りに生計を立てている方々も多く、市場の存続について市として長期的な考えと現在の対応についてお伺いをいたします。

また、出荷をして未入金になっている方々の法的な対応や市場関係者の雇用についてどのような対策をしているのかお伺いをいたします。

3点目に、公共施設の冷暖房設備についてお伺いをいたします。平成23年第3回定例会一般会計補正予算審議の中において今後の公共施設の冷房施設について市の方向性が示されました。内容は、平成24年度中に市内公共施設調査をして、優先順位をつけ、今年度から予算組みを含め順次計画的に整備を進めていくというものでしたが、これまでの取り組み経過と今後の計画内容についてお伺いをいたします。

また、市内各小中学校にあるコンピューター教室には、コンピューターに電源を入れると教室内の温度が5度以上上がるとのことで、気温の高い日に利用すると熱中症の可能性やホルムアルデヒドの検出もあることが報告されています。高温による機械の故障の原因にもなり、いまだ冷房が整備されていない小中学校のコンピューター教室には早急に整備すべきものと考えますが、市のお考えをお伺いをいたします。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。日根野議員から大項目3点にわたって御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2については営業戦略室長、大項目3の小項目1については総務部長、小項目2については教育部長からの答弁となります。よろしくお伺いをいたします。

来春の市長選挙に対する考え方についてであり

ます。平成22年春の市長選挙におきまして第2代となります新名寄市の市長の任を預かりまして、間もなく3年半を迎えようとしております。この間民間出身としての発想や行動力を持って、至らぬ点も多々あったと存じますけれども、議会を初め多くの皆様の御指導と御鞭撻もいただきながら、自治体のリーダーとして市政執行に努めてきたところでありまして、お力添えいただきました関係各位の皆様にご改めて感謝を申し上げる次第であります。

来春予定されています名寄市長選挙に向けての考えでありますけれども、現在は平成25年度事業の進捗の最盛期にありまして、また本市におけるまちづくりの基本となる総合計画の第2期のローリングの採用、その後には骨格予算とはなりますけれども、次年度の予算編成を控えた時期であります。与えられた4年の任期の仕上げに最善を尽くして、総合計画の着実な推進による将来像の実現、さらには老若男女問わず全ての市民の皆様が名寄市を愛し、住みよさを実感できる明るく元気なまちづくりに全力を傾ける時期であると考えているところであります。これらの課題、取り組みが一定の段階を迎えた時期に改めて来春の市長選挙に対する私の考え方につきましては、議会を初め、市民の皆様にお知らせをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、名寄市公設地方卸売市場について、小項目1、今後の対応についてお答えいたします。

公設地方卸売市場については、今定例会初日の行政報告において加藤市長より報告いたしましたとおり、指定業者である丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社が8月31日をもって営業を停止したところであります。地元生産者や市内取引先、解雇されました従業員の方々の生活など地元にも与える影響は大きく、公設市場設置者として当面の対応や情報収集などに努めているところであります。長

年にわたり指定業者として営業を続けてきた丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社につきましては、昭和59年度の取り扱い高41億円をピークに減少に転じ、平成15年度には20億円を切る状況となり、経営状況打開に向け経費節減や販路拡大などに取り組むとともに、設置者である本市の支援策として市場使用料の減免措置を講じ、平成16年度から5年間を取り扱い高の1,000分の7を1,000分の3.5に、さらに平成21年度から3年間減免を延長しましたが、業績は回復せず、昨年度からは減免率を拡大し、2年間1,000分の1.75としたところです。本年5月28日に開催されました株主総会以降、7月には経営状況や今年度までとなっている市場使用料の減免措置など今後の対応について協議の場を持ち、会社側からは経営は厳しいが、減免を継続していただき、何とか次年度以降も指定業者として運営をしたい旨のお話をいただきましたが、市としては市民の皆さんや市議会の理解が得られる業務改善等の計画がなければ厳しい旨を伝え、再度会社内で御相談をいただき、改めて協議をすることとしたところです。その後本州の取引業者から支払いが滞っていると連絡が市に直接なされましたので、私どもとしましては公設市場としての機能を維持するためにも再度会社側に状況の説明と今後の対応について早期に取締役会等を開催し、会社としての方針を示していただくよう要請をしたところでもあります。しかし、最終的には営業停止の措置がとられ、再三の状況説明を含めた連絡要請にもかかわらず、この9月4日に弁護士と常務2人が市役所を訪れ、経過を含めて説明を受けたものでございます。

次に、公設市場の存続等についての対応であります。当面の対応として運営を担っていただける業者さんと交渉に入っている段階であります。破産管財人による財産の換価等の処分が終了しないと施設も使用できない状況となっておりますが、一日でも早く運営をできるよう努力してまいりま

す。

続きまして、地元農家の方々など生産者の皆さんが出荷をした未払い金についてであります。代理人弁護士からの報告によりますと地元生産者の債権額は約2,500万円前後、債権者数は132人とお聞きをしております。本件につきましては、会社側が弁護士に委任をした上で準破産の申し立てを行い、裁判所が破産手続開始決定と同時に破産管財人を選任したところであります。今後破産管財人が会社の在庫を含む資産の換価を行い、12月には第1回目の債権者集会の開催が予定されているとお聞きしておりますので、そこで債権者に対する配当についての説明がなされるものと考えております。

最後に、解雇となられました従業員の方々の対応についてであります。19人の方々が8月31日付で解雇されております。市としてもできる限り対応してまいりたいと考えておりますが、当面の対応といたしましては名寄公共職業安定所との連携により、雇用保険受給手続にあわせ名寄労働基準監督署、旭川年金事務所、上川総合振興局、上川北部地域人材開発センターの各機関にも御参加をいただき、総合相談会が9月10日に名寄公共職業安定所で開催され、各種相談に対応したところであります。今後も職業相談等を含めて関係機関と協調の上、最大限の支援に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目3、公共施設の冷暖房設備の設置につきまして、小項目1、公共施設の冷暖房設備設置計画の内容と取り組み経過について申し上げます。

公共施設の冷暖房設備の整備の基本的な考え方につきましては、平成23年第3回定例会におきまして市立病院につきましては診療体制に影響のない範囲で早急に整備をしていくこと、市立病院以外の公共施設は利用の内容や利用される市民の

皆さんの状況などにより優先順位を決めて整備を進めることとして答弁をしております。答弁以降の取り組み状況についてであります。市立病院では平成24年度に病棟やナースステーションなどに冷房設備を整備いたしました。また、市立病院以外の公共施設につきましては、平成23年10月に実施をしました冷房設備設置に係る調査により冷房設備を必要とする施設を洗い出し、その中から健康面や衛生面などにより優先順位を決め、平成24年度に各保育所の調理室やふうれん健康センター、学校給食用食材供給施設の冷房設備を優先的に整備いたしました。今後もまだ整備を必要とする施設要望もありますが、予算や施設の老朽化などの問題もありますので、ローリングを通じて順次検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私からは、大項目3、小項目2、市内小中学校のパソコン教室への冷房設備の設置についてお答えをいたします。

小中学校での情報教育の推進につきましては、平成10年に改訂をされました学習指導要領において各教科や新たに加わった総合的な学習の時間の領域の中で横断的、総合的な学習や児童生徒の興味、関心に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うことが求められました。その具体的な手法として、児童生徒がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、積極的に活用できるようパソコン教室の設置などが進められたところです。本市におきましても名寄小学校の改築が指導要領改訂時と同時期であったことから、建設段階で冷房付きのパソコン教室を設置した学校もありますが、その他の学校につきましては普通教室や特別教室を転用、改修してパソコン教室を設置している状況であります。このような中で、名寄西小学校、風連中央小学校、名寄中学校、名寄東中学校、智恵文中学校ではホ

ルムアルデヒドの検出量が多かったことなどにもより冷房設備を設置をいたしました。冷房設備が設置されていない学校におきましては情報機器がいわゆる熱暴走のようなトラブルを起こした経過もございます。教育委員会といたしましては、パソコン教室が高性能な情報機器を配置をすることから、ちりやほこり、虫などに対して窓を開放して換気をするというような対応が難しいと判断をしており、冷房装置を設置することが一番の方策と考えております。ただし、各学校の今後の整備計画とも関連をいたしますのと財政負担を伴うものですので、財政担当とも協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） それぞれ答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、市長の今後についてですけれども、市長も3年半前に30代という若さで市長になられて、言ってみれば行政経験のない中、苦勞した点もあるのではないかなというふうに思います。また、当時の中尾副市長には随分お世話になったのではないかなというふうにも思っているのですけれども、首長はどこの首長もそれぞれ同じだと思うのですけれども、行政運営において最善の選択をして結果を出さなければならないという、プロ野球の監督と同じような感じではないかなというふうに思っているのですけれども、率直に私のこの3年半の感想を言わせていただきますと、やはり後手に回った点、後づけの点が非常に多かったのではないかなというふうに感じております。よろいな冷房施設あるいは駐車場、それから市民ホールの入札の2回の流れた点も含めて、いろんな結果を踏まえてこの任期3年半を振り返った中で次の決断があるというふうに思っているのですけれども、この3年半を振り返ってそういった部分も含めて自分の足跡を見てどういうふうに感じておられるのかをお伺いしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 繰り返しになりますけれども、中尾前副市長の話出ましたが、行政経験がないということで、それぞれ本当に議員の皆様はもちろんでありますけれども、関係各位の皆さんに御指導、御鞭撻をいただきながらこれまでやってこれたのかなと改めて感謝を申し上げたいと思います。

今議員からお話のあった施策が後手に回ったのではないかということに対しましては、そのことは真摯に受けとめさせていただきながら、反省するところは反省して前へ進んでいかなければならぬのかなと思います。

成果と課題ということで、基本的には私の大きな仕事は総合計画の着実な、あるいは計画的な推進にあるというふうに思います。進捗状況について申し上げますが、前期計画で当初計画の196の事業に対して252の事業、後期計画においては当初計画169事業に対して181事業と。ともに当初計画を上回る状況でありまして、財政規律をしっかりと守りながら、この計画の推進を着実に進めていると考えています。その中で自治体間は今厳しい地域間競争の中にあって、このような環境の中で公約を掲げさせていただきましたが、10年先、20年先を見据えて観光振興あるいは交流人口の拡大の推進、多様な媒体あるいは機会を活用した情報発信など民間的な発想あるいはトップセールス、さらには食肉センターの整備、野菜等の共同施設支援、こうした基幹産業農業の推進、精神科病棟の改築など市立総合病院あるいは市立大学、市立天文台、こうした財産を生かしたまちづくりと。こうしたことを着実に進めてきたところでありまして、これらの取り組みが市民福祉の向上、地域の活性化に結びつくことを認識しているところであります。

次期市長選の判断でありましたが、時期を明確に言うということは避けたいと思っておりますけれども、先ほどもお話ししたとおり総合計画のローリング

等がありまして、これをしっかりと終え、年末までには態度をしっかりと表明していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 年末までには判断をするという話なのですけれども、名寄市は道内でも住みやすさランキング常に上位を占めているというようなまちですけれども、それは総合病院ですとか、大学だとか、名寄駐屯地だとか、そういった財産があつての話だというふうに思いますけれども、今後やはり特質的な名寄の政策も含めた部分も必要になってくるのではないかなというふうに考えているのですけれども、それらに向けた特質、政策的にこれだけは他町村に負けないというようなビジョンがおりなのかどうか、その辺もお伺いして、この市長の進退については質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 特質的な政策ということは、このことも含めてしっかりと自分の中で整理をしながら、さっきと繰り返しになりますけれども、このことも含めて市長選挙の判断について年内に議員あるいは市民の皆さんにお話をさせていただきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 続きまして、公設卸売市場の関係で再質問をさせていただきます。

市場関係の今継続していただける業者を探しているという話なのですけれども、この対応についてそれぞれ対策本部等を設置をして対応しているのか、それとも市長、副市長の判断の中で対応しているのか、まず最初にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 市場機能の維持を図るための今後の対応についてでありますけれども、現在私ども営業戦略室の私と課長が中心と

なりまして業者のほうと相談をさせていただいてるところでございまして。逐次市長、副市長のほうに御相談を申し上げながら、今検討を進めている段階でございまして、現状においては進んだ部分というのはまだございませんけれども、当面はそういった業者さんと交渉に入っているということしか今の現段階ではお答えはできない状況であります。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 北見市でも平成15年に市場が倒産をした事例があるのですけれども、これは市場のほうで民事再生法の申請があつたのが4月14日で、市は迅速に対策本部を立ち上げて、その2週間後、5月1日には別の業者に委託し、既にもう営業しているというような話なのですけれども、たった2週間で次の業者を見つけられたという話なのですけれども、名寄市もいろんな角度から意見を聞きながら、後々問題残らないような、いろんな知識を持った人の組織を対策本部を立ち上げて、そういう対策をしたほうがいいのではないかなというふうに考えているのですけれども、その辺の考えはないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今、日根野議員からも御指摘いただきましたけれども、この間の対応といたしましては対策本部というお話もいただきましたけれども、そういった対応はこの間とっておりませんで、市長、副市長と綿密に協議をしながら進めてきている段階でございまして。今の状況、流通ルートなども非常に発達をしておりますので、物が簡単に手に入るような状況もございまして、そういった業者さんと今話をさせている段階でございまして、状況的にはなかなか厳しいものがあるなというふうには実感はしておりますが、今後も粘り強く協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、対策本部につきましては今の段階では、私どもの段階では今そう

いった話については設置するような方向では話をさせていただいておりませんので、今後も検討させていただくようなこともあるかというふうに思いますが、現段階におきましてはそういうような状況で進めさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 次の業者が見つかる見込みがあるのであれば、そういった市長、副市長対応でもいいのかもしれませんが、そういう可能性は持っているのか、持っていないのか、再度答弁をいただきたいというふうに思いますけれども。なければ、やっぱりちゃんとした組織をつくって、どうするのだというようないろんな意見を聞きながら進めていかなければならないのではないかなというふうに考えますけれども、その辺どうですか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 次の業者がどうなのかという話ですけれども、私どもはそういう展望を持ってお話をさせていただいておりますので、そのほかにもJ Aとも意見交換等もさせていただいておりますので、そういった中で今後の部分について一定の結論というのはまだ見えてこない状況でありますので、いずれにいたしましても早急にそういった部分話をさせていただきながら進めるというのは当然でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） ちょっと質問をかせたいと思いますけれども、アスベストの除去はもう既に終わっているというふうに思うのですけれども、残り事務所の移転等の工事は今ストップしているという話なのですけれども、残りの工事の金額的な部分は幾らなのか、それから公共施設の学校給食だとか病院だとか介護施設だとか、いろんな部分で食品供給について支障は短期的あるいは長期的に見てどうなのか、あるいは名寄市も

地産地消の取り組みをやっているわけなのですが、市全体の地産地消の取り組みの観点からすると問題があるのではないかなというふうにも考えますけれども、その辺の見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） アスベスト対策の関連工事の対応でありますけれども、ことしの2月に検出をされましたアスベストでありますけれども、その除去工事を6月から着手をいたしまして8月で完了しております。その除去工事を行うに当たりまして事務室を移転させる必要がございましたので、それらに係る復旧工事が残っているところでございまして、この件については9月3日に入札をする予定でございましたけれども、今回の対応ということで今後の見通しがある程度固まった段階でというふうに考えておりますけれども、予算的には600万円程度というふうに考えております。

それと、給食センター初め市関連施設等での食材の対応の関係でございますけれども、現状におきましては給食センター、市立総合病院、保育所、特別養護老人ホームが2つでの食事の提供については影響がないというふうにお聞きをしております。納入業者さんの御配慮もいただきながら、また努力もいただきながら食材は確保されておりますけれども、一日も早く安定供給できるように私どもの役割を果たしていきたいというふうに考えておりますが、特に給食センターにおきましては地元の食材を使うというのが原則だというふうにお聞きをしておりますので、全て今地元産で賄えているかというとなかなか難しい部分もあるようでございますけれども、その部分については他地域産のものを使いながら、現状では対応しているという状況だというふうにお聞きをしております。こういった状況が長期化するということになりますと、なかなか食材の供給というのが難しい状況になってくるような状況にも考えられますけれども

も、そういった部分を少しでも早く克服できるように私どもとしても努力をしてみたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） それから、市場から預かっている保証金、魚菜市场、両方で100万円ずつ、200万円市が市場からの保証金を預かっていると思うのですが、この扱いについてはどういうふうになるのか、あるいは法的に専門家に相談をされているのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 保証金の取り扱いであります。業務規則第7条に基づきまして預託をされています保証金につきましては、青果部、水産物部ということでそれぞれ100万円のトータル200万円の預託を受けております。業務規則におきましては、使用料その他市場に関して市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは保証金をこれに充てることができるというふうになっておりますけれども、今回の場合につきましては名寄市も債権者として裁判所より破産債権の届け出を求められております。市場使用料の取り扱いについて、今現在法律の専門家と協議をしているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに存じます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 平成24年度から1.75という特例措置を行っているわけですが、株主総会でも経営内容についてはもう赤信号がともっていたというふうに私は判断をしているのですが、その以降運営委員会等の会議等開催をふやしていたのか、それから市と市場とのかかわり、情報収集については以前と同じぐらいの回数なのか、もっとふやして注視をしていたのかどうか、市側の対応はどうだったのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 市場運営委員会につきましては、公設地方卸売市場運営委員会規則において市長の諮問に応じ市場運営の適正を図ることを目的としております。委員会の開催状況につきましては、年1から2回程度開催をしております。市場の概要や会計状況の報告、使用料の取り扱い等に御意見をいただいていたところでございます。本年度につきましては、次年度以降の使用料減免についての御意見等もいただくということで開催時期を検討してございましたけれども、今般の事件、事態を受けまして運営委員の皆様には文書により御一報を入れさせていただきまして、事態が一定の落ちつきと今後についての方が見えてきた段階で、改めて状況報告を申し上げて御意見をいただくための運営委員会を開催させていただきたいというふうに考えております。

それと、市と市場との、会社との意見交換ということでございますけれども、5月28日に株主総会が開催されて以降、私どもといたしましては次年度の使用料の減免の件がございましたので、そういった部分について先ほどの答弁もいたしましたけれども、そういった検討を会社としての方向性を出していただきたいということで協議をさせていただきました。そういった中でこういった状況が見えてきたということございまして、具体的に情報交換という部分ではこの間定期的にやっていたということにはなっておりませんが、今年についてはそのような状況でこの間を経過をしたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 経営内容を見ますと、もう平成18年度からずっと赤字が続いているというような内容だと思うのですが、それらを踏まえながら、そして減免、減免ということで、やはり行政として連携というか、情報収集が非常に少なかったのではないかなというふうに感じざるを得ないのでございますけれども、名寄の公設地

方卸売市場業務規則第46条は御存じだと思うのですが、中身を見ますと市は市場業務の適正かつ健全な運営を確保するために特に必要があると認めたときは、市場関係者事業者に対し、その業務もしくは財産に関し報告もしくは資料提出を求め、またその職員に市場関係事業者の事務所その他業務を行う場所に立ち入り、その業務、財産状況もしくは帳簿書類のその他物件を検査させることができるというような規則があるのですが、これらを規則を設けながら履行しなかったというのは、やはり市の怠慢、真剣な対応がなかったのではないかなというふうに言わざるを得ないのですが、その辺どのように判断されていたのか、もし市内で協議があればその経過についても伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 業務規則に基づいた、そういった指導等の申し入れ等についてでありますけれども、この間市場運営委員会の皆さんや、あるいは議会の皆さんとも御相談をしながら、何とか良好な経営環境に向かって減免措置を講じてきたということがございます。具体的な会社の運営状況、株主総会等での数字的なものは見えるわけでありまして、具体的に今回実際に取引先に支払いが滞っていたですとか、そういった部分というのは私どもではなかなか読み取ることとか、実態が把握できなかったということは事実であります。そういうことでいけば、会社側とのそういった意思疎通というのか、そういった部分が不足していたというのは事実あったのかもしれませんが、現状におきましてはそういった部分についてはなかなか把握ができなかったというのが実際のところでございます。議員言われているとおり実際に会社側とのそういう場面が少なかったということはあったのかもしれないとは言えるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 規則を遵守していれば、遵守する見きわめが非常に甘かったのではないかなというふうに思いますけれども、もう少し早く平成24年度の特例措置の時点でこういった部分で将来は本当に大丈夫なのかというような市の判断も今となってはできたのではないかなというふうに考えますけれども、結果は結果でありますけれども、結果に対する責任という部分では市側としてはどういうふうに受けとめておられるのか伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） この間の業務規則含めた対応について、市の対応を含めて不十分だったのではないかという御指摘と、さらにはさきの1年半前の使用料の減免の時点で、その時点での見きわめが甘かったのではないかという御指摘でございます。2年前の運営資金計画についても銀行さん等々とそれぞれ情報交換をさせていただきまして、今般の対応についても水面下で銀行さんあるいはその他のでき得る範囲での情報入手をさせていただいたところであります。ただし、会社にとりましてはまだ営業を続けていたということもありまして、営業行為の妨げにならないような段階ということも含めて、情報等々の収集については皆さんのほうにしっかりとお伝えしなかったということもあるわけでありまして、これらの対応についてはそれぞれ結果的にこの事態に至ったということでもありますので、その点についてはこの結果については重く受けとめて、現行でできるのは市場そのものの公設市場設置者としての今後の維持について最大限努力をするということが結果責任に応える方策だというふうに考えておりますので、その点については重く受けとめて今後対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 最後に確認したいのですが、農産物等を出されて未入金になっている方々約2,500万円というような話なのですが、その方々に対する市側の責任というのではないのかあるのか、その辺法的な部分でどういうふうに受けとめておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 生産者の方々の2,500万円前後と言われております未払い金の部分についての対応でありますけれども、基本的には民間会社である丸鱈さんのほうで生産者の皆さんから受け入れをして、支払いをされていなかったということですので、名寄市としてそこをどうのこうのという話ではないというふうに考えております。ただ、今後の部分でいけば、そういった部分の受け入れ先なども含めてこれからJAともお話をしながら対応していくというところが私どもの責任だというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 一刻も早く方向性を出してほしいというふうに考えます。

次に、公共施設の冷房の関係ですけれども、23年度の10月中にもう調査を終えたという話なのですが、利用者あるいは市民の皆さんからの意見聴取という部分はしっかり行ったのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 先ほどお答えをさせていただきましたけれども、大雨もそうでありまして、今後の異常気象ということで、特に夏の暑さも大変問題になってきております。私どももこの間この地にあっては余りあえて冷房施設というようなことについては考慮されていなかった部分もあって、近年そういった意味では逐次公共施設におきましても必要な部分について整備をさせていただいてきたということでもあります。平

成23年11月に改めて公共施設の冷房設備につきまして職場から聞き取りを行っておりまして、調査させていただいた施設につきまして38の施設に及ぶということで、これ現状説明を申し上げますと冷房が設置をされていない施設が17施設あるということでございます。それで、今後冷房の設置が必要であるというふうに判断をしている施設が4つの施設であります。しかし、この4つの施設には実は一部冷房設備が設置をされている施設も含まれておりまして、新たな追加が必要という施設が含まれて4施設ということでもあります。今回の調査につきましては、各施設からの聞き取りを行っておりまして、直接私どもが市民の皆さんの声をお伺いをしたということではございません。施設それぞれが利用されている市民の皆さんの声を直接現場でお聞きをしているというふうに判断をしております。そうした市民の皆さんの声も含めてそれぞれの施設が必要度について判断をされて、それで私どものほうに報告をいただいているというふうに考えております。

それで、23年11月ということでもありますけれども、若干年数がたっているということもあります。そして、それぞれこの夏における暑さも非常に厳しいものもあったというふうにも認識をしておりますので、今後もう一度各施設に聞き取りをしながら、改めてその設置につきましてぜひ協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 改めてもう一回調査をするというような話なのですが、やはりこれニーズ、毎年の気温にもよるのですが、それぞれ毎年懇談会あるいは調査をしていくという方向のほうが不公平感がないのかなという気がするのですが、その辺の考え方について再度お伺いをいたしたいと思います。

それから、4カ所今後必要だというような判断をされているのですが、その場所についてお伺いをいたしたいのと、それはもう次年度つけ

る予定なのかどうかも含めてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 調査を毎年という話もございました。一定程度私ども調査はさせていただきましても、都度施設の状況によりましてそれぞれ原課のほうから総合計画のローリングの中、もしくは予算の査定の中でいろんな声を聞くという、そんな状況もございますので、ぜひ都度検証していくということで御理解をいただきたいというふうに思えます。

それから、4つの施設でありますけれども、これは追加が必要というふうなお話であります、まずしらかばハイツ、それからこの後お話が出てくると思いますが、小中学校、それから市立大学、これらが現有、一部冷房施設ありますけれども、追加が必要と判断をされているところでありまして、新たに冷房が必要と判断をされている職場は図書館でございます。図書館につきましては、この間老朽化が随分進んでおりまして、一部今も改修作業を行っておりますが、なかなか改めての設置につきましてはちょっと検証が必要という判断をしております、これにつきましてはまたローリング、それから新たな補修等の予算査定の中で対応させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 次に、学校のコンピューター教室についてお伺いしたいと思うのですが、残りコンピューター教室についていない学校というのはどこなのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 先ほどの答弁の中で設置された学校については答弁をさせていただきましたが、現在未設置の学校につきましては多少分類をしてお話をさせていただきたいと思えますけれども、先ほど答弁の中にもありましたホルム

アルデヒドも検出されている学校も含めて、非常にホルムアルデヒドの検出量が多い学校として風連中学校、それから比較的検出される学校として智恵文小学校がございます。このほかにホルムアルデヒドとは直接関連はしませんが、未設置の学校として名寄東小学校、下多寄小学校、東風連小学校、それから南小学校と豊西小学校であります。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 冷房施設で大体1教室どの程度の費用がかかるのかお伺いしたいのと今言った全部、今後合併する学校もあるのですが、教育委員会として先の見通しとしてどういうふうにつかんで設置を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 1教室当たりのいわゆる冷房装置の設置費用につきましては、あくまでも概算ですけれども、1教室当たり約60万円前後。ただ、これはいわゆる一般的な普通教室であります。御存じのように名寄市内の小学校においては、東小学校のようにオープン方式を採用している学校があります。これにつきましては、一方の壁がフリースペースに向かって開放されているというような状況もありますので、冷房効果を高めるためには間仕切り等が必要であります。これについては、その間仕切り等を加算されますと75万円から80万円程度が必要ではないかと考えております。

現在名寄市内の学校につきましては、小学校では児童2名に1台、それから中学校では生徒1人に1台、小規模校においては複式学級で同時に使用できる台数を基準として各学校にパソコンの配備、配置をしております。このことから、教育委員会といたしましては、冷房設備の整備については現在のところ1教室当たりの導入台数が多くて、かつ使用頻度が多い中学校を優先とした整備が基本と考えております。また、先ほどの例もありましたように、ホルムアルデヒドの検査結果や校舎

の南側にパソコン教室が設置されている学校、さらには現在改築事業等が進行中でありまけれども、名寄南小学校のような今後の学校設備の整備等も考慮をいたして、未設置学校の状況についてそれぞれ加味をしながらローリング等を通じた段階的な整備を進めていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） これ予算の関係もありますので、教育委員会が一存でいくという話でもないと思うのですけれども、次年度の予定としてはやはりホルムアルデヒドが出ている2校が最優先ではないかなというふうに考えていますけれども、それらについては教育委員会として予算の中にしっかり盛り込んでいくつもりなのかどうか最後お伺いしたいのと、それからそれらに向けて財政のほうについてはどのような、当然そのときになって判断ということもあるのですけれども、考え方について両方にお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 予算要求につきましては、基本はローリングを通じたものとして上げていきたいと考えております。御存じのように、先ほど使用頻度の問題を申し上げましたけれども、例えば名寄小学校の例ですと年間87時間ほどのパソコン教室の使用ですが、風連中学校であれば122時間と小学校より約1.5倍の使用頻度がありますので、そういった意味では中学校をまず優先的に整備するように予算要求に配慮をしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 小中学校のパソコンの関係につきましては、管内でも名寄市は進んだ配置をさせていただきました。これは、教育委員会の熱意と苦しい台所の事情の中でもそこは子供たちの将来に情報教育も含めて必要だという判断をしました。あわせまして学校の先生方について

も1人1台ということで、これもかなり進んだ配置をさせていただきました。教育委員会のほうとしまして財政のほうの厳しい状況の中で、どのように対応するかということについては、まず一回整備しますと小学校、中学校でおのおの六、七千万円から多いときには1億円近いようなお金がかかって、5年リースで償還をしていると、こういう状態でありましたので、改めて先ほど扇谷総務部長からも言いましたように、夏休み期間があっても異常気象という中で、6月から場合によっては10月の初めぐらいまで暑い時期もありますので、この辺につきましては一定の機械整備につきましてはかなり進んだ整備をさせていただきましたので、今後につきましては教育委員会の学校の現状も踏まえまして、パソコン教室の関係につきましては風連中学校、それから智恵文小学校等も含めて、優先度をしっかり対応させていただいて、予算協議の中で前向きな方向で検討したいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

加藤市長の政治姿勢に関して外3件を、大石健二議員。

○4番（大石健二議員） 新緑風会の大石健二でございます。議長より指名を賜りましたので、これより通告順に従い4件6項目について質問を行います。

最初に、加藤市長の政治姿勢に関してお尋ねをいたします。加藤市長は、平成22年4月に施行された名寄市長選挙で、名寄市の10年、20年先を見据えたまちづくりを掲げて臨み、有権者である市民の皆様から圧倒的な支持を得て初当選を飾られました。民間会社名寄市的発想での行政運営を第一義に掲げ、臨んだ第1期加藤市政もはや任期満了まで残すところ6カ月余となりました。端的にお伺いをいたします。明春の名寄市長選挙出馬に向けて、3年余の市政担当を踏まえた第2期市政の抱負と課題について御答弁をお願いいた

します。

次に、名寄市の行財政運営から、平成26年度予算編成についてお聞きをいたします。平成26年度の当初予算は、新年度早々に名寄市長選挙を控えているため、一般会計については新規事業や投資的的事业等の政策的経費の計上を控え、義務的経費や経常的的事业を中心とした骨格予算の編成となり、選挙後の臨時会に改めて政策的経費を肉づけした補正予算案が提案される見通しとなっています。平成26年度予算編成に向けては、行政評価の集約、あるいは総合計画のローリング作業等を経て本格的な予算編成に着手するものと想定されますが、今後の予算編成の過程と健全財政に向けた取り組みについて御答弁を願います。

同じく名寄市の行財政運営から、災害発生時等の対応、対策についてお聞きをいたします。気象庁は、発生から2年余を経た東日本大震災など数十年に1度となるおそれのある大雨や高潮、暴風雪などの大規模災害の発生を受けて、この8月30日から新たに特別警報の運用を開始しました。その運用開始間もない週初めの16日未明にかけて、気象庁初の大雨洪水特別警報が発令され、発達した台風18号は東海、近畿、中国地方と日本列島を縦断する中で、同日夜半には本道に上陸し、道東各地に甚大な被害をもたらしました。この新たな特別警報の運用を受けて、今後名寄市では未曾有の災害発生時に一刻を争う迅速な避難行動に極めてふなれな名寄市民への避難情報の伝達とその避難方法についての対応、対策について御答弁願います。

また、あわせて昨年10月から進めている自力で避難が困難な災害時要援護者の名簿の整備状況、避難所トリアージなど市民の避難防災行動につながる具体的な取り組みの進捗状況についても御答弁願います。

次に、生活弱者への支援対策についてお聞きをいたします。この8月1日より生活保護の基準額が引き下げられ、受給者の生活がさらに厳しくな

るだけでなく、今後はその基準額を目安に算定される就学援助や住民税の非課税限度額を初め、介護保険料、保育料などの減免措置や除雪サービス制度などの生活支援制度への影響が懸念されるところです。この基準額引き下げによる生活保護受給者及び不受給者への影響とその対応策についてそれぞれ御答弁願います。

また、一旦は廃案となった生活困窮者自立支援法案がこの秋の臨時国会に再提出される見通しですが、これを受けて名寄市では生活保護費受給の手前で困窮している方々への支給、支援計画及び対策等についてもあわせて御答弁願います。

続いて、市民の声より、地域施設の管理運営から都市公園、街区公園の整備、管理運営についてお聞きをいたします。名寄市内には、映画のロケにも使われたサンピラーパークや桜の開花期には大勢の花見客でにぎわう弥生公園、家族連れや散策を楽しむ市民でにぎわう名寄公園など都市公園が名寄、風連両地区に計41カ所設置されています。このうち両地区で最も多い街区公園、かつての児童公園は計30カ所を数えますが、近年の生活様式の多様化に加え、利用者の意識や地域の人的構成にも変化が顕著になってきている中で、現行の街区公園の利用形態と整備実態についても御答弁願います。

最後に、名寄市日進地区の再整備と管理運営についてお尋ねをいたします。スポーツやレクリエーション、そしてアミューズメントパーク等の各施設が集積された名寄日進地区については、現在検討委員会を設置して観光振興の核となるべく、再整備事業に着手していると聞き及んでいます。また、平成26年4月には道から移管されるトムテ文化の森の管理運営が新たに加わるなど名寄の健康の森の施設拡充と機能強化が進む中で、同地区の施設及び設備等の再構築を見据えた将来展望及び構想について御答弁願います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大石議員から大項目4点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、2については総務部長、3については健康福祉部長、4の都市公園の整備と管理運営については建設水道部長、4の名寄市日進地区の再整備、管理運営について営業戦略室長からのそれぞれ答弁となります。よろしくお願いいたします。

それでは、大項目1の私の政治姿勢についてありますが、新名寄市の第2代市長に平成22年4月に就任をし、間もなく3年5カ月ということであります。私の政治姿勢は、先ほどの日根野議員からの御質問にもお答えしましたが、総合計画の着実かつ計画的な推進がまずあると思っております。島前市長から引き継いだ総合計画の前期計画初め、後期計画につきましても市民との協力、連携のもとにその進捗状況は当初計画を上回る状況で順調に推移していると認識をしています。また、厳しい財政状況の中で合併算定がえの終了などに備えた基金の積み増しなど、将来への一定の蓄えも進めてきたところであります。

次期市長選挙の考え方でありませぬけれども、先ほど質問でお答えしたとおり現在は現任期の仕上げに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

抱負と課題ということも御質問がございました。この間貴重な経験を通じて、また住みよきランキングが全道1位と。こうしたことに象徴されるように、名寄市のポテンシャルの高さというのを改めて認識をしております。地域間の競争にあつて先人あるいは市民の皆様が築き上げてきたこの地域のかげがえのない資源を有効に活用する。そして、さまざまな機会や媒体を活用しながら積極的に情報を発信をしていくと。こうしたことが求められていると認識をしています。また、私が生まれ育つた名寄市であります。私が愛するこのまちが明るく元気なまちであることを強く願ひ、今後とも行動してまいる所存であります。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の2、名寄市の行財政運営に関してについて申し上げます。

まず、平成26年度予算編成などからについて申し上げます。予算編成に向けては、毎年度11月1日付で新年度予算編成に係る市長訓令と総務部長事務連絡を通知し、各担当課から要求を提出する作業から予算編成が始まりますが、この要求に当たりましては前段に実施する作業がございます。1つ目は、毎年度10月をめぐり取りまとめられる総合計画のローリング作業であります。このローリングにおきまして今年度の進捗状況や事業効果の検証などを踏まえ、新年度以降総合計画の方向性が打ち出されてまいります。ここでまとめられた事業を新年度の中でどのように具現化していくかが大きなテーマとなっております。

2つ目には、国の地方財政における動向の把握であります。総合計画の取りまとめを受け、中期財政計画の策定作業にも入りますが、この時点で来年度の地方財政の状況を国の情報からどこまで把握できるかが大きなポイントとなります。近年におきましては、年が明けてから地方財政計画の概要が発表されるなど、なかなか迅速に情報が出てきておりませぬけれども、情報を集める作業は欠かせないものとなっております。

3つ目としまして、決算審査特別委員会での議論経過、また今年度の予算執行状況を検討し、課題を整理した上で新年度予算に反映させることであります。この中では、特にこの間の市民の皆さんとの対話の機会であります町内会長と行政との懇談会でありますとか、まちづくり懇談会などで出されますニーズを的確に捉えることも重要と認識をしております。

以上、各担当課ではこれらの前段の作業を終えまして、新年度予算要求を財政課に提出をいたします。その後財政課から理事者まで一連の査定作業を実施し、毎年度2月中旬には予算案の記者発表を行い、第1回の定例会で予算案を御審議いた

だく運びとなっております。査定と並行しまして国の地方財政に対する状況が明らかになってまいります。ここから新年度で計上可能な事業規模を判断をし、また新規事業では起債に係る公債費の状況、ランニングコストから、将来にわたって健全財政を維持できるかも視野に入れた編成作業となります。

次に、防災、減災の対応策から、現状の課題とその対応策についてお答えをいたします。初めに、特別警報の運用を受けて未曾有で不測の災害発生時における名寄市民への情報伝達と周知方法についてであります。3.11の東日本大震災の発生や平成23年台風第12号による紀伊半島を中心とする大雨などの経験から、本年の8月30日、気象庁によりまず特別警報の発令が創設をされました。数十年に1度の地震、大雨などの災害に対し発表されますが、この警報は気象庁からの非常事態の発令となり、直ちに命を守る行動をとることとされており、最終の通告と位置づけをされております。災害時は、この特別警報が発表される前に早目に避難することが重要となります。名寄市の防災対策としましては、平成23年に洪水ハザードマップの改定を行い、各家庭に配布をし、出前トーク、研修会などにおいて洪水被害に対する周知啓蒙を図ってきております。この地域では、過去の洪水被害を教訓に河川改修や築堤などの整備が進んだことで、近年では大規模災害への危機感が薄らいでいることも指摘をされておりますが、特別警報の創設に伴い、改めてハザードマップに基づく対応、対策の重要性を訴えてまいります。

また、名寄市の災害時の情報伝達手段であります。Jアラートの割り込みによるコミュニティーFMの避難情報の伝達を初め、町内会への直接の伝達、広報車、インターネット、市のホームページ、また現在手続を進めております北海道の防災情報システムを経由したau、ドコモ、ソフトバンク社の各携帯電話経由で同時に配信をされず災害時の緊急速報メールを用意しております。

さらに、平成26年度にはコミュニティーFM放送のアンテナの整備を図り、難視聴地域を解消しまして、このFM放送と連動して緊急信号を受信する防災ラジオを各町内会及び公共施設に設置したいと考えております。また、あわせて災害時は各家庭におきましてもテレビ、ラジオ、気象庁のホームページ、インターネットなどによりまして情報を収集することも可能であると考えておまして、日常から各家庭におかれましても洪水ハザードマップを中心に災害時の対応などについて話し合っていくことが必要と考えております。いずれにしましても、万が一災害のおそれが高まり、また発生した場合は、各自におきまして命を守る行動に最善を尽くすということを日常から考えていただくことが重要でありますので、さまざまな情報伝達手段の確認を含め、各地域で防災訓練が開かれる場合には積極的に参加していただきますよう呼びかけもしてまいりたいと考えております。

次に、想定外規模の災害発生に備え、市民の避難防災行動につながる具体的な取り組みの進捗状況についてであります。本市では手挙げ方式による災害時要援護者支援事業と自主防災組織育成の推進に取り組んできております。災害時要援護者名簿の整備につきましては、本年6月21日の災害対策基本法の一部を改正する法律の公布、また8月19日には避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が内閣府から示されたところであります。この中で災害時における名簿情報の利用及び提供が規定されることとなり、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づけることとなりましたが、本市では昨年10月から手挙げ方式で取り組み始め、名寄市内82町内会中46町内会の155人を災害時要援護者名簿に登載をし、市と町内会などで共有をしているところであります。さらに、これらの名簿については消防、警察、民生委員などと情報共有することで、

いざというときには人命を守る有効な手段となると考えております。

自主防災組織育成の推進につきましては、平成22年7月の大雨により被災した旭ヶ丘町内会と風連南区町内会は被災後独自の危険マップの作成、災害時要援護者の支援者の確定や避難方法の見直しなどの取り組みを行ってきている例もあり、これらの町内会を含め自主防災組織は9月4日現在で12の町内会となっており、ほかに15の町内会で立ち上げに取り組んでいただいているところでもあります。今後さらに自主的な防災活動を支援し、推進して災害時の対応に備えていきたいと考えております。

また、御質問にありました避難所トリアージでございますが、トリアージとは災害時に重傷者に対し治療を行う搬送優先順位、治療優先順位の決定を行うことをいい、救急医療で使われる言葉ですが、南海トラフ大地震対策を議論した国の中央防災会議の有識者会議は本年5月の最終報告で避難所トリアージの検討を求めました。避難所トリアージを導入すると、その選別基準として自宅の被災程度、病気や障害の有無などにより避難所への受け入れを拒むことが出てくることも想定され、また自治体や職員に大きな被害が出た場合、仕組みそのものが機能不全に陥るおそれも指摘されておまして、南海トラフ大地震の想定区域沿岸の自治体の約半数は導入に慎重であるとの報道もされております。いずれにしましても、本市にありましてはさまざまな課題を念頭に今後の全国の自治体の動向、国の中央防災会議の動向を注視しながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目の3、生活弱者等への支援対策に関して、小項目1の生活保護行政などから、受給者及び生活困窮者等の支援対策についてお答えします。

この8月1日から生活保護費のうち食費や光熱費など日常生活の費用に充てる生活扶助の基準額が引き下げられましたが、今後3年程度をかけて段階的に引き下げが実施されることになっております。平成25年度の基準生活費は、おおむね見直し前の基準生活費の3分の2と見直し後の基準生活費の3分の1を合計した額となり、世帯内の年齢構成や稼働世帯については毎月の収入額の変化により変動はございますが、その影響額を計算したところ、65歳高齢者夫婦世帯では月額300円、0.3%の減額、70歳以上高齢者夫婦世帯では月額約700円、0.8%の減額、65歳単身世帯では月額約100円の増額、70歳以上単身世帯では月額約300円、0.6%の減額、35歳単身世帯では月額約1,200円、1.8%の減額、母子世帯で子供1人の場合、月額約2,100円、2.1%の減額、同じく子供2人の場合、月額約4,800円、3.3%の減額となっております。なお、名寄市全体の生活保護受給世帯の影響額につきましては一月約15万円となり、1.6%程度の引き下げと考えております。国は、今回の見直しとは別に毎年度国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、予算編成過程において翌年度の基準額を検討しており、今後とも適切な検討のもと生活保護基準の見直しを実施するものと考えております。

次に、生活扶助基準の引き下げに伴う他制度への影響について申し上げます。政府では、生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に生じる影響についてはできる限りその影響が及ばないようにするため、2月5日に全閣僚で対応方針を確認されたところであり、就学援助及び除雪サービス事業については、前年度の生活保護基準を用いて算定しており、後年度については引き下げ前の基準を用いておりますので、影響はありませんが、平成26年度については平成25年度の生活保護基準を用いるため影響を受ける方が出ること考えられますことから、不利益をこうむらないよう

に引き続き平成24年度の基準を用いるなど検討してまいりたいと考えております。また、介護保険料の段階区分や保育料の免除に係る階層区分などについては、平成25年度の住民税非課税限度額による非課税世帯等を参照としているため影響はありませんが、平成26年度の税制改正については年末の税制改正大綱で決定されますので、政府として他の制度への影響を避ける方針を確認していることから、基本的な方針を踏まえて議論が行われるものと期待をしております。なお、今般政府においては平成26年度予算の概算要求が取りまとめられ、今後予算編成に向けた作業が進められますが、各地方自治体においても改めて政府の対応方針の趣旨を理解し、適切に判断、対応するように9月3日付で厚生労働事務次官通知が发出されたところであります。

次に、御質問の生活困窮者自立支援法案については、さきの通常国会で廃案となり、この秋の臨時国会に生活保護法の一部改正法案とともに再提出される予定との情報を得ております。この新法案は、生活保護に至る前の段階において自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他支援を行うための所要の措置を講ずるものとされており、ワンストップ型の相談窓口を設け、相談者に合わせて居住や就労など包括的に支援するもので、平成27年4月1日からの施行が予定されております。現在本市の生活困窮者に対する自立支援への取り組みといたしましては、社会福祉課の相談員による社会保険制度における医療、年金等の減免制度や児童扶養手当、雇用保険、年金受給の手続など、また一時的な生活資金の不足については各種福祉資金の貸付制度の利用など、さまざまなセーフティーネットの活用やハローワークとの間に協定を結び、連携強化をすることによる求職活動への助言など総合的な相談を受けており、また住居をなくされた離職者の方への住宅支給給付事業などを実施しております。今後この生活困

窮者自立支援法案が国会に提出されましたら、厚生労働委員会など国会の審議内容を注視しながら、本市としても法案の目的であります生活困窮者の自立促進のための体制を含めた準備を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私からは、大項目の4、市民の声より、小項目の1、地域施設の管理と運営からのうち、都市公園の整備と管理運営についてお答えをいたします。

現在名寄市においては、都市公園法により定められた公園が広域公園1カ所、総合公園3カ所、近隣公園3カ所、街区公園が24カ所、ほかに都市公園法により定められていない小規模な公園や市営住宅の団地内公園が9カ所ございます。都市計画公園の総面積は109.32ヘクタールで、そのうち街区公園につきましては5.06ヘクタールございます。これらのうち総合公園、近隣公園などの大規模公園については、指定管理や業務委託により維持管理を行っているところであります。現在整備済みの街区公園につきましては、都市公園法の基準により街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250メートルの範囲の中で1カ所当たり面積0.25ヘクタールを標準として配置することを目標とした公園であり、国が定めております1人当たり面積10平方メートル以上という基準を超えております。今後新たな公園整備については、現在のところ予定はしておりません。

また、街区公園などの維持管理につきましては、公園愛護事業により草刈りや清掃の維持管理について町内会をお願いをしており、その上で必要な資材等については町内会からの要望に基づき提供をしております。遊戯施設などの点検については、市で週1回実施しており、さらに町内会からの要望などにより施設などの修繕を行っているところであります。公園愛護事業は、例年5月から10

月末まで実施しており、町内会からの実施報告に基づき面積割、均等割でそれぞれ草刈りに対する維持の一部として、労力の一部として報償費を支出しており、公園愛護の観点から御協力をいただいているところであります。近年町内会における役員の担い手不足などにより高齢化が進み、公園などにおける維持管理も難しくなっていることは認識をしているところであります。今後街区公園の維持管理のあり方につきましては、街区公園が地域の憩いの場であり、夏祭りなどのイベントを町内会が自由に実施できる場であることを踏まえ、これまで同様町内会に維持管理をお願いしてまいりたいと考えておりますが、町内会から維持管理に関する要望などがございましたら、協議をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目4、市民の声よりについて、小項目1、地域施設の管理と運営から、名寄市日進地区の再整備と管理運営についてお答えいたします。

名寄日進地区は、これまでなよろ健康の森、道立サンピラーパーク、道立トムテ文化の森、ピヤシリスキー場、ピヤシリ温泉など各種レクリエーション施設などが整備され、市民や多くの道民の憩いの場となっております。本地区については、平成4年にピヤシリヘルシーゾーン構想基本計画が策定され、それに基づき各種事業が進められてきたところでありますが、その後高速道路の延伸に加え、道立サンピラーパークが隣接地に整備され、広域的な利用が促進されるなど、その利用内容は大きく変化してきております。また、近年のスキー需要低迷への対応や温泉施設のリニューアル、なよろ健康の森の施設老朽化、利用低迷施設への対応、さらには道立トムテ文化の森の名寄市への移管により、新たな維持管理方針が必要になるなど大きな課題となっていることから、今年度本地区全体の総合的な見直しを図るための検討を

進めているところです。検討に当たっては、8月に名寄市日進地区再整備基本構想庁内等検討委員会を設置し、これまでに2回開催をしており、今後さらに2回の検討を重ねる予定であります。議論を集中させるため、健康の森、サンピラーパーク及びスキー場、温泉の2つのエリアに分けて検討を進め、素案を策定後市民の皆様の御意見を伺う機会を設け、11月をめぐりに名寄市日進地区再整備基本構想としてまとめる予定であります。基本構想の課題や取りまとめに当たっては、道立サンピラーパークの設計業務に携わった株式会社ライブ環境計画に業務委託しており、検討委員会との連携を図りながら老朽施設の改修、更新や新たなニーズに応じた新規施設の整備といったハード的な整備に加え、受け入れ態勢の整備や新たな体験メニューの開発といったソフト的な魅力の充実など網羅したおおむね10年先を見通したビジョンを策定をいたします。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいりたいと思いますが、最初に加藤市長の政治姿勢についてお尋ねをしてみたいです。

私来春の名寄市長選挙に出馬するのかどうかという、そういう意思を確認するのではなくて、来春の名寄市長選挙に加藤市長は当然出馬するべきだろうという観点からお聞きをしたわけなのですが、ライブで中継ごらんになっている市民の皆様にはちょっとわかりづらかったかもしれません。そういう観点では、もう一度再確認の意味でお聞きをしてみたいのですが、答弁の中、全部を書いたわけではないのですが、ちょっと読み上げさせていただくのですけれども、来春の名寄市長選挙までの期間は現任期の仕上げに全力を尽くしたいと。2期目の抱負と課題については、

名寄市の持つポテンシャル、潜在能力の高さを再認識して、御自身が生まれ育ったまちを明るく元気なまちとなることを願い、今後とも活動してまいりたいと。引き続き名寄市政を担当するという政治姿勢を明確にされたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 来春の態度をどうするかということに関しては、先ほど日根野議員にも申し上げたとおり、今現在総合計画のローリングあるいは予算査定、こういったやらなければならないような仕事が目の前にあって、そこをしっかりと進めていくということがまず大事なのだろうというふうに思っています。その中で常々周囲の皆さんに対しても生まれ育った名寄市なので、この愛するまちを私はどういう立場であってもこれから振興していくということに変わりはないということでもあります。そのことを申し上げたところでありまして、そのことは市民の皆さんにもお約束をしているわけですから、どういった立場にあってもこの地域のために全力を尽くしてまちづくりをしていきたいという思いは変わらないということで、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。十分に市長の真意というのが私には伝わっているのですけれども、私は加藤市長の3年半前の選挙パンフあるいは後援会のチラシも持っているのですけれども、これから6カ月余の期間の中で新しく後援会の会員になる方あるいは既存会員の方いらっしゃるのだと思います。そういった方々が6カ月余と迫ればそろそろ次期に向けた準備もあるだろうし、そうした心構えも必要だろうというふうに考えているのですけれども、ここで再度くだいような質問は避けることにして、十分に市長の真意は伝わったと。来期もまた引き続いて市政を担当し、明るいまちづくりに励んでいきたい、民間会社名寄市的な発想、計6項目にわたる市民との

お約束も着実に履行していきたいという意思が伝わりましたので、あえてこれ以上の再質問は避けたいと思います。

それでは次に、行財政運営から26年度の予算に関してお聞きをしてまいります。ちょっと質問に入る前に確認をさせていただきたいのですが、私は予算編成作業というのは各部各課あるいは集約する財政課にとってルーチンワーク、定型業務なのか、それとも絶えず新たな考え方が求められ、新しい切り口だとか機軸が求められ、そういうイノベーションが求められる非定型業務なのか、この点についてまずお聞きをしたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 予算編成に当たっての姿勢ということでありまして、先ほど申し上げましたとおり、私ども予算編成に当たりまして市長訓令、それから私総務部長名での事務連絡と2通り予算編成に当たる考え方として示しております。特に市長訓令におきましては、国の動向なり、それから私どもを取り巻く社会的な状況なり、それから予算編成に当たる基本的な考え方でありまして、これを市長のほうから示していただくと。私のほうからは、ある種ルールにのっとった事務的な考え方につきまして示しをしているというところでありまして、いずれにしましても、予算編成に当たりましては基本的なルール、それから考え方というのが地方自治体の場合はほとんど決まっております、特に編成に当たっての大きな変化が生じるという状況にはないと。そんな背景もありまして、平成26年度におきましてもこれまでのルールに基づき対応してまいりたいと。これが定型的か非定型的かということですが、都度いろんな裁量が入ってきておりますので、基本的には両方ということ御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。そんなに新規の取り組みはないのだということござい

ますが、先ほどもお話があったかなと思うのですが、次年度の新年度予算は選挙戦、名寄市長選挙があるものですから骨格予算となるのだと。質問の中でも求めましたけれども、政策的な予算は可能な限り排除して、極めて骨格的な予算だけでやって、その後の臨時会で政策予算を反映した補正予算案を提案して議会の承認を得たいというような話ですから、そうすると私は何を言いたいかというと、かねてから申し上げているとおり新年度予算の編成過程について市民の皆さんの情報共有という観点からお話をしたいのですけれども、次年度は政策的な予算が反映されない全くの骨格予算に近いものになるのでしょうかから、意外と各部各課から上がってくる予算も極めてベーシックなものだろうと思うのですけれども、これらについて11月1日の市長あるいは総務部長の訓令あるいは事務連絡を受けて上がってきた予算要求の各部各課の集計について、予算の編成過程のスケジュールとあわせて各部各課から上がってきた予算要求というのはこういう内容で金額はこうですというような情報の開示については可能かどうかお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 骨格予算を組むというお話はさせていただいております。これ当然市長選挙が行われる年度でありまして、政策的な判断はある種新しい市長に行っていただくということもありますために、義務的経費でありますとか継続事業、これを中心に計上するというのが一般的なルールであるというふうに認識をしております。しかしながら、予算要求の段階ではいずれにしろ全体の状況の把握ということが必要になってまいりますので、通常予算要求どおり原課から事業を提出していただくと、予算要求をしていただくということをまず基本に考えたいというふうに考えております。ここからいわゆる骨格予算、それから肉づけ予算というふうに分けて査定をするという、そんな段取りになるだろうというふう

に考えております。いずれにしても、骨格予算では義務的経費、それから継続的な事業に係るものにつきましては都度予算がかかるわけですから、当然必要な予算として計上するということがありますけれども、一方総合計画の中でそれぞれ重要な事業につきましては前段ローリング作業が行われておりますので、そういったものにつきましてもしっかり織り込めるような、そんな協議もしてまいりたいと思います。いずれにしても、肉づけの予算につきましては新しい市長が決定をしてからということになりますので、4月選挙が予定をされておりますが、市長が決まった段階で改めて私どもの予算査定作業に入ると。また、改めての予算作業に入るという段取りを経まして、第2回の定例会、6月になりますけれども、この中で改めて補正予算という形で審議をいただくと、こんな予定にしております。この間は、通常の私どもこれまでのルールにのっとったスケジュールの中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

それでは、少し質問をはしょってお聞きしてまいりたいのですが、先ほど健全化に向けた取り組みについても御答弁いただきました。今回の行政報告の中でも書いてあるのですけれども、ちょっと確認の意味でお教をいただきたいと思っております。平成24年度の決算では、実質収支3億4,104万円のうち財政調整基金や減債基金に1億8,000万円積み立てた。また、残りほぼ2分の1強の1億6,104万円、これは平成25年度に繰り越したという報告がございましたけれども、ここで確認をさせていただきたいのですけれども、地方財政法でしたか、この第7条のところに地方剰余金というのがあるのですけれども、これ各会計年度で決算剰余金が生じた場合は当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金が生じた翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還財源に充てなければな

らないというような定めがあるのですが、今回は市債の償還財源に充てないということですのでよろしいのですよね。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 減債基金に今回一部6,000万円積んでいますので、起債の繰上償還するときに補償金をつけられると決して有利にならない場合があったりしますので、1つは基本的には2分の1以上財政調整基金に積むべきだと。そのうち繰上償還に使ってもいいよと。繰上償還するタイミングについては、一番補償金の少ない時期であるとか、そういうものをにらんでやるので、減債基金も財政調整基金も総括して財政調整的基金という形になっておりますので、今回は2分の1以上、1億2,000万円と6,000万円を積み立てをして将来に備えたということになります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それでは、災害、防災、減災についてお聞きをしてみたいです。

質問通告をしてヒアリングがあった段階では、全く特別警戒警報というのがなくて、終わった後に16日の未明に気象庁が初めて特別警報を発令したということでちょっとびっくりしているのですけれども、名寄市では洪水のハザードマップを配って市民に対して浸水予想地域や避難場所、こういったものを明記しているのですけれども、名寄はこのほか洪水以外の災害についてはどのような災害について想定されているのかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 洪水外というお話でございますが、1つは地震がございます。当然当初から地震の対策等につきましては、耐震化の促進計画をもちまして対応させていただいているところでありまして、しかしながらこの間名寄市の状況を見ますと大きな地震災害がないということも1つありまして、なかなか危機的な対応という

ところでいくと少し危機感が薄れているかなというような思いも正直しております。現実的に直近でいきますと、平成22年7月、大変大きな洪水被害を受けたということがありまして、やはり市民の皆さんは当面直面するであろう、いわゆる洪水災害に対してぜひ対応をしっかりとっていただきたいと、そんな考えもありまして、近年は防災訓練にありましても主に洪水災害を対象とした対策をとっているということでもあります。しかしながら、当然地震も全く想定をしないということではありませんので、今後防災訓練のあり方含めて少しさまざまな課題が都度出てまいりますので、そういった中でさまざまな災害を想定した防災訓練のあり方、また市民の皆さんへの周知のあり方についてもぜひ研究、検討してみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。今回の総合計画の後期計画の専門部会の議事録の中に、たしか防災担当の方が名寄は活断層による地震の発生は極めてまれだけれども、直下型はいつあってもおかしくないのだというような発言されているのを議事録で拝見しているのですが、いずれにしろ直下型の地震というのは名寄にも起きる可能性があるということですから、これからは冬期間の暴風雪についても、ことしの春先には道東で9人ぐらいの死者が出たという暴風雪もありましたので、ぜひ洪水のみならず、地震あるいは暴風雪についても十分な事前の対応が必要だろうと私は思うのですが。

あと、災害時の要援護者についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。今答弁にもありましたけれども、手挙げ方式の名簿作成ということなのですが、ちょっと進捗率を出してみたのですが、537人中155人、電卓ではじくと28.8%ぐらいの進捗率かなというふうに思うのですが、まだまだ登載進捗率というのは極めて低いのですけれども、これから具体的にどのように進

抄率を高めていくのかお教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 災害時の要支援事業、あわせながら自主防災組織の対応についてもそれぞれ対応させていただいてきておりますが、実は町内会も少子高齢化含めて人的な資源がなかなか薄くなってきているというような状況もありまして、さまざまな場面で災害時における町内会なりの対応が極めて難しくなっているかなという認識を正直持っております。今回事業を立ち上げるに当たりまして、まずは自助、共助、公助という考え方のもとに、私どもやり得る役割とか、それからともに助け合う役割ですとか、それから自分でみずからしっかり逃げる、自分をみずから助けるというような、こんな役割をいかに総合的な対策として進めていくかということで随分議論もしてまいりましたが、やはり地域は地域でしっかり自分たちで自分たちの地域を守っていくということがまずは一番これは確実だろうと。いざとなつてはもう逃げるのが一番と。そして、まさにみんな助け合って逃げるのが一番と。このことを今回の大きな各地方の災害においても実証されているのかなというふうにも思っております。今後要支援、それから自主防災組織のあり方につきましてもやはりこの考え方、まずしっかり市民の皆さんに御理解をいただかないといけないと。このことがまだまだ不十分だと言われるような場面もありますので、私どもしっかりこの内容につきましても周知啓蒙を図ってまいりたいと思っておりますし、やはり地域が地域でみずからしっかり守れるような、そんなフォローも、どういったフォローが必要なのかということも改めて検証させてもらいながら、行政として支援もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 手挙げ方式による名簿の整備というのは、限界に来ているのではないのですか。どうなのですか。その辺をもう一度確認

したいのです。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 要支援の考え方ではありますが、現在私どもがこれ必ず支援が必要だろうと。そして、私どもが要支援事業で対象とすべき人方は、現在名寄市内で537名の方が対象となるだろうというふうに押さえておまして、しかしながらなかなかそれ全てが押さえ切れていないという状況もあります。これの中には、当然近くにいわゆる援助が可能な方がおられるということも含めて手を挙げていないという方もいらっしゃるしまして、本当の意味でどれだけの方が支援を必要としているのかというのが正直つかみ切れていないということがまだ現状でございます。そういう意味では、この方々全てに対してダイレクトメールでぜひ要支援事業についての理解と手を挙げていただきたいという内容を含めてのお知らせもしてまいっております。まさに手を挙げていただくことによりましてさまざまな状況がちょっと見えてくると。あくまでも個人情報の壁等ございまして、行政でもやり得ることはある意味少し限界がある部分もこれ正直感じておりますけれども、今後一層その内容についてやっぱり私ども精査をしていかないといけないという認識は改めて持っておりますので、これからも町内会と協力をしながら、内容についての理解をいただきながら、ぜひ手挙げも含めての理解をいただいて、事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 今扇谷部長のほうから個人情報というお話がありましたけれども、この名簿の共有による個人情報に対する過剰反応というのはあるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 個人情報に対する過剰反応ということでもありますけれども、災害対策基本法が変わりまして、その中で要支援に係る名簿の作成をしなさいということが義務づけられて

おりました。これは、新しく義務づけられたということでもあります。まさに私どもそういう意味では、福祉サイドと協力しながら名簿の作成は行っておりますが、この情報を共有するに当たりましては1つただし書きがございまして、必ず個人の承諾を得るところがあります。これは、一定程度法律の整備がなされていても、やはり個人情報なりの対応については極めて慎重な形で対応せざるを得ないところがありますので、この辺につきましてはぜひ手を挙げていただいた方含めて、どんな形で情報開示が必要なのかしっかりと精査をさせていただいて、御理解もまたいただきながら、この名簿の作成の中身がしっかりと効果が出るような形にしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 時間がなくなってまいりましたが、最後に名簿を共有している町内会46町内会でしたか、このおろされている名簿に基づいてAさんという要援護者に対してどなたとどなたが一朝一夕の災害時の発生時に対応するのだろうかというような具体的な避難行動というのでしょうか、訓練というのでしょうか、そういったものが行われた経過があるのかどうか、あればぜひお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 一応要支援事業で手を挙げていただいた方につきましては、基本町内会の中で、もしくは近隣の中で個別計画を立てていただくということを原則にしております。なかなか手を挙げていただいた方全てにつきまして個別支援の計画がなされているという状況にはありませんけれども、町内会の中では改めて支援体制について個別計画をつくっていただいていると。その中で必要な状況におきまして、いわゆるうまく避難をするという段取りも策定をしていただいておりますが、今のところ残念ながら具体的な訓練については実施をしておりません。しかしなが

ら、やはりそれは課題だというふうに考えておりますので、今後ぜひ対応する場面がありましたら町内会と相談させていただいて、考えてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 残った質問は随分あるので、せっかくだいたった答弁ですので、また決算委員会等で質疑をお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

空き家対策について外2件を、竹中憲之議員。

○8番（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、さきに通告をした大項目3点について質問をいたします。

まず、1点目は、空き家対策についてお聞きをいたします。ここ数年全国的に管理されていない空き家が大きな問題になっております。名寄市においても近年空き家が多く見られるようになっていきますけれども、核家族、少子化によるものかどうかは私自身まだ分析をしておりませんが、空き家をそのまま放置をしていくことにはならないと思っております。防犯、防火上、または倒壊による近隣への被害や冬季の落雪等が大きな問題になっています。昨冬は、特に大雪、寒冷により道内で倒壊による隣接家屋への被害も出ました。名寄市においても倒壊や入居不能家屋があります。昨冬の大雪による家屋の倒壊や危険家屋もありましたが、町中で危険があったビル街もようやく解体が進められております。市民の安心、安全な生活環境を保障する意味でも適正な管理を求めることが重要と考えています。

7月に開催された議会報告会における市民要望10項目を取りまとめ、議会として行政に回答を求めたところでございますが、その一つとして空き家対策がありました。8月下旬に加藤市長より正副議長に回答がなされましたが、空き家の実態について行政として各町内会に空き家の軒数調査をされたというふうに思います。現時点での名寄における空き家の軒数と平成24年度に倒壊した空き家があれば倒壊軒数、また今後の空き家対策についての考え方があればお知らせ願いたいというふうに思います。

大項目の2点目は、地域防災対策についてお聞きをいたします。近年温暖化によるものと見られる集中豪雨、ゲリラ豪雨が全国各地で多発しております。田畑の水没、家屋の倒壊にとどまらず、とうとい命を落とされております。名寄市においても近年集中豪雨による田畑の被害や道路の冠水、崩壊などが出ておりますけれども、被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

名寄における災害の多くは、豪雨による洪水と土砂災害及び台風による被害が大半ではないかと思っています。名寄における近年の降雨等による被害の実態について、避難をせざるを得ない災害時、特に洪水における避難所についてであります。名寄地区の避難指定所は農村地区を除いて、あるいは風連、智恵文地区を除いて、名寄高等学校、名寄産業高校名農キャンパスあるいは上川北部地域人材開発センター、北国博物館等の4カ所が指定をされておりますけれども、地域防災計画に示されているこの箇所（箇所）の収容人数について、約9,000少々、1万近い人数だというふうに思いますけれども、この計画で示されているのは名寄市における最大の範囲と最大の水深を想定しておりますけれども、収容体制及び避難対象地域から避難所までの避難動線について、避難所の収容体制について及び近年の降雨等による被害の実態についてお知らせを願いたいというふうに思います。

大項目の3点目は、教育現場におけるいじめの

実態についてお聞きをいたします。近年のいじめは、陰湿になってきているのではないかというふうに思っています。携帯電話やパソコンによる直接ではなく間接的ないじめが増大しているとの調査が結果として出ています。教育委員会が発行している教育なよろの教育相談センターの報告では、平成22年度が3件、23年度が48件、24年度が8件というふうになっておりますが、平成23年度の48件は非常に多い相談件数ですが、一人の児童生徒が複数回の相談をされていると思われます。思春期における根深い長期でのいじめは、成人になってから精神的な問題が生じるとの報告もあります。現時点での名寄におけるいじめの実態と件数及び教育委員会としての対応はどのようにされているのかお知らせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 竹中議員から大項目で3点にわたり御質問がございました。大項目1は私から、大項目2は総務部長、大項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、空き家の数について申し上げます。近年少子高齢化や過疎化による人口の減少から、全国各地で空き家の増加が大きな問題となっております。老朽化したまま放置された空き家をもたらす課題として、犯罪の発生、雑草繁茂や不法投棄による公衆衛生の低下、景観の悪化、あるいは屋根に積もった雪による落雪被害や倒壊の危険性などがあります。特に昨冬は、管理不全になっている空き家の近隣住民から落雪事故を危惧する相談が数件寄せられ、その対策に苦慮したところです。本来家屋の管理は所有者の責任であります。空き家の所有者が既に死亡している、遠方に転居し、連絡先が確認できない、相続を契機に管理責任が不明確になるなどさまざまなことが管理不全となる

要因として考えられるところです。これらの要因から、管理不全の家屋が増加傾向にあることを踏まえ、本年公営住宅を除いた73町内会に空き家に関する調査を実施したところで、このうち8割の58町内会より回答を得ました。空き家数については305戸で、現在の市内住宅戸数1万790戸に占める空き家は約380戸と推定され、空き家の割合は3.6%となります。また、管理不全と判断される家屋は84戸でありました。

次に、平成24年度の倒壊家屋の実態について御質問をいただきました。昨冬は、管理不全となった家屋が雪の重みで倒壊するという事故が3件発生しました。このうち中心街の大型商業店舗で起きた事故では、隣接する商店街への安全対策に係る協議を重ね、先般施設の解体、撤去作業が進められたところです。同じく町中で起きた一軒家の事故では、倒壊した外壁が近接する家屋に倒れかかり、居住者に危険が迫っている。市道の歩道側に瓦れきが崩れ落ち、道路通行に支障を来す状況から、危険回避のため直ちに瓦れきの撤去作業を依頼し、住民の安全を確保しました。その後雪解けを待ち瓦れきの飛散防止のため瓦れきをビニールシートで覆う作業を行ったところです。3件目の倒壊事故については、現在も所在を調査中ですが、既に所有者が遠方に転居しており、なかなか倒壊家屋の撤去が進まない状況にあります。現場には、子供たちが近寄らないようロープを張り、注意看板を立て安全対策をとり、頻繁にパトロールを実施しております。

次に、今後の空き家対策についての御質問をいただきました。空き家が増加する原因は、居住者の死亡や転居、相続人が居住しないことなどさまざまながあります。居住者がいなくても所有者による適切な管理が行われていれば空き家が周囲に悪影響を及ぼすことはありませんが、所有者が遠方に住んでいるため管理意識が低い場合や跡地の計画がないため高額な撤去費用を負担してまで解体するメリットに乏しいことなどが空き家の

撤去が進まない要因となっているものと思われます。このような状況から、今後は空き家の増加と同時に管理不全の空き家も増加し、管理水準の低下した空き家をもたらす問題がさらに大きくなると想定されることです。今後の対策であります。空き家が管理不全となる前に所有者に対して適切な管理を義務づけることや意識づけが重要となるものと考えているところで、所有者の自発的な適正管理を促すため、空き家条例の策定に向け作業を進めております。また、これにあわせて空き家の詳細な実態を把握する必要から、空き家台帳の整備に係る空き家の調査、リストの作成や所有者の把握、空き家マップの作成など廃屋化の予防対策を講じていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の2、地域防災対策について申し上げます。

まず、近年の降雨などによる被害の実態についてであります。御案内のとおり地球温暖化による近年の気象で豪雨などの記録が事あるたびに塗りかえられております。今年も当市では大雨などの警報が多発し、7月29日から9月5日までの間に10回にも及んでおります。この原因は、海水の温度が平年より3度以上高いことから、気象が不安定になっていると気象台のほうから説明を受けております。近年の当市での災害であります。平成22年7月29日から30日までに起きた豪雨災害があります。時間雨量23.5ミリ、1日の降水量117ミリの大雨の影響により小河川が増水し、名寄地区で床上浸水1軒、床下浸水31軒、風連地区では床上浸水4軒、床下浸水10軒の住家が被害を受け、避難勧告等により48世帯97人の市民が4カ所の避難所で一夜を明かしております。平成23年度は、9月2日から8日までの間に大雨に対処するため災害対策本部を設置し、真狩川右岸堤防に大型土のう、また智恵文八幡地区に土のうを設置するなど水防対策を行っ

ております。平成24年度は、7月5日に大雨により風連日進地区の農家の納屋付近に土のうを設置し、水防対処を行っております。平成25年度につきましては、先般の8月20日、智恵文地区におきまして局地的集中豪雨とひょうによる農業被害や一部道路の決壊被害が発生しており、幸い平成22年度以降住居や人命に係る大きな被害は発生しておりませんが、明らかにこれまでと違う気象変化を感じております。

次に、避難所の収容体制についてであります。名寄地区において洪水被害が発生した場合、被災住民を一時的に収容し、保護するいっとき避難所につきましてはよろいな430人、人材開発センター1,223人、北国博物館224人、名高3,287人、名農キャンパス6,158人の5つの施設で合計1万1,322人となっております。これに対しハザードマップにおける50センチ以上の浸水域の避難者は、浸水しない区域を除く町内会の人数の積算からおおよそ1万9,700人と推計しております。この人数は、天塩川及び名寄川の堤防が同時に決壊したときの最悪の洪水時を想定しております。これら壊滅的な災害時の被災者全ての収容を行うためには風連地区の避難所、8,027人収容であります。これを活用することや民間の施設も利用することが想定をされます。

次に、収容場所と避難地区の動線についてであります。天塩川または名寄川の強固な堤防が決壊するような状況で、当該名寄地区で洪水時に50センチ以上の浸水がある対象地区からの避難を行うときは、まずハザードマップで浸水ゼロメートルの地域を確認をし、避難準備情報、避難勧告などが出たときに早目に避難をすることが肝要と考えております。具体的な動線の例としまして、名寄市立図書館付近の大通から名寄駅までの間は浸水ゼロメートル地点でありますので、まずはよろいなを目指し、身の安全を確保する動線で避難することが必要となります。これらの避難動線については、出前トークもしくは広報などで今後も

しっかり説明をしてまいりたいと考えております。しかしながら、既に浸水が始まり逃げおくれたときには、水平移動ではなく、浸水をしないより高い場所、とりわけ自宅2階や近くの堅牢な建物などの高い場所に垂直で避難をし、救助もしくは水が引くまで待つことも命を守るためには必要な対応と考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、教育現場におけるいじめの実態について答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、いじめの実態について、いじめにおける現時点での名寄市の実態についてお答えをいたします。いじめの問題は、どの子供にもどの学校にも起こり得るものであり、学校教育に携わる全ての関係者が改めていじめの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握をして、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときには、その問題を隠さず、学校と教育委員会が一体となって対応するとともに、地域や家庭と連携をして対処するなどいじめの解決を図る取り組みの徹底が強く求められております。これまで本市では、いじめの問題の早期発見、早期対応を図るため、市内の小中学校の全児童生徒を対象に北海道教育委員会のいじめの問題実態把握及びその対応状況等調査を実施をしてきております。本年6月の同調査では、6件をいじめであると認知をしております。その後この6件について解消に向けまして各学校で対応いたし、5件は解消しておりますが、残り1件につきましては学校と教育委員会が連携をし、全力で解決に向けた取り組みを続けているところであります。

次に、小項目の2、委員会としての対応についてであります。いじめの問題に対する教育委員会の対応についてお答えをいたします。学校からいじめをなくすためには、よりよい人間関係づくりを基盤とした集団づくりが大切であることから、

各学校には児童会、生徒会活動によるいじめ防止集会やいじめの防止標語、ポスターづくりなど一層工夫をし、児童生徒の自発的、自治的な取り組みによるいじめを絶対に許さない学校、学級づくりを強力に推進していくようお願いをしております。その結果、いじめはどんなことがあっても許されないと思うと答える児童生徒の割合がこの2年間で全小学校の平均では80%台から90%台に、全中学校の平均では70%台から80%台に上昇しており、いじめは悪いことであるという認識が子供たちの間に浸透してきております。

また、近年は携帯電話などのインターネット掲示板やメールによる誹謗中傷などネット上のいじめが大きな問題となっていることから、情報モラルに係る指導にも力を入れているとともに、家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定促進など、家庭との連携にも努めるようお願いをしております。

教育委員会では、児童生徒の問題行動や健康、安全の問題に関する各学校からの報告、連絡、相談については学校教育課長を窓口として対応をしております。また、教育相談センターにおいては、学校や家庭生活における児童生徒、保護者からの悩み、いじめ、不登校などの問題に対して学校や関係機関と連携を図りながら、適切な支援を行っております。センター内には、教育推進アドバイザーを配置をし、いじめ、不登校、非行等の学校生活に関する諸問題への対応と教職員や関係機関との連携を図っておりますし、ハートダイヤルを通じて教育専門相談員が児童生徒や保護者等からの悩みについて電話や面談による相談やカウンセリングを行っております。そのほか心の教室相談員を名寄中学校、名寄東中学校、風連中学校の3校に配置をし、生徒が悩み等を気軽に話せる環境を整え、ストレスを和らげ、心のケアを行っております。また、年3回心の教室相談員に教育推進アドバイザーや教育専門相談員を交えて教育委員会と情報交流会を行い、情報の共有や相談技術の

向上を図るように努めております。今後も教育委員会といたしましては、学校と学校教育課、教育相談センターの間の報告、連絡、相談を緊密に行い、一致協力していじめなどの問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それぞれ答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、空き家対策の中身でいきますと、かなり行政として厳しいという対応のあり方というのは確かにあるのだというふうに私は思っておりますけれども、現実昨年3軒ですか、倒壊あるいは倒壊のおそれということを含めてありましたけれども、本当に行政としてこの空き家の管理ということではなくて、それぞれの状況をどこまで把握しているのかというのは非常に私自身は疑問に思っているところであります。調査の中ではかなりの軒数に上っているという状況でありますけれども、想定される380戸、大体3.6%というふうに答弁ありましたけれども、中身的にはそのうちはっきり調査の中で出たのが305軒という状況だというふうに先ほどありましたけれども、本当にこの中でも管理不全が84軒、非常に率が高い中身になっているなど。そういった意味では、早急にとということにはなりませんけれども、やはりそれぞれつてを頼って管理されている方への勧告も含めてやっていかなければならないというふうに思っておりますけれども、現状行政としてこの管理不全の84軒の中身についてのぐらゐ連絡がとれているのか、承知をしていればお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 今御質問ありました84軒については、ことし町内会の皆さんにお願いをしまして調査をした結果ということで、308軒の空き家の状況あるいは84軒の危険家屋の全軒について私どもでは把握をしてございません。

ただ、これまでうちの担当のほうにそれぞれ毎年危険であるので、何とか市のほうから連絡をとってほしいというような案件で、実は継続の案件もありまして、そういうものも含めて先ほど5軒ということで回答させていただいたということで、大変申しわけありませんけれども、現在のところでは84軒の状況については全てを把握しているということではありません。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） なぜこのような話で質問をしたかということ、結果として1条8丁目でしたか、の倒壊のものも税金使って結果的には潰したとか、整理をしたという状況なわけです。そこで、あれ以上は整理ができないということでブルーシートをかけて置いてあるのですけれども、あのまま置いておくことによって、実は先ほど答弁の中でも若干ありましたけれども、不法投棄の問題も含めて出てくるという可能性もあるわけです。また、管理不全で倒壊寸前のものを置いておくということになると、結果として防犯、防火の問題も含めて行政として潰すだけ潰さざるを得ないということになるのではないかというふうに私は思っているのです。数年前国の施策で何軒か処理をしましたけれども、そういう国の施策によって出てくるというのは恐らく余りないのだろうと思うので、それは持ち主の管理を徹底させる、あるいは継承するというか、そういう方にきちっと管理をさせるということが一番いいのだというふうに私は思っていますけれども、行政として調べようがないということもあるのかもしれません、しかしきちっとそこはやっていただかなければならないのかなというふうに思っておりますので、そういった意味でこの空き家対策、もう少しきちっと行政として力を入れていただきたいというふうに思っています。

先ほど質問した中で、8月の議会報告会の中であつた答弁が条例制定に向けてという回答になっておりました。行政としてどこまでこの条例に向

けて進んでいるのか承知をしません、国の施策も含めて臨時国会でという話もあるようですから、それに向けて行政としてどこまで進んでいるのかちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 条例の制定に向けてということで御質問がございました。先般議会報告会における市民要望ということで市長から回答をさせていただきました。国としては、管理不全な空き家の増加を受けて、防火、防災あるいは治安確保の徹底を含めて国の段階で今法案を整備をしているということで、特別措置法案をこの秋の臨時国会に提出をして成立を目指すという状況も実はございまして、これまで市としても条例制定に向けて道内の市町村の条例の制定の状況を含めて検討してきております。道内にもいろいろな条例の制定の仕方がございまして、空き家に特化したものであったり、あるいは全体的な敷地における草等の管理状況も含めた全般的な管理の状況、あるいは景観にかかわる条例ですとか、いろいろなものがあるということで、名寄市としては空き家に特化した条例に向けて整備をしていこうということで考えてございまして、これまで特に今回の市長からの回答の中にも何点かあったかと思えますけれども、代執行の問題であったり、あるいは書いてございませぬけれども、補助金をどうするのか、助成が必要なのかどうなのか、そういった検討も含めて今やっています、ついせんだつて国のほうから国の段階でも法の整備をするという一定の方針も出されたものですから、現在は国の一定の方針を出された内容を見ながら、改めて条例の制定に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今条例の制定に向けてということであります。秋の臨時国会に措置法案がということでありましたけれども、市長の例の

回答のですと、あれを読むと早急にできるのかなという読み方もできるのであります。措置法案を検証しながらというか、横に見られながら条例の制定ということになるのだらうと思いますが、ちょっと確認だけさせてもらいたいのは、年度内の条例制定を目指しているということで確認をさせていただけるのかどうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先般回答させていただいたとおりでありまして、本年度末に条例を制定していくという方向は変わりありません。しかし、今部長からお話あったとおり、今秋に臨時国会で政府与党から議員立法で空き家対策に対する法案が出ると。その中身を見ていても今いろんな情報出ていまして、例えば実態調査を行った上で空き家対策の計画を作成するように市町村に働きかける、義務づけるだとか、対策協議会の設置等々、これらの状況を見きわめてそごがないように、あるいはそこをしっかりと補完していく形で我々の条例もまた地元の地域の実情も踏まえて制定していかなければならないというふうに考えているものですから、この法案がずれ込んでいくと条例もひよっとしたらずれ込むかもしれませんということなのですが、基本的にはしかしその情報をにらみながら、できる限り今年度末には策定をしていきたいという方向では変わりありませんので、このことをそこもしかし国の動向いかにによって少しぶれる含みもあるということでぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） どうも私としてはしっくりしないのですけれども、国の措置法案の流れを見ながらということもあるのかもしれませんが、結果としてこの間条例制定に向けてということで結構議論のあったところでありまして、そういった意味では遅かったのかなというふうに私は実は思っています。年度内ということであれば、それまでの対策としてどのようなことを考えてい

るのか。というのは、昨冬のように大雪で、あるいは低温で雪が落ちないと。潰れると。倒壊をするというようなことが結果としてあるとしたら、それまでの、条例できたからすぐということには恐らくならない。1カ月ぐらいはあくだろうと思いますから、年度内に条例が制定されても新年度、4月以降ということになるのだらうと思いますから、そういった意味では条例施行までの対策についてどのような考えを持っているのかだけお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 条例の制定までの間ということで、特に冬を迎えるということでございまして、この対策については先ほど少しお話をしましたけれども、いわゆる84軒の危険家屋と言われる部分について全軒は調査してございませんけれども、私どもの担当のほうでこれまで地域から、町内会から情報として出されている情報をもとに現地の確認ですとか、当面どうしても急がれるような危険家屋についてはこちらのほうで現地を確認しながらやっていきたいというふうに思っています。84軒全部ということではございませんので、今うちのほうで実は5軒ほどは本当にこれまでの経過でいうとことしの冬もつのかなという状況もちょっとございまして、その辺は現地確認なり、あるいは町内会の皆さんとも協議をしながら対応をしていきたいというふうに考えているところです。ただ、中身的には全てが所有者の方がいらっしゃって連絡をとれば対策を打ってくれるかという、非常にその5軒というのも実は厳しい状況にございまして、改めて相続の関係ですとか、所有者の関係も含めて、そういう対策から始める必要があるのかなというふうに思っております。基本的に行政としては、あくまで家屋については所有者の責任でやってもらうということが基本でありまして、やはり民事不介入といえますか、一定の行政としてのでき得る範疇があるというふうに認識をしております。ただ、

先ほど議員からもお話ありましたように、今にも本当に危険が及びそうな危険家屋についてはやはり行政として一定の危険回避の措置は必要だというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 行政でどこまでやれるかというのは今後の問題としてあるのでありますけれども、ただ一方である人の話で、借地は別にして自分の土地の場合、上屋を壊すと土地の税金が上がると。そのことによってしばらく潰さないというのも一方で実は思っている市民もいるのです。そこは、やっぱりきちっと行政として持ち主というか、相続された方は相続人に対しての連絡、あるいは処し方をきちっと知ってもらおうということが一番いいというふうに思いますので、そのような方法も含めて今後対処を求めておきたいというふうに思います。

次に、防災対策についてでございます。特に名寄地区以外の方には申しわけないのでありますが、私が今回地域防災の問題で質問したのは、名寄地区を中心にした水害にかかわってというふうに思っただけで、今回質問をいたしました。昼前に大石議員から台風18号の話がございました。結果として特別警報が出されて、3件でしたか、非常に多くの方が避難指示が出されたという状況で、災害に遭われた方についてはお見舞い申し上げたいというふうに思いますし、亡くなられた方については御冥福を申し上げたいというふうに思いますが、現状洪水ハザードマップの中身を見ますと、最大5メートル以上、下は50センチということでこの中身載っていますけれども、最大でなくても2メートル以内でも名寄の4条、国道以西というのですか、が水没をするというか、水没まではいきませんが、そういう状況に実はなるのです、この地図を見た限りでは。そうすると、避難所へ行く場合の動線についてはいろいろあるのでしょうか、結果として名農のキャンパスあるいは

は名高あるいは地域人材開発センター等々に行く場合の動線としてそんなに多くないと思うのです。2線、3線しかない。特に災害の場合、水害もそうでしょうけれども、自動車を使わない。車を使わないというのが基本だというふうになっていきますから、そういった意味での動線と、それから輸送体制、特に午前中にもちょっと話がありましたけれども、災害による支援、要支援の中身があれば車を使わざるを得ないという状況もありますから、そういった意味ではその辺の動線のあり方あるいは市民への周知のあり方というのはどのようにお考えになっているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） ハザードマップで最悪の事態を想定した場合は、市内7割です。名寄地区の7割が冠水をするというような状況になっておりまして、こうした事態に至ったときに間違いなく道路も含めてやはり避難する動線が寸断をされるということは当然想定をされるということでもあります。やっぱりこうした洪水の災害対策における一番の対処方法というのは、まずは逃げていただくということですから、そこでいくと最悪の事態が起きてからでは全く遅いという話になります。これは、私ども幾らハザードマップで防災対策をお示しをしても、まずは逃げるといって、いわゆる段取り含めてしっかり市民の皆さんに周知をしていかないと大変なことになるということは重々承知をしております。

それで、避難を実際に行っていただくという何段階かのいわゆる手段として、1つは避難の準備情報をお知らせをするということでもあります。これは、気象警報が出る前には一定程度注意報なり、あるいは段階として出されるということが1つありまして、どのぐらいの被害、大雨が降るのかというのも一定程度予測が可能な、そんな時代になってきておりまして、1つは注意報、それから気象警報が出された段階でどういった形で避難準備

情報を出せるかということが1つ大きなポイントになるだろうと。そして、その次にはいわゆる避難勧告になります。その次には、いわゆる今回台風18号で出されておりました避難指示ということで、既に1つ早い段階で災害を予測しながら、常に避難をしていただけるような状況をしっかり情報としてお知らせをするということが私どもの最大の責務だと思っております、これをするによって冠水前に速やかな避難が可能になると。これしか方法はないというふうに私ども考えております。これ道路が一定程度冠水をした状況の中で、仮に避難される方どこか1カ所に集まっていたらバスなど出していわゆる避難を行うということは、実質相当無理だろうと思っておりますので、要支援の方につきましては速やかに避難注意情報をお示しをしながら、いわゆるこれは車を使わざるを得ないという状況もあるでしょうから、早い段階でやっぱり避難をしていただく。まずはそこが一番。それから、健常者の方々につきましては、避難勧告等々の状況を見ながら、しっかり避難の体制をつくっていただく。そうした初期からの段階的な対応を含めてやらないと、洪水対策、避難はできないというふうに考えておりますので、まずはしっかりした情報の発信をしていくということが一番重要なことになるだろうと。

そういう意味では、先般申し上げましたけれども、いろんな情報のツールがございまして、特に今私どもが一番要するにこれから力を入れないといけないというのは、身近なところでしっかり情報を受け取ることができる。これは、平成26年の予算の段階でしっかり協議をさせていただきたいと思っておりますが、防災ラジオを各町内会、それから公共施設に整備をしまして、いち早く町内会に情報が発信できるような、そんな形をぜひとっていきたい。そして、実際に今ほとんどの方が携帯をお持ちなので、携帯を使った情報の発信ツールも北海道のほうと協議をさせていただいておりますので、そうした私どもが対応し得

るさまざまな情報手段を使いながら、しっかり早い段階から、要するに避難に対する準備、そして行為をしていただくと。まずは、そのところが災害を防ぐための、災害に遭わないための一番の対策だろうというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 考え方について少しは前へ進んだのかなというふうに思いますが、実は今町内会で災害における援護支援の扱いで再調査というか、再確認をしておりますけれども、中身的に高齢化になってきているということで、結果的に老老介護ではありませんけれども、老老支援という、年寄りが年寄りを支援をせざるを得ないという状況になってきているのではないかとこのように思うのです。近くに若い人がいないというか、そういう状況が出てきているというのが今日的な中身になっておまして、支援者をどこまでの範囲でつけるかというのかなり大変な状況だろうと。先ほど答弁あったように、要支援の方については早目にということでありますから、それなりの対応を町内も含めてできるのかもしれませんが、結果としては車が必要だったりという方もいるわけでありまして、かなり細かな計画を立てないと厳しいなと。これは、町内との連携も含めてありますけれども、そういうことも一方で考えておかなければならないのかなというふうに思いますので、そういったところの扱いも今後考えていただいて、予防計画、防災計画を進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、食料等々の備蓄の問題です。毛布だとか、そういうものの備蓄のあり方について、恐らく食料は年数があると思っておりますが、これはどのぐらいの備蓄で何年保存ぐらいの食料を備蓄をしているのか、ちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 備蓄の関係でございまして、特に水害の話をしみますと、最大で3日程

度でおおむね避難所からの撤退が可能という状況も1つありますので、ある意味私どももいつき避難所の対応の中で500人分を当座の目標としながら、食料の備蓄計画を立てております。最悪の状況を想定するとなると、たった500人というお話にもなりますが、私どものこれまでの行政的な対応の中では、例えば1万人分を備蓄をするとかということとはなかなか難しいというふうに判断をしております。食料ばかりではなくて医薬品でありますとか、さまざまな資機材も当然用意をしないといけないということもありますから、この辺は適宜必要な備蓄については対応するとともに、数については災害の支援協定等結びながら、近隣含め、もしくは各種民間の方々と協定を結びながら、やはり支援をしていただきながら対応させていただくということが現実的な対応だろうというふうに考えております。

それで、どうしても備蓄品、特に食料に関してはやはり保存期限がございまして、例えば2年から5年とか、そういった状況もございまして、そここのところはしっかり更新をしていかないといけないということでもあります。食料の考え方もやはり単純に乾パンとか、そういったものが一般的に防災の食料というふうに言われておりますが、しかしながら避難される方の健康状態によっては乾パンではだめと。ちゃんとしたある意味食料がないとだめということもございまして、その辺につきましても適宜状況を見ながら、現実的な対応をせざるを得ないということもございまして、一定程度備蓄食料品の考え方につきましても、おおむね健常者を含めて一般の方々を対象にしたがらの食料の備蓄にならざるを得ないというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今答弁あったように、500人分くらいということでありましたから、そういった意味では非常に少ない。財政の問題もあるでしょうし、期限の問題もあるでしょうから、

そういった意味では厳しいのかもしれませんが、行政としては最大限努力をしていただいて、ふやしていくということが必要だというふうに私は思いますので、その辺の中身についてはもう少し努力を求めておきたいというふうに思っています。

それと、もう一つ、例年訓練をやっておられますけれども、ここ数年自主訓練ということで地区をかえてそれぞれやられておりますけれども、中身的に防災計画の中でもうたわれておりますけれども、給水、給食等の訓練も含めてというふうに実はなっているのがありますけれども、その辺のあり方について今後どのように考えているのか、あるいは今備蓄をしている500人分の中身について、2年から5年ですからある程度年数になったら吐き出さなければならぬというか、そういう言い方はちょっと言葉悪いのでありますが、そういうものを使つての訓練だとかも私は必要なのかなというふうに思っています。何年か前にはやったという話も聞いておりますけれども、私はちょっと記憶にないものですから、そういった訓練のあり方も一方で必要なというふうに思いますので、そんなところも今後の扱いとして求めておきたいというふうに思います。

時間がありませんので、最後の教育現場におけるいじめの中身について再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、先ほど答弁いただいて、いろんなことで教育委員会として努力はされているというのはわかるのでありますが、中身的には学校と教育専門員あるいは心の教室相談員等々との連携もされながらということだというふうに思っておりますが、もう一方で各学校との共有というか、いじめに対する問題の共有というのも私は必要なというふうに実は思っています。ある地域での教職員のいじめに対する解決の仕方というか、解決ができるかどうかという調査をした結果、30%ぐらいの教職員がいじめを解決できる自信があるというふうに、そういう調査結果が実は出ておまして、そういう意味でいくと

約70%ぐらいの教職員が解決できないということに、逆を言うとそういうことになるわけです。そういうことだとすると、確かに名寄では今年度今までに6件のいじめということでありますけれども、教職員、各学校でいじめやっている中身は同一ではないと思いますから、そういった意味では教育の中で各教職員が各学校のいじめ問題についての共有をするということも私は必要だと思いますが、そのことについて考え方があればちょっとお知らせを願いたい。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからいじめに対応する教職員の解決能力の力量についてお話をさせていただきたいと思います。

いじめなどの問題行動に対応するためには、当然ながら教職員一人一人が適切に指導する力量というものを高める必要がございます。特に学校の生徒指導の方針というのを明確化をして教員の共通理解を図る、また学校としての協力体制であるとか、指導体制を確立することが大切なことと考えております。これまで教職員につきましては、校内研修や初任者の研修、10年経験者の研修等通じまして、生徒指導の理論とか方法、問題行動、いじめを初めとした問題行動に対するチームサポートのあり方等についての研修を行っております。しかし、議員も指摘のとおり児童生徒の問題行動が多様化、複雑化する今日においては、教職員一人一人がより実践的な指導力を身につけることが重要であります。そのために各学校におきましては、先輩であります管理職、先輩教員による職場内での日常的な指導、これについては英語の頭文字でOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというのだそうですけれども、そういったものを徹底するとともに、校内研修の充実や研修会への積極的な参加を奨励してまいります。

また、名寄では名寄市立大学の先生をスーパーバイザーとして教員や教育相談センターの職員等を対象にいたしましてカウンセリングに関する研

修会というのを実施いたしております。こういった取り組みの充実も図っていきたいと考えております。委員会としては、昨年度に引き続きいじめ、不登校問題の専門家を招いての講演会も企画をしておりますので、それもまた教職員の指導力向上を支援することに資すると考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） いじめの問題については、結婚して親になって知らず知らずのうちに親が子供をいじめている。親が意識をしなくてもいじめているという、そういう状況というか、そういう調査結果も実は出ているのであります。これは、暴力だけでなく言葉のいじめも含めてという、そういう調査結果出ておまして、中身的にかなり厳しい子供のときのいじめがそうさせている。いわば心身というか、心の病として残るといのが現状としてあるわけです。そういった意味からすると、必ずしも条例つくればそれでいじめがなくなるかという、そういうわけでもありませんけれども、中身的に北海道としてはいじめ防止基本方針の策定ということで、条例をつくる状況をにらみながら、ことしたしか14地区でしたか、意見聴取しておりますけれども、名寄でも条例つくるかどうかというのは考えておられるのかもしれませんが、この道の条例にかかわっての教育委員会としての問題意識というのはどのように持たれているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今条例の制定ということにかかわっての御質問かと思いますが、御承知のように第183回の国会におきましていじめ防止対策推進法というのが成立いたしました。ことしの6月に公布されたところでございますけれども、北海道では国のいじめ防止対策推進法との整合性を図りながら、現在北海道子どものいじめ防止に関する条例の基本的な考え方の案について、先ほど御指摘あったように道内で説明会を行って

いるという状況でございまして、うちの上川管内におきましても8月に行われたところとございませぬ。このように北海道では条例案の策定に向けて取り組みを進めているところであり、マスコミ等の情報では条例案の道議会への提出時期は来年の2月ぐらいだということで受けとめております。名寄市といたしましては、これまでの国や道の動向を踏まえまして、今各学校にできるところから具体的な対応をしてほしいというようなことでお願いしているところとございませぬ。学校の取り組みとしては、道徳教育の充実でありますとか、早期発見のための措置、あとは相談体制の整備などさまざまな視点からお願いしているところとございませぬが、既にこれまでも取り組んでいるものがほとんどとございませぬけれども、現在また改めて学校をお願いしております。

先ほどの条例の件でございませぬが、本市教育委員会といたしましては、今後道の条例等が整備された段階で条例等するかしないかを含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（黒井 徹議員）** 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

木質バイオマスの利用について外2件を、東千春議員。

**○19番（東 千春議員）** 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いお伺いをいたしてまいりたいと思ひませぬ。

木質バイオマスは、本当の意味の再生が可能なエネルギーで、カーボンニュートラルという考え方も理にかなっているのではないかとと思ひませぬ。また、バイオマスの利用は地域に雇用を生むという大きなメリットもございませぬ。この地域の現状として、それぞれの自治体でバイオマスの利用を検討しており、残念ながらスケールメリットを生かすことは難しい状況になっております。そのような現状の中で、名寄市木質バイオマス利活用検討地域協議会が立ち上げられましたが、どのよう

な可能性があるのか、現状での議論経過と今後の協議の進め方についてお伺いをいたします。

2点目、確保できる木質バイオマスの量から、単独で発電事業を行うことは難しいことが予想されます。先日会派で中・北空知廃棄物処理広域連合を視察してまいりました。ここでは、集められるごみを燃焼させて、金額にして年間で7,000万円程度の電気を発電しておりました。プラスチック1キログラムは、油1キログラムの熱量とほぼ同じと考えてよいと思ひませぬ。考え方によっては、ごみもエネルギー源ということが可能ではないでしょうか。電力買い取り制度としましては、バイオマス、一般廃棄物ごみをまぜて発電をしても搬入の分量でそれぞれの買い取り価格が算定をされることになっております。炭化施設の耐用年限が近くなる中で、近隣自治体で発生するプラスチック等の燃やすことのできるごみとあわせて木質バイオマスの混焼発電施設の設置が可能であれば、1つの施設で2つの機能を持たせることが可能ではないかと思ひませぬが、見解をお知らせいただきたいと思ひませぬ。

大項目の2点目、駅前交流プラザよろいなについてお伺いをいたします。駅前交流プラザよろいな設計の段階から、音響等については一定程度音楽ができるものなどと求めてまいりました。部屋のつくりや音響の設備が一定程度音楽ができる程度の設計であれば、当然会議での声も聞きやすく、使い勝手のよい施設と考えての提言でございませぬ。市民からも音響に配慮した設計を求める要望があったようでありませぬけれども、実際にはそのような施設にはなりません。待合室及び会議室の音の響き方、また間仕切りの遮音性能に対する評価となぜこのような設計になったのかお知らせをいただきたいと思ひませぬ。

2点目、大会議室の放送設備、館内放送設備、移動式の放送設備の費用対性能、コストパフォーマンスの考え方とどのような仕様で発注をされたのかお知らせをいただきたいと思ひませぬ。

大項目の3点目、行政が観光振興を図る最も大きな目的は民間企業への経済効果だと思います。近年主に日進地域を中心とする観光、教育関連での交流人口が増加し、にぎわいがつくられつつあり、望ましい傾向にあると思っております。昨年には、有森裕子さんに名寄ひまわりまちづくり大使に就任をいただく、または杉並区との御縁から台湾からの高校生の修学旅行モニターツアーなど新たな展開も始まっております。名寄が持つ資源と人的つながりを大切にしながら、名寄市、観光協会、民間企業、市民が一体となり、組織的な活動が今後必要ではないかと思っております。

そこで、営業戦略の今後の考え方についてお伺いをいたしたいと思っております。営業戦略の職員の皆さんは、さまざまなイベント活動、来訪者への対応、交流事業など休日問わず大変お忙しく活動していることには敬意を表したいと思っております。現場を目で見て確認することは、次の戦略を立てるときに必ず必要ですが、外での仕事の負担が大きいのではないのでしょうか。これを軽減させるためには、NPOなよろまちづくり観光協会の負担金を増額し、人員を確保してもらい、営業戦略室は将来に向けて何を仕掛けていくのか、市内企業、観光協会、市民の中心となって対策を練る、その中心となる役割に重きを置いてはいかかと思っておりますが、見解をお伺いをいたします。

2点目、ことしの天塩川クリーンアップ大作戦はトヨタ自動車等に協賛をいただいた形で行いました。当日は、東京からそれぞれの担当者が名寄にお越しになっておりました。この企画の中心になっているのは大手広告代理店で、いろいろお話を伺うと自治体の何をどのように売り出すかという業務も相当数こなしているとのことでした。私たちには持ち得ない情報や私たちの発想にはなかった合宿のあり方等、首都圏から見た魅力とその売り出し方のノウハウもあるようでございました。名寄の地域特性を生かしてどのようなことが可能なのか、名寄市にとってメリットがあ

るのか、一度調査をされてみてはよいのではないかと思います。考え方をお知らせください。

3点目、合宿誘致はさまざまな自治体でも取り組んでおります。そのためには、オール名寄で受け入れ態勢を整えることが必要ではないかと思っております。さらには、誰が中心となり、どこをターゲットとして情報を流すのかなど具体的に誘致を進めていただきたいと思います。名寄市には、そのような形づくりを導くことが必要ではないかと思っておりますが、考え方をお知らせください。

また、他の自治体では合宿受け入れの際に補助金制度を設けて誘致する例がございますが、名寄市としての考え方をお伺いをいたします。

以上でこの場の質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 東議員からは、大項目で3点にわたり質問がありました。大項目1は私から、大項目2は建設水道部長から、大項目3は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、大項目1、木質バイオマスの利用について、小項目1、名寄市木質バイオマス利活用検討地域協議会について申し上げます。今年度名寄市では、木質バイオマスの可能性について調査する利活用調査を実施いたしております。本調査では、コンサルタントに委託し、名寄市及び近郊の木質バイオマス賦存量並びに名寄市で利用可能な量を調査、算定し、有効な活用方法を検討し、調査書を作成してまいります。調査においては、調査結果に名寄市の地域性を反映させるため、名寄市木質バイオマス利活用検討地域協議会を設置し、名寄市内の農林業、商工業の担当者の御意見をいただくこととし、あわせて庁内でも政策、原材料供給、施設などの担当者から成る庁内委員会を設置しております。地域協議会委員には、上川北部森林組合、道北なよろ農業協同組合、名寄商工会議所、風連商工会、名寄振興公社にお願いするとともに、専門的な御意見をいただくためにアドバイ

ザーとして上川北部森林管理署、上川総合振興局林務課、上川総合振興局北部森林室、王子マテリア名寄工場に参加をいただいております。地域協議会は、8月7日に第1回目を開催いたしました。今後調査によって算定される木質バイオマスの利用可能量や道内の先進事例に基づき来年3月まで議論を進めることとしております。事業の仕様として定めた可能性といたしましては、熱源供給施設としての発電所、木質ボイラーとして公共施設や農業施設、民間施設など広く検討を予定しており、あわせて将来に向けての可能性も検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、木質バイオマス混焼発電の可能性について申し上げます。木質バイオマス混焼発電としては、経済産業省で石炭発電所の混合として木質バイオマスの利用が推進され、CO<sub>2</sub>の削減につながっております。廃棄物発電所の混合としては、旭川市の日本製紙で行われており、名寄市のパルプ材の廃材である木の皮などが燃料として利用されていることを承知しております。今回御質問のありました件につきましては、新しい提案であり、プラスチック系のものは熱効率も高い点など興味深いところもありますが、発電に使用する場合、1日当たりどれぐらいの量が必要となるかなど検討すべき課題もあり、経済部サイドばかりでもなく市民部との連携も必要となることから、将来の可能性の一つとして研究してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私からは、大項目の2、駅前交流プラザよろーなについて、小項目の1、会議室及び待合室などの音の音響について、小項目の2、放送設備設置の考え方についてお答えします。

駅前交流プラザよろーなにつきましては、4月のオープン以降多くの市民の皆さんに御利用いただいているところであります。これまで使用に当

たって利用者の方から音の響きについてお話をいただいております。その利用について現在調査をし、検討しているところでありますが、当初ある程度の音楽活動ができるようにとの市民要望書を平成22年10月にいただいております。要望書の回答といたしまして、市民会館の貸し館と同様に一般的な会議を前提にしているため、防音対策は行わない旨を要望者に対して回答しており、音楽活動につきましては今後建設される（仮称）市民ホールの中で音楽活動などに適したスタジオの整備を予定していることから、利用いただきたいとの回答をしております。

待合室などの音の響きにつきましては、通常の会話やFM生放送あるいはBGMを流したり、楽器のミニコンサートなど現場において検証した中では音の響きはなかったものと判断をしております。また、大会議室の可動間仕切りの利用形態として、会議室が不足する場合に分割して使用することを前提としており、通常の壁とは違い、遮音性能を追求した気密性のある壁ではないことから、利用する場合の用途や状況に応じて利用団体におかれましても施設側と相談しながら利用していただきたいと思いますが、多岐にわたっての利用となっていることから、現在検討を行っているところであります。

また、4月以降多くの皆さんに小会議室などを御利用いただいておりますが、室内の音の響きについての御意見も伺っており、利用されている市民の皆さんに大変御迷惑をおかけしておりますけれども、現在調査検討を行っており、改善方法などの結論が出次第対応してまいりたいと考えております。

次に、放送設備設置の考え方についてお答えいたします。各種放送設備については、室内の用途や面積に応じて設計会社から機器選定の提案を受けて、所管課と協議しながら仕様を決定し、発注しております。大会議室の放送設備については、講演会や会議、BGMなどでの使用を前提に選定

しており、室内では使い方に応じてマイクやスピーカーの音量を調整しながら使用していただくことで支障はないものと判断をしております。館内放送設備については、消防法に基づく非常用放送であり、スピーカー自体も消防法で認定されたものを工事で設置しております。また、移動式放送設備については、屋外のイベントなどに使用することを前提としたアンプ、スピーカー一体型の機器を設置しています。議員からは、過去に機器に関する御意見をいただいておりますが、よろーなの利用形態は会議などが中心であることから、性能や効果は室内の用途を考慮して一般的な仕様で設計に反映されており、音響性能を有する放送設備までは計画しておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、各放送設備のコストパフォーマンスは、大会議室では用途上AVワゴンアンプとスピーカーの組み合わせにより多目的に使用できることを前提とし、館内放送設備は防災の観点から消防法による認定製品を採用して、基準に応じて必要なスピーカーを設置することで館内で放送がどの位置からも聞き取れるようにすること、移動式放送設備は屋外使用を前提にした機種となっており、各設備については用途を検討して必要な効果が得られる機種の選定を行い、完成前に現場で聞こえ方の検査を実施しまして、支障がないものと判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目3、これからの交流人口のあり方について、小項目1、営業戦略室の今後のあり方についてお答えいたします。

営業戦略室は、平成23年度に交流人口の増加による経済効果の拡大を目指すため、商工労働、観光振興、国内、国際交流など相互に関連性の高い業務を総合的に集約し、営業的要素を盛りこみ、中長期的な戦略を練って効率的な業務を行うため

に設置されました。一昨年度観光振興計画を策定し、官民一体となってさまざまな取り組みを企画、実行するオール名寄体制で取り組む組織として名寄市観光交流振興協議会が設立され、NPOなよろ観光まちづくり協会と連携して事務局を担うことになりました。この名寄市観光交流振興協議会では、観光振興計画の基本方針に基づき、既存資源の見直し、一層の磨きをかけた観光資源として活用するため、今まで行っていた事業の継続、発展するための取り組みを行うとともに、本市の新たな可能性を求めて試験的に事業を実施してきており、NPOなよろ観光まちづくり協会とともに先頭に立つて行うことも戦略を練る上で貴重な経験値となり、必要不可欠な要素であるというふうを考えております。また、今まで本市単独では取り組みが不可能であった事業により、さまざまな御縁やチャンスの機会をつかむことも必要であり、今年度は杉並区の御協力により台湾教育旅行招聘事業などにも取り組んでいます。御指摘のありました内容につきましては、実際に取り組んでいる私どもとしては一生懸命努力して取り組んでいる反面、担うべき役割がなされていない面があることを改めて気づかせていただきまして、反省をしているところでございます。いま一度自分たちの足元を検証させていただき、本来営業戦略室が担うべき姿を見詰め直し、オール名寄体制で事業を実施できるよう協力団体とも検討していきたいと思っております。

続いて、小項目2、広告代理店など交流人口誘致のノウハウの活用についてお答えいたします。営業戦略室が発足してから交流人口の拡大のため新たな事業の試験的な取り組みを行うため、一昨年度は財団法人地域総合整備財団から新地域再生マネジャー事業、昨年度は総務省から緑の分権改革調査事業の採択を受け、財団、国から支援を受けて専門的知識を有する民間企業者を活用し、さまざまなアドバイス等をいただき、事業を実施してまいりました。その際にも私たちと違う視点に

立った別の考え方や予想される結果など多くの情報等を得ることができました。しかし、率直な感想として、さまざまなノウハウを持っている広告代理店などの専門家につきましても会社全体の考え方や実績、従業員及び担当者の能力などそれぞれ違いがありますが、私たちがアドバイス等をいただきたい事業もありますので、御指摘のありました点につきましては専門家をお願いすることが必要な取り組みであるというふうにも思っております。一定の対価を払ってでも有効なノウハウは、本市の交流人口の拡大に寄与するのであれば費用対効果も高く、実施すべきであるというふうに考えております。費用対効果を上げるためにも国等の事業、支援を活用して財政負担を軽減しながらさまざまな事業に係る情報収集に努めるとともに、専門的企業を活用できるよう検討していきたいと思っております。

続きまして、小項目3、合宿誘致の考え方についてお答えをいたします。冬のスポーツ施設が充実している本市では、これまで健康の森やピヤシリスキー場、ジャンプ台を拠点とした合宿や大会の開催地としての実績はありますが、近年低迷する経済情勢の影響もあり、減少傾向が続いています。このような状況の中、交流人口の拡大や地域にとって経済波及効果の高い合宿等の誘致を推進すべく、総務、教育、経済各部による庁内検討会議を組織し、先般第1回目の会議を開催したところであります。御意見をいただきましたオール名寄での受け入れ態勢や情報発信、さらに補助制度を含めて具体的な誘致活動に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますが、当面は庁内検討会議において現状の把握ということで合宿に来ていただいている団体等への要望等を含めた調査や市内宿泊施設の利用状況、実際に市内で受け入れがどの程度可能かなどを踏まえた上で具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） それぞれ答弁いただきましたので、再質問させていただきたいと思っております。

まず、バイオマスについてお伺いをしたいと思います。この協議会の中にさまざまな方が入っておられるというふうな答弁をいただきました。バイオマスの発電に関しましては、王子さんの会社のほうでも中央のほうで発電を行うというふうな情報もちろっと聞いているわけなのですけれども、そういった方面に対する協力というのが今後の視野の中に入っているのかどうなのか、名寄の王子さんというのは名前いろいろ変わっていますが、もともとは名寄の企業だと思いますので、もしそういうふうな要望があるのであればお応えするというのも私は1ついい方法だろうなというふうには思っております。そうでないのであれば、市内の中の有効活用を目指していくべきで、その有効活用というのはこういう先進的な、例えば再生エネルギーを使います。だから、いいのですよということだけではなくて、やっぱりそこには採算性というのが入ってこなくてはいけないのだろうなというふうに思っておりますので、そこら辺の基本的な考え方について再度ちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 東議員からの再質問ですけれども、基本的にはやっぱり採算ベースに合わなければやっても赤字を生むだけなので、その辺については慎重に検討していきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） そういった中で、私の2番目の質問にありましたけれども、ごみとバイオマスのを一緒にまぜて燃やして発電をしようという提案をさせていただきました。数字的にちょっと申し上げますと、木質バイオマスを発電をした場合に1キロワットアワー、1時間当たりで33.6円の買い取り価格になるのかなというふう

に思います。それをずっと燃やして放しにすると、それを例えば1,000キロワットアワーの発電を想定をするとすると、年間の売電価格が2.9億円になろうかなという計算になります。ここに必要になってくるチップの量というのがおおむねで1万2,000トンぐらいかなというふうに計算をされます。チップの価格というものは変動しますので、わかりませんが、5,000円と計算をするとその価格が年間で6,000万円、その他の費用がかかったとしても採算がとれるのかなというふうな感じがしております。これは、混焼するから採算がとれるというふうに考えています。ごみと一緒に燃やすから、ごみを燃やした場合にはそこに人が24時間張りついていなくてはいけないうけで、そうするとチップを燃やしても人の数というのは同じなのです。さらに、新たな設備投資をするのではなくて、一緒に燃やすということになれば少し大きくすればそれで事が済むということで、設備費用にしてもそんなに莫大な金額にはならない。そういうことを総合的に考えて、採算が合うのではないのかなというふうな提案だったので、再度評価についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 出力1,000キロワットだと、大体チップベースで1万トン弱、東議員言われるように必要だと思います。それで、買い取り価格も消費税込みでバイオマスの場合、木質、未利用木材を使った場合については東議員おっしゃられた33.6円、これが木質以外の廃棄物の部分でいくと消費税込みで17.85円という形になります。それで、中空知、北空知のごみ処理の広域連合を視察してきたということで先ほど言われたのですが、そこでは14市町の人口でいくと、24年6月30日現在でいくと13万5,210人です。名寄が広域でやるとしても下川、美深、名寄、音威子府合せて3万9,302人ということで、約3.5倍ぐらいの人口差があるのです。

当然その部分の人口規模からいくと、排出されるごみの量が相当やっぱり違ってくるのだらうというふうに思います。それで、質問にありましたように例えばごみだけでは24時間燃焼できないのだけれども、そこに木質バイオマスを入れることによって24時間稼働が可能になる可能性も秘めているというふうに考えています。ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、混合した場合、先ほど東議員言われたように木質バイオマスの使用量と、それからごみの部分と別々に算出して、お金がというか、そういう形なのか、そこまでは研究していないのですが、言われたとおりだと可能性は一定程度あるのかなというふうに判断させていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 間違いないと思います。買い取り制度をやっているところに電話をかけて確認をしましたので、その方が間違っていないかと思ったら間違っていないと思います。搬入してきたチップはチップの量をちゃんと多分スケールはかって入れるでしょうし、ごみはごみではかって入れるでしょうから、その分量に従って買い取り価格をお支払いをしますというふうな答えだったので、私はもう特に名寄の場合ですと可能性が高いのかなというふうに思いますし、逆に言うにごみの中間処理のことを将来的に考えてもそういう方法をやはり視野に入れてもいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひ今後検討いただければありがたいなというふうに思っております。

それで、こういうことって今まで誰しものが経験をしたことがないわけだと思います。それで、さまざまな委員の皆さん、各団体の皆さんや、あるいはコンサルの方々も相当知識と経験を持っておられる方かなというふうに思っておりますけれども、こういったバイオマスを利用した発電事業にかかわったことがあるような方というのはこの中におられるのかどうなのかお伺いをしたいと

思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 王子マテリア名寄工場では、工場内の発電、自分のところで使う電気を発電している部門がありますので、その部分では助言いただけるというふうに考えております。また、王子マテリアさんでは江別に大規模な木質バイオマスの発電所を設置するというのも伺っておりますので、それも含めて助言をいただけるかなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 話の流れからいいますと、名寄地域で発生するバイオマスというのはそちらのほうへの協力というのは余り求められていないのかなというふうに思いますけれども、そういう考え方でいいのでしょうか。そうしますと、多分王子さんはかなり大規模な施設を計画をされているのではないかな、会社の規模だとかエリアだとか考えてもそういうことが想像できるわけなのですけれども、やはりコンパクトなものをつくるときのノウハウというの私も必要なだろうなふうに思っております。近年国内でそういった施設というのは、大体5,000キロワットとか、もうちょっと大きなものとか、その程度ですから、普通の発電所から見るとかなり小規模なのです。そういったものを国内でも何カ所か手がけているようなNPOだとか、そういった専門家も実はいらっしゃると思いますので、そういったお話を一度伺ってみるというのも参考になるのではないのかなというふうに思いますけれども、今のメンバーの中でそんなに詳しい方がおられないでしたら、今後ちょっと考えてみてもいいのではないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回のバイオマスの利活用協議会のコーディネートしていただいているコンサルの方がその木質バイオマスに対しても相当経験があってお詳しいというふうに聞いています。

しかし、木質バイオマスはまだ発電については緒に立ったばかりであって、実は実績もしっかり出ていないと。これからかなり模索していかなければならぬ部分だというふうにも理解しています。まさに今下川町さんが5,000キロをもっと下回るような感じでの発電を計画しているということでもありますけれども、なかなかいろいろと難しい課題もあるというふうに聞いていまして、可能性が高いというふうな話ししましたがけれども、実は木質バイオマスの発電というのはこうした混焼ということであっても非常にハードルが高い事業なのではないかなというふうに思っています。ただ、木質バイオマスの賦存量を調べて、これをいかに活用していくかということは、先ほど議員がおっしゃったとおりいろんな形での雇用の創出だとかにもつながってくるというふうに思っています。発電のみならず、あらゆる利活用、場合によってはまた下川さんに使っていただくということもあるのかもしれませんが、そうした幅広いいろんな角度から検討していくということが肝要なのかなというふうに思います。

もう一つ、FITという買い取り価格制度を使って先ほどからごみの混焼での発電ということでありましたけれども、今最大のネックが今の状況であれば電力を買っていただけないという現状だというふうに認識しています。メガソーラーの話で、先般何とか滑り込んだという形で買い取りしていただいたということを聞いておりますけれども、今送電網あるいは西名寄の変電所の容量が今の状況でもう既に満杯で、買い取る余地がないと。これを広げていくには相当な施設の設備投資が必要だと。これがまだめどが立っているというふうに聞いていませぬので、そのことも実は発電を計画していくということに当たっての最大のネックになっていくのではないかなというふうに思います。このFITの価格の制度もこれからずっと続いていくのかということを含めて、中長期的にそうした見きわめも必要になってくるというふうに

思います。混焼して、ごみと一緒にまぜて発電していくという考え方、今まで我々も本当に持ち得ていなかったの、ぜひそうした総合的な環境もしっかり見据えて研究、調査していきたいというふうに思いますので、またどうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ありがとうございます。多分こういう施設というのは、全国どこにはあるかもしれないねというふうなおっしゃり方をしていましたけれども、どこにあるかは私も知りません。あるのかもしれない。ないのかもしれないけれども、やはり一つの可能性としてしっかりと捉えていただければありがたいなというふうに思っております。ハードルは、私もきっとそんなに低くないだろうなというふうに思っていました。建設に係る、では補助金はどのようなのか、ではどちらの、林野庁の補助金が優先なのか、ごみが優先なのかとか、いろいろあるのだろうなとか思いつつ提案をしておりますけれども、そこら辺のところもぜひ今後検証していただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に行かせていただきたいと思えます。よろいなについて答弁をいただきました。市民の皆さんからも音の響きについて意見をいただいているというふうなことがあるというふうに伺いました。市民の皆さん、市民からの要望については、防音は行わないというふうな回答をしたということがあります。私は、これも残念な回答だろうなというふうに思うのですけれども、それ以前にあの音の響き方というのはこの要望、あるいは私がここで発言した中身とは真逆の施設ができたなというふうに思っております。大変残念だなというふうに思っておりますけれども、これは最初からああいうふうな音の響きのものをつくろうとされて設計をしたのかどうなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 先ほども言いましたけれども、利用されている市民の皆さんに大変御迷惑をおかけしているところでありますけれども、当初設計の中でそのような音が響くというようなことは当然想定されてはおりません。音の響きにつきましては、いろんな要因があるのかなと、こう思っておりますけれども、今そこら辺については設計会社のほうで調査検討している最中でありますので、早急な対応をしてみたいなと思っております。コンサルも全道的にいろいろなところで受注をしておりますけれども、このようなことは初めてだったのではないかと思っております。調査につきましても現在行っておりますし、私どもも何がその要因なのか、ちょっとわかっておりません。今小会議室と中会議室が響きがあるということで、私どもは確認をしております。そのことについては、今現在早急な調査と、それから改善ということで協議をしている最中であります。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 結果としてこういう施設になったわけなのですけれども、設計の段階で想定をされなかったというふうにお伺いしましたけれども、これは設計がこういう設計だったのですよね。建てる建築屋さんが好き勝手にああいう建材を使ってこういうことになったというわけではないと思っておりますけれども、それでいいのかどうなのか。それと、本当にこれ建ち上がるまでこれで大丈夫だというふうにどこかの段階で疑うことがなかったのかどうなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 先ほど想定されなかったというのは、設計の段階では通常の壁ですとか、そういったものを使用しておりますので、設計当時につきましては当然ながら響きがあるという想定はしてはおりません。そういうことで先ほ

ど想定はしていなかったということでお話をさせていただきます。

どこかの時点でこの響きについてわからなかったのかという御質問でありますけれども、わかるとすれば恐らく検定時にわかる要素があったのかなと思いますけれども、検定時につきましては当然ながら寸法ですとか、それとか形状ですとか、部材だとか、そういう検定をし、また窓なんかも多分あけて、ドアもあけての検定になったのかなと思っております。そうしますと、音の反響というのは当然消えますので、その時点ではわからなかつたかなと。これは、あくまでも推測です。そういった部分でいけば音の反響はなかったのかなと。当然ながら4月以降利用されて、窓なんかも閉め切った中での話し声でその響きが出たのかなと。そういう今私時点での推測はしておりますけれども、コンサルの調査の中でまだ答えが出てきておりません。その対策としてどうするかということで今現在検討している最中です。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 建物を建てる時には、吸音をする、ある程度音するような建材だとか、そうでない建材というのがあろうと思うのですが、あそこの建物というのは、では通常と同じように音を吸収するようなものをちゃんと使っていてあれだけ響いているということなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 小会議室、中会議室については、吸音材などは使っておりません。一般的な使用材、壁材を使っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 一般的などいいますと、ではほかの通常の施設についても同じような建材を使っているあそこだけ響くというのは私がおかしいような気がするのですけれども、ほかは本当に吸音するような材料を使わないでもうちよ

っとちゃんと使っているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 大会議室につきましては音響設備がありますので、そこは天井のほうに吸音材を使っております。ほかの部分については使っておりません。多分これも推測でありますけれども、じゅうたんですとか、それとかロッカーですとか、そういうものを置くことによって少し反響も分散させるというようなことは聞いておりますけれども、それが本当に要因なのかは今調査をしているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 例えばロビーだとか待合室、あそこにも遠くで誰かがちょっと大きな声を出したら本当に響きます。使いづらいのだろうなというふうに思うのですけれども、これだけでもコンサルがわからないでこういうものをつくったのかというのが私は本当に疑問なのです。今調査をしているというふうにおっしゃいましたけれども、ではその調査は何をどの程度まで今調査いつているのか、お知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 音響について、現地入りまして、その響きについて何が原因かというのは、材料も含めて、壁も含めて調査をして、それでどういう対策をしたらいいかということを含めて検討していると。先ほど言いましたけれども、そのようなことをしております。

それと、待合室で音が響くというお話ありました。先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、通常の会話あるいはFMなんかの生放送ではBGM流すのについては私どもも実際流して音を確認しました。市民の方もおられるときに確認させていただきましたが、そのときには響きはなかったということで判断をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 私は、響きがあると思います。ひそひそ話は、それは大丈夫です。ことここで話をするのは大丈夫ですけども、そうではなくてあそこに子供が来てわっと騒いだりだとか、そういうふうになるときの状況をやっぱりもう一度ちゃんと現地を調査をされたほうがいいと思います。そういうことをしないでコンサルが今やっているからというのは、ちょっと無責任のような気がするのです。そこら辺もっといろいろな状況で使ってみて、調査をして、そして判断をしていただきたいというふうに思うのですけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 先ほど言いました大会議室の間仕切りと、それと小会議室の音響についても今調査検討している最中でありまして、再度待合室についても検討させていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） これ最終的にこのままで使うということにはならないのかなというふうに思うのですけれども、調査の結果、これは使い方が悪いのではないと思うのです。建て方が悪いと思うのです。使っている壁材だとか、そういうの影響があってこういうことになろうかなというふうに思うのです。そうしたときにそこで何らかの手当てをする場合に、それは名寄市がお金を出すのですか、それともコンサルがお金を出すのですか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今議員が壁材というお話をされました。それも1つあるのかもしれませんが、総体的な要因については先ほども言っているとおり調べているので、ちょっと私のほうからもそこはこうだという理由づけはできませんけれども、その改善策及び改善、それと費用負担も含めて今設計会社のほうに行っているよう協議を進めているところであります。

るので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ぜひそのようにお願いしたいと思います。このような建物の設計をして、これで当たり前なのだとコンサルの方が思っていたら、これはちょっと私はまずいというふうに思いますので、ぜひそこら辺のところはコンサルの方には厳しく適切な対応を求めていただきたいというふうに思います。

これ以上言っても水かけ論かもしれませんので、音響設備についてお伺いをしたいと思います。ちなみに、大会議室の音響設備については工事費含めてお幾らかかったか、ちょっとお知らせいただきたい。ごめんなさい。350万円とちらっと伺ったのですけれども、それでいいのかどうかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 音響設備につきましては、今回採用した機材では今議員言われたとおり工事費含めて350万円ということになっております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 工事費用がどの程度かかったのかは、私はわからないのです。特に音楽専用の音響装置というのはないのです。音楽ができるものというのは、普通にしゃべった声もやっぱりいい声で出てくるのです。私は、そういう意味も含めていろいろ発言をさせていただいたのですけれども、私が冒頭お伺いしました350万円の値の音が出ているのかどうか、ちょっと難しい質問かもしれませんが、お伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 350万円というお話では、もともと大会議室については機能上、先ほども言いましたけれども、会議、それから講演会あるいはBGMという、そういう目的ということで機材も購入したと。それが350万円とい

うことであります。これまで4月以降相当数の方が利用されております。443回大会議室使用されているということでもあります。それが当然ながら音響機材も使っているということでございますので、その中で音響設備についてどうこうという苦情はいただいておりませんけれども、それが350万円が妥当なのかどうなのかというのは私もプロではありませんので、わかりませんけれども、そうやって使っていただいているということについては問題がないのかなと。350万円の値があるのかなと、そんなふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員）（仮称）市民ホールを設計をするに当たって、多分いろんなところに視察に行かれたのだらうなというふうに思います。そこで多分いろんなところで言われたのは、そういう音響設備だとかはまるっきりのみにしないで、いろんなところにちゃんと情報を聞いて、調べて、調査して、そして入れたほうがいいよというふうにアドバイスを受けたとは思いますが、そういうことというのは伝わっていないのでしょうか。私は、専門的な市民ホールだけではなくて、ああいう一般的な大会議室であっても、たとえ同じ350万円かけるのだったら、もうちょっと市民の皆さんが心地よく耳に聞こえるようなものを入れようとするのが必要ではないかというふうに思うのです。そこら辺を調査をしたのかどうなのか、私は素人ですからわかりませんが済ませるのはちょっとまずいなというふうに思うのです。やっぱりそれは調べなくてはいけないと思います。だから、何回も言いましたけれども、風連の交流センターの中で余りシステムがうまくいなくて民間のエンジニアの方をお願いしているところもあって、いろいろやってもらったという経緯があるはずなのです。どうしてそういうのをそういう人にちょっとアドバイスを求めないのかとか、わかりませんかというふうな聞こえてしまうのですけれども、そう

いうやり方ではよくないのではないかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 音響設備そのものについては、設計会社で当然プロの音響設備担当の方もおられて、それ以外には部外の専門業者もいて、その中で今の設備になったと思っております。これについては私自身は問題ないかなと。ただ、今議員が言われた音響設備、音楽です。なぜそこをやるその音響設備にしなかったという御提言でありますけれども、当時のことは私も詳しくはわかっておりませんが、あくまでも市民会館の貸し館ということで、それに基づいてやるという基本は持ってやったのかなと。音楽については、これから建てる市民ホールと。そちらに区分けしてお願いしたいと、そういうことで音響設備については音楽、先ほども言いましたミキサという、私も音楽詳しくありませんけれども、そういったものはつけないということで今回整備になった部分だと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 問題ないというのは、本当に監査的に言うと問題ないと思います。契約のしつらうとか、そういうことは全く問題ないのだらうなというふうに思いますけれども、何を求めるかというのがちゃんと見えていないで、それを失礼な言葉かもしれませんが、うのみにするというのは、それは私はよくないと思います。それは、やっぱりちゃんと調査をして、知らないのであれば知っている人に聞くぐらいのことはこれからの手順としてやっていくべきだと私は思うのです。名寄市内にもいます、そういう人。だって風連の交流センターが都合の悪いときにそういう人をお願いしているのですから。あるいは、士別にだってわかってる人いるし、美深にだっているし、そういう人のところに一声かければ同じ350万円でも、例えばスピーチをしてももっと心地よく聞こえるようなものが入るかもしれない

ではないですか。そういうもう一つの、もう一段階の努力をするべきだと私は思いますけれども、そこに関する考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） ちょっと先ほども言いましたけれども、うちのほうも、コンサルは確かに議員言われたとおり100%ではありません。しかしながら、先ほども言いましたけれども、あくまでもプロはプロだと思っています。ただ、そこが今言ったとおり100%ではありません。いろんな意見を聞くというのも1つだったと思いますけれども、恐らく私は聞いているとは思いますが、最終的には設計会社のほうからいろいろな機種も含めて提案があったと思っています。その中で今回の機種を選んだものだと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） アマチュアではないのだから、お金をもらってやるのだから、プロだろうなというふうには思うのですが、通常そういった音響設備に詳しい皆さんというのはそういうのが好きなのです。例えば100万円与えられたら、この100万円でどれだけいい音が出るものをプランできるかなんて大好きでやるのです。350万円もあったら、本当に立派なものが買えるはずなのです。それが聞こえるからクレームが出ない、その程度だと思います、聞こえなくはないですから。だから、普通のラップスピーカーよりはよく聞こえると。本当によく聞こえるのだろうなというふうに思います。しかし、本当にそれが同じ税金350万円を使って市民に使ってもらおうとするときに、このやり方がいいのかどうなのか私は疑問ですので、今後協議をしていただければというふうに思います。

最後行きたいというふうに思います。営業戦略室について答弁をいただきました。ここで大変反省をされるような答弁いただきましたけれども、私そこまで求めておりませんで、評価される部分

というのは、やっぱり営業戦略の皆さんは民間の中に入っていった一緒に物をつくっていくとされる姿というのは非常にいいと思うのです。例えばジングスカンにしたって私はそうだと思うのです。今まで行政と民間がこれだけ一つになって物事をやってきたというのは余り見たことがない。これは、やっぱり営業戦略の一つの大きな成果だと私は思っています。あれが実を結んでくれることは望んでおりますけれども、こういう形ができたということは私は評価をしたいというふうに思います。ここでそんなに反省しなくてもいいというのは、今後やっぱりそういうふうな経験を踏まえて、会議体だとか、事務をこなすだとか、そういったことをもう少し着実におやりになれる環境をつくったらいかがなのかなというふうに思いましたので、申し上げさせていただきましたけれども、時間がなくて、答弁はよろしいですので、今後ともそういった形で頑張っていただければというふうに思います。

合宿の誘致につきましてですが、ターゲットを絞ってやったらどうだというふうな話をさせていただきました。名寄では、冬のスポーツ、これにやっぱりもう少し合宿とかで来ていただければありがたいなというふうに思っています。特にクロスカントリーは一定程度来ていただいているのかなというふうに思いますけれども、アルペンのほうがなかなか来ていただけていない。ジャンプもそんなに伸びていないのかなという感じもしております。こういったところ、なかなか難しい点もあるのだろうなというふうに思いますけれども、関係団体と協議していただいて、名寄市のほうからこういうことをやりたいので、ぜひ大会の誘致あるいは合宿の誘致ということを相談をされたらよいのではないのかなというふうに思いますけれども、されているかもしれませんが、そこら辺の状況についてお知らせをいただきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ありがとうございます。  
います。

議 長 黒 井 徹

合宿誘致の考え方につきましては、今現在先ほども申し上げましたとおり庁内で内部検討している段階でございます。私のほうで各団体との交渉ですとか大会の誘致等については承知をしておりますけれども、現状名寄市内での合宿誘致について受け入れられる数ですとか、そういった部分も含めて今庁内検討委員会の中で整理をしている段階でございますので、それがまとめ次第そういった部分に動いてまいりたいというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。

署名議員 山 田 典 幸

署名議員 高 橋 伸 典

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 冬の合宿誘致についてはよろしく願いたいと思います。

名寄市の施設として、1つ余り話題に出てきていないのがクレ射撃場かなというふうに思うのです。あそこというのは、設備も結構いいですし、ロケーションもいいのです。オリンピックの種目でもありますので、そういった名寄市の施設も今後有効利用ということで考えていただきながら、誘致活動のどこかに加えていただければありがたいなというふうに申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 3時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

平成25年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年9月19日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 鷺 見 良 子  
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 佐々木 雅 之 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君  
市 民 部 長 中 村 勝 己 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経 済 部 長 高 橋 光 男 君  
建設水道部長 長 内 和 明 君  
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君  
市立総合病院 松 島 佳 寿 夫 君  
事 務 部 長  
市 立 大 学 鹿 野 裕 二 君  
事 務 局 長  
営 業 戦 略 室 常 本 史 之 君  
長  
上 下 水 道 室 齋 藤 一 彦 君  
長  
会 計 室 山 崎 真 理 子 君  
長  
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 奥 村 英 俊 議員  
3番 上 松 直 美 議員  
4番 大 石 健 二 議員  
5番 山 田 典 幸 議員  
6番 川 口 京 二 議員  
7番 植 松 正 一 議員  
8番 竹 中 憲 之 議員  
9番 佐 藤 靖 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒 津 喜 一 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏  
書 記 山 崎 直 文

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 竹 中 憲 之 議員

19番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

社会保障制度改革国民会議最終報告書にかかわって市の方向性について外2件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） おはようございます。ただいま議長から御指名と発言の許可を得ましたので、通告順に従いまして、質問してまいります。大きな項目で3点にわたって質問してまいります。

第1点目は、社会保障制度改革国民会議最終報告書にかかわって市の方向性について伺ってまいります。社会保障制度改革国民会議の最終報告は、今後の改革の方向性として1970年代モデルから団塊世代が75歳を超える2025年モデルへの転換を掲げ、医療、介護、年金、少子化対策の4分野で必要な改革案が示されました。社会保障と経済、財政は密接不可分な関係にあり、十分相互の状況を踏まえながら、一体的に検討することが必要でありますし、本市といたしましてもこの制度改革にかかわって現状や将来の暮らしの視点から課題や展望を伺ってまいります。

初めに、超高齢化社会にふさわしい医療提供体制の方向性について伺います。今回の国民会議の最優先課題となっていたのが医療改革ということで、背景に急速な高齢化による医療ニーズと費用

の増大があります。高齢化で慢性疾患や複数の病気を抱えた患者がふえてきております。医療は、主に治療が目的だったこれまでの病院完結型から病気と共存しながら地域全体での生活を支える地域完結型に転換せざるを得ないとしておりますが、病院完結型から地域完結型への方向性について伺います。

また、幾つもの病気を抱える高齢者には、専門医よりも総合的な診療能力のある総合診療医のほうが適切な場合が多いとして、地域医療の核と位置づけておりますが、総合診療医の方向性について伺います。

次に、要支援は介護が必要な度合いを7段階に分けたうちの軽い方の2つの区分です。日常生活に何らかの支援が必要な人が認定され、身体状態の悪化防止や改善に向けた介護予防サービスを受けられるが、これを市町村事業に移行させるとしております。また、現行は要介護1から5の人が希望すれば入所を申し込めますが、これを要介護3より重たい人に限定する。介護度の低い人は在宅で、より重い人は施設でという介護サービスの役割分担が打ち出されております。本市として要支援の認定を受けた軽度の要介護者向けのサービスの見直し等の将来の介護対応について伺います。

次に、働く女性は第1子を出産後、約6割が働き続けることを断念していて、子供か仕事をやめるか二者択一の状況を危惧しております。男性の育休取得は、12年度の女性の取得率が83.6%に対し、男性は1.89%、これを20年までに13%に上げる目標としております。また、妊娠から出産、幼児期までの相談や支援を切れ目なく行う拠点づくりを進めるよう求めておりますが、男性の育休取得促進、育児相談窓口の一本化等の少子化対策の対応について伺います。

2点目、健全、安全な教育環境の推進について伺います。学校内、家庭内、そして地域内の健全な環境が大切であり、子供たちを元気にする源と考えております。子供たちが精神的にも肉体的に

も社会的にも健全に育つ環境を推進しなければならないと考えております。そこで、いじめは本市においてもいじめ絶無に向け積極的に生徒指導に取り組んでいると考えておりますが、24年度よりも今年度のほうが増加傾向にあり、いじめの形態も複雑化、多様化しております。いじめ絶無に向けた取り組みについて伺います。これは、きのうの竹中議員と重複しておりますが、よろしくお願い申し上げます。

次に、全国の1割を超える学校で体罰が起きていたと文科省調査で判明いたしました。体罰は、学校教育法で明確に禁止されておりますが、愛のむちなら認められるといった考え方が根強く、なかなかなくなれないというのが現実で、また先生に認められている指導との線引きが難しいとされておりますが、本市として体罰根絶の対策についてはどのように進めているのか伺います。

次に、地域の子供は地域で守り、子供たちが安心して暮らせる環境を確保するため、子ども110番運動を推進しています。子ども110番の家の機能の現状と取り組み状況について伺います。

次に、道内の小中学生は家庭の学習時間が短く、テレビやビデオ鑑賞、テレビゲーム、インターネットに費やす時間が長いということが学習状況調査の結果で明らかになりました。道教委が学力テストの目標に掲げる全国平均以上を達成するためには、学習に取り組む姿勢を変える必要があるということで、本市として家庭学習の指導についてどのように進めるのか伺います。

大きな項目の3点目、地域づくりについて伺います。本市としても大学や自衛隊、企業等毎年比較的多くの転入者がおります。転入者にとって手続、生活に関するの情報等不安なことが多々あると思われそうですが、市の魅力をいち早く実感してもらうため、新規転入者に対する市のPRに関する対応についてどのようになっているのか伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） おはようございます。佐々木議員からは、大項目3点にわたり質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1、2、4は教育部長から、3は市民部長から、大項目3につきましては総務部長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、社会保障制度改革国民会議最終報告書にかかわって市の方向性について、小項目1の超高齢化社会にふさわしい医療提供体制の方向性について申し上げます。将来の社会保障制度のあり方を検討してきた政府の社会保障制度改革国民会議は、8月6日に安倍首相に対し社会保障制度改革国民会議報告書を提出しました。報告書では、社会保障制度を少子高齢化社会に対応できる21世紀日本モデルへと転換することが打ち出され、全世代型の社会保障と地域重視の社会保障をキーワードに社会保障4分野の改革として少子化対策、医療、介護、年金の改革が報告されたところであります。これを受けて政府は、8月21日、医療や介護など社会保障改革の実施時期を明示した社会保障制度改革プログラム法案骨子を閣議決定し、10月の臨時国会にこのプログラム法案を提出する予定であります。御質問の医療制度改革におきましては、高齢化の進行により慢性疾患や複数の病気を抱えた患者が増加する中、医療は主に治療が目的だったこれまでの病院完結型から住みなれた地域や自宅の生活のための医療、地域全体で直し、生活を支える地域完結型の医療への転換が示されましたが、名寄市では現在も急性期医療は名寄市総合病院、長期療養、慢性期医療は名寄東病院、在宅医療は在宅療養支援診療所であります名寄市風連国民健康保険診療所が担っているほか、市内の開業医師の先生にはかかりつけ医としての外来診療や入院治療のほか、リハビリテーションなど医療のサービスを提供していただいているところであり、ほかの地域と比べても先駆的な取り組みがなされているものと考えているところでご

ございます。地域完結型の医療には、地域医療ビジョンの策定による病床機能分化など病床の絞り込みや再編が必要であり、都道府県にその責任と権限を持たせていくよう報告されておりますが、高齢者の医療提供体制には医療を含めた介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制づくりが必要とされておりますので、今後とも国の社会保障審議会医療部会の審議内容を注視し、北海道とも連携しながら、情報収集に努めてまいります。

次に、総合診療医の方向性について申し上げます。議員御指摘のように、国民会議の報告書では医療のあり方そのものについての変化を求めています。高齢化の進展に伴い、複数の疾患などさまざまな問題を抱えた患者が増加しており、初期診療においては従来の各領域の専門医による診療よりも総合的な診療能力を有する総合診療医による診療のほうが適切な場合が多く、その養成と国民への周知が重要と指摘しております。また、厚生労働省では、専門医のあり方に関する検討会の中で、従来の専門領域に新たに総合診療医を加えることを昨年の中間まとめで決定し、今後平成29年度から研修を開始する予定で準備を進めております。このような状況の中、市立総合病院では総合内科で内科の全般的な診療、治療のほかに症状と病態を判断して適切な専門診療科への振り分けを行うなど、いわゆる総合診療的な取り組みを実施しております。今後も旭川医科大学総合診療部との連携を図りながら、総合内科の充実と総合診療医の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の要支援の認定を受けた軽度の要介護者向けのサービスの見直し等の将来の介護対応について申し上げます。介護保険制度改革関係では、議員御質問のとおり要支援者に対する介護予防については市町村が地域の実情に応じ住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟

かつ効果的にサービスの提供ができるよう新たな地域包括推進事業に段階的に移行させていくべきであること、また介護を要する高齢者が増加していく中で、特別養護老人ホームは中重度者、要介護3以上に重点化を図り、軽度の要介護者、要介護1から2と低所得の高齢者の住まいの確保を推進していくことが報告書に盛り込まれております。これを受けて厚生労働省は、年内に社会保障審議会介護保険部会において見直し案をまとめ、来年の通常国会に改正法案を提出し、平成27年度から3年間程度で要支援1、2の人を段階的に市町村事業に移行する方針を打ち出しているところです。名寄市の7月末の要支援認定者数は、要支援1が277人、要支援2が140人で、合わせて417人となっている状況です。介護予防サービスの利用状況の主なものは、訪問系サービスでは110人、通所系サービスでは152人、短期入所サービスでは9人、特定施設入所者生活介護では8人、小規模多機能型居宅介護では5人となっており、要支援認定者の約68%が介護予防サービスを利用している状況にあります。また、8月末の特別養護老人ホームの入所状況につきましては、清峰園では要介護1が1人、要介護2が7人、しらかばハイツでは要介護1が1人、要介護2が18人入所しておりますが、現在入所している方については経過措置が設けられますので、退所には至らないものと考えているところです。いずれにいたしましても、現時点では詳細な内容が明らかになっておりませんので、今後開催される厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の審議内容を注視しながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成26年度に予定されております第6期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画の策定におきましては、高齢者のニーズ調査及び介護保険法の改正内容等も踏まえながら、サービスの低下を招かないよう計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の男性の育休取得促進、育児相談窓口の一本化等の少子化対策の対応について申し上げます。少子化対策関係では、議員御質問の男性の育休取得促進につきましては企業における仕事と子育ての両立支援を進めることが必要とされ、取得率の低い男性の取得促進を進めるためにも育児休業期間中の経済的支援の強化が必要であるとの報告がされたところであります。名寄市役所における男性の育児休業取得の状況につきましては、これまでに3人が取得しております。男性の育児休業等の取得の推進に当たりましては、次世代育成支援対策推進法に基づき名寄市特定事業主行動計画を策定しており、その中で育児休業を取得しやすい環境整備を目指して所属長の役割について定めており、具体的な数値目標として育児休業の取得率については女性おおむね100%、男性5%としているところです。今後におきましても特定事業主行動計画推進委員会において計画の見直しや各職場における取得内容や目標に対する実績等について公表しながら、効果的、組織的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、妊娠、出産、子育てへの連続的な支援の取り組みにつきましては、妊娠期から子育て期にかけての支援を有機的に束ねた上での対策の強化が必要であることが報告されております。現在本市におきましては、妊娠、出産、育児等就学前までの子供の成長に合わせた子育て相談を保健センター、こども未来課、地域子育て支援センター、総合療育センターで実施しております。保健センターでは、妊娠が判明した時点から母子手帳の交付、妊娠、一般健診の案内、赤ちゃんが生まれたらこんにちは赤ちゃん訪問として生後4カ月までに全戸訪問し、健診や予防接種の案内、相談を行い、3から4カ月健診、7カ月健診、1歳6カ月健診、3歳児健診のそれぞれで発育、発達、栄養、育児、保健、歯科等相談を実施しております。また、もぐもぐ離乳食教室、のびのび親子教室、ちびっこひろば、親子ふれあいひろばを開催し、成

長期に対応した事業を実施し、親子の交流の場を図りながら相談を実施しております。こども未来課では、家庭児童相談員、母子自立支援員を配置して相談窓口を設け、児童の成長、虐待、療育、就労、経済的問題、各種手当や助成制度等の相談を実施しております。地域子育て支援センターは、東保育所、大谷認定こども園、風連さくら保育園の3カ所で開設し、多くの子育て親子に利用いただいております。夜泣き、子供とのかかわり方、言葉のおくれ等育児全般の子育て相談を実施し、一人で悩まない育児環境づくりと必要に応じて家庭訪問での相談を実施しております。また、総合療育センター「こどもらんど」では、理解やコミュニケーション、運動、情緒面での発達心配と思われる就学前の児童を対象に相談を実施しております。相談内容は、児童の年齢、成長過程、家庭環境状況等で異なり、各セクションで相談に当たり緊密な連携を図りながら相談の解決に向けて取り組んでおりますが、子育てや子供の成長に対する不安や悩みを抱えている保護者は多く、丁寧な対応が求められていることから、今後においても情報の共有に努め、協力、連携を図りながら相談体制のさらなる充実に努めてまいります。

また、国民会議の報告書では、市町村を中心とした保健所、産科、小児科等の医療機関、認定こども園、保育所、幼稚園などさまざまな機関が連携、情報の共有強化を図り、総合的相談や支援をワンストップで行えるような拠点整備が必要と報告されておりますので、今後とも国の社会保障審議会、児童部会の審議状況や国の子ども・子育て会議の審議内容を注視し、関係機関とも連携しながら、情報収集に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2の小項目1と2と4について答弁をさせていただきます。

まず最初に、小項目1、いじめ絶無に向けた取

り組みについてであります。先日の竹中議員への答弁と重複する部分もあろうかと思しますので、お許しをいただきたいと思っております。いじめの問題につきましては、どの子供にもどの学校でも起こり得るものであり、学校教育に携わる全ての関係者が改めていじめの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握をして、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときには、その問題を隠さず、学校と教育委員会が一体となって対応するとともに、家庭や地域と連携をして対処するなどいじめの解決を図る取り組みの徹底が強く求められております。これまで本市では、いじめの問題の早期発見、早期対応を図るため、市内の小中学校の全児童生徒を対象に北海道教育委員会のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査を実施をしてきております。昨年5月の同調査では、3件をいじめであると認知をしております。また、本年6月の同調査では、6件をいじめであると認知をしております。この後この6件につきましては、解消に向けて学校で対応し、5件は解消しておりますが、残り1件は学校と教育委員会が連携をして全力で解決に向けた取り組みを続けているところでございます。このような調査のほか、各学校では教育相談を適時あるいは定期的実施するなど日ごろからいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めているところであります。

学校からのいじめをなくすためには、児童生徒の思いやりの心や態度、命を大切にする心や態度を養うことが大切であります。各学校では、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を実施をし、児童生徒の豊かな心の育成に努めておりますし、道徳の時間の指導や性に関する指導などを通じて生命、命を尊重する心や態度の育成を図っております。さらに、よりよい人間関係づくりを基盤とした集団づくりが大切なことから、各学校では児童会、生徒会活動によるいじめ防止集会やいじめ防止の標語、ポスターづくりなど一層工夫をし、

児童生徒の自発的、自治的な取り組みによるいじめを絶対に許さない学校、学級づくりを強力に推進していくようお願いをしております。その結果、いじめはどんなことがあっても許されないと思うと答える児童生徒の割合がこの2年間で全小学校の平均で80%台から90%台に、全中学校の平均では70%台から80%台に上昇しており、いじめは悪いことであるという認識が子供たちの中で浸透してきております。

また、近年は携帯電話などのインターネット掲示板やメールによる誹謗中傷などネット上のいじめが大きな問題となっていることから、各学校では情報モラルにかかわる指導にも力を入れるとともに、家庭でのルールづくりやフィルタリングなどの設定促進など家庭との連携にも努めているところであります。今後とも教育委員会といたしましては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを徹底してまいります。そのため、これまでに実施してきたいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査などの結果を効果的に活用するなどして、日ごろから積極的に学校の実態把握に努めてまいります。なおかつ、いじめの問題が起きた場合には、学校、家庭、教育相談センター等との連携を十分に図りながら、迅速に対応してまいります。また、個人情報の扱いに留意をしつつ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行いながら、適切な情報提供を行うなどして保護者、地域住民の信頼を確保してまいります。

2点目の先生の体罰根絶への対応についてお答えをいたします。体罰は、学校教育法第11条において禁止をされており、教職員は児童生徒への指導に当たりいかなる場合も体罰を行ってはならないとあります。体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為であります。また、体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそ

れがあります。このため教職員は、指導に当たり児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、日ごろからのみずからの指導のあり方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要であります。現在市内の各学校においては、職員会議や校内研修などで教職員が体罰に対する正しい認識を持ち、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せたり、特定の教員が抱え込んだりしないよう共通理解を図り、組織的な指導体制を確立して取り組んでおります。

なお、本年2月、北海道教育委員会が体罰に係る実態調査を実施した結果、本市の小中学校では昨年4月から本年2月まで体罰に該当する事案はありませんでした。教育委員会といたしましては、今後とも各学校の校内研修等において北海道教育委員会からの各種通知や服務規律ハンドブックなどを活用し、教職員に体罰は決して許されない行為であることを改めて認識してもらうよう指導をしております。また、児童生徒の心身を守り、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようよりよい教育環境づくりを一層進めてまいります。

小項目4点目、家庭学習の指導についてお答えをいたします。昨年度の全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の質問紙調査の結果から、全国と比べて努力を要する傾向を示した項目は、小学校では1つには学校の授業時間以外に1日1時間以上勉強するという点、また2点目に土曜や日曜など学校が休みの日に1日2時間以上勉強する点などの項目がございました。また、中学校では、1点目として学校の授業時間以外に平日1日2時間以上勉強すること、また2点目としては土曜、日曜などの学校が休みの日に1日2時間以上勉強するなどの項目がございました。また、中学校にあっては平日1日に3時間以上テレビゲームをしているという傾向も見られたということでもあります。このように本市の小中学生においても家庭の学習時間が不足していることやテレビゲーム

をする時間が長いということなどが継続的な課題となっております。望ましい学習習慣、生活習慣の確立については、学校と家庭が児童生徒の学習面、生活面の課題を共有し、それぞれの役割を果たしながら協力して継続的に取り組むことが大切であることから、各学校では家庭学習の手引などを活用して学年に応じた学習方法や学習時間の定着、1日の生活リズムの確立などについて指導しているところであります。また、家庭では早寝早起き朝御飯などの生活リズムを整えることや子供が集中して学習できる環境づくり、子供の努力を認め励ます声かけなどに努めるようお願いをしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、小項目3、子ども110番の家の取り組み状況についてお答えいたします。

複雑多様化する現代において、市民生活を脅かす予期せぬ事件、事故等が全国の至るところで発生しており、特に幼児、児童、生徒、高齢者などの弱者が巻き込まれるなど不幸な出来事や事件が後を絶ちません。本市においても昨年児童や高齢者が相次いで痛ましい交通事故の犠牲になったことや最近では女子学生が不審者に遭遇し、突然肩を抱かれるという事案が発生しました。この種の事案は重大事案に発生するおそれもあることから、日ごろから防犯を心がけ、被害防止に努める必要があります。御質問の子ども110番の家は、子供たちがトラブルや犯罪に巻き込まれそうになったとき助けを求めて駆け込むことができる避難所として、市内の公設施設を初めコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、理容店などの協力で55カ所に設置しております。不安を感じて駆け込んできた子供たちを保護し、直ちに警察、学校、家庭等へ連絡していただくもので、地域ぐるみで子供を犯罪被害から守るための取り組みであります。

また、市内の9校の小学校では、児童の通学時や下校時などの安全を守るために各学校区において学校、家庭、地域が連携し、安全安心会議を組織しております。この組織は、学校と地域による子供たちの見守り活動で、不審者の情報提供あるいはその対応策、安全安心マップによる危険箇所の確認など子供の安全確保に取り組んでいるものです。市は、安全安心円卓会議を開催し、各学校の安全安心会議と関係機関を交え、各組織における活動状況や取り組みなどの報告により情報の共有化を図っているところです。また、毎年名寄地区の小学校には250枚のSOSこども110番の家ステッカーを、風連地区、中名寄の小学校には40枚のSOS地域110番の家の桃太郎旗を配付しております。各学校の安全安心会議の中で地域と調整をいただき、古くなったステッカー、旗の交換を行い、新たな子ども110番の家の登録など地域による通学路の見守り活動を御協力していただいております。今後も学校、家庭、地域が連携をより一層強化し、子供たちにとって安全、安心な地域になるよう関係機関や各団体の協力をいただき、子供の安全確保を図っていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目3、地域づくりについて、新規転入者に対する市のPRに関する対応についてお答えをいたします。

本市への転入者は、年間おおむね1,300人、900世帯となっております。転入者に対する対応につきましては、まず転入時における窓口対応として暮らしに必要な各種制度や公共施設の説明及び地図情報などの生活情報をまとめました暮らしのガイドブック、ごみの出し方ガイドブック、ごみ分別ポスターのほか、各種パンフレットなどの配付に加え、今年度はコミュニティバスの実証運行に合わせてバス路線図と無料券の配付を行っております。また、今年度から新たに転入者向け

市民見学会を開催しており、4月21日と27日に開催し、合わせて19人が参加をしております。見学会では、コミュニティバスやごみの分別、市立病院などについて説明したほか、市内主要施設や観光スポット、公園などの見学、ご当地グルメ、煮込みジンギスカンの試食など生活情報や名寄の魅力を実感していただいたところであり、今後とも転入者の皆様に住みよさと魅力を感じていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 御答弁ありがとうございます。時間も余りないので、時間のある限り質問したいと思いますが、まず社会保障制度改革国民会議の中で、最初の病院完結型から地域完結型、これについて、この制度については名寄市としては大体病院ごとにちゃんと分化されておっ  
てなっているということであり、他市町村から比べても進化している、進んでいるということですが、ただ病院関係のほうでも3次医療圏は都道府県ごとに1つなのですけれども、北海道は医療圏6つになっていますね。それで、2次医療圏は一般の入院にかかわる医療を提供するということになっていまして、医療機能の分化、連携を推進するという意味では病院のほうでも地域完結型の実現を進めていると思うのです。それで、病院関係の部分を考えては今のところどのような進捗状況になっているのでしょうか、現状は。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） ちょっと答弁が適切になるかどうかかわからないのですが、当院は2次医療圏はもちろん、旭川市と、上川南部を除いた3次医療圏のほうにも指定されているのがございます。2次は基本的には上川北部なのですけれども、医療圏としては定住自立圏を構成する13市町村で平成23年度から広域医療を展開をしております、医療については

2次医療圏が少し広がっているという状況になってございます。それと、救急の関係を少し申し上げたいと思うのですが、基本的に当院は小児科を含めて土別と合体したことによって平成19年から小児の夜間救急は全て市立病院で受け入れをいたしております、救急外来等も平成24年の1年間では1万1,525件と23年よりは若干減っているのですが、年間1万件程度は上回っているという状況になっております。地域完結型ということで、基本的に国のほうはそういうような方向は理解をしているのですが、道北地域全体的に医療は特に過疎になってきておりますので、その部分なども総合的に判断しないとなかなか地域完結型というのが実態が伴わないのではないのかなというふうに考えているところでもございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） では、先ほど御答弁いただいたのは、それぞれの例えば介護のほうになってくると医療と介護と一緒に地域でやらなければいかぬという部分がある。それと、医療関係部分というのはかぶさっている部分とかぶさっていない部分とがあるのです。例えば救急医療の機能とか、介護福祉サービス機能とか、あるいは専門的な治療を行う機能とか、その部分というのはおおむね先ほどのあれだと病院方もそれに対しての連携はちゃんとできているということではよろしいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 最初の健康福祉部長の答弁にありましたように、急性期を中心に市立病院が受け入れておまして、そのほかに慢性期として公営ではありますが、東病院、さらには民間でありますけれども、三愛病院ですとか吉田病院ですとか、あるいは近隣の一部有床の診療所などにも慢性、その症状が落ちついた後はそういうふうに転院などをしていただいております。ただ、それでその辺の連携体制が全て

順調かといいますと、一部なかなか患者さんの状態ですとか、家族によって退院ができる、できないですとか、いろんなケースがございますので、当然地域包括支援センターですとか、うちの医療支援相談室が中心となってそういう連携はしていますけれども、それが必ずしも十分かというところ・バイ・ケースで、一部課題があるのも事実でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

あと次に、先ほどの妊娠から出産までの切れ目のない支援ということで、私には余り縁がないというか、全くないと言ったほうが正しいのかもしれないけれども、ひまわりの子育てガイドブック、これを拝見させていただきました、照れながら。これを見ますと、先ほど御答弁になったように本当にしっかり体制ができ上がっているなというふうに感じております。これは、本当に多分奥さん方しか見ていないのかなと思うのですが、これからは男性の夫の方にもやっぱりこれもしっかりと見ていただいて、確実に普及させていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、男性の育休でございますけれども、市役所の中では余り、3名ですか、しかとっていないということなのではございますけれども、従業員100人以上のところは企業で次世代育成支援対策推進法で義務づけられておまして、14年までの時限立法なのではございますけれども、これも見直しされるというふうにはなっていると思っておりますが、これは中小企業や、あるいは非正規の労働者が取得しやすい制度、あるいは環境にはなっていないわけなので、この辺の見通しというのはどういうふうに指導されているのか、ちょっと今の段階で伺いたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 男性の育児休暇の取得の促進ということでお答え申し上げますけ

れども、政府は女性の活躍が政府の成長戦略の中心だとこのたびは位置づけたところでありますが、それを実現するためには男性の家事、それから育児参加が最も必要だと考えております。一説には、日本の男性の1日の家事、育児時間は約1時間、育児だけだと39分、両方ともゼロ時間の男性は7から8割程度いるというような状態だということです。これは、先進国で最低のレベルということでありまして、育休をとるのは圧倒的に女性でございまして、男性の取得は該当者のわずか2%程度であるということでありまして、男性が女性のかわりに育児休暇をとるという発想ではなくて、双方が分担して、あるときはこちら、あるときはこちらというようなことが大切だと考えておりますし、また短時間労働も含めながら、育児に男性も参加していかなければならないというふうに国も考えております。今までの伝統ですとか習慣ですとか、男性の価値観やライフスタイルを変えていくということが重要だと考えております。男性の育児休暇の促進につきましては、育児休業期間中の経済的援助の強化と、それと男性の意識改革が必要ではないかと考えているところです。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 男性の場合は、育児休暇をとるというのはなかなか職場にいたらとりにくい環境があるということは確かだと思うのです。国のほうでも今御答弁ありましたように給料の半分、50%ですか、給付になるわけですが、これはちょっと上げて、なるべくとっても大丈夫だよというふうな環境に持っていくというふうになっていきますけれども、行政のほうとしてももっと積極的にこういうことは前向きに考えて取り組んでいただきたいなと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。なかなかとれない環境がありますので、その辺を考えて見解がありましたら。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今健康福祉部長のほ

うからもお話ありましたけれども、私どもも次世代育成支援対策推進法の関係も含めてそれぞれ特定事業主の行動計画をつくって、できるだけ仕事と子育ての両立が可能と。これは、女性ばかりではなくて男性も含めてしっかり対応していこうということで、こうして計画づくりをやってきたわけです。国におきましては、一般事業主ということで、これは民間でありますけれども、301人以上の従業員を抱えるところにつきましては行動計画をしっかりとつくりなさいと。私ども国でありますとか、それから公共機関、地方自治体を含めてでありますけれども、この辺につきましては特定事業主として行動計画をつくりなさいということになっておりまして、私どもも法律の趣旨に従ってしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。しかしながら、実態として、目標として5%挙げておりますが、おおむね一般職でいきますと400人ほど職員がおりますけれども、女性はほぼ100%取得の状況にありますけれども、男性職員につきましてはこれまでの実績を含めて3名ほどしかいないということでありまして、しかしながら、社会環境も随分変化をしまして男性も十分子育てにかかわれるような環境もできてまいりましたし、一定程度生計の保障も私どもも共済組合も含めて対応させていただいているところもありますので、今後とも法律の趣旨にのっとった形でしっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） まさにそのとおりでと思います。私の時代は、男性は働くもの、女性は家庭の中で子供を育てるものというような、そういうような時代で育ってきたものですから、私は余りそういう今の環境というのはなかなか理解できないのですけれども、本当は男女別なく、やっぱり本当に子供のために育てることが大切なのだなと思いますし、先ほどもガイドブックで申し上げましたように一緒になって子供を育ててい

くということが大切だと思いますので、どうぞ今後ともよろしく推進をするようお願いしたいと思います。

さて次に、いじめについてでございますけれども、これは先ほどの御答弁にもあるとおり絶対やってはだめだと。もう完全に根絶しなければいけないというものは原則なのですけれども、それでもどんな指導をしながらも、あるいはどんな取り組みをしながらもなかなか根絶には至らないというのはどこの学校でもどこの地域でもそうなのではないかと思いますが、ちょっと紹介をさせていただきますけれども、東京の品川においては各専用サイトを設けておまして、いじめの相談や通報ができるシステムを携帯電話で2次元バーコードを読み取るとサイトにつながって、それがいじめ情報を24時間匿名で送付できるという仕組みがあったり、あるいは兵庫県ではいじめ防止の独自教材をつくって小学校低学年から高校まで4種類に分けて具体的な体験学習をさせていると。あるいは、一昨年大津、いじめで大変暗くなったわけで、学校でいじめや暴力などがあった場合には警察への連絡、相談をする基準をまとめた教員向けの「警察への連絡・相談の手引き」というの、これ43ページあるそうですが、これを作成しているということで、やっぱり実のある、効果ある具体的な取り組みをやっていかなければいけないと思うのですが、その辺についての今のこと、見解があれば伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま各地のいじめの防止に関する特色ある取り組みにかかわりまして、事例を挙げていただいて御紹介をいただきました。教育委員会としての考え方、取り組みについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、いじめの防止の教材作成、それから警察との連携の手引書の作成、またいじめ通報の仕組みと大変先進的な取り組みでございます。本市といたしましても道内や管内のいじめの防止に関す

る取り組み等を注視しながら、まず現行の教育活動の充実を図るということ、また学校関係機関との連携を一層強化をすることによって、いじめの未然防止と早期の発見と早期の対応に積極的に取り組んでまいりたいというのが基本であります。具体的に申し上げますと、いじめ防止の教材についてはこれまでも各学校で道徳の読み物、資料、心のノートなどを活用しているところでありますけれども、日ごろの児童生徒の悩みであるとか、それからいじめなどの問題行動への要因を的確に捉えて、それを解消するために適切な教材を選択をして、重点的に活用するよう促してまいりたいと考えております。

また、警察との連携につきましては、いじめなどの問題行動というのは学校と家庭、また教育委員会がその実態を共有して連携して解決に当たっていくということではありますが、犯罪行為として取り扱われるべきものになった事例につきましては警察とも連携をして対応してまいりたいと考えております。

また、いじめの通報の仕組みについては、これまで各学校でいじめに対する調査とかアンケートの実施、児童生徒との教育相談の実施、家庭訪問や保護者会等実施を通じていじめの早期発見に努めているところでございます。今後ともこれらの取り組みを一層充実をして、児童生徒や保護者とのコミュニケーションを深めるということを第一にいじめの未然防止とか、早期発見、早期対応に取り組むようお願いをしましてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） しっかりと具体的な進め方によっては少なくなるのではないかと。できるだけ100%、ゼロに近いものにやっていただきたいと思います。

それで、先ほどの体罰についてですけれども、暴力はもう体罰と言葉とありまして、いわゆる私の言いたいのは教師が子供たちの前で、稚内の例

を出しますと、高校の例ですけれども、あれは子供を指導して次の日に、先生も指導して、次の日にやらないよという意思表示をなささいというようなことを強制的に言ったということで、残念ながら子供が自殺したということなのですから、やっぱり子供のためという善意で行われるような指導がその子にとっては本当に精神的に追い込むこともあると思うのです。そしてまた、生徒の行為に対する懲戒が重過ぎたり、あるいは全校生徒の前で恥をかかせるような決意表明を科すということは、この指導は教師が考える以上に子供の精神的な打撃になると思うのですけれども、その指導に対する線引き、あるいは今までもそういうような指導者に対する取り組み、これはどういうふうな方向で今やっていますか。ないということなのですから、どういう取り組みをされていますか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 教師の厳しい態度であるとか、それから厳しい言葉によって、ひいては指導死というような選択を子供がせざるを得ないという具体例を挙げて御質問をいただきました。学校においては、当然ながら共感的な児童生徒の理解のもとに人権が尊重される環境づくりを進めていく必要があるのが基本であります。そのため日ごろから教師は児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞くということとか、それから明るく丁寧な言葉で声かけというのをを行うということを心がけるとともに、児童一人一人がかけがえのない存在として尊重するということが基本になければならないと考えております。このような姿勢が教員には強く求められております。現在でも初任者研修等を通じて、具体例でいえば生徒の指導の中で子供に声かける中で、だからあなたはだめなのだというような言葉ではなくて、君ならばやればもっとできるというような、児童生徒のやる気を起こさせるような言葉をかけるというようなこと、そういった児童生徒に話しかける言葉の

部分についても十分に気を配るというようなことが大切であるということをご指導しております。

また、体育等の授業中では、運動部の練習や試合中に教員が激励として厳しい言葉や内容を児童生徒に発することもありますが、常に人格を否定をしたり、練習や競技を続ける意欲を失わせるような、そのような言葉かけについては不適切であるということをご指導しているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

その他についてはまた別の機会にしたいと思いますが、最後に新規転入者にする対応なのですが、ある自治体では市の魅力をいち早く実感してもらおう。名寄市でも若干やっているのですけれども、公共、民間施設を年間または1回の無料でできるパスポートを発行しているのです。これは、いわゆる地域に関心、愛着を高めて定住促進にもつなげるという狙いもあるのだということで、転入者は届け出から1年間、学生は4月から翌年3月まで、自分の好きなときに自分の行きたいところの公共施設を見学する。それは無料で見学させるということなのですが、これは可能性としてはできるのではないかなと思いますけれども、ちょっとその辺の見解を伺って終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） せっかくの縁で名寄に来ていただくということですから、当然名寄の歴史でありますとかよさをぜひ実感していただきたいと思っております。今回見学会も開催をしておりますが、入ってきていただく人数に比較すると少々少ないというような思いもありまして、今御提言ありました内容につきまして私どもぜひ真剣に検討してみたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

健康マイレージの取り組みについて外2件を、

高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をしまいたいというふうに思います。

まず、健康マイレージの取り組みについてを御質問させていただきます。急速な少子高齢化や生活習慣病の変化から、脳血管疾患、認知症などからも介護を必要とする人もふえ、医療費の抑制や介護予防の視点から、健康づくりの対策が重要になってきております。名寄市健康増進計画健康なよろ21の市民一人一人が自分の健康は自分で守るをモットーに進められておられますし、生涯を通し健康づくりができるよう環境の整備や充実に努めるとともに、生活習慣病の発症の予防や重病化、予防を図ることで高齢になっても介護を必要としない人間をつくり上げる必要があるというふうに言われております。健康寿命を延ばすことを目的に生涯を通じ健康づくりを図っていく中で、名寄市の健康づくり事業の推進状況と理事者の御見解をお願い申し上げます。

市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで健康で楽しい暮らしのできる生活や医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティーや地域経済の活性化などまちづくりや人づくりもなし遂げていくことに期待できるユニークな施策を全国で今行っております。日本一健康文化都市の静岡県袋井市では、健康づくり活動をポイント換算制とし、公共施設利用券と交換することができる健康マイレージ制度を平成19年から全国で初めて実施しており、集めたポイントを幼稚園、保育所、小学校、中学校にベルマークのように寄附するという用途でも使えるそうです。また、政令市の中で最も高齢化率が高い北九州市、約26%では平成21年に政令市で初めて健康マイレージ事業を導入いたしました。40歳以上の市民が市が認めた運動教室、また健康関連のイベント、健康診断を受診したりすることにより、景品と交

換できるポイントシールの実施、今年度からはより充実化を図るために町内会ごとにネットワークを持つ市の社会福祉協議会に委託してイベント事業を倍増し、健康促進に活動を行っております。このような取り組みは、将来超高齢化を見据えた施策の一つとしては全国に広がりつつあります。本市でも高齢化率約28%になりつつある今、健康マイレージの取り組みを検討し、推進する必要があると思われませんが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、災害時要援護者の避難対策について質問をさせていただきます。災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など災害時要介護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法がさきの通常国会で成立をいたしました。改正法では、これまで曖昧だった個人情報取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待をされています。従来の制度でも災害発生時における高齢者、障害者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、名簿作成を市町村に求めておられましたが、義務づけではないため作成している自治体は約6割程度にとどまっておりました。今回の改正は、要援護者の名簿の作成が市町村に義務づけられました。名簿は、本人の同意を得た上で消防または民生委員など関係機関にあらかじめ情報を提供しますが、災害が発生した場合、同意がなくても必要な個人情報を提供できるということになっております。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人は秘密保護の義務が課せられておられます。名簿の整備、共有は、避難支援を円滑に進めるためのまずは第一歩にすぎず、避難支援の取り組み自体は自治体が入念な準備と整備にかかっておられます。弱い立場の人をどう守れるかというのが次なる大きな課題であり、それぞれの地域社会に投げかけられておられるのは間違いのないというふうに思っております。災害時に個別の支援行動計画、事前に細か

い計画を決めて訓練をするなど、いま一度日ごろからの地域の高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要となっております。本市の自主防災組織が昨年度つくられました。要援護者の名簿も着々と進められておられると思います。対象町内会の個別計画の推進状況、また理事者の御見解をお知らせいただきたいというふうに思います。

今回の改正には、名簿作成義務化のほか避難所における生活環境の整備が明確になりました。安全性を満たした施設確保をすることに加え、食料品、衣料品なども用意し、東日本大震災では避難生活が長期化したことで病気や体調の不良などの原因で亡くなる震災関連死亡が相次いだことで、これから福祉避難所の普及や医療サービスの提供にも努めるとされております。本市の避難所の生活環境の整備について理事者の御見解をお願いいたします。

災害対策基本法改正の成立を受け、名簿作成、個別支援行動計画、消防、民生委員との連携、町内会との連携、防災訓練、避難物資の確保等々本市の今後の具体的な計画をお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、大きい項目の3つ目、教育行政についてお尋ねをいたします。小中学校の空調機器整備についてお伺いいたします。空調整備は、名寄市立病院も終了し、きのうの日根野議員の中でも総務部長の報告でもありました。これから必要な4施設、しらかばハイツ、小学校、中学校、名寄市立大学、また市立図書館の施設には空調施設を進めなければいけないという報告をされておりました。特にきのうは、風連中学校、智恵文中のパソコン教室ということで、着々と小学校のパソコン教室は冷暖房が進められております。近年異常気象があり、6月から10月までの大変に暑い日が続いております。小学校、中学校は365日中220日間という授業が行われ、8時から、また4時まで生活の3分の1をする場であります。近年この暑い中、勉強に支障があるということでPTAが

中心となり、名寄東中学校に1クラス4台の扇風機が設置をされております、3クラス。この3クラスのような状況をやはり名寄市としては平等につくり上げるのが教育行政、教育都市名寄の使命であるというふうに私は感じるものであります。全小中学校の空調施設とは言いません。扇風機等の設置を進めることが必要と感じられますが、御見解をお願い申し上げます。

最後に、全国学力テストの結果を受けてお尋ねをいたします。昨年全国学力テストは小中学校全10科目中、中学校の国語のBが上昇したほかは全国平均を下回り、全国下位、25%の児童は国語、算数の3割を超える人が最低限の学力、基本が身につけていないというふうに言われておりました。本年も北海道の中学校は38位、小学校は45位、高橋はるみ知事も小学校の通信にこのように言われております。子供たちは、基礎的な学習内容が十分に身につけていない。脚力、持久力に関する運動が苦手。テレビ、ゲームの時間が多く、1日の家庭学習の時間が少ないと言われております。本市のこれからの学力、体力向上のための施策をお知らせいただきたいと思います。

以上をもちまして壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 高橋議員からは、大項目3点にわたり質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は総務部長から、大項目3は教育部長から答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

初めに、健康マイレージの取り組みについて、小項目1の健康づくり事業の推進状況について申し上げます。急速な高齢化や生活習慣の変化に伴い、生活習慣病は年々増加し、脳血管疾患や認知症などからも介護を必要とする人がふえ続けており、介護予防の視点、さらには医療費や介護費用の抑制を図ることからも健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の予防対策は重要な課題となっております。

ます。このため本市における健康づくり事業につきましては、平成25年3月に名寄市健康増進計画健康なよろ21、2次計画を策定し、市民一人一人が自分の健康は自分で守ることを基本に生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置き、生涯を通じた健康づくりができるよう対策の推進を図ってきております。その取り組みの一環として、広く市民を対象とした名寄市民健康づくりチャレンジデーやなよろ健康まつりのイベントの開催、また運動習慣の定着を目的になよろ健康あるキングなどさまざまな機会を通じてスポーツの振興とともに健康管理の大切さや健康づくりに向けての意識啓発に努めてまいりました。さらに、特定健診や各種がん検診などを中心に各地域の中における健康教室、健康相談、冬の健康づくりに向けた健康体操教室などさまざまな機会を利用し、地域や健康づくり団体との連携を図りながら、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた事業の展開を進めてきております。また、生活習慣病は早い段階において生活習慣を見直すことにより予防が可能であると言われておりますことから、今年度から特定健診の対象年齢を国の制度より10歳引き下げ、30歳から74歳までの市の国民健康保険加入者を対象に若い世代から健診を受けられる体制づくりに取り組んできております。このほかに高齢者の介護予防に向けた取り組みは、現在地域包括支援センターを中心に健康づくり体操教室や町内会及び老人クラブでの介護予防教室が展開され、さらに基本チェックリストで生活機能が低下していると判断された高齢者に対しては、介護予防事業を継続的に実施してきております。今後も関係機関や各団体との連携を視野に入れながら、ニーズを把握し、市民の方と一体となって健康づくりや介護予防ができるよう事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の健康マイレージについて申し上げます。市民一人一人が主体的な健康づくりに取り組んでいくためにも、生涯にわたり楽しみな

から健康づくりへの習慣と関心を高めていける環境づくりが重要と考えております。議員御案内の健康マイレージは、市民の日ごろの健康づくりへの取り組みをポイント化し、健康づくりへの積極的な参加を誘導する制度であります。現在本市においては、5月の最終水曜日に開催しております名寄市民健康づくりチャレンジデーをきっかけに健康づくりの取り組みを継続するために6月から8月までの3カ月間、身近にできるウォーキングの歩数を参加者同士で競い合うなよろ健康あるキングを実施しております。本年度は81人の参加があり、上位の入賞者は9月28日に開催されますなよろ健康まつりで表彰し、参加者全員に記念品を贈るなど健康づくりへの意欲をたたえ、継続的な運動習慣の定着を目指す取り組みを行ってきております。しかし、屋外でのウォーキングができる時期は限られており、冬の運動不足につながるやすいこと、さらには自分の健康状態を把握していくためにも年に1回の特定健診を受けることは重要となりますが、その指標となる特定健診受診率が平成23年度法定報告速報値では本市29.2%と全道平均23.5%よりは上回っているものの、全国平均32.7%よりは下回っているなど、課題として捉えております。今後生活習慣病予防や介護予防の視点から、さらには健診を受けることにより健康管理につなげていくためには、健診受診率向上や市民に対する積極的な健康づくりへの働きかけは重要と考えております。そのため第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画策定に向けて平成26年度に実施を予定しておりますニーズ調査等において健康づくりや介護予防事業に対する希望や意見を把握し、あわせて市民の健康に対する意識を高め、健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みについても研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の

2、災害時要援護者の避難対策について申し上げます。

まず、自主防災組織、要援護者の名簿、対象町内会の個別計画の進捗状況についてであります。災害対策は自助、共助、公助が基本となりますが、東日本大震災の経験から、まずは自分の身は自分で守ることが一番重要なポイントとなります。それとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという意識により組織した自主防災組織は、災害時に地域住民が連携、協力して初期活動や救出、救護活動を初め、災害時要援護者の避難誘導などに取り組むことにより減災を図ることができます。平成22年7月の大雨により被災した旭ヶ丘町内会と風連南区町内会は、被災後独自の危険マップの作成、災害時要援護者の支援者確定や避難方法の見直しなどの取り組みを行ってきております。これらの町内会を含め、自主防災組織は9月4日現在で12の町内会となっており、ほかに15の町内会で立ち上げに取り組んでいるところであります。

次に、災害対策基本法が改正され、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づけることとなりましたが、本市では昨年10月から手挙げ方式で取り組み始めております。現在46の対象町内会において155人の災害時要援護者名簿を市と地域で共有しているところであります。また、これらの名簿につきましては消防、警察、民生委員などとの情報共有も可能とする体制も整えており、いざというときには人命を守る有効な手段となると考えております。

続きまして、避難所の生活環境の整備についてであります。本市では平成22年7月の大雨災害時に避難所を開設しており、そのときの教訓から、避難所開設の役割分担の明確化、備蓄、食料や毛布などの速やかな搬入など、開設の円滑化を基本に訓練などを行ってまいりましたが、新たに東日本大震災以降の避難所運営指針により女性やお年寄り、また子供などの視点で避難所生活における

備品や備蓄資材などにも一層配慮して運営していくことが求められております。また、災害時要援護者の高齢者や障害者の方々の避難所での対応についても平常時では福祉サービスなどの提供があることを前提に生活が成立していることもあり、長期にわたる避難所の設置を想定した場合、男女共同参画などの視点とともに、福祉部局や医療関係者が支援に入り、生活機能はもとより、生命の確保も進めることが必要となります。これらの対応も含め、避難所の整備に当たっては衣食住に係るもの、また薬品などの備蓄などについても必要性の検討を進め、可能な物資については避難所となる施設に一定程度配備することなど、他市の状況や本市の実情及び力量に照らし合わせて対応を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、災害対策基本法改正案の成立を受けてありますが、災害対策基本法の改正について、現在国がこの法の改正点や今後の執行の具体的な事項などを都道府県に説明しているさなかであり、今年中に北海道から各自治体へ説明する予定とのこととあります。これらの動向を注視し、他市との情報交換を行いながら、本市としましては災害時の要支援者の個別計画のさらなる推進及び消防署、民生委員などとの連携による災害対処、また防災訓練につきましては冬期間における避難所の環境を意識した訓練も必要と考えております。避難所の物資につきましては、平成22年7月の大雨災害を契機に原則として1夜500人分の局地的な災害の対応を基本とした食料、毛布などを計画的に備蓄してきておりますが、災害の規模が大きくなるときには民間や自治体との協定により物資の確保を行うなど、本市の実情を踏まえつつ対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目の3、教育行政について答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、市立小中学校の空調機器整備についてお答えをいたします。まず、名寄東中学校の教室に空調機器、扇風機が導入された経緯についてございます。昨年度より保護者から教室に扇風機を設置してほしいという要望があり、学校とPTA役員会において導入に向けた検討がなされました。当初ポータブルの扇風機を1教室に2台試験的に設置したところ、効果が薄いということで、他の学校の導入事例等を参考に壁設置型の機種を1教室に4台設置することになったところであります。また、導入に当たりましては1教室当たり6万円から7万円の経費が必要なことから、PTAの会計から経費を捻出する関係上、風通しが比較的悪いということ、また受験生である、受験を控えているということなどを考慮して、3学年の普通教室に設置をすることとなったと聞いております。教育委員会といたしましては、これまで各学校には窓に網戸を導入するなどして暑さと、それからスズメバチなど害虫の侵入対策に対応してきましたが、学校の要望に十分に答えることができない状況でございます。また、議員御指摘のように、近年の異常気象とも言われるような暑さが続く中、子供たちが良好な環境の中で学校生活を送るためには何らかの空調機器を各学校に導入することも有効な手段とは考えてはおりますが、名寄東中学校の例を見ましても全校に空調機器を設置するためにはそれ相応の経費もかかることから、導入に当たりましては学校への各種事情等がありますので、聞き取りや有効な他の方策がないかなどを協議をしながら、慎重に対応していきたいと考えているところであります。

次に、小項目2、全国学力テストの結果を受けてでございます。全国学力・学習状況調査の結果と学力向上の取り組み状況についてお答えをいたします。本年度の本市の全国学力・学習状況調査等の結果につきましては、現在詳細な分析を進めておりますので、昨年度までの同調査の結果から得られた本市の児童生徒の学力、学習状況の主な

傾向について申し上げます。小学校の算数では、基礎的な知識及び技能の習得において徐々に改善の傾向が見られ、その中で数量や図形についての技能の定着状況がよくなってきております。また、中学校国語でも基礎的な知識及び技能の習得において徐々に改善の傾向が見られ、その中で書く能力の定着状況がよくなってきております。しかし、基礎学力を初め根拠を明らかにして考えると、か、物事に関連づけて考える、そして考えたことを条件に応じてまとめあらわす力を身につけさせることや家庭での学習習慣の定着を図ることが継続的な課題となっております。このような課題を踏まえ、教育委員会では授業改善と望ましい生活のリズムの定着を車の両輪と位置づけ、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心として市内の小中学校が一体となった総合的な学力向上の取り組みを推進しております。具体的には、学習内容を確実に身につけさせるため、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導などを工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る取り組み、また思考力、判断力、表現力等を育むために、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、言語活動の充実を図る取り組み、また主体的に学習に取り組む態度を養うため、全小中学校で一貫した学習規律、学習習慣の確立を図る取り組み等を行っているところであります。

なお、本年度の本市の全国学力・学習状況調査の結果の公表に当たっては、国語、算数、数学の調査において全国と比べ成果の見られた設問と課題の見られた設問及び改善策の例、児童生徒の学習や生活の状況において望ましい傾向と努力を要する傾向及び改善策の例などをまとめ、市のホームページに掲載をしております。また、教育委員会といたしましては、この結果、分析を踏まえ、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みの改善、充実を図るとともに、学校はもとより家庭や地域の方々などとの連携を密にしながら、目標

や課題を共有する中で各学校のニーズに応じたきめ細かな支援を一層充実させてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） では、再質問を進めさせていただきたいと思っております。

まず、健康マイレージについてお聞きをいたしました。名寄は、健康づくりチャレンジデーだとか、また健康まつりのイベント、運動習慣にはなよろ健康あるキングということで進められて、特定健診等々の部分でも全国まではいかないけれども、道よりも若干進んでいるというふうに報告を受けました。その中で本当特定健診は、これ国保の部分の健診率だというふうに思っているのですけれども、名寄全体とすれば社会保険の方々、共済の方々もおられますし、国保で29%ということは状況から見ればきっと人数的にも国保が一番多いのかなと、人口的にも。そして、よく社会保険、共済というのは御主人が入っていますので、奥様には特定健診を受けてくださいというものが届くのですけれども、なかなか行ける人もいるし、行けない人もいるということで、名寄市全体の健診の受診状況というのがわかれば教えていただきたいというのと国保の方々というのは名寄市で8,000だったか、ちょっとうろ覚えなのですが、何千人の方が国保に加盟されているのかお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 国保の被保険者全体については、ちょっと把握はしておりませんが、国保の特定健診の対象者といたしましては国が示す法定義務づけの部分では40歳から74歳までということでございまして、その対象人数は5,152人ということであります。受診者が1,506人ということで、率として先ほど申し上げました29.2%ということであります。先ほど申し上げましたが、ことしからは30歳からというこ

とにさせていただきましたが、23年度につきましては35歳から39歳までを独自にということで行っておりまして、対象者が235名、受診率で41名で17.4%というような状況であります。

また、市内全体の各保険者の受診率については把握はしておりませんが、がん検診等では市民全てが対象となっておりますので、申し上げます。名寄市の場合、胃がん検診の場合は16.5%、北海道は10.8%、全国では9.2%です。それから、子宮がん検診では名寄は24.9%、北海道は29.2%、全国では23.9%、肺がん検診につきましては名寄は19.2%、北海道は11.5%、全国は17%です。乳がん検診は、名寄は23.9%、北海道は25.4%、全国で18.3%、大腸がん検診は名寄は20.0%、北海道は15.9%、全国では18%ということになっております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。でも、これの対象を見ると、16.5%のがん検診だとか、子宮が24.9、肺がんが19.2、乳がんが23.9、大腸がんが20%ということで、これでいってもやっぱり約80%の方は検診を受けていないという状況になるのですよね。そして、特定健診も1,506名は受けているのですけれども、残り約3,600名の方は受けられていないという状況の中で、やはり国保の基金が8,000万円あったとしても、残りの3,600名の方が一つの病気になった場合もう8,000万円なんてすぐなくなる基金ではないかなというふうに思いますし、今回東京オリンピックが決まりました。そのときに猪瀬さんがこう言われていたのです。高齢者の方々は、皆さんが運動してほしい。なぜかと思ったら、介護料と健康保険料、医療費が下がるし、若者はスポーツしてほしい。それは、仲間をつくって、そしてそういうきずなをつくるためにスポーツは進めてほしいのだというお話をされておりました。この健康マイレージというのは、予算がかかる部分でもないですし、各市町村、一番最初に袋井市が始

めたのは平成19年なのです。そして、日ごろの健康づくりだとか実践状況をポイント化して、そのポイントを幼稚園、保育所、小学校、中学校に寄附したり、公共施設の利用券にしたりして人づくりやまちづくりに貢献できる制度であると。そして、全国で先駆けてやったのですけれども、袋井市の行政評価では極めて効果的であると。もう続けて行って、やはり介護料、そして医療費の削減をしていこうという評価になっている。そして、福岡県北九州でもここでは健診だとか、あと景品との交換、ここは高級景品があるそうで、それを目当てに皆さんが頑張っている。行政評価でも成果の状況、活動の状況が順調だと。参加者も前年度より1.3倍ふえていると。そして、茨城県のつくば市では参加された方は全員に応募の資格があって、参加の景品が当たる。そのほかに応募された方が抽選で豪華景品がもらえるという、その部分もあるのですけれども、この中で市の保健福祉部長の答弁でこのように言っているのです。年度途中から事業を開始だったため、市民への周知が十分ではなかったと。しかし、358名の参加者でございましたが、参加した市民からは初めてみずから行動を変えることができた、来年もぜひ継続して実施してほしいという意見が続出したというふうに言われていますし、佐賀県の鳥栖に埼玉県の三郷市議会が視察に行かれたそうなのです。そして、市民福祉常任委員会の行政報告にはこのように言われています。ポイントを集めて楽しむことが知らず知らずのうちに健康づくりを実践しており、結果として健康のすばらしさに気づき、その健康づくりを継続していくという動機づけの支援であると。平成24年の実績では、参加者1,208名であったと。それがもう60代の方々が多く、1,208名のうちポイントを交換し、景品をいただいたのは339名の方々と、この佐賀の鳥栖市では健康マイレージ事業に参加されていたと。

先ほどの名寄でもなよろ健康あるキングを進め

てある程度景品を差し上げるというふうに言われておりました。名寄では、やっぱり高齢化率28%ですから、約8,000名の高齢者がいるという部分だと思ふのです。それで、やっぱりなよろ健康あるキングに81名というのはちょっと少ないのかなという。やっぱり市民周知だとか、そういう部分の努力も必要ではないかというふうに思いますし、やはり運動できる体制をどんどん、どんどんふやしていく必要があると思ふのですけれども、その辺の考えについてあればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） まず、先ほどの特定健診の関係だったのですが、名寄市が29.2%と申し上げましたけれども、名寄市といたしましては特定健診の対象者のうち4割が病院に既に通院されている方でありますので、それ以外の部分を新規に勧奨していくということをやっております、大体年間200名程度の方が未通院者として健診を受けていただいているというような状況もありますので、少し健診率が下がっているというようなことがございます。

また、今の健康マイレージの事業につきましては、静岡県と、それと県内の市町が共同で実施している先進的な事業ということで、全国知事会の先進事業の先進政策バンクというホームページに紹介されておりました。それでまた、議員からの御紹介のありました静岡県袋井市につきましては市独自の事業として、県には乗っからず、7年前から取り組んでおられまして、ポイントをみずから必要なサービスと交換するほか、学校へのポイントの寄附ですか、これを選択できる仕組みを整えておられまして、健康づくりをボランティア活動ですとか社会貢献につなげるというような波及的効果も出ていますと伺っております。それで、健康マイレージは、市民の健康づくりに取り組むインセンティブでもありますので、有効的な手段の一つであると考えておりますので、道内でも既に

何力所か実施されているという情報も得ておりますので、その実施内容ですとか、あと効果、それから経費、課題など調査研究させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひ進めていただきたいというふうに思います。道内も2カ所これをやられていて、健康づくりはやっているのですが、静岡県袋井市だとか、静岡県全体で今進められているのですよね。そして、静岡県は県自体で健康マイレージを進めて、ポイント制にしてその地域、地域にお店の対象者をつくって、そのポイントによって何%削減、商品の10%削減だとかを進められているみたいです。本当に名寄でも健康づくりに一躍できる部分だというふうに思いますので、進めていただきたいというふうに思います。

あと、よく市民から言われるのです。先ほど言った冬の健康対策、名寄は一応本当に素晴らしい日進の健康の森があって、よくハイキングだとか歩かせていただいていますと。でも、なかなか冬になると歩く場所がないというのです。前回も何回か私も冬、小学校の体育館だとかスポーツセンターを高齢者に開放して、この日、1週間に1回歩く、ウォーキング日だとかをつくって、無料で、歩くだけですから、歩かせていいのではないかというお話をさせていただきましたけれども、市として冬の対策をどう今検討されて進められているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほど静岡県含め、北九州市も含め、先進事例のお話ありました。名寄市は、過去に健康マイレージという形ではないのですが、健康の森を大々的につくって、パークゴルフやさまざまなスポーツも含めて、後期高齢者の保険料が去年で終わったと思うのですが、全道35市のうち唯一6年間軽減を受

けた市でもありました。お隣の合併した風連町も同じような経過出ていまして、これについては高齢者の皆さん方のスポーツ振興が自分たちみずから楽しんで、みずから企画して大会やったり、近隣のところへ出かけていくと。こういう素晴らしい実績は、行政が施設の整備と維持管理はしましたけれども、大会の企画運営、行事、イベント等について特に企画しなくてもそういう面ではしっかり市民の皆さん方が自発的、自立的に行ってきたと。そういう中で町内会の対抗のパークゴルフ大会があったりとか、それからサッカー少年団でいうとお父さん、お母さんも参加してもらうような芝生のグラウンドをつくったことによる効果があったりとか、陸上競技場のグラウンドも含めて高校生と小学生、中学生も一緒になった形の練習であるとか、さまざまな動きがあったというふうに聞いております。

課題の関係につきましては、健康の森は冬期間については歩くスキーということで取り組んだ時期もありまして、学校で小学校でもいろいろやった時期もありますけれども、授業時間全体の枠組みの中で、歩くスキー等については少し楽しむ方が減ってきているのか、この辺も踏まえまして、それから多少自己負担はかかるのでしょうかけれども、スポーツセンターの階段、廊下周辺を歩くであるとか、トレーニング室を使うであるとかというさまざまな利用する団体の方々もふえていますので、この辺については市民皆スポーツを掲げている体育協会等も含めて、健康増進に役立つような冬期間の軽スポーツについても検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。ぜひ冬のスポーツを推進できるようにお願ひいたします。高齢者の部分でいいますと、歩くスキーはなかなか難しいのかなという部分がありますので、軽くウォーキングできる場所を提供できる体制をお願いいたします。

次に、災害対策基本法改正についてを御質問いたします。先ほど扇谷部長から46町内会、約537名中155名の要援護者の名簿の作成が完成されたというふうに言われて、名寄旭ヶ丘町内会、名寄風連南区町内会はこの名簿を作成し、町内会独自の救援体制だとか、どう進めて、また12町内会、これから15立ち上がるというふうに言われておりますけれども、名寄は82町内会ありますので、その残りの部分はどうかということをお知らせいただきたいというふうに思います。

今回国で災害対策基本法の改正案では名簿の作成がもう義務づけられてくるということで、まだ道から連絡来ないということと言われておりましたけれども、この名簿だけはやっていかななくてはいけない部分だと思いますので、その部分をどう進められるのか、あればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 82の町内会があるわけですが、現在46町内会、155人の方からの、これは手挙げ方式という形で名簿の作成を既に行って、町内会と共有させていただいているということでありまして、しかしながら、私どもが本質的に支援が必要と言われる方の名簿につきましては537名という形で押さえておりますので、最低ラインはまずここということになります。これから実際に手を挙げていただいて、本当に支援が必要かどうかという判断なり見きわめをしっかりとすることが第2弾になるわけでありまして、できれば町内会の中でそれぞれ支援の必要な方々に対する個別支援の計画というものをあわせてつくっていただかないと、名簿だけ作成しても実際の支援にはまだ至らないということもありますので、それは第3弾としてしっかりとそれも進めていただくということになるわけでありまして、これ実際に名簿を押さえている段階では、本当に全ての方に対して支援が必要なのかどうかと

いうところの押さえまではまだ十分できてはいないということがありまして、行政であってもなかなか御連絡を差し上げても本人の状況をすべからしくしっかり伝えていただくということができにくいという、そんな状況もそれぞれ個人、個人の方で事情をお持ちでありますから、そここのところは個人情報等の壁が少しあるということも含めてありますけれども、今後掘り起こしはしっかりとやって、手を挙げていただきながら、なおかつ支援策も個別計画という形でつくれるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願いたします。

手挙げ方式がいいのかどうかという部分があります。今回災害対策基本法の策定に関しての部分で、18名の方に全国で策定をしていただきました。この中でやはり今回の東日本大震災のときに要援護者の御主人が寝たきりでした。でも、母親は要援護者ではなかった。でも、波が来たときに助けてと言ったそうです。でも、助けられる状況ではなかったのです。30分間の中で要援護者を助けられる体制というのは非常に難しく、その奥さんは私たちを放っておいて逃げてくれと言ったと。やはり名寄は地震だとか、そういう災害というのは少ないですけれども、結局いつ何が起こるか分からない。今回あさって21日からロータリーでライラセミナーというのが、防災セミナーを行わせていただきます。全道の若い青年にピヤシリに来ていただいて、防災の訓練、私もその中に入ってちょっと寝させてもらおうかなと思うのですけれども、アルミホイルの袋に入れてどんな状況で一夜をできるのかと思ってやらせていただこうかなと思うのですけれども、その状況になるときに、やはり私は支援が、この要支援をどういう体制にするのかというのが一番重要な部分ではないかなというふうに思っているのです。そして、この要支援の部分では、関係機関共有方式が

進められているところが多いのです。防災関係部局だとか福祉関係部局、自衛、防災、町内会、そして民生委員だとか消防全部含めてここの人は必要なのだよというところには一応アンケートを出して、拒否はしていないなというところは全部要援護者として名簿に連ねるといふ、そういう規則をつくって条例化するということもありますし、名寄の手挙げ方式だと、家族が元気な場合、要援護者が1人いる場合、昼間家族元気な人は仕事に行っているよ、でも援護者は中にいたらその援護者は助けられないというふうになってしまうと思うのです。だから、手挙げ方式が本当にいいのかどうかという部分をこの中では言われておりました。もう一つは、同意方式ということで、先ほど扇谷部長が言われたように町内会、また福祉機関、そして民生委員、そして防災関係等々含めてみんなで町内会にいるそういう要支援者のところに行って同意を得る。こういうことがあったときには、地域の私たちがあなたを守ってあげますよという同意方式も必要ではないのかなという思うのですけれども、先ほどの部分とこの方式の部分、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私ども早く始めたということもありまして、手挙げ方式という形でしっかり本人の意思確認をさせていただける一番いい手法だということも含めて対応させていただいております。その結果が現在のところ46町内会155人の届け出ということでありますが、この手挙げ方式、現在の段階でも個別の支援計画がしっかり組み立てが終わっている方というのは実は60人しかおりません。これ以外にも実は町内会それぞれの独自の取り組みがありまして、個別支援計画はつくらずともしっかり助ける体制はできているよということもありますから、ここのところ全て数字だけの判断はできませんけれども、やはりせつかく手を挙げていただいて支援が必要

ということで町内会と名簿の共有をしても、町内会としてはなかなか個別支援という確定的なところまではいかないという事情があります。これたくさんの方が要支援名簿、母集団という形で私どもも持っておりますが、この今後の取り扱いにつきましてはやはり手挙げ方式で手を挙げていただいた方にしっかり支援の体制ができるような体制づくりをまずは始めようということで、もう今も私ども担当が町内会と日々連絡をとり合って何とか計画できないでしょうかねという話をさせていただいております。この間取り組みの中で町内会の皆さんに大変いろんな形で御意見をいただいて、これ御意見いただくということは相当町内会もやはり必要な事業という認識を持ってやっただいています。ですから、町内会、町内会と言っているばかりではなくて、これは1つはやっぱり行政としてどういう支援ができるかということもあわせてしっかりお知らせをしないといけないということもあります。まずは、今現在やっている手挙げ方式の中でしっかり個別支援計画が必要な方をしっかり救っていかうと、やっていかうところ、ちょっと力を注がさせていただきながら、今後国の法律の枠組みの中でのいわゆる名簿の扱いにつきましても、これから北海道通じて情報とか入ってくると思いますので、中身としては大変難しい問題になるのだろうというふうには思っておりますけれども、しっかりその辺の情報も得ながら、今後どういった進め方が必要か、これにつきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。

その中で福祉避難所の部分を明確にしないと、いう部分も書かれておられました。東日本大震災の場合は、やはり震災、女性、障害者、高齢者、そして幼児の避難の方々が大変困った部分があったということです。その中でやはり女性が避難所に行った場合どうするのかという部分と福祉避難所

の指定をされているのが今年の3月の時点で全国市町村で41.8%しかなかったというのです。でも、名寄はきっと福祉避難所という項目の部分というのはないと思うのですけれども、これから検討されていくのか、それともこれから名寄南小学校も建ちますし、やはりそういう部分にしっかりと設置をしていかないと、備蓄等々含めて設置していったほうがいいのではないかなというふう思うのですけれども、答弁をお願いしたいと思います、短く。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） これまで議会等の答弁の中で若干お話をさせていただいておりますが、体制としましてはやっぱりいつとき避難所というところに重点を置きながら、この間私ども対応させていただいたということであります。これ私どもの地域防災計画の中で、いつとき避難所とは別に収容避難所というような、少し長期間にわたっての滞在が可能な施設として現在37の施設を指定しておりまして、こうした中でやはり福祉避難所の考え方を織り込むことが可能かどうかも含めて、今後少し検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 時間もありません。最後に教育部長、先ほど言った扇風機、1クラス約6万5,000円ぐらいです。6万5,000円で約五、六十だと思うのです。四、五百万円で快適な児童の環境をつくれるというように思うのですけれども、ぜひ頑張ってください、御足労いただき、小学校、中学校の扇風機をお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の基幹産業を守るために外1件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い順次質問をまいります。

初めに、名寄市の基幹産業を守るために、1点目、局地的集中豪雨による今後の対応、対策についてお伺いいたします。本年夏、特に8月以降全国各地で記録的な大雨による被害が相次いでおり、北海道内においても記録的短時間大雨情報が全国都道府県別で最多の10回を超えて発表されるなど、短時間で局地的に大雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨が多発しております。当地域においても6月、7月の少雨干ばつから一転して、8月に入って以降連日のように雷を伴った局地的な集中豪雨が頻発しておりましたが、8月20日、畑作地帯である市内智恵文地区において強風とひょうを伴ったゲリラ豪雨が発生し、収穫目のスイートコーンがなぎ倒され、降ひょうによりレタス、白菜、キャベツなどの葉が裂けるなどの被害が確認されました。同時に排水溝があふれ、カボチャやスイートコーンの畑が冠水する被害も発生し、収穫が皆無となった圃場もあり、収穫期を前にした農作物、そして農家に大きな損害を与えました。ことしも春の天候不順による播種、定植作業の大幅なおくれから始まり、そしてその後の高温干ばつの中での管理作業と大変な苦勞をして育ててきた作物が収穫できなくなるということほど農家にとってつらいことはありません。特にことしのようなこれまでに経験したことのないような大雨やゲリラ豪雨の頻繁な発生など異常気象が異常でなくなってきている今、このような状況に対応できるよう排水溝の改良または河川の整備等を含めた抜本的な排水能力の改善がこの地域の畑作野菜経営を守っていくためには何にも増して必要な状況になってきていると考えますが、今回の集中豪雨によ

る被害を受けての市としての今後の対応、対策についてお考えをお伺いいたします。

2点目、農作物被害に対する支援の考え方についてであります。前段申し上げた8月20日の集中豪雨、強風、降ひょうによる農作物被害面積は41.6ヘクタール、被害戸数は延べ16戸に上るといふ調査結果が出ておりますが、その中でも被害の程度において今後の生育によっては多少の回復が期待できるものも一部ある一方で、壊滅的な被害を受け、収穫が皆無となったものもあります。収穫ができないということは、翌年の再生産も全くめどが立たないということであり、このような状況が農家の経営に大きな影響を与えるということは明らかであります。そこで、被災農家に対する行政としての支援の考え方についてお伺いをしたいと思います。

3点目、有害鳥獣の現状と今後の対策についてお伺いいたします。さきの第3回臨時会において今年度のヒグマ出没への対応、対策についてということで緊急質問をさせていただき、例年になく早い時期での出没、目撃情報に対しての適切な対応を求めさせていただいたところでありますが、その後のヒグマ出没や被害の状況、それらの状況を踏まえての今後の対策について改めてお知らせをいただきたいと思います。

大項目2点目、教育行政にかかわって3点についてお伺いをいたします。1点目、名寄市立大学アスリートサポートの今後の展開と可能性についてお伺いいたします。スポーツ栄養学、心理学など大学の持つ専門性を生かし、地域のスポーツレベルの向上、トップアスリートの育成、生涯スポーツの推進など地域のさまざまなスポーツ活動を支援しようという目的で名寄市立大学の学生によるアスリートサポートが本年5月に発足したということであり、学生自主的な活動組織ということですが、この取り組みは地域のスポーツ振興のみならず、大学と地域のかかわりや市立大学を持つ自治体としての意義がより一層高ま

るものと期待をするところであります。そこで、この取り組みに対しての支援の考え方なども含めた今後の可能性についてお考えをお知らせ願います。

2点目、第2次名寄市子どもの読書活動推進計画についてお伺いをいたします。情報化社会が進み、またインターネット等の普及により、子供たちの読書離れが言われて久しくなっている中、当市におきましては名寄市子どもの読書活動推進計画に基づいてさまざまな取り組みがなされてきたところであります。2007年度から2011年度までの第1次計画の検証をもとに2012年度から第2次計画での取り組みが進んでいる段階であります。第1次計画の検証に基づいての第2次計画での主な取り組み、また現段階での計画推進の状況等についてお知らせを願いたいと思います。

3点目、学校力向上総合実践事業の具体的な取り組みについてお伺いいたします。先般全国学力テストの結果が公表されましたが、このことは先ほどの高橋議員の一般質問の中でも触れられておりましたので、詳細は申し述べませんが、北海道はやや改善は見られるものの、依然として小学校、中学校ともに全国平均を下回り、下位にとどまっている状況であります。このような状況を踏まえ、子供たちの基礎学力を保障するためには、学校全体の教育力が欠かせないという考えに立ち、管理職のリーダーシップのもとでの包括的な学校改善の推進と実践的な校内研修を行うことにより若手教員を育て、そこから将来のスクールリーダーを輩出するという目的のもと、道教委による学校力向上総合実践事業が平成24年度より指定校7校で先行実施、今年度新たに7校を指定し、14校の指定校で本格実施が開始されております。この事業で昨年度より名寄小学校が実践指定校に選ばれ、あわせて近隣校として選ばれた名寄南小学校、名寄西小学校、風連中央小学校が指定校での授業の成果を吸収するという体制の中で、名寄市全体

の教育力の向上を図り、子供たちの学力向上につなげていくという取り組みがなされているところであります。そこで、当事業における実践指定校並びに近隣校においての具体的な取り組みについて伺いをいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（黒井 徹議員）** 長内建設水道部長。

**○建設水道部長（長内和明君）** ただいま山田議員から大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目の1、名寄市の基幹産業を守るためにの小項目1、局地的集中豪雨における今後の対応、対策については私から、小項目の2、農作物被害に対する支援の考え方について及び小項目の3、有害鳥獣の現状と今後の対策については経済部長から、大項目の2、教育行政にかかわっての小項目1、名寄市立大学アスリートサポートの今後の展開と可能性については大学事務局長から、小項目の2、第2次名寄市子どもの読書活動推進計画について及び小項目の3、学校力向上総合実践事業の具体的な取り組みについては教育部長からの答弁とさせていただきます。

大項目の1の小項目1、局地的集中豪雨における今後の対応と対策についてお答えをいたします。この夏は、8月中旬以降名寄市内の各地区において狭い範囲の中で集中豪雨が発生いたしました。8月20日の智恵文地区を襲った集中豪雨につきましては、降ひょうを伴ったものとなり、農作物が被害を受けたところであります。このたびの局地的な集中豪雨により、河川や道路排水が一時的にあふれましたが、これら施設はゲリラ豪雨などに対応した整備とはなっておらず、またその対策を講じたものでもございません。河川、排水ともそれぞれ勾配などにより流域を持っており、その流域から流れる水を受けるための断面としております。今回の被害のありました智恵文地区の報徳川につきましては、智恵文地区道営畑地帯総合土地改良として昭和50年度より事業を着手し、農道、明渠排水、客土、暗渠、農地造成、区画整理

など受益面積約2,200ヘクタールの整備を行ったものであり、市道南1号線道路及び報徳川は、この事業の中で農道、明渠排水路として整備を行い、事業完成後に市道及び普通河川として認定した施設であります。当時報徳川は、排水としての基準により補助事業を入れ、整備を行っており、ゲリラ豪雨などを考慮した整備断面計画とはなっておりませんが、他の地区においては同様な条件から、冠水被害などが発生している箇所について簡易な改修により改修が可能な箇所については維持管理の範囲の中で対応を図ってきております。報徳川につきましては、流末が天塩川本流となっていることから、排水の高さ調整などの対応は難しく、単純に河川断面を大きくするなどの手法が想定されますが、多額な工事財源と用地買収など地域の協力が必要となることから、現在これらの手法について検討を行っているところであり、また報徳川の課題の一つであります国道横断部分につきましては現在北海道開発局と協議を開始しておりますが、どのぐらいの断面が必要かなど市の計画に合わせての対応となりますので、時間がかかるものと考えております。今後も開発局などと協議を重ね、課題解消に向けて対応を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（黒井 徹議員）** 高橋経済部長。

**○経済部長（高橋光男君）** 私からは、大項目1の小項目2、農作物被害に対する支援の考え方について申し上げます。

8月20日の智恵文地区における局地的な大雨と降ひょうによる農作物被害につきましては、さきの行政報告でも報告いたしました。被害状況はスイートコーン15.2ヘクタール、カボチャ21.9ヘクタール、キャベツ3ヘクタール、白菜0.1ヘクタール、てん菜1.1ヘクタール、レタス0.3ヘクタールの合計41.6ヘクタールとなっております。特に葉物野菜のキャベツ、白菜、レタスにおいては収穫途中や収穫を目前にした時期でも

あり、作物によっては収穫に結びつくものもあることから、被害額は今後の推移によりますが、共済制度もないことから、生産者の被害は大きなものと認識しております。今回の農作物被害においては、市長の状況調査のほか、所管常任委員会で調査を行っていただいたところであり、ここ数年この地方の天候は不順であり、平成22年と23年は冷湿害並びに高温、大雨、湿害による被害がありました。特に今年度は局地的な豪雨など異常気象が続いており、被害が発生した場合、より迅速な被害状況の把握はもとより、営農技術対策などにおいて関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。

また、支援策においては、各農家ごとの被害額の状況を見きわめながら、次年度における再生産への影響などを考慮し、必要な措置を道北なよろ農業協同組合とも協議してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、有害鳥獣の現状と今後の対策について申し上げます。行政報告で昨年より上回る出没状況をお知らせしましたが、9月2日現在では昨年47件に対し今年度43件と4件少ない状況となっております。本年は、7月に智恵文更正地区で小麦の被害と中名寄名風線林道で子熊2頭が確認されました。あわせて今年度もスイートコーンを目当てとした出没があり、例年より早い出没情報が寄せられました。昨年より少なくなった要因としては、風連地区においては旭地区、東風連地区で電気柵を設置していただいた農家がふえたことにより、山の中や池の上地区、日進地区で熊が確認されましたが、人家の多い地区への出没に至らず、人目に触れる機会が減り、報告数が減少したものと考えております。智恵文地区では、昨年と同様、智北、八幡、北星、智東、更正地区に出没があり、智恵文地区においても智東、智北地区で電気柵を設置した畑には被害のない状況が確認されており、今後もヒグマ被害を防ぐ有効な手段として農家へ電気柵の設置をお願いしてい

たいと考えております。

ヒグマの出没状況の周知については、出没箇所への看板設置、周辺住民への周知、町内会への周知によって危険周知をしており、あわせて猟友会、警察署、農協へも情報周知を行い、連携し、危険回避に当たっております。今年度は猟友会、警察署、農協と7月に事前協議を行うとともに、人家の多い地区への出没があった場合のパトロール体制を確認し、新たに農家へ電気柵や防衛対策の周知を文書にて行ってまいりました。捕獲対策においては、たび重なり出没した智恵文地区2カ所と中名寄2カ所に箱わなを設置しましたが、捕獲には至っておりません。今後とも関係機関との連携を密に対策を行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、大項目2、教育行政にかかわって、小項目1の名寄市立大学アスリートサポートの今後の展開と可能性についてお答え申し上げます。

名寄市立大学アスリートサポート同好会は、本年5月に大学に対して設立の届け出がなされました学生の自主的な活動団体であります。この同好会は、地域のスポーツ活動団体と連携して学生みずからが学びながらスポーツ栄養やスポーツ傷害の予防、メンタルトレーニングなどのスポーツ活動における課題の解決をサポートしていくことを主な目的としてお聞きしております。現在までの主な活動状況は、7月の大学祭などでスポーツ栄養に関するセミナーの開催や7月29日から8月1日までの4日間、中学生や高校生を対象としたジュニアアスリートキャンプを開催し、スポーツ活動における体調管理や調整に関するアドバイスなどを行い、好評を得てきていると聞いております。この同好会の学生たちは、学生の身分であるけれども、自分たちも学習をしながら、競技者を目指す中高生のためにできることをしていきたいと豊富を述べております。大学といたしまして

は、顧問の指導教員とともに、この同好会の活動を見守ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2の小項目2と3につきまして答弁をさせていただきます。

まず、小項目2、第2次名寄市子どもの読書活動推進計画についてお答えをいたします。名寄市では、平成19年度から5カ年間の第1次計画を推進し、平成23年度に読書に関する意識調査、第1次計画の取り組み状況の検証を行い、平成24年度から第2次の計画をスタートいたしました。第2次計画は、1つには子供がいつでもどこでも自主的に読書活動が行えるよう子供の成長に応じた読書のきっかけづくりや読書活動の習慣づけを図ること、2つ目には読書を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生を深く生きる力を身につける、この2つを目的に掲げ、図書館が中心となり、家庭、幼児施設、学校、ボランティア団体が連携、協力を強め、取り組んでいくことといたしました。

第2次計画から新たに実施いたしました取り組みについては、1つは学校や図書館の読み聞かせボランティアと図書館とで名寄市読み聞かせ連絡会議を発足させ、活動の情報交換や読み聞かせボランティアの今後の運営などについて意見交換するとともに、読み聞かせ技術の向上のための研修会や講演会を開催してまいりました。2つ目には、北海道立図書館の市町村支援事業を活用し、昨年は智恵文小学校で学校ブックフェスティバルを開催し、本年は2校を計画をしているところがあります。3点目には、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して学校専用貸し出し図書830冊を購入し、昨年7月から貸し出しを開始しております。そのほかに乳幼児向け絵本を6冊セットにしたぺんぎんセットの貸し出し、図書館だよりの発行、図書館職員が幼児施設や学校に出向いてテ

ーマに沿って本の紹介と本に興味を持ってもらうためのブックトークや読み聞かせの実施などに取り組んでおります。これらの取り組みを通しての成果としては、関係機関、団体との連携と協力体制が強まってきていることと子供の本に対する興味の高まりが感じられ、利用者などからも好評を得ておりますので、今後も内容の充実に努めながら継続をしてまいります。

また、学校図書室とは学校図書室担当者会議を開催をし、学校図書室の状況把握を行い連携を深めるとともに、学校図書室へのアドバイスやシステムの支援、巡回文庫でありますやまゆり号の巡回などに取り組んでおります。そうした学校との相互協力により、学校図書室を楽しんで利用する児童や本の利用もふえている状況にあると学校の担当者からの報告がなされてきております。これからは子供が本に興味を持ち、楽しんで読書に親しみ、本から多くのことを学べる環境をつくるため、第1次計画からの継続事業を含め内容の充実と創意工夫に富んだ事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、学校力向上に関する総合実践事業の具体的な取り組みについてお答えをいたします。北海道教育委員会が実施をする本事業の趣旨についてであります。学校改善の取り組みはこれまでも道内外でテーマ別にさまざまな研究指定が行われ、事例集や指導資料等の形での成果が蓄積をされてきております。こうした先事例等を十分に踏まえて管理職のリーダーシップのもとでの包括的な学校改善を推進することにより、従前の研究成果のさらなる普及に資するとともに、当該校から将来のスクールリーダーを輩出する新たな仕組みを構築するため、昨年度試行実施がされました。本市では、実践指定校として名寄小学校、その事業の成果を効果的に吸収をする近隣校として名寄南小学校、名寄西小学校、風連中央小学校が指定を受け、基礎学力の保障、初任者研修の自校実施、放課後のテーマ研修への近隣校等の

教員の受け入れなどに取り組み、学校改善及びスクールリーダーや初任者等の育成を図る体制づくを進めてきたところであります。また、本格実施となった本年度は、近隣校として小中学校の連携の視点から、新たに市内4つの中学校を加え、これまでの取り組みを拡充し、推進しているところであります。

本事業の内容は、教育課程、地域、家庭との連携、人材育成、研究機関との連携等4つの領域で構成をされており、その中で本市の実践指定校、近隣校が重点的に取り組んでいる具体的な内容について申し上げます。1点目は、全国学力・学習状況調査等の結果に基づく学力や学習、生活の状況等の現状、課題の徹底的な分析及び具体的な改善策の構築であります。2点目は、基礎学力を保障する教育課程指導方法の工夫改善として、学習内容の確実な定着を図る年間指導計画や1単位時間の指導課程の工夫改善、学習内容の習熟の程度に応じた指導の充実、小学校高学年の放課後の補充的な学習の充実などであります。3点目は、学習規律、生活規律の確立、徹底として1時間の授業の結果をまとめた板書の基本形の徹底、ノート指導の徹底、全小中学校で共通に一貫して取り組む学習規律、学習習慣の確立及び保護者との連携などあります。4点目は、名寄市立大学との連携による特別な支援を要する子供へのきめ細かな指導の充実として、名寄市特別支援教育専門家チームによる巡回相談の活用、大学生ボランティアによる放課後の学習支援の充実などあります。5点目は、初任者指導教員や各学校の若手教員の指導に当たる巡回指導員の取り組みの充実及び初任者及び若手教員等の育成であります。6点目は、名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携して行う全小中学校共同研修会や初任者研修の実施であります。これについては、例えば全小中学校共同研修会では昨年度から年に2回学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーとして全国的に著名な教育の研究者、実践家を招いて講演会や模擬授

業の実施をいたし、多くの先生方が研修を深めております。最後に、7点目は日常授業の改善に直結する校内研修の確立であります。昨年度から本事業と名寄市教育改善プロジェクト委員会を連動させて取り組みを推進してまいりましたが、実践指定校、近隣校を初め全小中学校が一体となって教員の研修や日常の授業改善、児童生徒の学力向上等に取り組む体制が充実してきたところであります。今後も本事業の取り組みの改善、充実を図りながら、教員の指導力、学校の組織力を高め、児童生徒に生きる力を確実に育む教育を推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、順番に再質問のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、局地的集中豪雨における今後の対応、対策についてということで御答弁をいただきました。先ほども申し上げましたけれども、最近は本当にこれまでに経験したことのないような大雨という表現がたびたび報道等テレビなんかでも使われており、よく耳にする言葉なのですが、今回のことはまさにそのような大雨でありました。私も実際その現場に居合わせましたけれども、本当に私自身も経験したことのないような大雨、また長く地域に住む先輩方も今までにこのような短時間での大雨は経験したことないと口をそろえておっしゃってました。後からのレーダー解析では、時間約50ミリ程度の雨だったということで、相当量の雨が降ったということで、同時にひょうも降ったということで被害が非常に大きくなってしまったという現状があります。御答弁いただきまして、特に被害のあった13線、いわゆる報徳川、基本的に流量不足ということでの今後河川の断面等の拡張等、農地に係る部分もあるので、そういった部分、農家も含めて検討していきたいという

ことでの、若干と言っては失礼ですね。前向きな対処をいただけるという答弁と受けとめております。今後開発局の国道を横断する横断管も含めてということでもございますので、そのあたりの今後のスケジュールについてどのような形で進めていくのか、今検討している段階でお答えできるものがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 実は検討が始まったばかりで、詳細なスケジュールは言えませんが、今開発さんのほうでも現地を確認して調査に入ったということで伺っております。これまで市あるいは議員の地域の方がそれぞれ開発のほうへ行かれました要望をいただきましたけれども、なかなか単独では動いていただけないという事情があって、今回の大雨、ゲリラ豪雨ですけれども、これに際しましても実質的には行政なり、また地域のほうから動かなければなかなか動いてくれないというのが1つありますので、横断管の拡幅だけではちょっと難しいということで、前後の報徳川の計画の見直しをしなければ多分開発は動いてくれないだろうという考え方から、今後開発のほうと協議していきたいと思うのですけれども、ただこの間の河川の測量あるいは用地、それと私もこれ勉強不足だったのですけれども、小さい橋梁が何橋かあるということでお聞きしたものですから、そこらの調査をしますと先ほども答弁の中で言いましたけれども、少し時間がかかるのかなと思っておりますので、早急な対応ということでは検討していきたいと思っておりますけれども、1年とかという部分ではないかもしれない。一、二年かかるかもしれない。とりあえずは、開発のほうとは随時協議をしていきたいなと思っておりますので、計画が一定程度の素案ができた段階で、また地先なり議員のほう等お知らせしていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 私ども地域の人間としても今回のことを受けて、それは希望としましてはすぐに改善されるというのが一番いいことなですけれども、ただこれから1年かかるか、2年かかるかということなので、時間はかかるかと思えます、当然市だけの問題でもなく、また開発も絡んでくる部分でありますので。ただ、そういった今後のスケジュール、動き方に関して、今回被害に遭った農家の方を含めて地域に今後こういったスケジュールで動いていきますというのをぜひ発信していただきたいと思います。そういった部分で時間はかかるけれども、しっかりと行政も動いてくれているのだということは農家の皆さんにもわかっていただける部分だと思いますので、そういったまずきちんと説明する場を持っていただければいいかなと思いますので、いずれにしてもそういう形で動いていただいているということで、今後も引き続きお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、今回のことを受けまして、排水溝ですとかも含めて河川の特に雑草等、非常に水量を少なくしている、流れを悪くしているというような状況も一部の箇所では見受けられたのかなと思います。市のほうとして通常河川ですとか、排水溝の管理や整備というのはどのような形で行ってられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 排水あるいは河川に流れる水量が雑草でいたずらされてなかなか流れづらいという話であります。維持管理はどうしているかというお話でありますけれども、道路、河川など草刈りの維持管理につきましてはこれまでも地元の皆さんに大変お世話になっておりまして、景観美化を含めて御協力をいただいております。なかなか行政だけでは道路、河川あるいは排水など全ての草刈りの管理ができないということもございまして、これからも地域の皆さんに御協力をいただきながら、その維持管理

に努めていきたいと考えておりますけれども、1つは智恵文地区にも河川愛護の会がございます。この辺と協議をしながら進めていきたいなと思っておりますけれども、ことしも実は曙の河川愛護会でもう既に草刈りが終わっているという状況でありましたので、うちのほうとしてはこれから雨が降る時期になりますので、余計、それで何とか早目ということで愛護のほうとちょっとお話しさせていただいたのですけれども、終わったということなので、ただそれではまずいので、関係部署のほうと、また議員も含めましてちょっと一回打ち合わせをさせていただきたいなと思っております。それで、地域によっては農家戸数の減少あるいは高齢化によって圃場の管理のほか排水、河川の草刈りなどについて非常に大変な作業になるということは認識をしてございます。これらの課題も整理して、今後どのように管理をしていくかということを含めまして検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） やはり行政だけでは難しいという御答弁もありました。まさにそうだと思います。農家のほうも自分の畑のそばの排水の草刈り、やはり当然今おっしゃったように高齢化の問題ですとか、そういった部分でできていない部分もあるかと思っておりますけれども、やれる方はやはりやっているという、やれていたり、やれなかったりという箇所があるのも現実だと思います。ただ、やはり一部農家の声としまして、どこまで自分たちでやっていいのか、やっていいのかと言ったらおかしいですけども、どこまで自分たちでやるべきなのか、どこからどこまでは行政なのかと、そういう線引きがはっきりされていない。わからないという部分で、そういった部分からもほったらかしになってしまって雑草が生い茂るといような状況も生み出しているのかなと思っております。そういった意味では、今後話し合いをしていきたいということで伺いましたので、そういった

部分私も協力させていただきますので、地先の農家の方も含めて、やはりどこまでが行政の範囲で、ここから先は農家の方も協力していただきたいというような形でお願ひすれば、農家の方もそれはもう自分の畑、当然雑草が生えていますといろんな部分、排水だけではなくて農作物への害虫ですとか、そういった部分の影響もありますので、そのあたりはきちんと対応できるかと思っておりますので、ぜひそういった動きでやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次にまいりたいと思っております。今回の被害に対する支援の考え方についてということで、市長も含めてそれぞれ各部長さんも翌日に現地に入らせていただきまして、ありがとうございます。現在の智恵文畑作地帯の状況をお話ししますと、雨続きで本当に極めて深刻な状況であります。実は、9月15日の早朝にも時間約20ミリぐらいになるでしょうか、午前6時少し前からやはり集中豪雨がありまして、ハウスが冠水するという被害も軽度ではありますけれども、出ております。また、8月20日冠水した同じ圃場も集中豪雨によって同じように2度目の冠水を確認いたしました。そういった状況で、本当に8月10日前後から圃場が乾く暇がないという状況で、各作物収穫は当然おこなっております。通常であればほぼ収穫が完了するカボチャなんかはまだ収穫が終わっていないという状況もありますし、秋まき小麦、平年であればもう播種が済んでいなければならないものが予定面積の2割ほどしか播種が終わっていないと。バレイショは、収穫状況いまだ5%です。1割にも満たない収穫状況です。掘りたくても掘れないという状況です。特にバレイショは、8月の雨続きで正直1カ月近く水につかった状態というのが続いている状況でありますので、当然今後品質の低下というのが懸念されております。品質低下の懸念と、あともう既に圃場で腐敗しているという状況も確認されております。また、てん菜、ビートに関しても品質低下の懸念、これは心配さ

れております。余り悪いことばかり言いたくありませんけれども、最終的には収穫まだ終わっておりませんので、何とも言えない部分もありますけれども、このような状況から考えますと、今回の被害を含めて、それ以外にもやはりことしは正直何かしらの対策が必要になってくるのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、改めてそういった状況を踏まえて行政としてのトータル的な支援という考え方、経済部長のほうからお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 支援の関係については、12月が組勘の整理月だということで、その部分で次年度に対して各農家さんで資金対応するかどうかの一つのめどになるかもしれません。ただ、今山田議員から言われたように被害状況が大きければ、多分その前にJAのほうからも御相談があるというふうに考えておりますので、そういった意味でできるだけきめ細かな対応というか、していきたいというふうに考えていますけれども、先ほど言いましたように一応12月の組勘整理が基本的めどになるかなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 12月にならない、被害の状況、それは当然確認していただいて、対応していただきたいと思っておりますけれども、22年、23年、高温、湿害の際にも資金の部分で利子補給もいただいております。ただ、正直それが悪いということではないのですけれども、やはりもう一歩二歩踏み込んだ形で、当然農家の方々がどのような支援を望んでいるのか、そういった部分で本当に必要な支援を行政としてしていただきたいという気持ちを私自身も持っていますし、農家の皆さんもそれを望んでいる部分があります。農家の方がどのような支援を望んでいるのかという、改めて調査といいますか、そういった聞き取りも含めて対策を考えてはいかがかと思っておりますけれど

も、そのようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今の件については、JAも含めて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） なかなかそういった部分では前向きな答弁がいただけない部分ではありますけれども、例えば一例を出しますと22年の水害時です。その何年か前でしょうか、当然湿害等で、名寄市ではありません。道内の他の市町村で翌年の種子代の助成、また肥料代の助成をしたという市町村があったということでお伺いしています。そういった単純に資金の利子補給を農協と行政それぞれ0.5%ずつするというものではなくて、何かしら新たな支援策も必要かと思ひまして、こういった御質問をさせていただいていますけれども、改めて見解があればお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 他市町村の状況を調査させていただいて、研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 積極的に研究していただいて、また農家に対して本当に必要な支援は何かという部分を、これは当然JAとも連携して、ぜひこの部分は強く求めておきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

有害鳥獣の件に関して再質問させていただきたいと思ひます。9月2日現在で43件ということで、出沒が当然スイートコーンの熟期の関係もあるのでしょうか、件数自体は昨年よりも減っているということでの御報告がありました。御答弁の中にもありましたけれども、電牧柵の効果によって被害が減少しているということで、有効な対策

だと。そういう意味では、被害が軽減されたということは有効な対策なのだと思います。そういった周知、やはり農家の方々にもっとわかるように周知をしてはいかかかと思ひます。というのもこういった文書が他の資料と一緒にそれぞれの農家さんに送られたというのは私も中身見ていますし、電牧柵の効果もここに当然書いてございます。ただ、私ある農家さんと話をする機会がありまして、熊の出没に関していろいろお話をしていましたら、これ見ていないのです、現実問題として。今収穫等で忙しい時期、これが送られたのは8月ぐらいでしょうか、収穫期にも入る忙しい時期。実際これ農家の皆さん見ません。封書に入って送られてきて、熊のこと何か書いてあるのだらうぐらいにしか、これ実際見ていません。電牧柵が各地で張られて効果があったということも私もその農家さんにお話をしたのですけれども、返ってきた答えはそうなのと。知らないのです。我々は、いろんなそういった事例も見聞きしている中で、やっぱり電牧柵張ると寄ってこない。寄ってきても入らないで逃げていくということは理解していますけれども、意外とほとんどの農家の皆さん、電牧柵が効果があるというのは理解をしていません。そういった意味では、少し収穫期が終わって冬場にも何かの機会を捉えてでもいいでしょうし、ヒグマ対策ということに特化してもいいと思ひます。電牧柵の設置による効果の実例ですとか、やはり農家の皆さんを集めて直接周知をすべきだと思います。そういうような対策はやはり必要だと思いますが、お考えをお願いしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 農業被害防止対策協議会もありますので、一応ヒグマの農業被害防止という、そこに特化した形で冬の間研修会等開催に向けて前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひやっていただき

たいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今協議会のお話が出ました。有害鳥獣農業被害防止対策協議会、さきの臨時会でも私ヒグマ対策に関して今年度しっかりやるようにということで求めさせていただきましたけれども、行政の耕地林務課の職員さん、正直本当に一生懸命やっています。朝早くから現場に来ていただいて、また連絡等も本当に私たち農家は朝早い当たり前ですけども、職員さんにしてみたら普通寝ているような時間に私に御連絡いただいたり、もう畑にいるというような連絡もいただいております。本当に大変だなと思うぐらい一生懸命やっていますけれども、私ある意味協議会の機能というのはどうなっているのかなど。というのは、現場でいろいろそういうパトロールをしたり、猟友会の皆さんも含めてなのですけども、わなを設置したりするのは猟友会の皆さんと行政の耕地林務課の職員さんだけ。対策協議会ってJAも入っていますよね。ある意味JAの職員さんの顔も姿も私一度も見たことないのであるけれども、そういった動きの中での協議会というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 特にヒグマの関係については、担当が行政でいけば耕地林務課の林務係ということになっております。ただ、再質問であったように対策協議会の中にはJA、猟友会も含めての協議会となっておりますので、そういった意味では農協においては農業被害があった場合については各農家さんへの周知だとか、そういった意味で御協力をいただいているということでありますので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ行政、JA、猟友会も含めての組織でありますからあれですけども、私はちょっと現場の職員さんに負担かかり過ぎていような気がします。そのあたりうまく

一定の部署の職員さんに負担がかからないような体制をぜひともこれはお願いしたいなど。来年度に向けての課題ということで捉えていただきたいなと思います。

時間がなくなってまいりましたので、もう一点だけちょっとヒグマのことにに関して。隣町の下川で相当数捕獲をしているようであります。これ済みません。悪いということではないですけども、今捕獲がまだ一頭もないという状況、どのような原因があると思いますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私専門家ではないのですけれども、推測で言うしかないと思うのですけれども、たまたま下川町ではことし6頭ヒグマの捕獲をして、そのうちわなで5頭とっています。スズキのテストコースの中でもわなで捕獲をしています。捕獲の箱わなの設置場所だとか、そういった部分については、これ私どもでここに設置しなさいということとは言えません。ということは、わからないものですから、猟友会のわな免許を持っている方の指導によって、ここにわなを置いて餌を入れて設置をするといったような状況になっておりますので、その部分については行政のほうからなかなか言えないというのが実態で、猟友会さんのほうにお任せをしているのが実態だというふうに思います。できればことしも本当はわなに入っていたかかったのですけれども、捕獲には至りませんでした。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 猟友会にお任せということではなくて、それも含めて協議会のほうでどういうふうにすれば捕獲の可能性が高まるのか、そういった部分もこれも含めてJAとも、せつかくの協議会でありますので、そういう中で調査研究は今後引き続きしていただきたいと思いますとおきたいと思います。

次、教育行政にかかわってということで、アスリートサポート同好会という組織が立ち上がった

ということであります。大学を生かしたまちづくり、これは総合計画の中にもありますけれども、まさにそういう可能性が広がるのではないかなと、そういう取り組みだなと私は感じて、今後の活動に期待をしているところでありますけれども、当然このまちの子供たちのスポーツレベルの向上、またそこからトップアスリートの育成という、そういった目的も持って組織が立ち上がったようでありますので、やはりそういった部分での団体、同好会の皆さんが地域のために大いに活躍できる環境づくりをしていくべきだと思います。そういった部分では、大学のみならず、やはり行政、特に生涯スポーツということであれば管轄する教育委員会も含めて連携した中で活動をサポートしていかねばならないのだと思いますが、このことに関して教育委員会としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま名寄市立大学アスリートサポートの活動に関しまして、教育行政全体の、特にスポーツ活動の推進という部分でございます。議員も御指摘のように、長い目で見ると小学校、中学校、そして高校、大学、そして社会人とスポーツ活動の段階的な育成というのが大きな課題となっているところではないかと思っています。ただ、その中で今回スポーツ活動の中で競技力の向上というのが最終的な目標でありますけれども、アスリートサポートというのは栄養であったり、スポーツに伴うけが、また大変重要なメンタルトレーニングについて光を当てて、専門家の方が学生の立場でサポートをしていただけるという部分については、小学校、特に今回中学校の子供たちが参加をしている部分でもありますので、その部分については大いに期待を込めて見守っていきたくて考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 今野球を頑張っている

子供たちの、前にもお話ししたかと思えますけれども、100回記念大会に名寄地区から甲子園へという思いはまだ途絶えておりません。5年後であります。今の小学校6年生が高校2年生、中学校1年生が高校3年生の年であります。また、2020年、7年後東京オリンピックも決まりました。そういった意味では、地域からそういったスポーツ選手が輩出されることもこういった活動から可能性が高まればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がなくなってまいりました。最後、学校力向上総合実践事業についてお伺いをしておきたいと思えます。この取り組みに関しては、やはり指導力を含めて若い先生の育成というのがまず大きな目的なのかなと思えます。大変いい取り組みであるなということで内容を見させていただいております。名寄、特に若い先生が非常に頑張っておりまして、学校にも活気がすごくあるなというふうに私自身も感じております。ただ、ある保護者の方からの意見として、20代、30代の若い先生が非常に多いのはいいのだけれども、逆に経験豊富な中堅クラスの先生がやっぱり不足しているのではないのかと。そういった先生の層がもう少し厚くなれば、もっと名寄の教育、先生方の指導力もより一層高まるのではないかというような御意見を頂戴したこともあります。若い先生の育成はこういった事業に関して行われておりますが、中堅のそういった経験豊富な先生の配置についての考え方について最後お伺いして、終わりたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 教職員の人事の適正配置及び異動のことについての御質問かと思っております。小中学校の教職員の人事異動につきましては、さきにも教育長が基本的なお考え方をお話をしているところでありますけれども、教育の機会均等とその水準の維持の向上という意味で、義務教育の趣旨を踏まえて行われているものであ

ります。学校運営を円滑に推進する上では、大変重要な部分でもあります。とりわけ教職員の構成、例えば教職員一人一人が持っている免許教科であるとか年齢、性別、それから経験年数等を適正にはかるということが大変重要だと考えております。議員御指摘のように現在名寄市の小中学校の教職員の年齢構成は、20代後半から30代前半の先生が大変多く、学校において逆に40代の割合が少ないという状況であります。学校が大変若い先生で活性化しているという部分はありますが、ただ学校運営という部分ではなかなか中核となる先生が不足しているというのが課題でございます。学校運営の活性化を図ったり、それから活力ある教育活動を展開する上で、児童一人一人の生きる力を育むためには各学校の教職員の構成を適正化するというのが極めて重要であります。これまでも北海道教育委員会に対しましては、教職員の年齢構成等の適正化をお願いをしてきたところですが、名寄市の今後の教育の一層の充実のために、引き続き適正な人事交流が行われるよう上川教育局等にも働きかけていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

なよろコミュニティバスの運行見直しについて外2件を、奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 議長から御指名をいただきました。3点について質問していきたいというふうに思います。

1点目は、なよろコミュニティバスについて質問いたします。6月の第2回定例会においても取り上げさせていただきましたが、運行の見直しについて秋口に予定との答弁でしたが、今般の行政報告では年内をめどに見直しを図るとなっています。改めて運行見直しの時期についてお伺いいたします。

また、交通弱者の方や市民の方の利用促進という観点から、福祉サービスも含めた新たな割引制

度や無料パスについて検討されているかお伺いします。

次に、男女共同参画社会の形成についてですが、名寄市では平成20年3月に名寄市男女共同参画推進計画実施計画を策定し、着実に実践されているのではないかと思います。実施計画にあります委員会、審議会などにおける女性委員の参画促進における女性委員の比率と市の政策方針決定の場合の男女共同参画への促進における市役所の女性管理職の比率についてお伺いいたします。

また、総合計画では条例制定を目指すとしていますが、現在までの作業状況と制定の時期をお伺いします。

3点目は、これも6月の第2回定例会で取り上げたことですが、平和の推進について本年度の具体的な名寄市の取り組みについてお知らせください。

また、今後の取り組みについてということで、平和のためのポスターコンクールなど教育委員会と相談し、検討していくという回答がありましたが、その後の状況についてお伺いし、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 奥村議員から大項目3点にわたり質問をいただきました。まず、大項目の1、なよろコミュニティバスの運行見直しについて申し上げます。

なよろコミュニティバスの見直しの基本的な考え方と時期についてであります。この1年間の実証運行結果に基づき、高齢者などが日常生活には欠かせない買い物や通院などの移動に困らない交通体系の構築及び町中へのにぎわい創出に向けて利便性や効率性の高い公共交通サービスの提供を基本に路線及び便数の見直しを行ってまいります。

また、見直しの時期につきましては、きめ細やかな意見反映とするため、緊急雇用創出推進事業を活用しながら、バス利用者や市民の皆様から直

接御意見をお伺いしたいと考えており、当初のスケジュールから若干おくれてはおりますが、これらの意見集約と利用状況を反映した見直し案を策定し、地域公共交通活性化協議会の議論を経て本年12月の路線ダイヤの見直しに向けて準備を進めているところであります。

次に、利用促進と交通弱者への対策について申し上げます。利用促進、また交通弱者対策として、まずは利便性の向上に向け路線と便数の大きな見直しを行っております。また、運行スタートから1週間を全便無料、駅前から市立病院までの4カ所を2カ月間降車無料とするなど新しいバス体系に親しんでいただきました。さらにまた、今年度につきましても駅前交流プラザよろーなのオープンに合わせて西回りを3便ふやすとともに、4月から6月までの約2カ月間を駅前降車無料、さらに市立大学の入学者や市内の転入者への無料乗車券の配付や市民見学会における説明をするなど利用促進を図り、あわせて老人クラブ連合会総会などにおいても利用に向けた理解をいただくため説明を行ってまいりました。今後のさらなる利用促進策につきましては、割引制度などのお話もございましたけれども、緊急雇用創出推進事業を活用したバス利用におけるさらなるニーズの把握や新たなインセンティブのあり方などについて再検証を行う中で検討してまいりたいと考えております。

次に、大項目の2、男女共同参画社会の形成について申し上げます。本市では、平成20年3月に男女共同参画社会に向けた基本指針として、名寄市男女共同参画推進計画を策定し、その実現に向け取り組む事務事業を実施計画として取りまとめております。実施計画では、1つとして男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革、2つとして家庭、地域、職場における男女共同参画の促進、3つとして健康づくりと福祉の充実の3つを基本目標に現在94本の事業に取り組んでおり、その一つの取り組みとして各委員会、審議会等における女性委員数を平成28年度までに50%とする

目標を掲げているところであります。平成24年度の実績であります。地方自治法上の附属機関の女性委員数は118人、27.3%で、全道集計値は19.7%となっております。また、市の一般行政管理職68人に占める女性管理職の割合は6人、8.8%で、全道集計値は5.6%となっております。本市が目標といたします50%は下回ってはおりますが、全道と比較すると一定の取り組みは進んでいると考えております。さらに、平成24年度には事業の外部評価を実施しておりますが、評価結果では順調及びおおむね取り組まれているを合わせた肯定的な評価につきましては88事業、94%、否定的な評価となるより積極的な取り組みが必要は6事業で6%、早期に取り組む必要があるはゼロとなっておりますことから、おおむね実施計画の着実な推進が図られていると認識はしておりますが、今後民間におきまして一層の意識の高まりが必要と考えられることから、今後とも評価結果を踏まえ、取り組みを推進してまいります。

次に、条例制定についてであります。平成11年に男女共同参画社会基本法が制定をされ、自治体においても男女共同参画計画や条例化の取り組みが進められており、本年4月現在道内で計画を有する市町村数は39、条例化している市町村数は18となっております。本市では平成20年3月に平成28年度までを計画期間とする名寄市男女共同参画推進計画を策定し、現在に至っているところであります。条例の制定につきましては、総合計画前期計画においては早期に制定するとしてところでありますが、総合計画後期計画の策定過程におきまして御論議をいただいたとおり、現行の推進計画を着実に推進し、市民への普及を図る中で条例化を目指すとして、今後とも推進計画の効果的な推進を図るとともに、推進計画の後期におきまして改めて条例制定に向けて調査検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目の3、平和の推進についてお答え

をいたします。まず、平和行政としての今年度の取り組みについてであります。本市では御承知のとおり人類共通の願いである戦争のない世界平和と核兵器廃絶、幸せな市民生活を守るため、平成19年3月に非核平和都市の宣言を行い、取り組みを進めてきたところであります。御質問のあったことしの取り組みについてであります。現在まで5月12日に憲法記念ロードレースを、7月10日に戦没者追悼式と平和音楽大行進をそれぞれ実施をしてきたところであります。また、8月には名寄原爆の絵を見る会実行委員会が主催する原爆の絵名寄展に対し名寄市及び名寄市教育委員会として後援したほか、一昨年制作をしました名寄在住の戦争体験者の話をまとめたDVDを多くの市民に閲覧していただけるよう図書館、北国博物館で貸し出しを行っております。また、本年度からは北国博物館で学校への貸し出し資料セットの中に戦争体験を語り継ぐ資料として鉄かぶとやゲートルなどの軍隊放出品や千人針、日の丸寄せ書きなど戦中の生活を語る資料を加え、平和教育への活用を図っております。

次に、今後の取り組みについてであります。非核平和都市宣言の精神にのっとり、平和に対する取り組みを各種民間団体が主催する平和推進事業と協調を図りながら継続するとともに、今後とも着実に普及啓発を行い、全市民が共通の願いとして取り組めるよう対応を進めてまいります。また、さきの定例会で御提案いただきました杉並区を参考とした取り組みにつきましては、次年度以降の課題として精査を進めてまいっております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれ御答弁をいただきました。最初に、コミュニティバスの運行の関係であります。基本的な考え方も含めてお話をいただきました。高齢化社会に対応したバス文化の創造と利便性の高い公共交通サービスの提供を目的とすると。これは、当初からの話だというふ

うに思います。そういう中で一番の利用者、利用せざるを得ない人も含めてになりますけれども、どういう方だというふうに思われるでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 高齢者でありますとか、幼い子供を抱えてなかなか御自分で車の移動が困難な方とか、またさまざまな障害を持っておられる方とか、そういった方が主に弱者として私ども対応する必要があるというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 私もそのとおりだというふうに思います。さらに言えば、実際に利用している人ということもありますけれども、小学生であったり、高校生であったり、そういう人たちが主な利用者となるのだというふうに思います。そういう意味では、そういうふうにこれは名寄市全体のものでありますけれども、主に利用する人たちの利便性をやはり今回の見直しの中で図っていくということ、そのことを今回そういう意味では1年間の基礎的なデータも含めて検証されながら取り進めているというふうにも聞いていますし、そういう基本的な考えで進めているというふうに思いますけれども、もう一つは今までの路線もそうですけれども、多くの公共施設をやはり回るといふふうになっていると思います。市側の考え方として、そういうようにこの方法をとったと思います。まずは、駅を起点にしながら、東回り、西回りという形で公共施設を回るといふ、そういう路線を今実際には運行しています。ただ、実際に先ほど言いました一番の利用者の方からすると、最初の答弁にもありましたけれども、やはり買い物であったり、通院であったりというのが一番の目的だといふふうにお聞きしています。そういう意味では、そのことを考えるときにそのことからの利便性を考えると、今の西回り、東回り、乗りかえをするということがやはり一番の利用者の方にとって苦になるというか、そういうことだとい

うふうに聞いています。これは、実際に事業運営していただいていますバス会社の方にもお聞きしましたけれども、やはりその部分については第一に改善すべきだとおっしゃっていただきましたけれども、その辺の認識についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 駅前を起点にしているということと、それから乗り継ぎが必要ということでもありますけれども、これらにつきましては今回検証するに当たりましてJRでありますとか、それから都市間バス、それから各種交通機関が駅前のほうに集中するということがありまして、そういった連結、それからよろ一なができるということで、ぜひよろ一なを起点としたにぎわいづくりも含めて対応させていただければというような、そんな考えも当初からございました。そういうことで駅前を起点にしながら運行をということを実証試験始めたわけですけれども、実際に1年を経ましてさまざまな御意見いただいておりまして、その中ではやはりなれていないということもございまして、乗り継ぎが不便、それから買い物等につきましてはぜひもう少し町中にといふようなお話もございまして、その辺につきましてはまきに見直しに当たる課題の一つというふうに考えております。先ほども申し上げましたけれども、緊急雇用の創出事業を使いまして、一定程度もう一段利用者の皆さんの声を聞きたいというふうに考えておりまして、その中で改めてこれらの課題につきましても御意見を伺いながら、一層の利便性を含めた対応に結びつけていきたいというふうに考えております。その中で路線、それから乗り継ぎの問題、起点の問題等改めてちょっと精査をさせていただきたいなと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 利用者の方からすると、今回の見直しはやはりそういう意味では大きな期待をされている部分もあると思います。今言われ

たように、一番不便に感じていた乗りかえがなくなるようになってほしい。つながることによって多少時間がかかるとしても、乗りかえるよりは実際には自分たちで車を使わない人にとってはいい交通機関だというふうに言っていましたし、そういったことをポイントにぜひ路線の見直しをしていただければというふうに思います。

また、何点かあるのですけれども、今東回り、西回りのほかに徳田線ですか、イオンに行くバスも走っていると思います。それは、実は路線が少し重なる部分があるのです。イオンの部分については、乗り方で無料になるということですので、どうしてもそちらを利用することになるようであります。そうすると、せっかくの路線、同じところを走ってしまうものですから、無駄と言ったらあれですけれども、全体の路線をつくるに当たってしよがなかつた部分はあると思いますけれども、今度の見直しの中ではそういった路線の重複は避けて、先ほど言いました乗りかえなしの一筆書きの形ができればいいのではないかなというふうに思います。私もちょっと公共施設を拾い上げて自分で動いてみたのですけれども、1時間ぐらいかかります。乗りおりも含めて、もしくは冬の状況も考えたらもうちょっとかかったりもするのかもしれませんが、そういったことのほうが利用する方にとっては今まで以上の便利さを感じられるのではないかなというふうに思います。基本的には、今までありました市内循環バスであったり、東西線という感覚があるものですから、そういったことも基本にありながら、乗りかえということはやはり何回も言うようですけれども、ないほうがいいというところだというふうに思います。

それから、今言った路線が重なるということでもありますと、バス停も当然重なってしまう部分がありますので、それも路線の見直しの中ではなくしていくことがいいのかなというふうに思っています。

それから、運行時間の関係も、これも既に調査されていることかというふうに思います。朝早かったり、夜遅い便については、なかなか今実際に利用する方がいないようであります。そういう意味では、もし同じ便数が確保できるのであればそこに運行した分を日中に回したりということもできるのかなというふうに思っています。

それから、夏場は自転車乗れる人は自転車を使って、バスではなくてということなのですけれども、やはり冬期間降雪が始まるとバスを利用し、利用者が当然ふえるということになります。1つは、除雪対策を少し優先的にする必要があるのではないかなというのですけれども、もちろんバスを運行するに当たってそういう話で進めていたというふうにも聞いていますけれども、昨年のような大雪の状況の中でいくと、それもなかなかまならない。そういった事情もわかりますけれども、例えばこれで通勤や通学、実は小学生も通学に使っていたりするので。そういったことも含めてどうしても一、二カ所、いつも雪で、低床のバスですから、余計走りづらかったりというふうなこともあるようですから、その辺もぜひ今後の検討課題にしていくべきことかなというふうに思いますけれども、その辺についてももう既に御承知であれば見解も含めてお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 東回り、西回り、徳田線と。現在市内を走っているバス路線は3つあるということであります。それで、実は今回実証試験を始めるに当たりまして、従前東西線というようなことでありまして、これにつきましては市が直接支援をするような形で運行させていただいた経緯がありまして、市内循環線につきましてはバス事業者みずからが運営をされている。徳田線というのは、ある種一社の企業さんがお金を出して、乗り方によっては無料になるということで、実は三者三様の運営形態をとっていたということがあって、このところでコミバスとしての運行

をどういうふうにしようかと考えたときに、基本的に市内中心に循環バスと、それから東西線と何とか融合しながらということで、一方は徳田線はやはり企業さんが一部運営をされているということもありましたので、なかなか3つを一遍に融合するというにはならないという判断がございまして、当面は東回り、西回りという形で、そのところは市の対応の中でという、そんな経緯もございまして、確かにそんな中で運行を始めましたので、一部路線が重複をしているということもありますけれども、あくまでも路線は徳田線を抜きに必要な路線を私どもで選定をさせていただきまして決定をしたという経過もございまして、必ずしも重複していることが問題ではないのかなど。ただ、今後のいわゆるより一層の利便性なり効率性ということを考えていくと、3つの線一体とした考え方がやはり必要になってくるということが想定をされますので、その辺も今後の課題としてしっかり受けとめて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、時間帯もどうしても少ない人数でありますけれども、やはり一連、一日の中で必ず乗降される方もいると。特に病院等に通われる方につきましては早い時間帯が当然でございますし、やっぱり夜遅くまで民間企業で働いている方につきましては遅い時間も必要と。なかなかそれぞれ利用される方の時間帯に差異がございまして、そのところは最大公約数をとらざるを得ないということで、おおむね皆さんが利用できる時間帯を想定をしながら、路線の時間というのは設定をさせていただいております。そのところも今後いわゆる効率性ということをどこまで私ども検討すればいいのか、これは難しい話ではありますけれども、やはり時間帯につきましては都度いろんな検証が必要だというふうにも考えておりますので、この辺も改めてニーズを含めてしっかり御意見を賜っていききたいというふうに思います。

それから、冬場のいわゆる停留所の除雪の関係

でございましてけれども、ここのところはコミュニティバスの試験運行を始める段階から安全対策ということでしっかり対応してくれというようなお話も重々いただいております、当然路線に係る道路を含めて、これは建設水道部の除雪担当部局と十分な話し合いをさせていただきながら、ある種優先ということになるかどうかは別にしても、安全対策上必要な除雪についてはしっかりやっていただくという、そんなお話もさせていただいております。あわせて当然ことしの冬みたくたくさん雪が降りますと、なかなか乗降時間に間に合わないということも生じまして、また一度除雪行っただけでも、すぐ雪がたまって危険な状況になっているとか、これ実際道路が相当狭くなりますから、バスの運行に相当支障を来すということも正直ございまして。それで、私どもバス事業者さんと相談させていただきまして、よほど危険な場所、それから状況が著しく悪くなった場合には、バス事業者みずからがタイヤショベルを持って行って一部排雪をされているというようなこともございまして、この辺につきましては年間の半分が雪があって冬場ですので、冬場の運行というのはもう当初から大きな課題になるというふうには私どもも押さえておまして、今後もどういった形で一番安全対策を含めて運行に支障がないような除排雪に至るか、その辺も都度検証していると、そんな状況であります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今除雪の話がありました。確かに最優先ということで必ずいいかということ、そうはならない部分もあるというふうに思います。事業者の方の協力も得てということとされているというふうに私も聞きました。ただ、どうしても事業者の方が出ても、例えば民地にまで雪を押し出すということには実際ならないわけで、既に道路いっぱい降り積もっている雪を押し出すというものなかなか厳しいようであります。そういったことについてぜひ詳しい話をお聞きいただいて、

さらにどういう形で安全を確保していくかということをしていただければというふうに思うところであります。今の見直しの話、やはり基本的に名寄市が責任を持って公共交通、バスの運行をしていくということとそういう意味でもう一点は、そうしたものをたくさんの人に利用してもらうということが、やはりそのための見直しだというふうに思います。そういう意味で路線や運行本数や運行時間帯見直しということもありますけれども、もう一つは、やはり先ほど言いましたけれども、交通弱者の方に対する具体的な支援というのもそういう意味では具体的に検討すべき課題かなというふうに思います。当然何でもただにすればいいということではありませんし、そういったきちとした根拠があって名寄市として助成ができたり、割引制度が保障できたりということにならないとだめだというふうに思いますけれども、やはり一番の利用者、お年寄りだったり、障害のある方、例えばあと車に乗れない方、どうしてもバスを使わなければ移動ができないという方たちのことを考えたときに、そういう人たちが少しでも金銭的なことも含めて利用しやすいということがあってもいいのではないかとこのように思います。先ほど言いました福祉、政策的なことも含めて考えていく必要があるのではないかとこのように思いますので、その辺について今後の協議ということ、すぐに協議検討ということではないようでありませうけれども、今後のことだとは思いますが、当該の健康福祉部のほうでの考えとかがあればお聞かせをいただければと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 以前合併前に旧名寄市で高齢者の交通助成事業として70歳以上の高齢者の方に老人クラブ活動ですとか、それから通院のために利用する交通機関がバスとかJRしかない場合に限りまして、回数券を交付するような事業も行ったことがございますが、この事業については合併を機に廃止したということでござ

います。その理由といたしましては、利用できるのがバス、JRの沿線の住民の方に限られるということで、不公平感があったということが1点であり、もう一点は利用も対象者の40%台であったと。これは、いわゆる沿線の住民しかなかなか利用できなかったということで、固定化されたという面もあります。また、議員おっしゃられました妊婦とか、あと子育ての世代の方に……

（何事か呼ぶ者あり）

○健康福祉部長（田邊俊昭君） それはいいですか。それでは、高齢者の部分ではそういったような状態であります。コミュニティバスは、公共交通機関として無理のない金額を受益者負担という形で負担をしていただいて、自分たちの足を自分たちで守っていくというような意識だとか、またコミバスを支えていくという意識も醸成するという意味で、そのような意識づけが必要と考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 受益者負担については何ら否定するつもりもありませんし、適正なそういったことをこれまでも実施されてきていると思いますし、必要なことだというふうに思います。ただ、福祉のサービスという観点で考える必要があるものではないかというふうに思っているところです。言っていないのに出てきましたけれども、高齢者であったり、妊産婦の方、それから障害のある方、例えば65歳以上で運転免許を自主的に返上する、そんな若くしてする人は余りいないかもしれないかもしれませんが、そういった人たちがいるとすれば、限られた人になるかもしれませんけれども、名寄市のそういったサービスとして実施してもそれはいいのではないのでしょうか。以前に打ち切ったときの考え方がどうかというのは今さらのことですけれども、今後新たに検討し、取り組んでもいいことだと思いますので、ぜひ検討していただければというふうに思うところであります。

もう一点、次に意見集約というか、緊急雇用の関係の事業ということで、聞き取りやデータの精査や、そういうことで既にやられているというふうに思いますし、そのことを基本に見直しを図るということでもありますけれども、その中で私はやっぱり直接市民の方と向き合って、議論だったり、意見交換をするということが大事なことなのではないかなというふうに思います。直接そういった課題や何かを話しすることで課題の解決につながったり、お互いの理解を深めるということができるのではないかなというふうに思います。その上で一定の見直しができれば、それはやっぱり利用促進にもつながるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 緊急雇用を使いましてさまざまな事業展開考えておまして、これまで私どもある種のインセンティブの考え方含めて、私どもの力量でやれる部分でそれなりのサービスは行って来たということでもありますけれども、新たにイベントなんかはこの事業を使ってできるのではないかと。そういったイベント企画の中でしっかり改めてこんな形で利用していただけるよというような細かい気配りのあった御案内もできるかなと思っております。

それから、今御指摘のございました直接利用者の皆様から御意見を伺うということは、一部バス会社含めて当初バスの中でやっておりましたけれども、こここのところはやっぱり外に出てしっかり地区別の懇談会なりを少し開催をさせていただきながら、直接市民の皆さんから声を聞くということも必要と判断をしておりますので、この辺につきましては緊急雇用を使いながら、対応させていただきたいなと思います。

それから、1つ宣伝になります。9月21日の土曜日の日、バスの日と。20日が本当はバスの日なのですが、これが金曜日ということで、土曜日にバスの日記念のバスの広場というのをよろ

なを会場にしましてイベントを行いたいなど。その中で改めてバス利用に係る市民の皆さんの御理解いただけるような、そんな中身も含めてちょっと対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 地域に出て意見を聞く、今度の21日も含めてそういった対応をしていくということでもありますので、ぜひ多くの皆さんと直接意見交換をしながら、よりよい見直しができることを願っているところであります。

バスの部分は最後になりますけれども、この実証運行については27年3月までということになっているというふうに思います。ただ、3月で終われるものかということ、先ほどの基本的なバス運行している内容からするとやっぱり継続することが必要なのではないかなというふうに思います。ただ、運行の事業者の方だけでできるかということ、採算的に冬に乗る人たちが年中乗っているという、1年間を通してということであればそれなりということもちょっとお聞きしましたけれども、夏場の状況を考えるとやはり事業者さんだけでは難しい話だというふうに聞いております。そういう意味では、公共交通の確保という点も含めて名寄市として運行事業者の助成や支援を含めて継続していくお考えはあるのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） コミュニティバスにつきましては、まさに買い物の方の足ですとか、それから病院に通われる方の足ですとか、それからさまざまな公共施設を利用される方の足になるということで、極めて公共性が高いものというふうに判断をしております。これは継続性が必要というふうに考えております。しかしながら、今御指摘もございましたとおり、実証運行が終了した後、バス事業者みずから運行していただくということにもなりますので、そうすると当然採算性という

のが一番ネックになるかなというふうに正直考えております。従前先ほど申し上げました東西線につきましては、市が資金を拠出をしながら運行してきたという経緯もございまして、そうした過去の東西線に係る対応も含めて、ぜひそれをベースに必要な支援についてはしっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 12月1日の見直し運行ということで進めているようでありますので、ちょうど降雪期にも入っていきます。利用者がふえていく状況にありますので、ぜひよりよい見直し結果になるように要望をして、次の質問に移りたいというふうに思います。

2番目に、男女共同参画の関係です。先ほどの答弁で、実施計画については一定着実に推進をしているということでのお話だったというふうに思います。私を取り上げたのは、とりあえず女性委員の比率、それから市の管理職の比率という部分だけでありましたから、全体的なことまでは話をしていませんでしたけれども、女性委員の50%の目標については平成20年、実施計画ができたときには33.5%だったようであります。それが23年には28.9%、そして24年に先ほど言いました27.3%、25年度については最終結果がまた違うかもしれませんが、さらに下がって27.1%だというふうにお聞きをしています。全道的なレベルからいえば悪くはないという評価かもしれませんが、現実的に名寄市的に見ると年々これについては下がっているというのが現実であります。そういう意味では、着実な推進が全体的に1つごとの項目を拾い出すと特によくやっていることがあったりということもあるから、着実な推進という評価かもしれませんが、事このことについて言えば実際には進んでいない。逆に悪くなっているというのが実態であります。そういう中でいくと、これは推進計画の策定にかかわった方からも取り組みがやはり進んでいない

というふうに言われました。そして、私も名寄市全体としても男女共同参画の推進に係る部分について、特に何か進んでいるという実感があるかという、そうでないというのが現実ではないかというふうに思います。実施計画がどういうふうに進んでいるかという調査をしたり、一つ一つとしての取り組みを進めるに当たって市の職員の方が先頭に立ってやっているというのが実態だというふうに思いますけれども、なかなかそういう意味では全市的な広がりということもなっていないのが実感だというふうに思います。やはりこの推進計画をより実効性のあるものにしていくということでいいますと、条例の制定というのが1つポイントだというふうに思います。当然行政の仕事をするに当たって何を基本に仕事をされているかというと、最終的に法律だったり、条例であったりということになってくるのというふうに思います。それに基づいて推進の計画があったり、基本の計画があったり、そういうものではないかというふうに思います。そういう意味でやはり条例制定、そのことを市内外へ表明をすることが重要だというふうに思います。そういう意味では、条例制定の意義についてどう考えているかお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 御指摘いただきましたとおり、なかなか状況としては厳しいものがあるなというふうにも感じております。これは、実際に数字で出ております。これまで推進計画のもとにさまざまな啓蒙啓発活動というのは市役所を中心に行ってきた経緯がございまして、結果として市がある種公募をしたり、それから応募をいただいたりとかいうことの委員が委員の方の構成でいくと女性の方からの応募が少ないとか、なかなか推薦でも一定程度限界があるとかという、そんな現実的な状況にぶつかっております。これ私どものいわゆる取り組みの仕方が足りないのか、もしくはもっといろいろな形で啓蒙啓発の手法があ

るのか、この辺はまさに今私ども担当も含めて悩みながら共同参画の対応に当たっているというところが実は正直なところでございます。

それで、実際に条例を制定しながら1つ取り組みを進めるべきというようなお話もございました。総合計画の中でそれぞれお話をさせていただいた経過からしますと、推進計画が醸成をされた中で条例を制定したほうがいだろうというような、そんな御意見もございまして、それで後期計画の中しっかり取り組むべきと、そんな結論に至っているというところでもあります。条例をつくることでそれが1つ確たるお示しになりながら、やはり市民の皆さんに一定程度内容も含めて認知していただけるという、確かにきっかけにはなるものというふうにも考えておりますが、それ以前に推進計画をどう市民の皆さんに御理解をいただいて、その中身について進めていくかということもある種検証もしくは対応がないと、仮に条例をつくりましても実行の伴わないものになる、そんな可能性もありますので、これどちらが優先されるべきかというような御議論もあるのかもしれませんが、現状を認識をしながら、本当の意味で男女共同参画が可能な取り組みは何かというものをしっかり検証していきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 当然のごとく条例の制定が優先すべきものだというふうに思います。その上で、今おっしゃった実施計画が着実に進むような取り組みをどうやってやるかというふうに考えていくのが市の職員の方の仕事の進め方ではないかというふうに私は思っています。一つのきっかけかもしれませんが、そのことをすることで、この男女共同参画、担当の部局、今企画だというふうに思いますが、担当のところの仕事ではないのですよね。名寄市全体の仕事であるべきだというふうに思います。条例ではなくても宣言でもいいのかもしれませんが、そういう意味では、そういったものがあって、その上での実施計画、

それは役所だけでつくったのではないのです。市民の皆さんに入っただいて、策定委員の皆さんがしっかり議論して、これだけのことを目標としてやりましょう。先頭には市の職員の皆さんがやらしてもらわなければならないということかもしれませんが、そういった流れでできていますので、ここで条例づくりに二の足を踏むということではないというふうに思います。もしどうしても市でつくる気がないのであれば、これは議員提案ということもできますよね、条例については。だから、そんな状況であれば市民の皆さんと、これは簡単ではないですよ、条例づくりは。どこかの持ってきてばっばとつくれるものではない。当然男女共同参画というのはどういうものなのか、例えば差別や人権侵害、権利侵害、暴力の排除、そういったことを社会全体、企業の皆さんも含めて理解をしてもらい、市民の意識の向上があったり、市民のワーキングの実施をしたりとか、そういった段階を徐々に踏みながら、最終的に条例という形にしていく。当然市のほうでやるとしても同じようなことをやるのだというふうに思いますけれども、ここは市のほうでもぜひ競っていただく意味も含めて条例制定に向けてしっかり取り組んでいきたいというふうに思いますし、私も市民の皆さんと一緒にやっぱり条例制定に向けて取り組みを進めていきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

3点目は、平和の推進についてであります。本年の取り組みについてということで何点かありました。毎年同じこと、ことし原爆絵画展ということでの後援ということがあったようでもありますけれども、基本的には同じ取り組みをこの間重ねているということだというふうに思います。また、新たな取り組みの関係についても前回の6月の答弁とそういう意味では一字一句変わらず、基本的な答弁をしていただいたというふうに思います。やはり1つお聞きしたいのは、平和記念式典やそういった国家的な取り組みでテレビ中継なんかもさ

れていたと思います、8月のときに。8月の広島や長崎の原爆投下の日や終戦記念日には、ことは当然していかないのだというふうに思います。これまでも何かしたということはありませんか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 原爆が投下された日でありまして終戦記念日の扱いにつきましては、私どもとしては特段の事業を展開をしたということはありませんけれども、ことは終戦記念日には半旗を掲げまして、戦没者の皆さんの追悼を行ったという経過がありました。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） ほかの自治体や何か取り組みが特に進んでいるということではないにしても、そういった平和にかかわる日については例えばサイレンを鳴らす。長く鳴らして市民の皆さんに黙祷の呼びかけなどをするといった、そういった取り組みをされているところが多くあるようであります。今後の課題というか、取り組みということでぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますけれども、もう一点、先ほど戦争体験のDVDが6月のときにも学校教育の中で活用されているというふうな答弁だったのですけれども、実際に活用されているのであれば、そのDVDを見ての子供たちの反応や感想というのがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからさきの答弁でお答えいたしました戦争体験を語り継ぐDVD、これ冊子もセットでございますけれども、これにつきましては活用状況についてのお話をさせていただきます。

まず、DVD及び冊子につきましては、図書館、それから北国博物館での一般市民への貸し出しと、それから学校配付での教育活動における活用という2つの分野で行っております。まず、博物館での貸し出し状況についてですけれども、平成23年10月から……

（何事か呼ぶ者あり）

○教育部長（鈴木邦輝君） 前段の部分も必要ですので、ちょっとお答えさせていただきます。

（何事か呼ぶ者あり）

○教育部長（鈴木邦輝君） わかりました。

個人で13件ほど貸し出しをして、年配の方が多いため、自分の戦争体験にあわせて感激を持って見たということでもあります。

また、学校での貸し出し状況ですけれども、現在のところ今後の利用も含めまして小学校で3校、それから中学校で2校、合計5校、科目としては社会科と、それから道徳で鑑賞したということがあります。子供たちの感想としては、出演された方の語りを通じて戦争の悲惨さについて理解をしたという感想があります。ただ、学校での利用については決して多い数ではありません。やはりDVD、冊子だけの配付では一部片手落ちだったのかなと、不十分であったのかなと、こう考えております。今後は、さきの答弁もありましたけれども、博物館での実物資料、戦争に関する資料の貸し出しとセットで学校の中でより教材として活用しやすいような方法について学校のほうとお願いをしていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 実際に学校で鑑賞されて、そういう悲惨さの理解をされたという話でありました。そういう意味では、一歩進んだ取り組みが現実的にされたのだというふうに思います。先ほど言いました、例えばサイレンなどによる市民の皆さんの黙祷等、市民啓発、啓蒙等具体的な取り組みを1つずつ進めることがやっぱり平和を推進することにつながっていくのだというふうに思います。そういう意味では、前回の6月の定例会でも言ったかもしれませんが、具体的なほかの都市でやっていることや何か少しありますので、ぜひお聞きいただければというふうに思います。先ほどあった原爆絵画展は共催では、それこそ市が主催をしていいのではないかとこのように

に思います。これに必要な資料については、例えば借り先幾らでもあります。広島に直接お願いしても貸してくれるものだというふうに思いますし、そういったことをできるのではないかと。それから、8月の広島、長崎の原爆の投下の日、終戦記念日にはサイレンを鳴らして黙祷の呼びかけをする。そういった取り組みを、あと積極的な取り組みをされているところでは広島での平和記念式典に児童生徒を派遣をするといった事業をしているところもあります。その中で平和記念資料館、世界遺産である原爆ドームの見学もしたりということを実体的に取り進めているようであります。また、名寄市も平和市長会議に参加というか、加盟をしていますね。その平和市長会議では、2010年12月から核兵器禁止条約の早期実現を目指した市民署名活動の実施に取り組んでいます。せっかく加盟をしていますし、そういった取り組みをされているところでもありますから、これは名寄市としても取り組むことができるのではないかと。また、これも前にもお話ししましたけれども、友好都市の杉並区では平和のためのポスターコンクール、平和のカレンダーの作成等進めているところでもあります。道内においても帯広や深川については平和コンサートであったり、さまざまな取り組みを实はしているところでもあります。そういったことをぜひ参考にさせていただいて、来年度以降取り組みができる部分から進めるというお考えがあるかどうか、これについてお答えいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今さまざまな御提案をいただきました。ほかの都市でもいろいろな取り組みがなされているということでもあります。私もこれまでなかなか一部限られた活動にとどまっていると、そんな御指摘もいただきましたので、ぜひ少し研究させていただいて、例えば黙祷の呼びかけでありますとか、それからサイレン等につきましては、これは次年度から可能だというふう

に考えておまして、そういったそれ以外のものにつきましてもまたちょっと研究をさせていただいて、検討してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） せっかく名寄に生まれて育って、名寄市が非核平和都市宣言をしている。そして、少しずつではありますけれども、具体的な取り組みを進めているということが小さいときから、子供のときからそういうことがわかれば、それは大きくなっても平和の推進をみずからの取り組みとしていけることにつながるのではないかと。現在の安倍政権では、憲法を改正せず、集団的自衛権の行使や終戦記念日での政府の追悼の言葉で不戦の誓いに触れないなど、戦争のできる国に進んでいるという声もあるところですが、日本国憲法の平和主義に基づいて非核平和都市宣言を発し、みずからも平和主義者であるというふうにおっしゃって宣言をしています。名寄市の市長として、先ほどあったできるものから実践をしていく。恒久平和を祈願し、その思いを市民と共有していくことがこれは平和を推進していくことになるというふうに思いますが、最後に加藤市長のお考えを聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 総務部長の答弁と全く一緒に、平和を愛する者として、またそれを市民に伝えていくということを一步一步しっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。  
御苦労さまでした。

散会 午後 2時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 東 千 春

平成25年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年9月20日（金曜日）午前10時00分

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 報告第3号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について  
報告第4号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 報告第3号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について  
報告第4号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について

## 1. 出席議員（18名）

- 議長 18番 黒井 徹 議員  
副議長 14番 佐藤 勝 議員  
1番 川村 幸栄 議員  
2番 奥村 英俊 議員  
3番 上松 直美 議員  
4番 大石 健二 議員  
5番 山田 典幸 議員  
6番 川口 京二 議員  
7番 植松 正一 議員  
8番 竹中 憲之 議員  
9番 佐藤 靖 議員  
10番 高橋 伸典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒津 喜一 議員  
13番 熊谷 吉正 議員  
15番 日根野 正敏 議員

- 17番 山口 祐司 議員  
19番 東 千春 議員

## 1. 欠席議員（0名）

## 1. 事務局出席職員

- 事務局 長 益塚 敏  
書記 山崎 直文  
書記 鷺見 良子  
書記 佐藤 潤

## 1. 説明員

- 市長 加藤 剛士 君  
副市長 佐々木 雅之 君  
副市長 久保 和幸 君  
教育長 小野 浩一 君  
総務部長 扇谷 茂幸 君  
市民部長 中村 勝己 君  
健康福祉部長 田邊 俊昭 君  
経済部長 高橋 光男 君  
建設水道部長 長内 和明 君  
教育部長 鈴木 邦輝 君  
市立総合病院長 松島 佳寿夫 君  
市立事務部長 鹿野 裕二 君  
市立大学局長 常本 史之 君  
営業戦略室長 齋藤 一彦 君  
上下水道室長 山崎 真理子 君  
会計室長 手間本 剛 君  
監査委員

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 奥村 英俊 議員

6番 川口 京二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

国民健康保険制度にかかわって外1件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、大項目2点にわたって質問をさせていただきます。

1点目、国民健康保険制度にかかわってであります。昨年8月、社会保障制度改革推進法が成立し、推進法によって設置された社会保障制度改革国民会議がまとめた最終報告書が出されました。これを受けて安倍政権は、8月21日、公的介護、医療、年金、保育の諸制度を大改悪していく手順を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定いたしました。社会保障の全面的な改悪へ突き進む手順をあらかじめ定めるのは異例のことであり、安倍政権の暴走ぶりが際立っていると言わなければなりません。介護では、要支援を保険給付から外す、施設からは要介護1と2の人を締め出すなどが挙げられています。医療では、70から74歳の患者負担を現在の1割から2割への引き上げを2014年度にも実施する構えであります。病院で治し、病院で最期をみとる病院完結型の医療から地域で治し、地域でみとる地域完結型の医療へと進めようとしています。さらに、2015年の通常

国会にも法案を提出し、2017年度実施に向けて国民健康保険の運営主体の都道府県への移行、広域化を行おうとしています。国民皆保険制度の堅持という言葉がなくなり、国民皆保険制度の崩壊が危惧されるところであります。

そこで、国保の都道府県単位化、広域化について伺います。民主党政権下の平成22年第4回定例会一般質問でも私取り上げさせていただきました。当時の市民部長からは、財政基盤の安定強化を図るために大きな受け皿として都道府県単位化が望ましいと考えているとの答弁があったところでありました。移管後の市町村が担う業務は徴収業務などとどまり、保険税はできるだけ統一する方向にあります。道内では2011年度の1人当たりの保険料でいうと最高額が猿払村の14万7,999円、最低額が西興部村の5万4,466円となっていて、2.7倍もの差があるところであります。こうした中で統一されると、名寄市の国保税額はどのくらいになるのか、不安の声も聞かれるところであります。名寄市として試算しているのか、それはどのくらいか伺いたいと思います。

社会保障制度である国保は、ナショナルミニマムを維持するという点で国が制度設計や財政運営に責任を持つべきことは、社会保障及び国民保健の向上に寄与するをうたっている国民健康保険法第1条や国の運営責任を明確にした制度であることをうたっている国民健康保険法第4条を見ても明らかであります。国保は、相互扶助ではありません。国保総収入に占める国庫支出の割合が1980年、57.5%から2011年、25.1%へと下げられ、市町村による一般会計の繰り入れは1989年、2,775億円から2011年、3,903億円に上っています。国保負担の削減を進め、国保に対する国の責任を後退させてきました。国庫負担の増額が強く求められるものであって、都道府県への責任転嫁は許されません。改めて国保の都道府県単位化へのお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

2点目に、名寄市の国保の現状についてお伺いします。行政報告では、軽減の対象が加入世帯の55.5%とありました。7割軽減が34.6%にも上っています。低所得者層が多いことを示しているのではないのでしょうか。加入世帯の平均所得と保険料の関係では、所得の1割を超えていたところでありましたけれども、全国的には収入は減少し、国保料、国保税は年々高くなるという減少の中、負担が重くのしかかっているのではないのでしょうか。そこで、名寄市の生活保護費からの滞納徴収について、差し押さえの状況、分納や軽減、減免の相談、保険証の窓口とめ置き状況、短期証の交付方法と高校生以下の子供のいる世帯の交付方法をお知らせをいただきたいと思います。

大項目2点目、エネルギー問題にかかわってお尋ねをいたします。平成25年2月、平成24年度の名寄市新エネルギー・省エネルギービジョンが出されたところでもあります。利活用が期待できる新エネルギーとして、太陽光発電、木質バイオマス、雪氷熱が挙げられ、新エネルギーに関する補助制度についても詳しく紹介されています。そして、各事例ごとに利活用について検討することとしますとなっていますが、具体的な活用についてどのように進めようとしているのかをお聞きしたいと思います。

1つに、雪を生かしたまちづくりについて伺います。平成25年度市政執行方針で市政推進の基本的な考え方の3点目に財産を生かしたまちづくりとあります。雪は非常に厄介者であると同時に、使い方によっては自然の恵み、財産となり得るのではないのでしょうか。現在名寄市でもJA道北なよろでは農産物利雪低温貯蔵施設、雪室型もち米低温貯蔵施設が稼働中であります。また、7月30日の地元新聞では、美唄市農協の雪蔵工房も紹介されていました。厄介者を活用し、農産物に付加価値をつけ、電気代の削減に成功しています。また、私は8月21日、南富良野町が進めている雪氷乾燥システムを使った木質チップボイラーの

導入状況を視察させていただいてきたところがあります。南富良野町と地元森林組合、民間が連携して雪氷冷熱による除湿と太陽熱とで乾燥させた空気を使い、含水率20%以下に抑えた林地未利用材を原料としたピンチップを製造するシステムであります。北海道経済産業局の調べによると、2012年3月時点の調査で雪氷熱エネルギーを利用した施設は道内には68施設あるとされています。名寄市の雪氷熱の活用についての考えを伺いたいと思います。

2つ目に、電気料金の値上げによる市民生活への影響についてお尋ねをします。9月1日より北海道電力は、家庭向け電気料金を平均7.73%値上げしました。国が値上げ認可した8月6日から29日までの間、合計で約2,600件の問い合わせがあり、特にオール電化住宅利用者からの問い合わせ、不満や軽減を求める声が殺到したと。全体の7割を占めたと報道されていました。道内では、東日本大震災後円安などで既に値上げが進んでいます。2011年2月と比べると、ことし6月分で8.3%も上がっているところです。為替相場などによる燃料費の変動を自動的に料金に反映できる燃料費調整制度があるためであります。政府の電気料金審査専門委員会、5月17日に行われたものですが、料金算定の根拠に疑問を呈する意見が相次ぎ、意見陳述した高橋知事は北電にさらなる経営効率化を求めたとされています。北電は、9月5日から特に負担増が大きいとされるオール電化住宅利用者、値上げ率は16.83%に上るとされていますが、この方たちを対象に説明会を開き、6日には名寄市でも行われたようであります。負担軽減のための節電方法、電気暖房機や電気給湯器などの電気機器の効率的な使い方を紹介するといいます。オール電化住宅利用者からは、3.11以降節電は徹底してやっているし、値上げしてからの説明会とはなど怒りの声があるところでもあります。市営住宅なども含めその影響は大きいものと考えますが、名寄市としてどのよ

うに考えているのか伺いたと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） おはようございます。川村議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、都道府県単位化、広域化について申し上げます。持続可能な社会保障制度のあり方を検討してきた社会保障制度改革国民会議は、8月6日に安倍首相に対して国民会議報告書を提出しました。報告書では、国民健康保険制度のあり方について改革案がまとめられたところです。この報告書を受けて政府は、8月21日、法制化に向けての具体的日程と内容を示したプログラム法案骨子を閣議決定し、秋の臨時国会に法案を提出する予定としております。国民会議が取りまとめた国民健康保険制度改革案として、国民健康保険が被用者保険と比べ所得水準が低いこと、被保険者の高齢化による医療水準が高いことなど構造的問題を抱えていること、さらに小規模保険者の存在や保険税の地域格差の解消が課題としてまとめられました。これらの課題解消に向けて財政基盤の強化を通じた国民健康保険の財政的な構造問題を解決することを前提条件とし、効率的な医療供給体制の確立及び保険料の適正化など国民健康保険制度を持続可能な制度とするために保険者を都道府県に移行させ、都道府県の役割と責任を明記した制度改革のプログラム法案が策定されたところです。保険者の意向は、財政運営の安定のみならず保険税負担の平準化に資する取り組みであるとともに、医療計画の策定者である都道府県が医療供給体制と供給責任を負うことにより、円滑な運営が図られるものです。名寄市といたしましても保険者の都道府県単位化に向けての具体的な議論に際しては引き続き国の動向を注視しながら、

北海道や全道市長会などと連携を密にし、迅速に情報収集を行いながら議論を深めてまいります。また、適切な医療供給体制の充実や新たな市民負担を生じさせない体制、制度改革とするためにも必要な要望を行い、格差解消と持続可能な保険制度の確立のために努めてまいります。

次に、広域化の2点目の御質問であります広域化後の国保税額についてであります。現時点では、北海道において広域化後の国民健康保険税額の負担割合等のシミュレーションが示されておりませんので、試算までには至ってございません。今後国の財政支援等の内容が示され、北海道と道内市町村広域連合間とで行われます広域化連携会議等の議論により負担内容が明らかになるものと考えております。

次に、名寄市の現状について御質問をいただきました。初めに、加入世帯の平均所得と平均保険税額の比較についてであります。今年度当初賦課を分析しますと、19年度以降課税所得は22年度に50億円を切った以外50億円を超えていましたが、今年度は48億円と減少しました。加入世帯の平均所得につきましては、前年度と比較しまして115万9,972円から109万6,686円と6万3,286円減少しております。また、加入世帯の平均保険税額につきましては、12万9,753円から12万9,769円と16円増加しております。加入世帯の平均所得に対する保険税額の割合は、11.2%から11.8%に上昇しました。加入世帯の平均所得は、ここ数年減少傾向で、被保険者の高齢化により年金受給者の方々の割合が高まっていること、景気低迷の影響で失業者や所得の減収が要因と考えられます。加入世帯の平均保険税額の増加につきましては、税額改正による調定額の増加と世帯数の減少によるものであります。

次に、納税についての対応であります。1点目の生活保護費からの滞納徴収については基本的に税の徴収は行わないこととしております。ただ

し、保護が開始されても従前の滞納金額が消滅するものではありませんので、御自分の意思で少しずつでも分納を続けている方はいらっしゃいます。

2点目の差し押さえの状況については、平成24年度決算における国保税現年度調定額が6億3,331万3,000円、収入済額が6億1,026万2,000円で、収納率が96.36%、平成23年度の95.54%から0.82%向上しており、収入未済額は2,305万1,000円となっております。滞納処分につきましては、総合徴収としておりまして、市税全体では345件の差し押さえ、前年度比11件減少、国税還付金等債権差し押さえが332件となっております。

3点目の分納や軽減、減免の相談状況につきましては、分納されている世帯は現在192世帯であります。軽減や減免の相談につきましては、窓口の相談を受けました際に所得状況の確認や災害などによる減免事由の有無について聞き取りをさせていただいております。軽減につきましては、賦課の際に所得が確定している世帯のうち法定基準対象世帯に対しましては当初賦課時点で2割、5割、7割軽減を適用いたします。所得を申告されていないことによる法定軽減の未適用世帯に対しましては、税務課と連携のもと申告していただくよう随時対応し、軽減が適用されるよう生活実態に応じた適切な課税を行っております。減免につきましては、災害や生活困窮を事由とする適用は現在ございません。また、分納や執行停止による納付対応により税負担の軽減を行っているところであります。

4点目の保険証の窓口とめ置き状況についてということで、保険証の未交付世帯についての対応でございますが、訪問による実態調査により所在不明や長期不在等が確認された15世帯につきましては、交付が不能となっております。これらの世帯につきましては、居所の確認等の調査を引き続き行ってまいります。

5点目の短期証の交付方法と高校生以下の子供

のいる世帯への交付方法についてでございますが、短期証の交付状況は平成25年6月1日現在対象世帯が150世帯であります。この方々への対応につきましては、夜間窓口を利用したの窓口交付や郵送、訪問による手渡しなどにより交付をしているところであります。また、高校生以下の子供のいる世帯への短期証交付につきましては、6カ月以上の有効期限の保険証を郵送や窓口を中心として交付しており、子供に対しては有効期限に切れ目のないよう交付を行っております。いずれも短期証の交付に当たりましては有効期限前に文書案内を行った上、面談機会を確保しながら保険証の更新を行っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の2、エネルギー問題にかかわってについて申し上げます。

まず、雪を生かしたまちづくりについてでございますが、本年2月に策定をいたしました名寄市新エネルギー・省エネルギービジョンにおきまして太陽光発電、木質バイオマス、雪氷熱について有望であるとの方向性を示させていただきました。まず、太陽光発電につきましては、導入が容易で普及性にすぐれた非常に有望な新エネルギーと評価しており、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱を制定し、本年度から向こう4カ年一般住宅への太陽光発電システムの設置誘導及び実証を行ってまいります。また、市内業者によるメガソーラー発電施設が建設中でありまして、民間業者によるエネルギー活用の推進及び新エネルギーに対する市民意識の高揚にも結びつくものと期待をしているところであります。

次に、木質バイオマスにつきましては、賦存量が多く、有望な新エネルギーであります。7月に木質バイオマス利活用検討庁内委員会、8月に地域協議会を立ち上げ、今後の利活用について検討を開始したところであります。

次に、雪氷熱につきましては、豊富な雪資源を活用した有望な新エネルギーと評価をしております。雪氷熱を利用した施設としては、曙地区に国内初のモチ米専用の低温貯蔵施設でありますゆきわらべ雪中蔵があるほか、風連地区にも農産物の食味劣化を防ぐための農産物出荷調整利雪施設があり、現在道北なよろ農業協同組合が管理運営を行い、品質の保持はもとよりブランド化にも貢献をしております。雪氷熱施設は、豊富な雪資源を利用することで大幅に二酸化炭素を削減することができるエネルギー施設であります。一方で広い敷地を要することや設備費用が高価であることなどの課題もありまして、利活用に当たりましては施設の特性や条件など十分考慮しながら、また民間との連携なども含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、電気料金の値上げによる市民生活への影響についてお答えをいたします。御案内のとおり、北海道電力では本年9月1日から電気料金の値上げを実施をいたしました。値上げの内容は、家庭向け電気料金で平均7.73%の値上げで、特にオール電化の場合に影響が大きく、契約電流30アンペアの標準家庭の値上げ率が4.72%、月額313円の値上げ影響に対し、オール電化住宅向けのドリーム8の場合は値上げ率が16.83%、月額平均の値上げ影響額が3,765円と設定をされております。北海道電力では、今回の値上げで特に影響のあるオール電化住宅の利用者を対象に全道52カ所、75回の説明会を開催することによって、名寄市におきましても去る9月6日に開催をされ、15組19人の方が出席をし、節電方法や個別相談を行ったとのことでもあります。高橋知事の意見内容のお話もございましたが、これまで本市といたしましても6月17日に本市で開催をされました値上げ申請に関する説明会などで北海道電力に対しさらなる企業努力による値上げの中止や少なくとも値上げ幅の引き下げを行うこと、あわせまして説明責任を果たすこと、電気料

金納入に当たって相談体制の充実を図ることなど関係機関と連携して強く求めてまいりました。この結果、最終的に認可された値上げ幅は申請時に比べ圧縮をされ、家庭向け料金で当初申請の10.20%から7.73%へと2.47%の引き下げ、企業などの自由化部門で当初申請の13.46%から11.00%と2.46%の引き下げとなりました。しかしながら、この値上げがオール電化住宅利用者はもとよりあらゆる家庭に重くのしかかるものであることは変わりはありませんので、市といたしましても一層の生活弱者対策なども含め、北海道電力に要請をしてみたいと考えております。

また、本市の公共施設における電気料金の影響額についてであります。北海道電力において平成24年度の実績をもとに年間ベースで試算したところ、市立病院で約11%増の680万円程度の増、そのほか38カ所の主な公共施設で約10%増の1,300万円程度の増と試算をしております。本市にも値上げの影響は非常に重いものと受けとめております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、国保の都道府県単位化であります。先ほど部長のほうからも持続可能な制度、そういう中身になっている今回の推進法の中で進められた社会保障制度改革国民会議の報告書だというふうに述べられていたわけですが、本当に持続可能なものなのかどうかというところら辺だというふうに思っています。私は、国保の問題取り上げるときにやはり国の国庫支出の割合が減ってきていることが大きな障壁になって、市民の皆様、本当に国保に入っている方々に大きな負担増を強いているのだということ述べてきたところであります。今年度の市政執行方針の中で市長は、安定的な運営のために国などへの財源支援の要望をし

ていくというように述べられています。そこで、市長に伺いたいというふうに思うのですが、全国知事会などが主催する国保制度改善強化全国大会、ここで2010年度では従来の枠を超えた国庫負担割合の引き上げを求めていますし、2011年にも国保財源の安定化のため、国庫負担の拡充、強化をと決議しているところであります。この間のあらゆる機会において国庫負担の増額を国へ強く求めてほしい、このように私求めてきたところですが、加藤市長はどのようにこのことについて取り組んでこられたのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 国民健康保険の都道府県化、広域化については、市長会でもたびたび話題になっておりまして、本当にこのことに関しては基本的にはおおむね基盤がしっかりと確保されていくという意味での広域化については、方向性としてはよろしいのではないかと。しかし、それぞれの自治体においていろんな事情があって、努力をしてきた経過もあるということでの状況をぜひ加味をしていただいて、今のそれぞれの自治体の皆さんが納得できる、不利益をこうむらない形になるような制度の改正をしっかりとお願いしたいということをお伺いしたいというふうなことをこの間市長会の中でも議論になっているというふうに承知しております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 全国知事会でそういう議論が深まったというところら辺に加藤市長はどのように要望なりなんなりをしてこられたのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思ったところなのですが、もう一度よろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今私がお話したような内容を全国市長会あるいは全道市長会の中でも事あるごとにお話をさせていただいているということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 強く求めてほしかったなというふうに思ったのですが、ちょっと御紹介をさせていただきたいのがあるのですが、実は全国知事会社会保障常任委員会委員長をされています栃木県知事の福田富一知事のコメントが9月13日、読売新聞にありました。この中で知事会として国がきちんと役割を果たすなら、都道府県も責任を担う覚悟があると態度表明をしている。その前提として求めているのは、国保の財源基盤を強化し、持続可能な制度にすることだと。財政立て直しのための財源は明確に示してもらわなければならない。この条件が満たされなければ、国保の運営を都道府県が引き受けることはできないだろうと、こんなふうに述べていらっしゃる。私は、この思いはやはり地域の皆さんのことを思っている中での御発言というふうに受けとめています。その後、一般会計からの繰り入れをほとんどしていない、栃木県内ではそういうところが多いので、保険料が高くなり、滞納者がふえていると、納める側も徴収する側も大変厳しい状況だと、こんなふうに述べていらっしゃる。そして最後に、国保は国民皆保険の最後のとりでと言われている。ならば国の責任においてきちんと基盤整備をしてもらい、将来的にも持続可能な制度にしてもらわなければならない、このようにきっぱりとおっしゃっています。先ほど国民会議の中では、こういったことが含まれているというような受けとめられるような御答弁もあったわけですが、そうではないのだといったところを栃木県知事はおっしゃっているのですが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 全国市長会においても広域化については改革の方向は示されたことを高く評価すると。一方で、国において安定的な運営が確保されるように必要な財政措置を確実に講じて

ほしいと。加えてそれぞれ自治体において取り組みやいろんなことが違ってくるといことも含めて、協議あるいは移行時間を十分に配慮してほしいといったこと、さらには地方自治体のそうしたさまざまな状況、異なった意向を十分反映してほしいということを要請をしていますし、そうしたことをたびたび市長会等を通じて訴えているということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 国保の問題、命につながる問題ですので、やはり住民の皆さん、加藤市長においては名寄市民の皆さんの命と健康を守ると、そういう立場で強く求めていただきたいなというふうに思うところであります。

社会保障と税の一体改革、この一環として国保の都道府県単位化が強行に推進されようとしているところであります。国保を都道府県単位で運営させることで、現在自治体が行っている一般会計からの繰り入れをやめさせて、純粹に支払われた国保税の範囲で提供される医療サービスに押し込めることが狙いだといひます。国保財政問題が現状以上に悪化するのではないかと私は非常に危惧をしているところですが、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 今議員が御質問された点につきましては、知事会の見解もいろいろあるかというふうに思ひます。私ども地方自治体においては、非常に国保財政が厳しい状況がございます。御承知のとおり、年々保険者、加入者が減少しております。あわせて昨今の経済状況も含めて所得が年々減少している。なかなか立ち上がれないという状況にあるかというふうに思ひます。そういう中で地方の一自治体の中で、正直厳しい財政をいかに持続するかということが一番課題になっていまして、昨今、ことしについても税率の見直し等させていただきまひました。いずれにいたしまひても、北海道が特に自治体の数が多くて、

自治体の中で課題を抱えていまして、それぞれの自治体で実はいろいろな軽減を持っていたりしています。そういった状況の中で今回広域化については、一自治体の中の財政ではなかなか厳しいので、広く国保の加入者が寄り集まって大きな単位の保険者になって、その中で安定的な国保運営をしていこうというのが趣旨かなというふうに思ひてございます。将来的には、ぜひ職業なり、あるいは地域なり、そういったことではなくて、保険制度自体が一元化をされるような方向に向かう第一歩ではないかなというふうに実は私は思ひてございます。議員とは見解を異にするかもしれませんが、ぜひ地方自治体における国保財政が非常に厳しい中での一歩だということ御理解をいただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 加入者が減ってきているという状況の中で、事業運営非常に困難になっている。それは、私も承知しているところであります。先ほどもお話ししましたように、国庫からの負担金が非常に減らされているということです。国保というのは社会保障制度であって、先ほども申しましたように相互扶助ではないのです。社会保障ですから、やはり国がきちんと保障しなければならない。そこの地域に住んでいる人たちだけが保険料を払い、その中で供給される、そういうものではないというふうに私は思ひています。ですから、今回都道府県化にしていくということの大きな問題は、地域の実情に合わせた事業運営方針、それぞれの地域で法定外の繰り入れをしたり等々しながら保険料を抑えて地域住民の皆さんの命を守っている。そういったところに今回はそれもやめさせてしまおうという、そういう案でありますので、やはり個々の地域の実情や、また住民や被保険者の加入世帯の皆さん方の声を踏まえた対応というのが非常に困難になってくるといふふうに私は思ひています。

そうした中でやはり社会保障であるというところの押さえが重要ではないかというふうに思っているところであります。負担増と徴収強化をさらに拡大していく。先ほど次のところで申し上げようと思っていたのですが、滞納の状況等でも収納率が上がってはいますけれども、収納率を上げるがための徴収強化、こういったことも出されている中で、ますます住民の皆さんが苦しくなっていくのではないかと。今でも高過ぎる国保税のさらなる値上げの不安や、また機械的な取り立て、制裁措置、そういったことを続けていくことで国保制度を崩壊させることにつながるのではないかと。ということで、私は非常に危惧をしているところであります。この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 議員のおっしゃるとおり、国の補助金の関係につきましては明らかに減少傾向にありました。その一方で、地方の固有財源である地方交付税を使って基盤安定事業であるとか、これには道も市町村も応分の負担をさせていただいていますけれども、裏側については地方交付税の算定の基礎に含めるということで、その分だけ本当は地方固有の財源である交付税の使途が決められたような形になっております。さらに、平成の初めぐらいからは安定化支援事業ということで、従前は約4,000万円を超えるお金、最近では3,600万円ぐらいにお金がこれも地方交付税で国保の財政の基盤強化ということで来ております。ちょっと意見が違ふかもしれませんが、けれども、保険者である市町村から広域化によって都道府県にするということにつきましては、先ほども中村部長が述べましたように医療の供給体制、病院の配置等も含めた体制と、それから保険料収入をいただいてしっかりとした財政基盤の中で道民の命を守っていくのだという観点からすると、ある面では社会保障制度の充実につながるものとなると思っています。ただ、バランス的に見ます

と保険料収入が全道で相当な開きがある中で、その一方で1人当たりの医療給付費の関係についても国保会計については高齢者が多いということも含めて年金生活で所得が少ないということもありまして、保険料負担については随分重たいものだなと。これにつきましては、消費税の増税という国全体で社会保障制度をどのように支えていくかという部分で、一定の低所得者に対する財源措置についても金額が具体的に出ていますけれども、その金額が本当に実行されるのかどうか、できれば前倒しも含めてしっかり対応していただいて、安定的な国保財政運営に寄与していただけるように、市長も全国の国保の理事にも就任しておりますので、改めまして制度設計についてもしっかり声を出していきたいなというふうに考えておりますので、この辺御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 国保財政の問題でいうと、やはり今回の都道府県単位化の中で住民の皆さんの加入世帯からの保険料で供給を間に合わせていく、要するに自助ですよ。自己責任でやっていく、そういう方向に今回の国民会議の回答は強く前に出されているというふうに私は思っています。ですから、そういった中で今消費税の問題も出されましたけれども、社会保障の財源を消費税に充てるといふに言われている中で、国民にこういう消費税で負担を押しつけながら、また片一方では国から、また地方からの持ち出しを減らしてさらに負担を押しつけるやり方というのは、非常に負担の重ねと、おもしろを重ねていくだけのものではないかというふうに私は思っています。そういったときにやはり住民の皆さんの命と健康を守るために、やはり積極的に国へ発言をしていただきたいということを強く求めたいというふうに思います。

またの機会にもう一度御議論もさせていただきたいと思いますので、次に移らせていただきますが、名寄市の国保の現状について先ほど御答弁を

いただきました。生活保護費からの滞納国保税の徴収についてでありますけれども、先ほど市民部長もおっしゃったように生活保護法では被保護者は保護金品を標準として租税その他の公課を課されることがないというふうに定めているわけですから、本人の合意ということでおっしゃっていただけたけれども、その辺のやはりお話をする方向がどのようにされたのかなというふうに私は思っています。というのは、分納していただいたので、生活保護受給されてもというような言い回しをしたのか、そこら辺の言い方によっても本人、本人から求めて支払いたいと言ったのかどうかといったところら辺にちょっと疑問を感じています。今月から生活保護費の削減も始まっている中で、最低限度の生活を保障する生活保護費です。そこからまた滞納分を徴収というのはしてはならないということでこのように生活保護法では定めているわけで、そのことについてもう一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 生活保護の受給者の方から過去における公課の滞納分についての徴収ということで再度御質問がございました。先ほども申し上げましたけれども、基本的にはもちろん最低限の生活を保障するという生活保護制度ですので、私どもで強制的に分納をしてくださいとか、そういうことでは決してございません。あくまでも御本人の意思で、これまで分納していた方がほとんどなのですが、生活保護自体は受給後どの時点で実は受給から外れるかというのはいろんな状況が出てくるかなというふうに思います。早期に就職ができる場合もあるでしょうし、あるいはほかの家族の方、親族の方が援助される場合もあるでしょうし、そういったいろいろな場合があるというふうに思っています。基本的には、生活保護受給ということで、先ほど申し上げましたけれども、滞納金額自体が消滅をするということではありませんので、あくまでも御本人が一定程度生活

保護が切れた場合のことも含めて納めてくださっているのかなというふうに思っています。ただ、分納を続けてきていただいて、生活保護受給に変わったときの説明の仕方については、少し私どももその時点で御本人との相談も含めてしっかりやる必要があるのかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 受給者に対する説明、また相談状況も含めてなのですけれども、やはりその方の立場に立った相談、適切な対応というのはもう本当に非常に重要だというふうに思います。あと、民医連のソーシャルワーカーさんたちの実施した医療費・介護費相談及び無料低額診療事業利用者分析調査というのがあるのですが、この中で見ますと、医療費の相談に訪れた8割の方が国保世帯からの相談だったという調査が出されています。やはり先ほども言ったように、収入が少なくなっている中に国保税の負担が大きくなっている。そして、医療費もというのと、やはりそういった部分での相談が多いのだというふうに思いますので、分納や、また軽減、減免などの相談、親切なその人の立場に立った対応をしていただくことを強く求めて、次のエネルギー問題に移らせていただきたいと思います。

エネルギー問題なのですけれども、今回先ほど南富良野町の視察をさせていただいたのを御紹介させていただいたのですが、地産地消型のバイオマス事業を展開して、南富良野町と森林組合、民間企業が連携して低コストに取り組んでいるのです。先ほど雪捨て場、広い土地だとか、また設備費がかさむというようなお話もありましたけれども、非常にその点を知恵を出し合って取り組んでいます。私実際に見せていただいて、本当に感銘を受けたところであります。自然エネルギーの活用として太陽熱、また雪氷エネルギーを取り入れているわけです。この取り組みが今南富良野町で

は、カーボンオフセットとして森林資源の再生として繰り返し使えるように、そしてピンチップはホテルや中学校や計画中の小学校でも熱エネルギーとして供給されるというふうに言われていました。中学校には、大きな太陽光パネルが張られていたところでありまして、本年度からはこの熱エネルギーを利用してハウス栽培事業に取り組んでいます。よくお聞きしますと、農協と競合しないようにということでベビーリーフの栽培を行っているということで、この利益をまた森林資源の再生のために使っていきたい。林齢という、いろいろ木の年齢のばらつきがあってそれを標準化したいのだという森林組合の参事のお話でしたけれども、そういったところに使いたいのだというふうにおっしゃっていました。私は、南富良野町の取り組み全てを取り入れてということではなくて、こういった先進的な取り組みを参考に名寄市に合った活用が望まれるのではないかというふうに考えているのですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 自然エネルギーの活用につきましては、私どももビジョンをつくりまして、今後しっかり取り組んでいこうということを施策として持っておりますし、木質バイオの関係につきましても先般議員の御質問にもお答えをした経緯もございます。まさに地産地消としてこの地に合ったエネルギーのあり方というのは、しっかり自治体においてもやっぱりもう検討して、施策の中に入れるべき、そんな時期に入っているのだというふうに思います。そういった意味では、1つ順番として、可能性の一番高いものからということで、太陽光発電の関連の事業につきまして私ども取り組んできたというところでありまして。既に先ほど申し上げましたけれども、ゆきわらベ雪中蔵の話もさせていただきました。なかなかたくさんのお金がかかるという話もさせていただきました。これはJAとのさまざまな取り組みの中

で出てきた事業ということになります。まさに自治体と民間がいかに手を組んでしっかりこういった事業を立ち上げていくかということが今後特に自然エネルギーの活用については重要なポイントになるだろうというふうに思います。今後私どももそれぞれ大型の公共施設抱えながら、新たな建設も含めてやはりエネルギーの問題というのは常に検証しないといけないという時期にも入ってきています。しかしながら、どうしてもやっぱり財政の問題というのが非常に大きな課題になってまいります。これゆきわらベ雪中蔵のお話をさせていただきますと、総事業費で3億6,000万円ほどかかっておりまして、一部補助金はいただけませんが、ほとんどもう3億円以上やはり自治体が持たないといけないということになります。建物を建てる時には、本体に係る経費、それからこういったエネルギーに係る経費、当然将来における維持管理費も含めてトータルで検討しながらやらざるを得ないというところがどうしても仕組みとしてありますので、しかしながら新エネルギーの活用というのはできるだけやっぱり進めようという施策もございますから、どういうレベルでいろんな施設に合った、こういったものが一番効果的で効率的なのか含めてしっかり検証させていただきたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） そのとおりだと思います。名寄に合ったものをというのをぜひ検討していただきたいなと思っておりますし、このように先進的な取り組み、本当はもう全部御紹介して皆さんにお知らせしたいぐらいちょっと感銘を受けた取り組みだったのですけれども、時間がないので、それはできないのですが、そういったいいところ取りといいますか、そういったところら辺をぜひ検討にさせていただいて取り組んでいただきたいなというふうに思っています。また、私もいろんなところを見せていただきながら、取り組みを検証させていただいていきたいなというふうに思ってい

ます。

今総務部長からもお話があったように、やはり自然エネルギーへの取り組み、非常に重要になっているかなというふうに思っています。2年半たった3.11、福島原発事故が起きてからこの間本当に自然エネルギーへの関心、また原発への関心は高まっているところです。そんな中で今回の北海道電力の値上げについて、泊原発停止をしているために火力発電所の稼働率を高めることで重油等の燃料費がかさんで経営が悪化してきているというような理由でした。北電の値上げの理由に納得がいけないという、こんな声も多くあるところでもあります。先ほども言いましたように、いろいろ説明に納得がいけない、そういった批判の声も出されているところではありますが、6月17日には名寄市として要請もしたということでしたけれども、やはり引き続き取り組むと、声を届けていきたいという御答弁がありました。引き続き取り組んでいきたいというふうに思います。

私は、泊原発の中でどのぐらい費用、維持費がかかっているのか、こういったところをちょっと調べさせていただきました。泊原発の維持管理費が約800億円に上ると言われています。泊原発3号機の導入が電力コストを大きく押し上げていると言われています。また、加えているいろんなマスコミで報道されているように、元役員などの厚遇について、社外役員の報酬が原価に算入されているというような話も聞かれるところでもあります。これでは、やはり負担を押しつけられた住民にとっては納得できるものではありません。この点についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 泊原発のお話もございましたけれども、泊原発につきましてはこの間最大稼働率でいきますと、北海道の全域の40%の電力を担うという大変大きな施設でありまして、それが現状とまっているだけで、なくなったわけ

ではありませんから、当然安全面のさまざまなコストというのはやっぱりかかっていくだろうと。そういう意味では、議員御指摘の金額はやっぱりかかるのかなというふうにも思っております。しかしながら、電気料金、まさに公共料金として私たちの生活に直接深くかかわっていくものと。当然そういう形になっておりますので、私どもとしてもできるだけ私どもの生活、影響のないような形でぜひ何とか値上げについては検討いただきたいということで、この間北海道電力にも要請してきた経緯がございます。しかしながら、一つのエネルギー問題として大きなくりの中で国の考えもありまして、私どもとしてはそういったエネルギーの施策に関して、またそういった電気料金に関してなかなか具体的にかかわるということではできないような立場ではございませんけれども、今後ともさまざまな機会ありますので、しっかり私どもの声、電力会社にも届けさせていただきながら、やはり特に生活弱者含めての対応はしっかり行っていただきたいと、こんな申し入れは今後とも続けてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひそれを進めていただきたいと思えます。

今北海道電力泊原発の再稼働を進めようとしています。ちょっと御紹介します。8月27日、1時間に50ミリに近い豪雨が降りました。3号機の地下2階湧水ピットから170トンの雨水が流れ込んで、制御用地震計が1メートルも水につかって排出するまでに6時間を超えたと言われています。今なおこの制御用地震計動かないと言われています。こうした状況での再稼働申請などあり得ないと地元の方々おっしゃっています。東京電力でも、福島第一原発でも高濃度の放射能汚染水流れっ放しの中で、大変な状態になっています。安倍首相やっときのう5号、6号機の廃炉を求めるといふふうに言っています。大飯原発が稼働停止して、15日から再び原発稼働が全国でゼロと

なっています。原発ゼロの声、世論の半数を超えています。私は、再稼働すべきではないと、このことを強く申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

NIE（新聞活用教育）について外1件を、上松直美議員。

○3番（上松直美議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして、本定例会において大項目2点について質問してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1点目のNIE、新聞活用教育について質問いたします。NIEとは、ニュースペーパー・イン・エデュケーションの略称で、教育に新聞をと直訳されています。学校教育、学級活動で新聞の記事、コラム、社説を教材に活用した教育方法で、もともとはアメリカで誕生した教育活動で、ニュースや情報の収集、整理、分析、再構築という訓練を通じて社会性を養い、みずから物を考え、判断する能力を育むことが最大の特徴であります。現在では、全世界70カ国の国で実践されていると言われております。このNIEが全国の教育現場で広がっていることはどういうことなのか、新聞をどのように生かし、何を育てようとしているかに注目し、学校教育に生かせることをしっかりと学び取ることが教育行政の責任と考えます。

学習指導要領でも言語活動の充実が重視されているところであります。さまざまな新聞記事を使ったNIE、新聞活用教育の推進を文部科学省発行の指導事例集の中でも授業提案として示されております。思考力、判断力、表現力を育てる複数新聞の読み比べなどを実践的に導入することを継続することが幅広い知識の習得につながり、生徒だけではなく、社会性に富む教育者の育成にもつながると考えます。また、全国学力テストの結果からも新聞やニュースに関心が高いほど読解力、

学力は高い結果がはっきりと出ております。また、全体的に情報を読み取って書くことが苦手という分析も国立教育政策研究所が出し、新聞の読み比べ、コラム記事の感想を書く授業の提案をしているところであります。新聞は、社会との接点であり、総合学習の時間で社会を知るための絶好の教材です。NIE、新聞活用教育の推進と継続的な学習方法でさまざまな取り組みを実践すべきであると考えます。

以上の観点から、まず1点目に市内小中学校におけるNIE、新聞活用教育の現状についてお聞かせください。

2点目、学力向上対策としてのNIEの可能性についてどのように捉えているかお聞かせください。

3点目、学校教育での言語活動の充実とその可能性について教育行政としての意見をお聞かせください。

大項目2点目、名寄産業高校名農キャンパスの将来ビジョンについて質問したいと思います。道教委は、2014年から2016年度の公立高校配置計画を決定しました。道内の自治体は、地元の公立高校存続にさまざまな提言や支援策に取り組み、努力をしているところであります。名寄産業高校も平成23年4月に完全統合され、2校舎制による名寄産業高校名農キャンパスとしてのスタートをしました。酪農科学科は、1学年定員40名、3学年で120名の枠で、在籍生徒数は現在48名となっております。厳しい状況は続いているところであります。公立高校の統廃合は、名寄市においてもいろいろとした変遷を踏まえて現在に至っており、私たちも複雑な思いで我が母校が消えていくさまを見守ってきたところであります。今後の名農キャンパスでの魅力化対策と募集援護、市行政としての支援策をしっかりと検討すべきであり、現状と問題とを捉え、公立高校廃止計画にしっかりと方向性を出し、地域に根づいた高校をつくり上げていかなければならないと思

ます。地域の特性を生かした高校づくりに今現在もさまざまな活動で努力しているところですが、行政との連携の強化、名農キャンパスの可能性を最大限に引き出すことを強く求めていきたいと思えます。基幹産業を農業という北海道の道北の名寄に農業系の学校を残す意義は極めて重く、農業経営、農産物の加工技術、食品加工技術、環境システム、バイオ技術など習得できるコースの選択をふやすことも重要と考えます。しっかりとしたマーケティングを実施し、地域のニーズを的確に捉えることが重要になってくると考えます。さまざまな可能性を視野に入れて、できることをしっかりと実行していき、いいアイデアをよりよいものに進化させていく前向きな姿勢を教育行政に望みたいと思えます。

以上の観点から、1点目に現状と問題点についてお聞かせください。

2点目に、教育行政としての対策についてお聞かせください。

3点目、名農キャンパスの多面的機能と有効性についてお聞かせください。

以上にて壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま上松直美議員からは、大項目で2点にわたり御質問をいただきました。2項目とも私からの答弁とさせていただきます。

まず、大項目1点目、N I E、新聞活用教育についてでございます。小項目の1、名寄市内小中学校におけるN I Eの現状についてお答えをいたします。現在本市では、N I E推進協議会の実践指定校としての取り組みを進めている小中学校は残念ながらございませんが、学習指導要領に基づき各教科等の学習において目標を実現するための手段の一つとして適切に新聞を活用した教育を推進をしているところであります。

次に、2点目、学力向上対策としての可能性に

ついてお答えをいたします。N I Eに取り組むことにより、子供たちに新聞を閲覧する習慣が身につく、また新聞は読解力の向上に役立つなどの報告が示されており、学力向上を図るために新聞を活用することは有効な手段の一つであると考えております。本市では、N I Eを取り上げて重点的に推進している小中学校はございませんが、確かな学力の育成を図るために各教科等の学習において新聞を効果的に取り入れるようにしております。例えば小学校5年生では、国語の授業で目的や意図に応じ考えたことなどを文章全体の構成の効果を考えて文章に書く能力を身につけさせるとともに、適切に書こうとする態度を育てるため、新聞の仕組みを知り、見出しや記事の表現を工夫して新聞をつくるという学習が行われております。また、理科では気象情報を生活に活用する能力を育てるとともに、天気の変化についての見方や考え方を持つことができるようにするため、テレビや新聞、インターネットから得られる気象情報等を活用しております。中学校の社会科では、指導の全般にわたって資料を選択し、活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習の充実を図るようにし、その際地図や年表を読み、かつ作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ、適切に活用すること、観察や調査などの過程と結果を整理をし、報告書にまとめ、発表することなどの活動を取り入れるようにしております。このように各教科等の学習で新聞を十分に活用できるよう、また児童生徒が日ごろから新聞に親しむことができるよう教育委員会では各学校に図書購入費で新聞を購入することを奨励をしております。

このほか名寄市放課後子ども教室においてもみずから学び、みずから考える力を育むため、多様なテーマ学習の一つとしてN I E教室を年数回実施し、例えば悩み相談の新聞記事から努力することについて討論をする学習であるとか、新聞に載っている世界の政治リーダーの写真から世界の国

を採る学習などが行われております。

以上、本市におきましては、確かな学力の育成を目指し、各学校や学校外でそれぞれの児童生徒の発達段階や実態に応じまして新聞を効果的に活用した教育活動が展開されていると認識しております。

小項目3点目の学校教育での言語活動の充実と可能性についてお答えをいたします。学校におきましては、児童生徒の思考力、判断力、表現力などを育む観点から、基礎的、基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童生徒の言語活動を充実することが求められております。本市の児童生徒については、これまでの全国学力・学習状況調査の結果から、根拠を明らかにして考えるであるとか、物事を関連づけて考える、また考えたことを条件に応じてまとめあらわす力を身につけさせることが課題となっており、記述式の問題を苦手としている状況が見られます。このため各教科等においては、思考力、判断力、表現力等の目標を育成する手だてとして、児童生徒の発達の段階に応じて記録、要約、説明、論述などの言語活動を充実させる必要があります。具体例といたしましては、日常生活や体験的な学習活動の中で感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを用いて表現をする、身近な動植物の観察や地域の公共施設の見学の結果を記述、報告すること、新聞等の論説や報道などに盛り込まれた情報を比較をして読むこと、文書や資料を読んだ上で自分の知識や経験に照らし合わせて自分なりの考えをまとめて、A4、1枚、1,000字程度といった与えられた条件の中で表現をすることなどがあります。また、理科の調査研究において仮説を立てて観察、実験を行い、その結果を整理し、考察し、まとめ、表現したり、改善したりすること、また予想や仮説の検証方法を考察する場面で予想や仮説と検証方法の討論をしながら、考えを深め合う

ことなどの言語活動がございます。また、こうした言語活動の充実を図るためには、教師が一方向的に説明している授業であるとか、グループでの話し合いを位置づけてはいますけれども、1時間の授業の目標実現にはつながっていないような授業など、これら課題のある授業を改善することにもつながることです。本市では、授業改善と望ましい生活リズムの定着を車の両輪と位置づけ、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心として市内の小中学校が一体となった総合的な学力向上の取り組みを推進をしており、個に応じた指導の充実、言語活動の充実、学習規律、学習習慣の確立を重点として、さらに取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、大項目の2点目、名寄産業高校名農キャンパスの将来ビジョンについてであります。1点目の現状と問題点についてであります。名寄産業高校につきましては、職業学科集合型の専門高校の位置づけで、将来の道北地域の産業を支える人材の育成を担う高校として魅力ある高校づくりに向け、特色ある教育活動を展開していると認識しております。名寄産業高校の特色ある教育活動として、1つには各学科の特色を生かしたコースの選択で物づくりと生産実習を行っていること、2つ目に地域連携で社会貢献を行っていること、3つ目に学年ごとのキャリア教育を推進をしていること、4つ目に資格、検定取得の取り組みを多く充実させていること等がございます。特に地域連携事業では、4学科がアスパラまつりなど各種のイベントへの参加や市内小学校との連携事業など地域との交流による教育活動を展開しております。また、名農キャンパス内のみずならショップの取り組みは市民から大変好評を得ておりますし、今年度においては家庭クラブ、農業クラブの全国大会への出場など、その活動には目をみはるものがございます。これらの取り組みを通じて、地域においても存在感のある高校として期待と信頼を得ていると考えております。

小項目2点目の教育行政としての対応についてでございます。名寄産業高校の入学者につきましては、酪農科学科においてことしは本州から2名の入学者がいるなど、今後の展開に期待が持てる状況もあるところですが、平成25年度については定員160人に対し出願者が100人となっております。特に酪農科学科と建築システム科において出願率が低い状況があり、今後の入学者の推移が心配されるところであります。北海道教育委員会による公立高等学校配置計画の上川北学区においては、現在のところ平成26年度から28年度までは間口減などの方向性は示されてはおりませんが、平成29年度以降については欠員が40人以上生じている学校については学科の見直しや定員調整などについて検討が必要との見解であります。高等学校での4間口というのは、適正な教員配置や教育活動を保障するためには必要な間口であります。教育委員会としては、今後の情勢によっては将来的に間口や学科構成に変更の可能性も否定はできないことから、北海道教育委員会からの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3点目、名農キャンパスの多面的機能の有効性についてであります。名寄産業高校の名農キャンパスは、旧名寄農業高校の校舎敷地を引き継ぎ、北海道の農業科のある高校ではトップクラスの実習農地と充実した施設、設備を所有をしております。現在は、酪農科学科に関連する施設が使用されておりますが、その他に畑作、水稲、野菜、それから草花などの栽培施設もございます。名寄市では、名寄農業高校が平成23年4月に名寄産業高校に完全統合となることに伴い、平成21年より酪農分野以外の施設実習農地について今後の活用を検討する懇話会を設けました。平成22年10月には北海道名寄農業高校農場活用に関する検討委員会として5回の委員会、視察などを行い、名農キャンパス内に（仮称）名寄市農業担い手研修センター設置に向けた報告書をま

とめたところであります。その後関係者を交えた具体的な協議に入りましたが、実習農地や施設利用につきましては一部利用が可能ながら、人的、機材の支援であるとか、名寄市の農業振興センターとの関連など名寄市単独での取り組みについては限界があるということから、設置については見送られた経緯がありますが、名農キャンパスについては現在でも空間的、施設的にも有効利用の可能性のあることについては認識をしているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 答弁どうもありがとうございました。再質問のほうに入りたいと思います。

NIEの新聞活用教育について、まず最初に再質問をさせていただきます。先ほども答弁にありましたとおり、NIEの実績は名寄市内では新聞の活用については認められるのですけれども、活用実績というか、認定校にもなっていないし、活用の状況はなしということで報告を受けましたけれども、先ほどから新聞活用に対する教育部としてのいろんな意見が出されましたけれども、いま一度NIEのメリットをどのように捉えているか、それとあわせてさまざまな全国で先進地で取り組みが行われている、それをどのように受けとめているか、それについて2点お伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 議員御質問のNIEのメリットにつきましては、議員の御質問の中にもありましたとおり言語活動分野において大変重要な分野であると認識はしてございます。先ほどの答弁の中でも、いわゆる指定校としての実践については実施をしていないということでもありますけれども、学校の学習課程の中においては、具体的に言えば7校の小中学校、小学校では5校、中学校では2校が積極的な取り組みを行っておりますので、それについてはそれぞれの学校の中でそ

のメリットについて十分重要的な認識をしていると考えていると思っております。

また、名寄市は御存じのように学力向上に関する総合実践事業の指定を受けております。その中で名寄小学校を実践指定校として事業の成果を効果的に吸収する近隣校3校あわせて包括的な授業改善を進めております。この中でも新聞を活用しての学習、それからNIEと同じような取り組みを行っているという部分でありますので、この部分については御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 全国でさまざまな取り組みをやっておりまして、先進的なところ、いわゆる1930年代からアメリカで始まった活動が今またさらに日本全国の教育関係者が注目し、それに光を当てながら実践しているところなのですけれども、それに対してやはり教育部としてもうちょっとアンテナを張って、全国の先進地、いろんなところの情報を収集して、いいものを実践的に少しでも学校に取り入れて、新聞の有効活用というか、新聞活用教育を名寄市に根づかせて学力向上につなげていくという考え方を強く求めたいのですけれども、再度その調査というか、そういうものはなされたことがあるのかどうかお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 先ほども申し上げましたけれども、本年度の道内におけるNIEの実践指定校につきましては全体では34校が指定を受けております。この中で上川管内につきましては、主に中学校5校が指定を受けております。主に旭川の学校が中心なのでありますけれども、先進事例といたしましてこちらの部分について情報の収集、それから照会等をさせていただくことは考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 北海道の中で、上川管内の中でこういうことをしているとかいう情報も大事なのですが、全国的な取り組みとして今年度も静岡県においてNIEの全国大会が開催されました。その中でも北海道からでもいろんな方が行って学び取ってくる部分が多かったと思います。先般私もある新聞の特集の中で、教育ルネサンスという、新聞で育てるという形のコラムを見たときに、さまざまな取り組みを全国で紹介してありました。まず、お願いしたいのは、教育関係のニュースをしっかりとつかんでほしい。そして、いいものがあればそこに問い合わせしたり、資料を送ってもらったりしてやるという、そういう前向きな姿勢が必要ではないかと思えます。

実践的に取り組んだところの例を挙げると、新聞の投稿で文章表現を磨くという学校がありました。もう一つは、情報を読み取る力を高めるために新聞を深読みする。書いていないことまで、文章にないことまで深く読める。そのために新聞を有効活用しながら、感想文やいろんなディスカッションを重ねた中でいろんな深読みできることを身につけていく。もう一つの事例では、朝の10分間の時間の中で学力アップを目的に新聞を取り入れた活動をやっておりました。最後には、やっぱり道徳教育として心に響く記事を教員の人たちがスクラップした中で、これがいいというものをきちっと出して行って道徳教育にしっかりと出して、いじめの問題とか社会問題含めて生きる大切さを記事から学ぶという事例がありました。これは、私新聞のこの特集を見てすごくいい、NIEを宣伝するだけではなくて、ただ学力向上を目的とするのがNIEの目的ではないというふうに感じました。やはり人間として生きていくために、いろんな情報の中に、今小さい子供から大人がおります。その中でどういう情報をどのように読み込んで、それを理解しながら、いいものと悪いもの、自分たちの、自分で必要なもの、そして自分で判断する力をつけるためには新聞を活用する、

新聞を読んで日常生活に新聞をどうやって取り込んでいくかということが大切だと思います。私自身も民間企業とか、自衛隊のときもですけども、業務とか、いろんな都合によって新聞を毎日読む習慣が途切れた時期がありました。でも、現在においては社会情勢とか、いろんな問題を情報収集するためにやはり4社から5社の新聞を毎日読むことを実践しております。その中で自分にないもの、先ほどから言っている教育委員会、文部科学省のほうから出ている言語活動の充実という意味で、やはりそういう今現在に利用できるものを最大限に活用していくとか、難しいことではないので、学校教育の中でも教員の皆様にも各種の新聞を読み比べて、そしてどういったニュースが今大事なのだということを子供たちに伝えていったり、そしてまたは社会情勢の中にそういう的確なアドバイスを与えることによって生徒たちも安心感を持っているような情報を理解できる。そのためにも教員の皆様にも、教職員の人たちにも新聞の読み比べということで、各学校にある程度の新聞、全国紙を含めた新聞をきちっと配付とか、予算をとって環境づくり、整備づくりをしてもらいたいと思うのですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） NIEを中心とした全国の先進的な事例につきましては、きちっとアンテナを高くして情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申しましたが、今名寄市の中では教育改善プロジェクト委員会を中心として学力向上について取り組んでいるわけですけども、その中で言語活動というのも大変重要な分野でございます。特にNIEにつきましては、もし各学校の校長裁量で校長先生が自校の特色ある教育活動の一つとしてぜひともNIEを取り入れたいということであれば、これにつきましては学校等の主体性を尊重するという立場から、教育委員会と

しても積極的に支援をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 新聞の購読については、やっぱりお金が発生して、予算の獲得とか、いろいろ問題出てくると思うのですけれども、NIEの認定校になると市内で配付されている全国紙をある程度一定期間無料配付というメリットを与えられます。それと、出張事業とか、いろんな資料の提供、やっぱりそういったメリットを最大限生かしながら、NIEをもっともっと市内の小中学校に導入の積極的な姿勢を教育委員会初め教育部として推進してもらいたいと思っております。来年度のNIEの認定校にまず1校でも2校でも手を挙げて、小学校1校、中学校1校というような形で手を挙げてみることから始めてはどうでしょうか。それについて。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） まず、市内の小中学校の新聞の購読状況についてはお知らせさせていただきたいと思っておりますが、新聞につきましては全ての学校で購入をしております。ただ、内部的な構成では、いわゆる地元紙が多くを占めておりまして、あとブロック紙が2校、それから全国紙をとっているのは3校ということで、先ほど議員が言いましたように全国紙、ブロック紙の購読の割合が低いという状況もありますので、これらにつきましては全国的な情報発信の部分で全国紙、ブロック紙から得るといっても含めて学校に購読についてお願いをしていきたいと思っております。

また、それぞれまず指定を受けるというお話でございましたが、これについてはこの席でやり切るということはちょっと言えませんけれども、校長会、教頭会とも御相談を申し上げて対処していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 前向きに認定校として

手を挙げて、上川管内でも推進校というか、やはりモデルみたいになるように頑張ってもらいたいと思います。そして、学力向上と教職員のレベルアップにもつながるという意味で、新聞を毎日読む習慣づけと言語活動の充実により一層の努力を願いたいと思います。先ほどから言っておりますけれども、正確に新聞を読んで、うのみにしないで分析して表現するというのは、やっぱりこれからいろんなメディアを読み解く力が現在から未来にわたって求められている力だと思っておりますので、N I Eのみならず、言語活動の充実について教育委員会として積極的な取り組みを期待しております。以上でこの件については終わります。

続きまして、名農キャンパスの将来ビジョンについて再質問入りたいと思います。先ほどの答弁にもありましたとおり、名寄産業高校名農キャンパスということで私今回一般質問させていただきました。私自身も名寄工業の電気科卒であります。電気科もなくなり、光凌高校になり、名寄農業高校もなくなり、最後名寄産業高校というような変遷を踏まえて現在に至っております。私自身も人ごとではないというふうに感じております。いわゆる同窓会も解散されて、名寄工業高校の同窓会も今現在はありません。やはり産業高校の同窓生を見ると、まだ何期しかいません。20代前半の人たちだけでやっています。名農と名寄工業と産業高校、いろんな形で同窓会を盛り上げながら、名寄名農キャンパスをどのように有効に利用していくかということもやっぱり視野に入れながら、あらゆるネットワークを通じながら、市民の認識を、名農キャンパスの有効利用、名寄産業高校をどう生かしていくかということが重要になってくると思います。先ほども言われたとおり、今現在は25年度の欠員状況はマイナス60という厳しい状況の中にあります。各学年の人数を見ると、本当に40のところを15名、18名という、特に酪農科学科と建築システム科、まさに厳しいどころか、もうぎりぎりのところを歩んでいるみた

いな現状であります。

ここで、1つ質問なのですけれども、今後の名寄市内の中学生の生徒数の動向をどのようにつかんでおられるかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 今後の中学校の卒業生の動向につきましては、数的な資料については持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをしたいと思います。御存じのように名寄市のその前提となる小学校、中学校の児童生徒数につきましては、ここ15年間ほどで普通規模校1校、小学校の定員の分ぐらいの減少があります。また、今後の名寄市の人口動向の中で、御存じのように少子化の中でこれからも一定程度、ここ5年間ほどは現状維持をするというふうになりますけれども、それ以降につきましては逡減的に減るという状況でありますので、今後高校卒業生の進路決定に当たってはいろいろ厳しい状況が出てくるという認識でございます。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 私はちょっと調べてみたのですけれども、上川北学区の高校配置計画の中で平成25年から32年度までのデータがあります。名寄市内の中学卒業者が平成25年度は238人、これは恐らく予想だと思っておりますけれども、予想というか、実際の実効値です。平成26年には248人、平成27年には201人、28年は225名、29年、236名、30年は259名、31年、224名、32年、217名と。これおもしろいのです。一回減って、またふえていって横ばいというような形の中で推移しているのですけれども、この動向の中で名寄市内の動向と上川北学区の生徒数の動向を分析しながらやっぱりきちっとある程度の考え方を絞っていくというのが教育委員会の務めだと思っております。ただ名寄市内の数字をつかむだけではなくて、上川北学区の人数も把握して、そして名寄市外からどれだけのニーズやどれだけの数の生徒がいるか、その人たち

をどうやって引き込むかということも踏まえて、その中で4から3とか、いろんな考え方が出てくると思うので、これは北海道教育委員会のことなので、名寄市は全く関係ないと言われてしまえばそこで終わりなのですけれども、私は名寄市内に高校が残ること、それはどういうことなのかということと小中学校を踏まえて、次に高校に進学するときに名寄市内にどういった高校があるべきかということを引きつつニーズを捉えて、そのニーズを捉えながら人数の変動によってどういう学科が必要なのか、どういうものが学校に求められているのかということが大事だと思います。この件について教育部としての見解をお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま議員がお示ししました上川北学区の高校配置計画の中で、将来展望につきまして私どもも同じ資料がありましたので、その数字の中で議員おっしゃったように平成30年には一部ふえますが、それ以降についてはまた565人から504人、また484人と減ってくるという状況もございます。人口予測については、統計資料を駆使しての推定ではありますが、ほぼこのような形で推移をしてくるのではないかと考えています。

中学生の方の進路選択にあっては、地元にかに魅力ある行きたい学科があるかというのが大きな要素になるのかと思いますので、その時点で魅力ある学科構成を持った学校があるということがまず大前提であろうかと思っております。また、名農キャンパスの酪農科学科につきましては、現在でも全国から定員の5%の枠内で特別推薦枠があるということでもあります。その制度を利用してことし2名本州から入ったという実績もございますので、こういった特殊な学科の部分についても活用しながらの展望も道が開けてくるかなと認識しているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） いわゆるさまざまなニ

ーズがいろんなところに存在していて、ただ市内だけではないということを確認をいま一度深めて、そして道教委に対して私たちはどういう学校が必要なのだということを求めていくことが大事だと思います。ただ適正配置計画の流れの中に身を任せるのではなくて、自分たちが理想としている学校づくりをきちっとビジョンを示して、しっかりとしたデータに基づいたり、ニーズに基づいた学校づくりを教育委員会、教育部を主体としてビジョンをしっかりと持ってもらいたいと思います。産業高校の出身者数のデータを見ると、本当に名古屋とか武蔵野市とか札幌、旭川とか、いろんなところから来ております。だから、やはり名寄市内の学生にきちっと産業高校に行ってもらっても大事ですけれども、市内外から、道内外から来てもらえるような、そして何かインセンティブとか、優遇措置という行政としての支援策が求められるのではないかと思います。そこで、行政としてできる範囲の中での支援策というものは何か、どういうものなのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 全道の各地の高校、特に専門学科を持つ高校にありましては、基本は北海道教育委員会の構想と計画のもとに現在新しいタイプの高校づくりというのを推進しているところがございます。先ほどの答弁にもありましたように、名寄産業高校につきましても現在の学科構成の中で最大限の特色ある教育活動をしているということを確認をしておりますが、欠員が生じているという状況の中では平成29年度以降において再編などの動きが出てくる可能性があるかと考えております。現在の時点で北海道教育委員会の方針としては、名農キャンパスの酪農科学科については道北地域の酪農家の担い手を育成するという方針は将来的にも堅持をしていきたいということでもあります。また、今後の想定される学科再編等につきましては、当地、この地域の

地域事情を踏まえて考えていかなければならないと思っております。それに対して現在の時点でそれに対する支援策等については、今の時点では教育委員会の中では持ち合わせておりませんが、北海道教育委員会との情報収集等に努めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） わかりました。

前の答弁にあったのですけれども、いろんなニーズがあって、その中で今の現状の学科では無理だという分析も出てくると思います。その中で道教委なんかは、学科転換ということを視野に入れて抜本的な対策をやっぴり練ってくると思うのですけれども、その中で自分たちがこういう学科が必要なのだと。時代に合った学科はこうなのだというものを地元から声を上げていかなければだめだと思っております。例えば福祉科、よその学校、農業高校に福祉科を併設した学校もあります。そういった別な学科を導入することによって、そこに募集難をクリアできる対策が出てくるのではないかと。そういったことをきちっとやってほしいし、またはアイデアを出して行って、ただいろんな考え方があっていいと思います。私の考えですけれども、逆に言ったらスポーツ専攻科というか、体育を主体にやりたい学生たちを集めて、特化したウインタースポーツとか、いろんな球技に熱中しながら、健康スポーツ科とか、またはあと環境システム科といったようにして、農業だけではなくもっと大きな環境をもテーマにするような学科でコース選択できるような学科もいいのではないかと思います。時代のニーズに合った学科転換ということも視野に入れて、道教委に強く自分たちはこういう学科が必要だし、こういう学科があればそういう人たちが来るのだという、そういうビジョンを出してほしいと思います。これは強く求めておきたいところですが、この件についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま今後想定される学科の再編につきましては、当然ながら学校と地域の実情を踏まえて、特に名農キャンパスについては農業に関連づけた学科や現在使われていない実習農地や施設、設備を有効に活用できるような学科など、地域の要望を踏まえた再編案となるように北海道教育委員会に働きかけを強めていきたいと考えております。議員のほうからは、可能性を含めた将来検討を今からつくっておくという御提案につきましては一定の理解をするところでありまして、ただ、公立学校等の配置計画につきましては、あくまでも北海道教育委員会が所管する事項ですので、教育委員会として現在の段階でどの程度踏み込めるかにつきましては内部協議を踏まえ、一部課題のあることも御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） わかりました。

これは、次は要望というか、自分なりの考えなのですけれども、まず名農キャンパスの有効利用については小中学校と連携した食育の事業をもっともっとより一層ふやして有効活用してほしいと思います。そして、やっぱりオープンキャンパスという意味で小中学校の生徒たちがそこを移動する回数がふえることによって産業高校のイメージをアップして、そして自分たちは将来産業高校に進んで、こういう道に進みたいというビジョンができてくると思います。そこで、食育を観点とした小中学校の学生たちに、生徒たちに産業高校の有効利用を促進してもらいたい、それが1つです。

もう一つは、今現在産業高校名農キャンパスには寮があります。36名の人たちが利用しております。36名の人たちの利用は、有効に利用されていると思います。しかし、残りの空き数はかなりの空き数があります。そこをどうやって埋めていくかというのは、募集難だから、もう利用者数が減っているのは当たり前ですが、私の考

えをちょっと一つ二つ聞いてください。合宿で利用できないのか。教育施設だからできませんという、恐らく教育部のほうからはそういう回答があると思います。道教委からもあるかもしれません。しかし、私は20、30、50人という枠の中で、やはり合宿、長期合宿から短期合宿含めて名農キャンパスの有効利用、これ検討してもらいたいし、要望してもらいたいと思います。学校の有効利用、いわゆる学校施設をただそこに指をくわえて空き部屋をつくっているのではなくて、有効に活用するアイデアを出してほしい。もう一つは、オープンキャンパスです。いわゆる全道から来る学生たちを1泊2日で、そして体験させて、そこでいろんなことを学んでいってもらおう。そして、学校のPR活動になる。オープンキャンパスで体験学習として利用してほしい。それと、これは同じことなのですけれども、学校の寮と研修、宿泊施設、この共有化ができないのか。管理が別々になるからできないとか、管理が教育委員会、道教委だからこういうところには使わせないではなくて、どうやったら有効に共有できるか、ここを深く掘り下げていってもらいたいと思います。寮の有効活用、これをただ教育施設だからと諦めるのではなくて、これから台湾とか、いろんなところから修学旅行の生徒たちが来ます。そのときに使えるのか、そういうことも踏まえて有効、いろんな意見があると思うのですけれども、私の意見としてちょっと聞いてもらいたいのですけれども、この2点について教育委員会としての見解をお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） さまざま貴重な前向きな御提言ありがとうございました。名農がキャンパス化ということは、北海道でも類を見ない体系であるということで、このことは当時それぞれ名農の同窓会の皆さんだとか、市民挙げての要望もあって、その熱意もあってこういったことになったというふうに私は記憶をしまして、今産業高

校の酪農科学科も含めて定員が非常に危惧されているということで、同窓会も変わっていくのかもしれないけれども、しかしいろんな集まり、産業高校を育む集いだとか、そうしたことで皆さん集う場面があるのでしょうかから、このことは市民の皆さんも、あるいは同窓会の皆さんを中心に声を上げていただいて、ぜひ知恵を絞っていただきたいということを私からも改めてお願いしたいと思います。

そんな中で、先般の中野道議との政策懇談会の中で、このことが非常に地域としても憂慮されるということの中野道議にも実は提案をさせていただいています。今9月の道議会の定例会の中でも中野道議はこのことに対して恐らく質問されるのではないかという情報を聞いております。このことも含めて産業高校、特に酪農科学科、どういふふうなことをこれからしていくのかということは、当然道教委の管轄といいながらも名寄市としてしっかりとできることは何かということをお聞かせください。

台湾の修学旅行の話が出ましたので、このことに関して寮を使えないかという打診を我々も実はさせていただいていたのですけれども、やはり教育寮という縛りがありまして、非常に現状では厳しい状況だというふうに思っています。これも学科転換ということも無関係ではないのかもしれませんが、そういう実態もよく調査をしながら、寮も含めたあのキャンパスそのものは本当に大きな財産なので、そこをしっかりと利活用して特色ある高校づくりというのはどうあるべきかということは我々もぜひ研究していきたいというふうに思うし、できることがあればしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 最後に1つお願いしたいのは、行政としてできる、教育行政としてできることをしっかりとやってほしいと思いま

す。道教委がやることだから、市は関係ないということではなくて、やはりもっと積極的に名農キャンパスの有効活用ということを視野に入れて、行政としてのインセンティブ、いわゆる支援策の検討をお願いして、この場からの……教育長のほうからひとつお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 名寄市の教育委員会といたしましては、高等学校の再編計画等に当たって公立学校の配置計画、地域別の協議会において意見を求められる立場にあります。これ市長も同じでございますけれども、そういう立場でありますので、地域の要望等については積極的に意見を述べていきたいと、そんなふう考えております。

道教委から示されております上川北学区の高校配置計画によりますと、平成29年から32年までの見通しとして、欠員が40人以上生じている学校について学科の見直しですとか、定員調整を行うということになっております。このような現状を踏まえまして、ことし7月に行われました公立学校の配置計画の協議会の中で、先ほど議員御指摘のように平成25年度の産業高校の子供たち、今欠員が60名となっておりますことから、このことにかかわって学科の見直しでありますとか、定員調整について道教委として何か具体的なことを検討しているのかということで私のほうから質問をしました。そのとき道教委で答えられたことが2点ございます。1つは、各年度の中卒者の進路状況を把握しながら、今後慎重に対応していきたいと。とりわけ名寄産業高校においては、工業科の欠員が目立っているということに大変苦慮しているということ。それと、もう一つは、北学区においては工業科と農業科は産業高校にしかないということから、今後の欠員の状況も加味しながら対象学校や市町村と協議を進めていきたいのだというような回答を得たところでございます。

一方、聞くところによりますと、現在北海道産業教育審議会、24期というのが行われておりま

して、キャリア教育を踏まえた産業教育のあり方について審議されているとのことでございます。その中で全道的に職業学科についての議論がなされているということでございます。今また先ほど市長からお話ありましたけれども、昨日の道議会におきまして中野道議のほうから北海道の高校における産業教育についてという質問が内容はちょっと詳しくわかりませんが、されているとのことでございます。名寄産業高校再編等のあり方については、地域の中学生の進路決定にかかわる大事な問題だと私どもも受けとめておりますので、こんな状況を踏まえまして、今後とも道教委の高校教育課の産業教育指導グループと、それともう一つ、新しい高校づくりの推進室などしっかりと連携を深めながら、名寄産業高等学校の将来の学科転換等のあり方にかかわって、今から私ども地域の要望などについて十分配慮していただくようお願いをしまいたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） しっかりとしたニーズを捉えて、しっかりとしたビジョンを持って取り組んでもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で上松直美議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 報告第3号

平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第4号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第4号 平成24年度決算に基づく資金不

足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、また報告第4号については同法第22条第1項の規定に基づき平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告申し上げるものでありまして、細部につきまして総務部長から説明させます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、報告第3号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告につきまして及び報告第4号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して補足説明をさせていただきます。

配付いたしました資料の1ページをお開きください。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況についてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては赤字が発生していないことからなし、バー表示となっております。実質公債費比率につきましては前年度より1.7%下がって13.1%、将来負担比率につきましては10.3%下がって59.5%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページをお開きください。総括表②、連結実質赤字比率等の状況についてであります。初めに、表の左上の欄は一般会計の赤字の割合を示す実質赤字比率積算の内訳を記載しております。一般会計の実質収支は3億4,104万2,000円の黒字となっていることから、分母であります標準財政規模に対する割合はマイナス2.76%で、実質的な赤字が発生していないことからなし、バー表示となります。次に、一般会計に特別会計、企業会計など全ての会計を対象としました連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の実質収

支を合計すると表の右下のとおり21億6,816万6,000円の黒字となりました。この額が標準財政規模に占める割合はマイナス17.58%になり、実質的な赤字が発生していないことから同じくなし、バー表示となります。なお、企業会計については、実質収支を計算する際の数値は純利益、または純損失ではなく、資金不足、剰余額となり、水道事業会計及び病院事業会計のいずれの決算も流動資産の額が流動負債の額を上回っていることから、上回っている金額が資金剰余額として計算されることとなります。

3ページをお開きください。次に、総括表③、実質公債費比率の状況についてであります。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加え特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算、平成22年度から24年度の3カ年の平均を用います。平成24年度決算では、前年度より1.7%下がって13.1%となりました。実質公債費比率が下がった主な要因は、起債の償還終了に伴い元利償還金が減少したこと、公債費に準じる債務負担行為の減少、普通交付税の増に伴う標準財政規模の増加などが挙げられます。

4ページをお開きください。総括表④、将来負担比率の状況についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。平成24年度決算では、前年度より10.3%下がって59.5%となりました。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰り入れ見込み額、職員の退職手当負担見込み額など将来にわたって負担すべき金額を記載しております。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や特定歳入、公営住宅使用料等であります。将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込み額などを記載しております。将来負担比

率が下がった主な要因は、組合等を含む地方債の現在高、職員の退職手当負担見込み額などが減少したこと、充当可能財源であります基金の残高、基準財政需要額算入見込み額の増加などが挙げられます。

5ページをお開きください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況をあらわしております。企業会計であります水道事業会計及び病院事業会計の歳出相当額の欄は貸借対照表における流動負債の金額、病院事業会計につきましては流動負債の金額に固定負債を加えた金額であります。それを、また歳入相当額につきましては流動資産の金額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。両会計とも流動資産の金額が流動負債の金額を上回っているため資金不足額はマイナスとなっており、資金不足比率はありません。パー表示となります。

また、簡易水道事業特別会計ほか4特別会計については、それぞれ歳入歳出の決算額を記載しておりました。いずれの会計も一般会計繰入金で調整しておりますので、収支はゼロで、資金不足は生じておりません。

以上、補足説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第3号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第3号外1件を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月21日から9月26日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月21日から9月26日までの

6日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時11分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 川 口 京 二

平成25年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年9月27日（金曜日）午後1時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 議案第15号 平成24年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第16号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第17号 平成24年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第18号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第20号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第21号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第22号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第23号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第24号 平成24年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第25号 平成24年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

日程第3 議案第29号 名寄市職員の給与に関する条例及び名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第4 意見書案第1号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書

意見書案第2号 JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書

意見書案第3号 札幌航空交通管制部の存続を求める意見書

意見書案第4号 ブラック企業根絶を求める意見書

日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告について

日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第7 委員の派遣報告

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 議案第15号 平成24年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第16号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第17号 平成24年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第18号 平成24年度名寄市下

水道事業特別会計決算の認定について  
（決算審査特別委員長報告）

議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第20号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第21号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第22号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第23号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第24号 平成24年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第25号 平成24年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

日程第3 議案第29号 名寄市職員の給与に関する条例及び名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第4 意見書案第1号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書

意見書案第2号 JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書

意見書案第3号 札幌航空交通管制部の存続を求める意見書

意見書案第4号 ブラック企業根絶を求める意見書

日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告について

日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第7 委員の派遣報告

1. 出席議員（18名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	益塚	敏
書	記	山崎	直文
書	記	鷺見	良子
書	記	佐藤	潤

1. 説明員

市	長	加藤	剛士	君
副市	長	佐々木	雅之	君
副市	長	久保	和幸	君
教育	長	小野	浩一	君
総務	部長	扇谷	茂幸	君

市民部長	中村勝己君
健康福祉部長	田邊俊昭君
経済部長	高橋光男君
建設水道部長	長内和明君
教育部長	鈴木邦輝君
市立総合病院事務部長	松島佳寿夫君
市立大学局長	鹿野裕二君
営業戦略室長	常本史之君
上下水道室長	斎藤一彦君
会計室長	山崎真理子君
監査委員	手間本剛君

---

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

12番 駒 津 喜 一 議員

15番 日根野 正 敏 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第15号 平成24年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第16号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第17号 平成24年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第18号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第19号 平成24年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第20号 平成24年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第21号 平成24年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について、議案第22号 平成24年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第23号 平成24年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第24号 平成24年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第25号 平成24年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上11件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、竹中憲之委員長。

○決算審査特別委員長（竹中憲之議員） 議長より御指名いただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第15号 平

成24年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第16号から議案第23号までの各特別会計決算の認定について、議案第24号 平成24年度名寄市病院事業会計決算の認定について及び議案第25号 平成24年度名寄市水道事業会計決算の認定について、委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月2日に開催し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私竹中が、副委員長には川口京二委員が選出をされました。

第2回の委員会は、9月24日に開会し、審査日程を9月24日から9月27日までの4日間と決め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、説明、答弁をいただき、各会派の代表による総括質疑並びに各会計で延べ47名の委員から質疑が行われ、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、当委員会は全議員をもって構成された特別委員会ですので、詳細の報告は省略させていただき、審査の結果のみ報告を申し上げます。御了承をお願い申し上げます。

当委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計、介護保険特別会計については起立多数により、その他の特別会計、病院事業会計、水道事業会計はいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

よって、当委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であることが認められました。

以上が審査の結果であります。

なお、委員会開催中は、委員並びに理事者各位におかれましては終始慎重かつ熱心な審議を尽くしていただきましたことにお礼を申し上げます。また、日程どおり決算審査特別委員会を終えることができましたことに重ねてお礼申し上げます。本委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第15号外10件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第15号 平成24年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第16号 平成24年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 平成24年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第18号 平成24年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定についてから議案第25号 平成24年度名寄市水道事業会計決算の認定についてまでの8件について委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第25号までの8件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第29号 名寄市職員の給与に関する条例及び名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第29号 名寄市職員の給与に関する条例及び名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

国においては、平成24年2月28日に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が公布をされ、このことにより地方自治体にあっては国家公務員と同様の措置を講ずることが求められておりました。本市においては、これまで一般職の独自削減や役職加算の凍結を平成19年1月1日から実施をしていること、また組織のスリム化として合併以降91人の職員を削減していること、さらには給与制度の見直しについても検討するというにしております。一方、大学教員、教育職給料表の適用者については、独自削減は実施をせずに国と同様の措置を講じてきていることから、今回国に準じて給与削減を実施するため、本条例の一部改正を行うとともに、あわせて文言の整理を行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 意見書案第1号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書、意見書案第2号 JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書、意見書案第3号 札幌航空交通管制部の存続を求める意見書、意見書案第4号 ブラック企業根絶を求める意見書、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外3件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました

各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより平成25年度の総務文教常任委員会の行政視察報告をいたします。

当委員会は、7月1日から3日までの3日間で視察を行いました。

最初に、三笠市。三笠市立高校について、専門学科、食物調理科について御報告申し上げます。

平成19年に北海道高校適正配置計画により、平成21年には北海道三笠高等学校の募集停止が確定されました。人口1万人弱の三笠市では、廃校になった場合の市内経済への影響と人口減少、さらには教育格差の助長と保護者の負担増など、これらの懸念を総合的に考慮した結果、三笠高校を市立化にしてでも高校は必要との判断により、平成23年度に三笠市教育委員会の中に三笠市立高校設立準備室が開設されました。準備室での協議内容として、普通科での市立化には難しいと判断。道が策定した新たな高校教育に関する指針において、あすの地域を支え、産業を担う職業人としての資質や能力の育成を目的に食と観光に関する指導の充実を図る職業教育を推進していくためにも食物調理科を将来期待できる学科として設置に至りました。同じ食物学科で成功している三重県多気町を参考にして、北海道では初めての取り組みでありましたが、北海道の豊富な食材を生かした特徴ある食物調理科として全国的に注目されています。現在2年目で、1年生、2年生各40名で、

これからの就職率100%と進学をサポートを対応していくことが課題となっております。

次に、同じ三笠市にて北海道初の小中一貫教育について視察研修いたしました。三笠市は、炭鉱の閉山による急速な人口減少と少子化により、平成17年から構造改革特別区域法に基づき岡山萱野小中一貫教育を実施し、国際科、地域科、選択学習の3教科を新たに設け、小中の区切りをなくし、義務教育9年間をタイムスパンとして基本、基礎の定着と中学へのギャップを解消し、学力の向上を目指すことを目的に実施されました。さらに、小学校1年生から国際科は英語教育を実施し、コミュニケーション能力の向上と国際社会へ対応できる子供の育成と小学校3年生から中学校2年生まで地域科を設け、三笠市の自然、産業、歴史などを生かした授業により地域に対する関心を高め、三笠市で生活する誇りとまちづくりにも貢献する情操を育成するなど、特徴ある新しい教育を実施しています。平成23年度に小学校5校を2校に、中学校3校を2校に統合し、再編成後の三笠小学校、三笠中学校でも小中一貫教育に取り組み、三笠市全市で小中一貫教育が実施されたことにより、9年間で子供を育てるといった教員の意識改革、学力の向上、落ちついた学習環境の確保などの効果があり、さらに学校、地域、家庭の一体感が養われ、不登校の減少にもつながり、また教育活動がスムーズに展開するように学識経験者、地域代表、保護者代表、教職員、教育委員会で構成する小中一貫学校運営協議会を導入して、地域が支援をして人間性豊かな児童生徒の育成と地域に開かれた学校づくりを推進しています。

2日目の視察研修先は、千歳市の防災学習交流施設そなえーるを視察研修しました。千歳市は、北東に陸上自衛隊東千歳駐屯地、南東に航空自衛隊、南西に北千歳駐屯地が点在する地域で、防衛施設周辺整備計画の一環としてできた国の高額補助制度、まちづくり構想策定支援事業の要望活動により、平成17年12月に千歳市が採択され、

事業の着手となり、平成22年に総事業費21億円で完成し、防衛施設と共存した災害に強い安全なまちづくりを進める内容の事業となっております。千歳市防災学習センターそなえーるの1階は防災学習室や屋内訓練所で構成し、2階は過去に起きた大地震の体験コーナーと展示スペースで構成され、さまざまな体験学習を通じ防災に対する意識を高める学習体験ができる施設です。設置の効果として、東日本大震災の教訓から、防災に関し防災訓練や町内会、自主防災組織による消火、救出等の訓練などを通じ、防災に対する意識の向上が図られています。また、今後の方向性と課題として、自主防災組織、町内会、事業所に対しての意識を高めるために、防災マスターリーダーを中心とした市民協働事業の一環として、防災意識の向上を図り、見学施設の利用のみではなく、各関係団体との連携により防災面以外での利活用を進めていく方針です。

次に、江別市北海道情報大学の図書館を視察研修しました。図書館は、学生が集い、学び合う学習空間を基本に平成23年4月に設備、開館しております。現在蔵書は全部で12万6,560冊、ほか雑誌が344誌となっております。図書館内部には、4階から6階を利用し、1階は書籍エリアで10万6,000冊収納可能な自動書籍システムを採用し、利用する際は4階の検索窓口から利用者みずから検索し、貸し出しするシステムとなっております。4階フロアには、ほかにも参考図書など9,000冊書架にあり、閲覧席、情報検索コーナー、ラーニングコモンズ28台があり、少人数でも共同学習やディスカッション、プレゼンテーション等にも利用されている。また、各コーナーに学習アドバイザーを配置し、レポート作成など相談できるようになっています。5階では、閲覧席52席、書架には3万冊あり、一番利用があるフロアとなっております。6階は情報プラザで、PCコーナーにはウィンドウズ32台、マッキントッシュ42台導入され、自由に利用できるほか、

読書室、視聴覚コーナーが完備されています。利用者は年間7万5,000人で、書籍の貸し出しは1日平均25冊から30冊でした。また、学生以外の図書館利用も可能となっていました。名寄市においても大学図書館の整備計画が進んでいる中、規模的に違いはありますが、備品配置や運営方法などについて参考になる点が多い視察先でありました。

最後の3日目、岩見沢市の土曜ふるさと学校を視察研修しました。土曜ふるさと学校は、岩見沢市が平成21年から取り入れ、授業のない土曜日に市内小中学校を会場にして、地域にかかわりのある市民が講師となり、知識や経験を伝えたり、地域の行事を生徒と一緒に催したりすることで子供たちに地域のつながりと講師役の市民にも学習活動の成果を活用していくことが目的となっています。5年目となる本年度は、市内各地区を5ブロックに区分して3講座、予備枠5回の合計20回の開講を予定し、講座内容は料理教室や紙飛行機づくりなどの昔遊びを初め、茶道教室、陶芸教室などを通して地域住民との交流を深めていくことに重点が置かれています。講師役を務めているのは、市内でサークルや文化活動で活躍されている一般市民が中心で、開設当初は講師確保が困難でしたが、次第に人材が集まり、現在では年間延べ200人にもなり、地域ぐるみの活動となっています。講座の内容は、講師の市民が子供たちとともに楽しめる内容にすることを目標に企画して、回を重ねるごとに通常の授業では目立たない児童生徒がリーダーシップを発揮するなど新しい発見もあり、講師役の市民講師が楽しんで開催していることがこの事業の成果とも言えます。保護者からは、安全面や教育的な効果にも十分配慮されていることから、安心して参加することができるかと好評を得ているとのことでした。今後は、文科省の学習指導要領の見直しなどにより土曜授業の再開に対しましても曜日を变えて継続して開講することを含めて対応していきたいと意欲的な取

り組みをされています。子供たちの笑顔が広がり、まちの大人が先生の土曜ふるさと学校は、未来に向けた子供たちの意欲や可能性を引き出す一翼を担っている事業でした。

以上、3日間にわたり教育行政施設4カ所、防災施設1カ所を行政視察いたしました。いずれも地域と子供たちのかかわり方とこれからの新しい教育方法を模索する名寄市においても大変参考になった意義ある研修だったことを申し添え、総務文教常任委員会の行政視察報告といたします。

なお、詳細につきましては、さきに各担当委員より復命書にて議長へ報告していますので、閲覧していただけるようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 次に、市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より指名がありましたので、今年度の市民福祉常任委員会の視察報告を申し上げます。

当委員会は、去る7月1日から7月4日までの4日間の日程で道外6カ所、新潟県見附市、長岡市、糸魚川市、長野県上田市、松本市を視察をいたしました。

最初の視察先、見附市では、空き家等の適正管理に関する条例について視察を行い、条例制定に至った背景は老朽危険家屋の問題化による関係部門へのさまざまな苦情、景観阻害、不法投棄、雑草繁茂、倒壊の危機、火災の危険等があったが、その都度の対応に終わっていた。実態調査で空き家率8.3%で、新潟県や全国の実態調査と比較し平均以下ではあるが、年齢区分別人口推移、所有者の高齢化、遠隔地への居住、経済的事情、築30年から40年が多く、今後空き家が急激にふえることが明らかになった。新聞報道でも空き家急増、対策急げ、倒壊のおそれ、治安悪化など市民の声なども取り上げられ、議会からも必要性が求められていた。制定までの検討課題は、現行法令で規制するのではなく、独自の義務づけをして、

特に行政指導、行政命令、行政代執行など実効性のある条例をどこまで広げるかなど検討した。工夫した点では、市民の役割の中で土地、家屋の所有者など地主の協力が不可欠であり、支援策として空き家バンク制度への誘導、解体、補修などの実施にかかわる業者の紹介、弁護士等法律相談への誘導、税制的対応が盛り込まれた。平成24年10月に条例施行から8カ月後、成果と課題では建物自体の危険度を4段階に分類、レベル2以上を老朽危険空き家として認定し、周辺建物や公道等への影響に分け、調査を行った。市民から空き家情報提供は46棟で、施行前解体5棟、再利用2棟、施行後認定9棟のうち解体8棟、修繕1棟、未認定9棟は解決し、合計25棟が解決した。条例の運用で何が危険かのトラブルもあり、危険度に見える化を実施していました。

次に、長岡市子育て支援の取り組みについて視察をしました。特徴として、母子保健、子育て支援、家庭教育、幼児教育、学校教育、青少年健全育成を教育委員会に一元化をして、子供たちが健やかに成長していくために乳幼児から思春期までの子供の成長に合わせた一貫した支援体制を整備をして、市民の要望に応えたこそだてのえきを設置、冬の間や雨の日、公園が使えないため雨や雪の日でも安心、安全、伸び伸びと遊べる保育士がいる屋根つき公園として、平成21年度から24年度までに4カ所のこそだてのえきを開設されていました。視察先のこそだてのえきにては、保育士8名体制で、施設の内容は運動広場、交流サロン、絵本コーナー、赤ちゃんコーナー、相談室、情報コーナー、授乳室、一時保育を行っており、1日500人、土日1,000人の利用があり、7割が市内の利用者で、利用料は無料で、一時保育は1時間300円、1日平均七、八人の利用があり、小さい子供連れだけでなく家族で利用する人も多く、イベント、子育て相談、サポーターも100名の登録があり、自分の得意分野でサポート活動をし、行政と市民が協力し、子育て応援を

していました。

次に、同じ長岡市内の高齢者総合ケアセンターこぶし園を訪れ、定期巡回・随時対応型訪問介護の取り組みについて視察を行いました。こぶし園では、できる限り現在の生活を継続したいという利用者自身の希望と心身、費用ともに過重な負担を強いられる在宅介護者の双方を支えるために、在宅生活を支えるサービスづくりに専念して、地域住民の多くのニーズが住みなれた家や地域で生活を続けたいことを理解して、これらを支えるサービスシステムを構築し、さまざまなサービスメニューを用意してきました。定期巡回・随時対応型訪問介護では、重度の要介護状態となった場合においても利用者が可能な限り在宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように、1日6回から8回の定期的な巡回介護支援、また呼び出しにより居宅を訪問し、日常生活の支援と緊急時の対応、そのほか夜間においても安心してその居宅において生活を送ることができるようにするため、援助を行っていました。利用料は施設入居と同程度で、こぶし園の介護サービスの特徴として、映像機器を使用した端末機を設置してこれにより緊急時を含む随時対応が可能になることに加えて、双方がお互いに顔を見ながら対話することができるために、安心感とともにその緊急度、必要度の判断が容易になることと、そしてサービス提供者側から呼び出しも可能になります。また、ペンダント式の起動スイッチを携帯することにより、利用者の方が本機から離れた場所でも緊急事態の呼び出しなどに対応することができ、機器使用料は無料で、基本料500円と通話料30秒ごと30円。名寄市でも施設待機者が多く、こぶし園のような取り組みが必要と強く感じました。

研修3日目は、糸魚川市の清掃センターを訪問し、炭化システムを用いたごみ処理施設の現状と次期施設計画について視察研修を行い、平成14年ごみ焼却施設の老朽化に伴い、全連続燃焼方式

によりごみを炭化物として市内セメント工場などの燃料として廃棄物を再利用する国内初のシステムを採用し、ごみ炭化処理施設の供用を開始、平成18年から運転管理を委託、昨年10年が経過したことやごみの分別、減量化などごみ処理のあり方を考える場が求められることから、大学教授や全国都市清掃会議技術顧問、セメント会社、地域4地区の代表ら10名によるあり方検討委員会がスタートし、現在に至っていると説明があった。次期の施設建設については、様式についてはストーカー式、シャフト式など各地を視察し、検討中で、現施設の運転を休止するわけにはいかないの、場所の選定も考えていかなければならず、手続にも日数がかかることから、平成29年度を目標に検討中でありました。

次に、長野県上田市の環境基本計画と環境保全プランについて視察を行いました。平成20年に策定された29年までの10年計画で、中間年度において社会動向を見据え見直しを行い、見直しの概要としては地球環境問題に対する国際的な枠組みの変化や東日本大震災と福島第一原発事故に伴うエネルギー政策、環境面への影響もあり、再生可能エネルギーに対する意識の変化を基本に自然エネルギーの普及拡大をさらに進めるため、関連する施設に対する指標をふやし、政策効果がよりわかりやすくなるようにした。資源循環型社会の構築に向けた歩みをより一層進めるため、資源循環型施設の建設について環境対策を重視して修正し、放射線対応については東日本大震災に伴う原発事故により待機中に放出された放射性物質に対する対応について整理し、水資源保全については近年外国資本による森林買収や大量取水による地下水位低下などの懸念が生じ、関心の高まっている水源林や水資源の保全に関する動向についてまとめた。具体的な取り組みとしては、太陽光発電の普及では住宅4万戸中2割に設置を目指し、平成23年度は835戸、防犯灯1万4,000灯を5年間でLED化を進め、新ごみ焼却施設の建

設も図っていく計画でありました。

次に、最後の研修先、長野県松本市では、健康寿命延伸都市について視察をしました。市長が医師出身で、チェルノブイリにかかわったこともあり、命にこだわる姿勢が活かされ、平成23年度から新総合計画の目指すべき将来のまちの姿として、健康寿命延伸都市・松本、6つの健康づくりを基本目標として、人の健康、生活の健康、地域の健康、環境の健康、経済の健康、教育・文化の健康を協働で取り組み、環境づくり全ての施策が健康寿命につながる総合計画を策定し、具体的には健康寿命の延伸を目的とした市民歩こう運動、ウォーキングマップの作成、みずから実践できるような工夫、歩くことにより車を使わないことも啓発の一つ、健康づくりの基盤となる地域コミュニティ創造、福祉ひろば35カ所、専門職員や健康運動指導士の配置、人口24万人で50人の保健師の配置等の取り組みにより、健康寿命が徐々に伸びてきている。また、平成25年3月、第1回健康寿命をのばそう！アワード、厚生労働大臣賞自治体部門優秀賞を受賞をしたそうです。

以上6件の視察を終え、特に新潟県長岡市こそだてのえきの取り組み、定期巡回・随時対応型訪問介護こぶし園の取り組み、長野県松本市健康寿命延伸都市の取り組みは、名寄市にとっても注意すべき事例であったことを申し上げ、市民福祉常任委員会の視察報告とさせていただきます。

なお、さらに詳しい報告書については、議長に提出してありますので、御一読いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 次に、経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、平成25年度経済建設常任委員会の行政視察の報告を申し上げます。

視察期間は、7月23日より26日までの4日間であり、今回の委員会視察は道外5市で6項目

の調査をさせていただき決定を受け、富山県富山市、新潟県上越市、長野県飯山市、千曲市、安曇野市を訪問し、研修をさせていただきました。

初日午後2時30分より、富山市の環境未来都市計画を視察をいたしました。平成22年度国の新成長戦略によって、誰もが暮らしたいまち、活力あるまちづくりの実現を目指し、持続可能な付加価値創造都市と地方都市が抱える課題解決のモデルとなり得る施設の展開普及を通じて活力あるまちづくりの実現を目指しています。環境未来都市計画とは、環境や超高齢化に対応した社会経済システムやまちづくりなどの面で世界に類のない成功事例を創出するとともに、その成功事例を国内外へ普及発展することを通して地域活性化や我が国全体の持続可能な経済社会構造の実現を目指すことを目的に進められています。環境未来都市計画策定までの経過は、平成22年にアイデアが提出され、平成24年1月に国の選定がなされ、同年2月に推進本部の設置及びスケジュールを確認、同年3月国へ計画を提出し、推進が始まりました。公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指しており、まちづくりと連携した温暖化対策を進めています。公共交通の積極的な活用、町中への住みかえ、ライフスタイルの転換、エネルギー管理、エコ商品の開発、普及、地域連携が進められています。将来の実現に向けた主な取り組みとして、再生可能エネルギーを活用した農業活性化、LRTネットワークの形成、LRTとは次世代型路面電車であります。農商工連携による多様なビジネス推進、公共交通の活性化、薬用植物栽培工場の構築など15事業があり、推進協議会が設置されており、環境、高齢化対応、産業振興の3部会があり、部会の中にプロジェクトチームがあり、それぞれの担当部署が各チームに配置されており、現在環境未来都市計画の進行中とのことであります。

2日目9時30分より、上越市の上越ものづくり振興センターの取り組み、特産品、土産物品の

開発支援事業補助金について視察をさせていただきました。振興センターは、上越地区の経済的産業支援機関などで協議され、平成21年11月に上越地区の物づくり、産業の振興を図る目的で開設され、センターの役割として関係機関と連携のもと、市内事業者の経営基盤の強化、経営の革新、創業の促進、技術の高度化、人材育成等を総合的に実施して産業の発展に寄与することにあります。機能として、ワンストップ窓口、人材育成、ネットワークの構築の3つの柱でものづくりを推進するためのトータルコーディネートを推進しています。支援事業として、新産業振興事業、ものづくり産業活性化事業、企業振興事業、新産業創造支援事業、特産品開発支援事業の中で開発、製造されたすぐれた商品にメイド・イン上越として認定し、販路開拓につなげているとのことで、上越ものづくり振興センターを核にきめ細かな支援事業を展開しており、産業振興に力を注いでいるとのことでございました。

同日午後1時30分より、飯山市の飯山市優良土産品推薦条例、てんだい倶楽部について視察をさせていただきました。てんだい倶楽部は、地域の担い手研修などさまざまな支援の推進を積極的に進めるために行政とJAとの連携組織として飯山市営農センターを平成12年度に設立、営農センター事業の一環として労働力確保対策を打ち出し、ヘルパー制度の研究を重ね、平成14年度からてんだい倶楽部が発足。同年7月に飯山市営農センターから飯山市農業センターに名称変更し、農地利活用の促進、担い手への集積を図っています。平成23年度飯山市農業再生協議会が発足、行政が関連した農業組織の一本化として平成24年8月に飯山市農業センター事業を飯山市農業再生協議会事業に統合し、現在に至っています。24年度のヘルパー登録者は、男性24名、女性35名で計59名で、受け入れ農家戸数は56戸となっております。ヘルパーの年齢構成は32歳から74歳と幅が広く、女性の割合が高いが、男性

は若い人が多いとのことであります。

3日目9時半より、千曲市の信州千曲ブランドについて視察をさせていただきました。信州千曲ブランドは、千曲市の地域資源を積極的に活用し、新たな価値を生み出す取り組みを千曲ブランドと定義し、千曲ブランドの開発の促進と市内外への浸透を図ることを目的とし、各産業分野にとらわれず、産業間の連携を基本的に展開しており、本年で5年目を迎えています。ブランドの取り組みは、経済部産業振興課兼産業支援センターが担当しており、職員は所長兼務の課長をトップに推進係2名とアドバイザー、民間OB1名の体制で進められています。合併による市名変更で千曲市の知名度が低いとの認識もあり、開発の促進と市内外への浸透を図ることを目的としており、ブランド構築に際しては農林業、工業、商業、観光などの分野にとらわれず、各産業分野を横断した事業展開が重要で、戦略として産業間の連携を基本に政策を展開、具体的には千曲市の宝と位置づける自然、力、物、技術などの地域資源を内外の連携で磨き上げ、産業活性化につなげることを意図とし、千曲ブランドの創出、内部連携強化、外部連携強化の3本の柱を政策として取り組んでいます。ブランド認定は、平成21年設立した千曲ブランド推進協議会の認定審査部で審査し、市内で製造されている加工食品または市内で製造された原料を使用している加工食品で、食品関係法令の法令に違反していないもの、千曲市内に本店または主な事業所を有するものが自社商品として市販しているものを千曲市のイメージを著しく損なうおそれのないものを基準に試食をしながら審査を行っており、認定期間は2年間となっています。認定数は、平成21年の第1回認定申請では22業者80品目を認定、第3回申請では主な原材料は国内産としながら1項目を加え、32業者120品目を認定、認定商品にはシールを張るとともに認定品一覧をパンフレットにし、アピールをしているとのことであります。千曲ブランドのPR効

果もあり、各業者の売り上げは前年度比10%から200%まで伸びたところが多いとのことで、スタートは行政主導であったが、現在はイベント参加時の企画運営、準備、後片づけは認定業者が行っています。1年目は市内のイベント、2年目は市外、県外、3年目は東京都内で長期出店したことが手応えとなって活動が活性化しているとのことであります。一方で、今後認定業者間の相互理解をさらに深め、自主的な組織活動ができるよう進めていきたい。認定商品のレベルアップとランクづけを検討したい。ブランドとしてのコンセプトについての明確化も重要との説明でありました。

同日午後1時半より、安曇野市の屋外広告物条例について視察をさせていただきました。安曇野市は、中央自動車道安曇野インター、オリンピック道バイパス、長野オリンピック等で人、物の流れが大きくなり、海外広告物が乱立したことにより景観への影響を考え、市民と行政が協力し、条例制定の動きが始まりました。平成5年度に市内5地区が景観づくり住民協定に認定、景観条例とともに景観計画を策定、平成23年4月1日から運用を開始し、平成24年3月議会において屋外広告物条例を決議し、同年10月1日から屋外広告物条例施行となったとのことであります。市民への周知は、広報3回、ホームページ修正を含み5回、条例のしおりを支所等へ配置、業者へのしおり送付、市民回覧、防災放送での周知、各種団体の説明、職員への周知を行ったとのことでした。条例の主なポイントとして、3つの規制地区に区分、許可期間は5年で、その他の許可物は6カ月、違反に対する処置命令と罰則があるとのことであります。現在の許可件数は、第1種から第3種合わせて127件となっております。条例制定にかかわって市民、業者、行政が一体となって取り組んでいることに感銘したところでございます。名寄市においても取り組める施策が多くあると考えたところであります。

なお、詳細につきましては、復命書にて議長に提出しておりますので、一読を願いたいというふうに思います。

以上、経済建設常任委員会の視察報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

---

閉会 午後 1時49分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 駒 津 喜 一

署名議員 日根野 正 敏

## 質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 5 年 第 3 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	日根野 正 敏 (P 4 2)	1. 加藤市長の今後について (1) 来春の市長選挙に対する加藤市長の考えについて 2. 名寄市公設卸売市場について (1) 今後の対応について 3. 公共施設の冷暖房設備設置について (1) 公共施設の冷暖房設備設置計画の内容と取り組み経過について (2) 市内小中学校のパソコン教室に冷房設備を
2	大 石 健 二 (P 5 2)	1. 加藤市長の政治姿勢に関して (1) 第 2 期市長選出馬について ア 2 期市政の課題と抱負について 2. 名寄市の行財政運営に関して (1) 平成 2 6 年度予算編成等から ア 健全財政等に向けた取り組みについて (2) 防災・減災等の対応対策から ア 現状の課題とその対応策について 3. 生活弱者等への支援対策に関して (1) 生活保護行政等から ア 受給者及び生活困窮者等の支援対策について 4. 市民の声より (1) 地域施設の管理と運営から ア 都市(街区)公園の整備と管理運営について ・現状と課題について イ 名寄市日進地区の再整備と管理運営について ・現状と課題について
3	竹 中 憲 之 (P 6 3)	1. 空き家対策について (1) 空き家の数について (2) 平成 2 4 年度の倒壊家屋の実態について

		<p>(3) 今後の空き家対策について</p> <p>2. 地域防災対策について</p> <p>(1) 近年の降雨等による被害の実態について</p> <p>(2) 避難所の収容体制について</p> <p>(3) 収容場所と避難地区の動線について</p> <p>3. 教育現場における「いじめ」の実態について</p> <p>(1) 「いじめ」の実態について</p> <p>(2) 教育委員会としての対応について</p>
4	東 千 春 (P 74)	<p>1. 木質バイオマスの利用について</p> <p>(1) 名寄市木質バイオマス利活用検討地域協議会について</p> <p>(2) 木質バイオマス昆焼発電の可能性について</p> <p>2. 駅前交流プラザ「よろーな」について</p> <p>(1) 会議室及び待合室等の音の響きについて</p> <p>(2) 放送設備設置の考え方について</p> <p>3. これからの交流人口のあり方について</p> <p>(1) 営業戦略室の今後のあり方について</p> <p>(2) 広告代理店など、交流人口誘致ノウハウの活用について</p> <p>(3) 合宿誘致の考え方について</p>
5	佐々木 寿 (P 88)	<p>1. 社会保障制度改革国民会議最終報告書に係わって市の方向性について</p> <p>(1) 超高齢化社会にふさわしい医療提供体制の方向性について</p> <p>ア 「病院完結型」から「地域完結型」の方向性について</p> <p>イ 「総合診療医」の方向性について</p> <p>(2) 要支援の認定を受けた軽度の要介護者向けのサービスの見直し等の将来の介護対応について</p> <p>(3) 男性の育休取得促進、育児相談窓口の一本化等の少子化対策の対応について</p> <p>2. 健全、安全な教育環境の推進について</p> <p>(1) いじめ絶無に向けた取り組みについて</p> <p>(2) 「体罰」根絶への対策について</p> <p>(3) 「子ども110番の家」の取り組み状況について</p> <p>(4) 家庭学習の指導について</p> <p>3. 地域づくりについて</p> <p>(1) 新規転入者に対する市のPRに関する対応について</p>

6	高 橋 伸 典 (P 9 8)	1. 「健康マイレージ」の取り組みについて (1) 健康づくり事業の推進状況について (2) 「健康マイレージ」の取り組みを 2. 災害時要援護者の避難対策について (1) 自主防災組織・要援護者の名簿、対象町内会の個別計画の推進状況 (2) 避難所の生活環境の整備について (3) 「災害対策基本法改正案」の成立を受けて 3. 教育行政について (1) 市立小中学校の空調機器整備について (2) 全国学力テストの結果を受けて
7	山 田 典 幸 (P 1 0 9)	1. 名寄市の基幹産業を守るために (1) 局地的集中豪雨における今後の対応・対策について (2) 農作物被害に対する支援の考え方について (3) 有害鳥獣の現状と今後の対策について 2. 教育行政にかかわって (1) 名寄市立大学アスリートサポートの今後の展開と可能性について (2) 第2次名寄市子どもの読書活動推進計画について (3) 学校力向上総合実践事業の具体的な取り組みについて
8	奥 村 英 俊 (P 1 2 0)	1. 「なよろコミュニティバス」の運行見直しについて (1) 見直しの基本的な考えと時期について (2) 利用促進と交通弱者への対策について 2. 男女共同参画社会の形成について (1) 名寄市男女共同参画推進計画実施計画について (2) 条例制定について 3. 平和の推進について (1) 平和行政としての今年度の取り組みについて (2) 今後の取り組みについて
9	川 村 幸 栄 (P 1 3 4)	1. 国民健康保険制度に関わって (1) 都道府県単位化（広域化）について (2) 名寄市の現状について 2. エネルギー問題に関わって (1) 雪を活かしたまちづくりについて

		(2) 電気料金の値上げによる市民生活への影響について
10	上 松 直 美 (P145)	<p>1. NIE（新聞活用教育）について</p> <p>(1) 市内小中学校におけるNIE（Newspaper in Education）の現状について</p> <p>(2) 学力向上対策としての可能性について</p> <p>(3) 学校教育での言語活動の充実と可能性について</p> <p>2. 名寄産業高校（名農キャンパス）の将来ビジョン</p> <p>(1) 現状と問題点について</p> <p>(2) 教育行政としての対策について</p> <p>(3) 多面的機能の有効性について</p>

## 平成25年第3回名寄市議会定例会議決結果表

平成25年9月2日～平成25年9月27日 26日間  
 本会議時間数 13時間46分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
平成25年第2回 定例会 付託議案第1号	名寄市子ども・子育て会議条例の制定について【市民福祉常任委員長報告】	25. 5. 31 市民福祉委員会付託	25. 8. 28 原案可決すべき	25. 9. 2 原案可決
第 1 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 2 号	名寄市税外収入徴収条例の一部改正について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 3 号	名寄市介護保険条例の一部改正について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 4 号	名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 5 号	名寄市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 6 号	名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 7 号	北海道後期高齢者医療広域連合規約変更に関する協議について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 8 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 9 号	平成25年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 1 0 号	平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 1 1 号	平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 1 2 号	平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 1 3 号	平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	— —	— —	25. 9. 2 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 4 号	平成 2 5 年度名寄市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 1 5 号	平成 2 4 年度名寄市一般会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 26 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 1 6 号	平成 2 4 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 26 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 1 7 号	平成 2 4 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 26 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 1 8 号	平成 2 4 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 26 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 1 9 号	平成 2 4 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 26 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 2 0 号	平成 2 4 年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 26 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 2 1 号	平成 2 4 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 26 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 2 2 号	平成 2 4 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 26 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 2 3 号	平成 2 4 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 26 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 2 4 号	平成 2 4 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 27 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 2 5 号	平成 2 4 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	25. 9. 2 決算審査特別	25. 9. 26 認定すべき	25. 9. 27 認 定
第 2 6 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 2 7 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 2 8 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	25. 9. 2 原案可決
第 2 9 号	名寄市職員の給与に関する条例及び名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	— —	— —	25. 9. 27 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意見書案 第 1 号	鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書	— —	— —	25. 9. 27 原案可決
意見書案 第 2 号	J R 北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書	— —	— —	25. 9. 27 原案可決
意見書案 第 3 号	札幌航空交通管制部の存続を求める意見書	— —	— —	25. 9. 27 原案可決
意見書案 第 4 号	ブラック企業根絶を求める意見書	— —	— —	25. 9. 27 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	25. 9. 2 報 告 済
報 告 第 2 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	25. 9. 2 報 告 済
報 告 第 3 号	平成 2 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	— —	— —	25. 9. 20 報 告 済
報 告 第 4 号	平成 2 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	— —	— —	25. 9. 20 報 告 済
報 告 第 5 号	例月現金出納検査報告について	— —	— —	25. 9. 27 報 告 済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	— —	— —	25. 9. 27 決 定
	委員の派遣報告	— —	— —	25. 9. 27 報 告 済